

平成27年度版

那覇市の環境

(平成26年度分報告)



那覇市
環境部環境政策課

はじめに

戦後 70 年を経て沖縄県は、国内外の観光客が年間約 700 万人訪れる地となりました。那覇市は本県の空・海の玄関口であり、政治・経済の中心地として発展してきました。一方で地球的規模の異常気象に伴い、最大級の大型台風の接近や沖縄本島では観測史上初の「雪」が観測されました。

こうした地球的規模の環境問題に対し、国際社会は平成 27 年 12 月に 196 国・地域が参加し、第 21 回国連機構変動枠組み条約締約国会議（COP21）がフランスで開催され、平成 32 年以降の地球温暖化対策として「パリ協定」が採択されました。

パリ協定では産業革命前からの気温上昇 1.5 度以内への努力が掲げられました。日本政府も、平成 42 年までに平成 25 年温暖化ガスを 26% 削減するという目標を掲げています。

本市ではこうした環境問題に対応するため、平成 12 年に那覇市環境基本計画（平成 19 年改定）を策定するとともに、平成 16 年には那覇市環境基本条例を制定し、良好な環境の保全と創造のための施策を総合的・計画的に推進してきました。その後、環境を取り巻く状況、市の施策の取組み、市民・事業者等の意識などの変化に対応するうえで、新たな計画を策定する必要性が高まり、平成 26 年度には、第 2 次那覇市環境基本計画を策定しました。

本計画は平成 26 年度から平成 35 年度までの 10 年間となっていますが、毎年度の「P D C A サイクル」（Plan 計画する・Do 実行する・Check 点検、評価する・Action 見直す、改善する）に基づき進捗管理を行い、計画の実行性を高めていく内容となっています。

本市は、平成 25 年度より、中核市になり大気汚染防止法や土壤汚染対策法、産業廃棄物等の事務が沖縄県より移譲されました。中核市「那覇」として、今まで以上に住みやすい生活環境、自然環境の保全に取り組んでいきます。

次世代に良好な環境を継承するためには、行政はもとより市民、事業者の皆様が「環境のために何ができるか」を考え、「協働」で取り組むことが必要です。この度作成いたしました「那覇市の環境」により、那覇市の環境の現状や環境施策について理解を深めていただき、環境保全・環境活動の輪がさらに広がっていくことを期待しております。

那覇市長 城 間 幹 子

目 次

第1章 市勢

1 位置・面積	1
2 人口	2
3 地勢と地質	3
4 気候	4

第2章 環境基本計画

1 環境基本計画とは	6
(1)計画の位置づけ	
(2)那覇市が目指す環境の将来像	
(3)環境の将来像を実現するための基本目標	
(4)取組の体系	
(5)計画の推進体制	
2 進捗管理(平成26年度版)	14
(1)平成26年度の実績及び評価一覧	
(2)「概ね順調」及び「停滞」している数値目標項目の原因と対策一覧	
(3)平成26年度の市の取組一覧	

第3章 地球温暖化対策の推進

1 概要	57
2 主な実施事業	58
(1)住宅用太陽光発電・太陽熱利用システム導入促進助成事業	
(2)家庭用廃食用油回収事業	
(3)地球温暖化対策カレンダー	
(4)環境推進員（エコライフサポーター）	
(5)温暖化対策啓発講座	
(6)緑のカーテン・屋上・壁面緑化推進事業	
(7)那覇市地球温暖化対策協議会	
(8)那覇市地球温暖化対策アクションプラン	
3 市域の温室効果ガス排出量について	63
(1)温室効果ガス種類別排出量の推移	
(2)二酸化炭素部門別排出量の推移	
(3)二酸化炭素部門別排出割合の比較（全国・沖縄県・那覇市）	
(4)二酸化炭素のエネルギー種別排出量	

第4章 エコオフィス計画及び環境マネジメントシステム

1 那覇市エコオフィス計画の推進	67
2 那覇市環境マネジメントシステムについて	69

第5章 自然環境の保全

1 環境保全の啓発	71
(1)環境啓発事業	
(2)環境学習会	

2	環境保全対策事業	74
(1)	生活排水対策推進事業	
(2)	水資源有効利用推進事業	
(3)	安謝川上流浄化対策	
(4)	メジロ捕獲許可及び飼養登録事務	
3	広域的事業	76
	国場川水系環境保全推進協議会	
4	自然保護	76
	鳥獣保護区の設定	

第6章 水質

1	那覇市公共用水域の水質及び底質の測定	78
(1)	目的	
(2)	測定期間	
(3)	測定の内容	
(4)	測定地点	
(5)	測定方法	
(6)	測定実施日程	
(7)	測定結果	
2	水質汚濁防止法に基づく規制	125
3	土壤汚染対策法に基づく届出及び区域指定の状況	126
4	浄化槽の設置及び維持管理	128

第7章 騒音・振動・悪臭

1	騒音規制法・振動規制法に基づく届出の状況	129
(1)	騒音規制法に基づく届出状況	
(2)	振動規制法に基づく届出状況	
2	騒音・振動苦情の状況	131
(1)	騒音に係る苦情	
(2)	振動に係る苦情	
3	自動車交通騒音	134
(1)	自動車による交通騒音	
4	航空機騒音	135
(1)	那覇空港の沿革	
(2)	那覇空港の施設の概要	
(3)	那覇空港騒音指定地域の範囲	
(4)	環境対策	
5	悪臭	142
(1)	悪臭とは	
(2)	悪臭防止法による規制	
(3)	臭気指数規制基準	
(4)	悪臭に関する苦情	

第8章 大気

1	概要	144
2	測定結果	144
(1)	二酸化硫黄	
(2)	二酸化窒素	
(3)	浮遊粒子状物質	
(4)	一酸化炭素	
(5)	光化学オキシダント	
(6)	微小粒子状物質	
(7)	有害大気汚染物質	

第9章 ダイオキシン類

1	概要	150
2	測定結果	150

第10章 公害苦情・陳情・パトロール

1	公害苦情・陳情	151
2	建築等に伴う公害防止指導状況	152

第11章 墓地行政

1	那覇市識名霊園の維持管理業務	154
2	墓地・埋葬等に関する法律に基づく業務	155

第12章 廃棄物

1	概要	156
2	ごみ処理の基本方針	157
3	平成26年度におけるごみ減量・資源化施策の概要	157
4	今後の展開及び課題等	157
5	ごみ処理状況	159
(1)	形態別ごみ収集状況	
(2)	ごみ種別、処理状況	
(3)	年度別、月別ごみ搬入状況	
(4)	1日当たりごみ総処理量と1人当たりごみ排出量	
(5)	全体ごみ、事業系ごみ量状況	
(6)	ごみ質試験成績	
6	分析測定結果	165
(1)	一般廃棄物中間処理施設（ばい煙・ダイオキシン類分析測定結果）	
(2)	一般廃棄物最終処分場「那覇エコアイランド」余水処理施設 (処理水水質測定結果)	
(3)	一般廃棄物（旧）最終処分場・浸出水処理施設（ダイオキシン類分析結果）	
(4)	一般廃棄物（旧）最終処分場・浸出水処理施設（処理水水質測定結果）	
7	し尿処理状況	169
(1)	し尿及び浄化槽汚泥の年間収集量の推移	
(2)	下水道接続人口と浄化槽及びし尿汲取人口の割合	
8	産業廃棄物対策事業	170

- (1) 概要
- (2) 中核市移行に伴い移管された事務
- (3) 産業廃棄物処理業者・自動車リサイクル業者等の状況
- (4) 許可等の実施状況
- (5) 立入調査の実施状況

第13章 環境衛生

1	概要	172
2	動物愛護	173
	(1) 動物愛護の啓発	
	(2) 狂犬病予防の啓発	
	(3) 統計資料	
3	ハブ対策	175
	(1) ハブ対策の啓発	
	(2) ハブ生息調査及び捕獲器の設置、貸出しについて	
	(3) 原材料の支給について	
	(4) 咬症治療費の扶助について	
	(5) 統計資料	
4	そ族昆虫対策	176
	(1) そ族昆虫駆除対策の啓発	
	(2) そ族昆虫駆除対策	
	(3) 統計資料	
5	あき地管理対策	177
	(1) あき地管理対策	
	(2) 統計資料	
6	観光地周辺の環境衛生対策	178
	(1) 事業の概要	
	(2) 統計資料	

資料

1	環境行政の沿革	179
2	環境部所管の事務分掌	181
3	那覇市環境基本条例	182
4	那覇市公害防止条例	186
5	那覇市公害防止条例施行規則（抜粋）	190
6	那覇市飼い犬条例	198
7	那覇市ハブ対策条例	201
8	那覇市あき地管理の適正化に関する条例	203
9	那覇市建築等に伴う公害防止指導要項	204
10	那覇市雨水施設等設置費補助金交付要綱	205
11	那覇市合併処理浄化槽設置補助金交付要綱	207
12	那覇市屋上・壁面緑化助成要綱	209
13	那覇市公共工事等環境配慮マニュアル推進要綱	212
14	那覇市住宅用省エネ設備補助金交付要綱	214

第1章 市勢

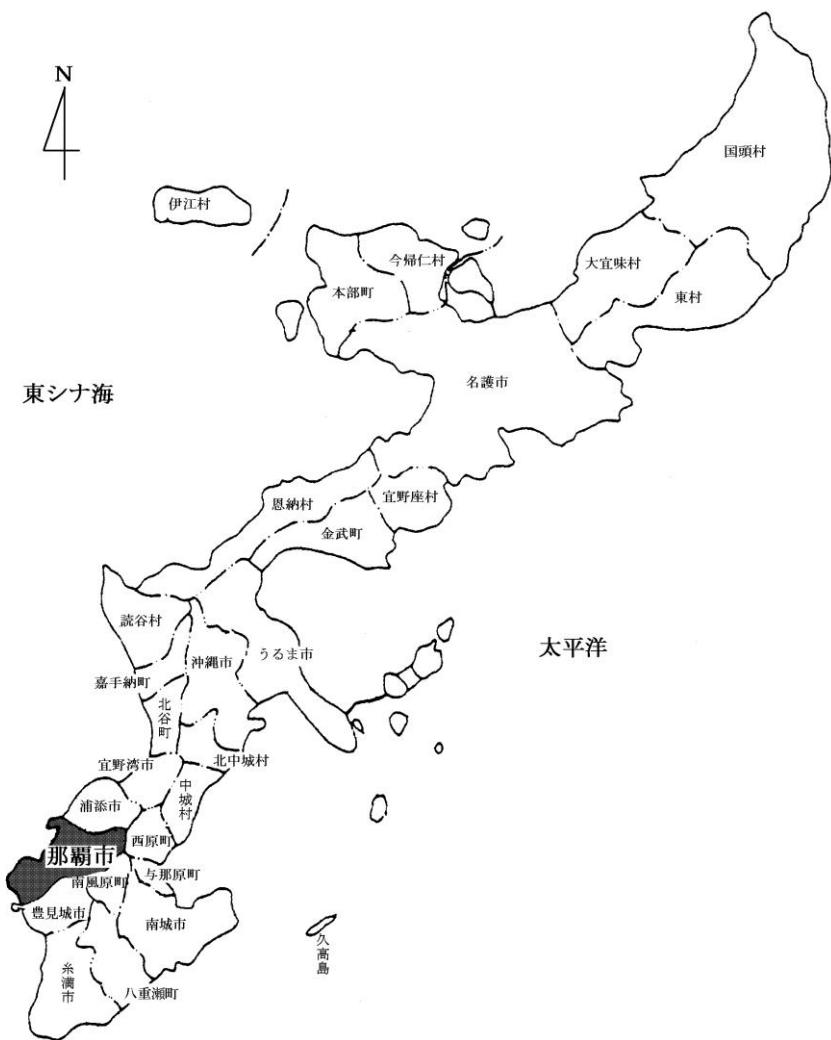
1 位置・面積	1
2 人口	2
3 地勢と地質	3
4 気候	4

1 位置・面積

沖縄県は、北緯 24 度～28 度、東経 122 度～133 度の南北約 400km、東西約 1,000km の海上に弧をえがいて連なる 160 の島（面積が 0.01 km²以上の島）の内、有人島 39、無人島 15 からなっています。

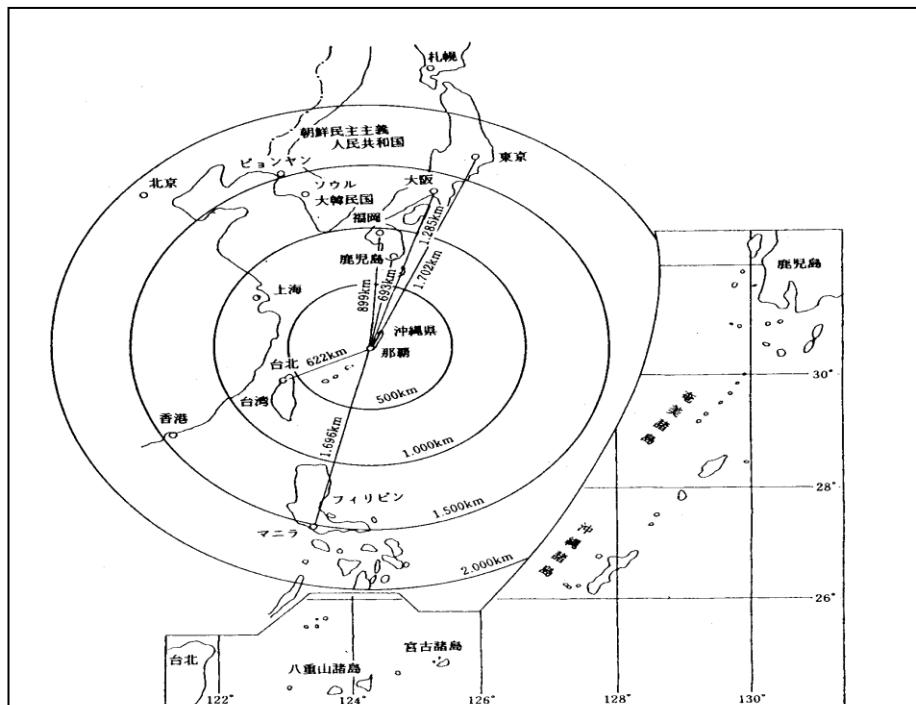
その中で、那覇市は最大の島「沖縄島」の南部に位置し、東西約 10 km（東経 127° 38' 11" ～127° 44' 18"）、南北約 8 km（北緯 26° 10' 34" ～26° 14' 46"）で市域の北側では浦添市、東側では西原町、南側では豊見城市、南風原町と接しています。西側には東シナ海が広がっています。

図 1-1 位置図 沖縄本島



また、本市は鹿児島と台北のほとんど中間にあり、那覇市を中心とする 2,000km の円周域には、東京、上海、香港、ソウル、北京、マニラなどの主要都市があり、交通通信機能の上からも東南アジアの各都市を結ぶ要衝の地点であり、わが国の南玄関として地理的に好条件の位置にあります。

図 1-2 各都市との距離



本市の総面積は、平成 26 年 10 月 1 日現在 39.57 km²です。

表 1-1 那覇市の面積

沖縄県総面積	2,281.00 km ²	全国 47 都道県中 44 位
沖縄島	1,206.93 km ²	日本の島面積第 7 位
那覇市面積	39.57 km ²	豊見城市との境界の一部が未定のため、参考値

資料 国土交通省 国土地理院 「平成 26 年全国都道府県市町村別面積調」より作成

2 人口

本紙の平成 26 年 12 月末の人口は 323,184 人、世帯数は 144,291 世帯です。人口、世帯数ともに増加傾向にあり、核家族化が進行しています。

表 1-2 那覇市の世帯数と人口

年 度	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
人 口 (人)	316,357	318,230	319,284	322,486	323,184
世帯数 (世帯)	134,940	137,382	139,054	142,169	144,291

資料：「那覇市勢要覧」住民基本台帳 より作成

3 地勢と地質

本市は、西方に東シナ海を擁し、南北及び東の三方は、他の市町村と隣接します。地形は、旧市内を中心とする中央部においてほぼ平坦をなし、これを取り巻くように周辺部には小高い丘陵地帯が展開します。また、市内を東から西に国場川と安里川、安謝川が流れ、それぞれ那覇ふ頭、泊ふ頭、新港ふ頭を経て東シナ海に注いでいます。

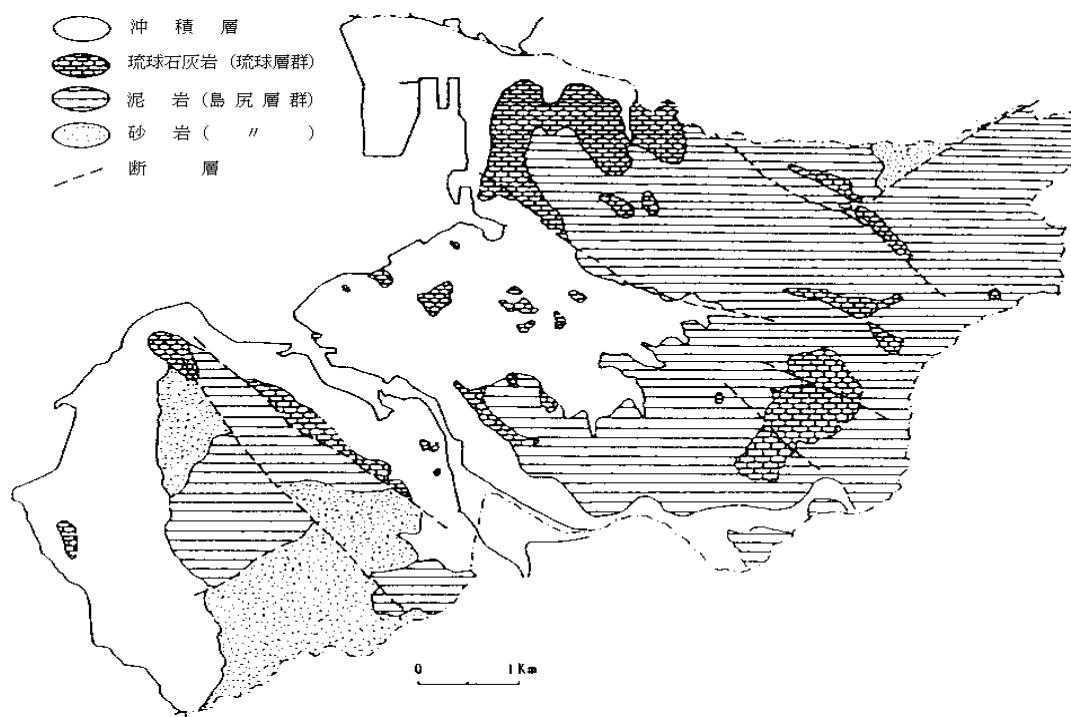
地質構造は、全体として北側に単純傾斜構造をなしていますが、真和志中央部においては、盆状構造の断面に似た地質構造が見られ、首里地区ではドーム型地質構造をなす地域も見られます。

また、市内にはいくつかの断層があり、その主なものに首里断層があります。それは泊、大道、首里の南側、南風原町新川を経て与那原を結ぶ線です。さらにこれから分岐して、大道、首里、西原を結ぶ線も断層となっています。

地質は、大別して第三紀中新世の島尻層、第三紀新世から第四紀洪積世にかけての琉球石灰岩及び沖積世の隆起珊瑚礁からなっていますが、旧市内においては海浜堆積物からなるところもあります。

その分布状況は、旧市街地及び首里から天久、安謝にかけての一帯及び識名あたりで琉球石灰岩が露出し、その他の地域の地表面は島尻層からなっています。

図1-3 地表における土質分布図



出典：国土庁、沖縄県、1983年国土調査土地分類基本調査

4 気 候

亜熱帯モンスーン地帯に属する沖縄の気候は、年平均気温 23 度、平均湿度 77% 前後で、春秋の季節の特徴は、はつきりしませんが、連日気温 30 度前後の蒸し暑く長い夏と平均温度 16~17 度の暖かく短い冬とに分けられます。

春から夏にかけては雨量が比較的多く、夏から秋には熱帯低気圧の通過路となって毎年数個の台風が来襲します。特に、沖縄近海が台風の進路変更点になっているため、台風通過の際長時間にわたり強風に襲われることが多いのも特徴です。平成 26 年度は、台風 8 号の接近に伴い、全国で初めて台風等を要因とする特別警報を発表しました。

表1－3 気象の概況

年 次	気 温 (°C)			平均湿度 (%)	年間降雨量 (mm)	台風数(那覇市から 300km 以内接近)
	平 均	最 高	最 低			
平成 11 年	23.5	33.3	10.1	74	2,247	4
平成 12 年	23.0	33.5	10.3	75	2,613	5
平成 13 年	23.4	35.6	10.1	72	2,644	3
平成 14 年	23.2	33.3	10.0	71	2,027	6
平成 15 年	23.4	35.5	9.5	69	1,457	7
平成 16 年	23.4	33.9	9.9	69	1,926	7
平成 17 年	23.1	34.6	9.0	70	1,947	0
平成 18 年	23.5	35.0	10.2	75	2,068	3
平成 19 年	23.5	34.5	10.9	72	2,816	2
平成 20 年	23.4	33.8	10.7	71	1,621	1
平成 21 年	23.4	34.6	9.3	72	1,864	2
平成 22 年	23.1	33.2	9.1	74	2,895	4
平成 23 年	22.9	32.9	8.7	75	2,122	4
平成 24 年	23.0	33.3	11.6	74	2,733	8
平成 25 年	23.3	34.8	10.3	73	2,071	6
平成 26 年	23.1	33.9	10.6	73	2,584	6

(資料：沖縄気象台ホームページ)

第2章 環 境 基 本 計 画

(平成26年度 年次報告書)

1 環境基本計画とは	6
(1) 計画の位置づけ	
(2) 那覇市が目指す環境の将来像	
(3) 環境の将来像を実現するための基本目標	
(4) 取組の体系	
(5) 計画の推進体制	
2 進捗管理（平成26年度版）	14
(1) 平成26年度の実績及び評価一覧	
(2) 「概ね順調」及び「停滞」している数値目標項目の原因と対策一覧	
(3) 平成26年度の市の取組一覧	

平成 26 年度年次報告書

第 2 次那霸市環境基本計画



※第 2 章 環境基本計画は那霸市の HP でも掲載されています。

<http://www.city.naha.okinawa.jp/kakuka/kseisaku/index.html>

1 環境基本計画とは

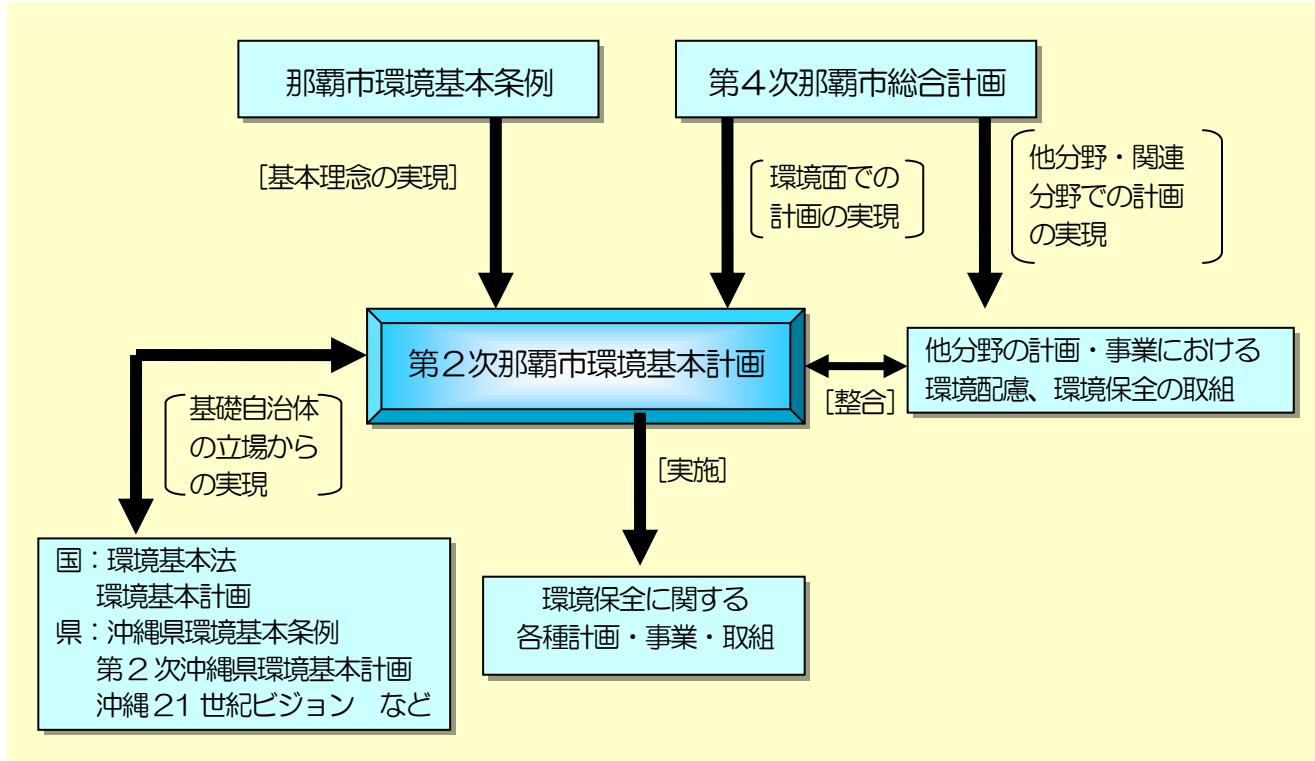
(1) 計画の位置づけ

1 計画の位置づけ

平成 16（2004）年に制定された那覇市環境基本条例第 8 条において、「市長は、環境の保全と創造に関する基本的な計画を定めなければならない」と規定しています。本計画は、同条例に基づく計画として策定するものです。

また、本計画は「第 4 次那覇市総合計画；平成 20 年 3 月」に掲げられた都市像の『人・自然・地球にやさしい環境共生都市 なは』を具体化するための、本市の環境分野における最上位計画となります。

すなわち、本計画は、市民や事業者の「環境の保全・創造」に関する取組の「指針」としての役割を担うとともに、国の環境基本計画や沖縄県の環境基本計画及び沖縄 21 世紀ビジョンを基礎自治体の立場から具体化するための「環境分野のマスター プラン」として位置づけられます。



2 計画の期間 <平成26(2014)年度～平成35(2023)年度>

本計画は、那覇市が目指す環境の将来像（21世紀半ばの姿）を提示し、市・市民・事業者がこの将来像を共有し、それぞれが果たすべき役割を認識した上で、将来像の実現に向けて各主体がそれぞれの立場で、環境の保全と創造に関する長期的な取組を実践するための指針として位置づけられるものです。

一方、計画目標年度や計画期間は、長期的な視点に立ちながらも、社会情勢等の変化に柔軟に対応し、的確な進捗管理が可能となるよう設定することが求められます。

そのため、本計画の期間は、平成35(2023)年を目標年度とし、平成26(2014)年度からの10年間とします。ただし、本計画の計画期間が終了しても、環境の保全と創造に関する取組が終了するのではなく、その時点での本市の環境の状況や社会状況の変化、本計画の進捗状況・成果等を踏まえ、計画の見直しを行い、目指すべき環境像の実現に向けた、さらなる取組の段階に移行することとします。

3 計画の範囲

本計画は、那覇市全域を対象とします。また、本計画で取り組む環境の対象は、本市の良好な環境を後世に引き継ぐために必要となる取組を重視し、「生活環境」、「都市環境」、「自然環境」、「地球環境」と、これらの環境と分野横断的に関わる「人づくり」、「環境と経済・観光の調和」とします。

生 活 環 境	大気、水質、騒音、その他の公害等
都 市 環 境	公園・緑地、景観、歴史文化等
自 然 環 境	生物、生態系等
地 球 環 境	資源循環、地球温暖化等
人 づ く り	環境分野と横断的に関わる人づくりとしての環境教育・学習、地域活動、環境情報等
環境と経済・観光の調和	環境に配慮した経済活動、環境資源を持続的に活用した観光等

4 計画の構成

本計画の構成は、以下のとおりです。

各 章	各章の項目	記 載 内 容
第1章	計画の基本的事項	■計画策定の背景や目的、計画の位置づけなどを記載しています。
第2章	那覇市の環境の概況	■本市の沿革や人口の推移、産業構造、交通などの社会状況について記載しています。 ■本市の気象条件や環境の特徴・課題などの概要を記載しています。 ■環境に対する市民や事業者の意識や日常の取組の概要を記載しています。
第3章	那覇市が目指す環境の将来像	■那覇市環境基本条例の理念や現在の環境の状況等を踏まえ、21世紀半ばに実現することを目指す、那覇市の環境の将来像を示しています。
第4章	環境像の実現に向けて	■環境像を実現するための市・市民・事業者の主な取組や取組の成果を確認するための目標（指標）について記載しています。
第5章	計画の推進	■計画の推進体制や進捗管理の方法について記載しています。

(2) 那覇市が目指す環境の将来像

本市が目指す環境の将来像は、「第4次那覇市総合計画」の環境に関する都市像を継承し、『人・自然・地球にやさしい環境共生都市 なは』とします。この環境の将来像は、21世紀半ばを展望した本市の環境の姿を一言で表したものです。

人・自然・地球にやさしい環境共生都市 なは

『人・自然・地球にやさしい環境共生都市 なは』は、21世紀半ばの那覇市の環境の姿をイメージしています。

21世紀半ばの那覇市は、漫湖や末吉公園などの自然環境が、人と自然が共生する場として大切に守られ、活かされています。

公園の整備や建築物の緑化など、市内の緑も充実し、歴史的な街並みの保全や都市的な景観も整えられ、市民だけではなく国内外から訪れる来訪者にとっても、快適な都市空間が形成されています。

川や海は、生活排水対策や家庭での取組により良好な水質が保たれ、様々な生き物の生息環境となるとともに、人々の憩いの空間ともなっています。

川、緑、海などの環境が連続的に保全されることによって、市域全体での生物多様性も確保されています。低公害車の普及や自転車利用の促進、利便性や安全性の高い公共交通網の整備により、きれいな空気が保たれています。

学校教育における環境教育が盛んに行われるとともに、環境NPOや大学等の教育研究機関等と連携した市民向けの環境関連講座が頻繁に開催され、市民一人ひとりが環境を意識し、「水を汚さない」、「ごみを減らす」、「自然を傷つけない」など、環境に配慮した行動を当たり前のこととして実践する、環境に対する意識の高い人々が暮らしています。特に、リサイクル商品の販売やマイバッグの持参など、商品の販売方法から買い方まで、「4Rを基本とした資源の有効利用と、ごみの減量化を意識したライフスタイル」が定着し、家庭や事業所から排出されるごみの量は、着実に減少しています。

太陽光をはじめとする再生可能エネルギーの導入や電気自動車等の低公害車の導入、省エネルギー型建築が、公共施設だけではなく、個々の住宅や事業所においても進み、さらには、積極的な省エネルギーの取組により、特に家庭からの二酸化炭素排出量は大幅に削減されています。

観光産業をはじめとする産業分野においても、環境保全に関する意識が高まり、環境マネジメントシステムの導入や環境に配慮した事業活動が積極的に展開され、その取組が『那覇市ブランド』として定着し、産業振興や経済振興につながっています。

これらの展開を通じて、市・市民・事業者が、環境保全に対する責任と役割を自覚し、協働してエネルギーと資源利用のあり方を見直し、低炭素・資源循環型社会へと転換し、地球環境の保全に貢献しています。このような環境に配慮した質の高い生活・産業は、観光客等を通じて国内外に広く認識され、観光振興にも寄与しています。

(3) 環境の将来像を実現するための基本目標

環境の将来像を実現するためには、本計画の主体である市・市民・事業者が、それぞれの役割と責任を自覚し、本市の環境の保全と創造に向けた取組を自主的に進めていくことが重要です。

そこで、将来像を実現するための取組の基本目標を設定し、様々な取組を推進していくこととします。

本計画の基本目標は、身の回りの環境をより良くしていくための取組に着目した「市内の環境の保全と創造に関する地域的な視点」、那覇市民であるとともに、地球市民としての取組に着目した「地球環境の保全と創造に関する広域的・国際的な視点」、環境保全活動などに積極的に取り組む市民や地域の育成に着目した「地域環境や地球環境の保全と創造を担う人づくり・地域づくりの視点」、環境保全を通じて持続的な経済振興を実現することに着目した「観光産業をはじめとした産業・経済と環境の好循環の視点」の4つの視点から設定することとします。

基本目標1

快適な都市環境と自然や歴史と共生するまち

「市内の環境の保全と創造に関する地域的な視点」の目標です。

自然や緑、歴史文化と共生し、公害の被害がほとんどなく、健康的で、快適に暮らせる那覇市を目指します。

基本目標2

身近な取組で地球環境保全に貢献するまち

「地球環境の保全と創造に関する広域的・国際的な視点」の目標です。

4Rを基本とした資源の有効利用や再生可能エネルギーの導入、省エネルギーの取組など、環境に配慮した日常の生活活動や事業活動を通じて、低炭素・資源循環型社会へと転換し、地球温暖化問題をはじめとする地球環境の保全に貢献する那覇市を目指します。

基本目標3

環境を大切にする市民が暮らすまち

「地域環境や地球環境の保全と創造を担う人づくり・地域づくりの視点」の目標です。

環境を守り育て、後世に引き継ぐ心が市民に浸透し、環境に配慮した行動を当たり前のこととして実践する、環境に対する意識の高い人々が暮らす那覇市を目指します。

基本目標4

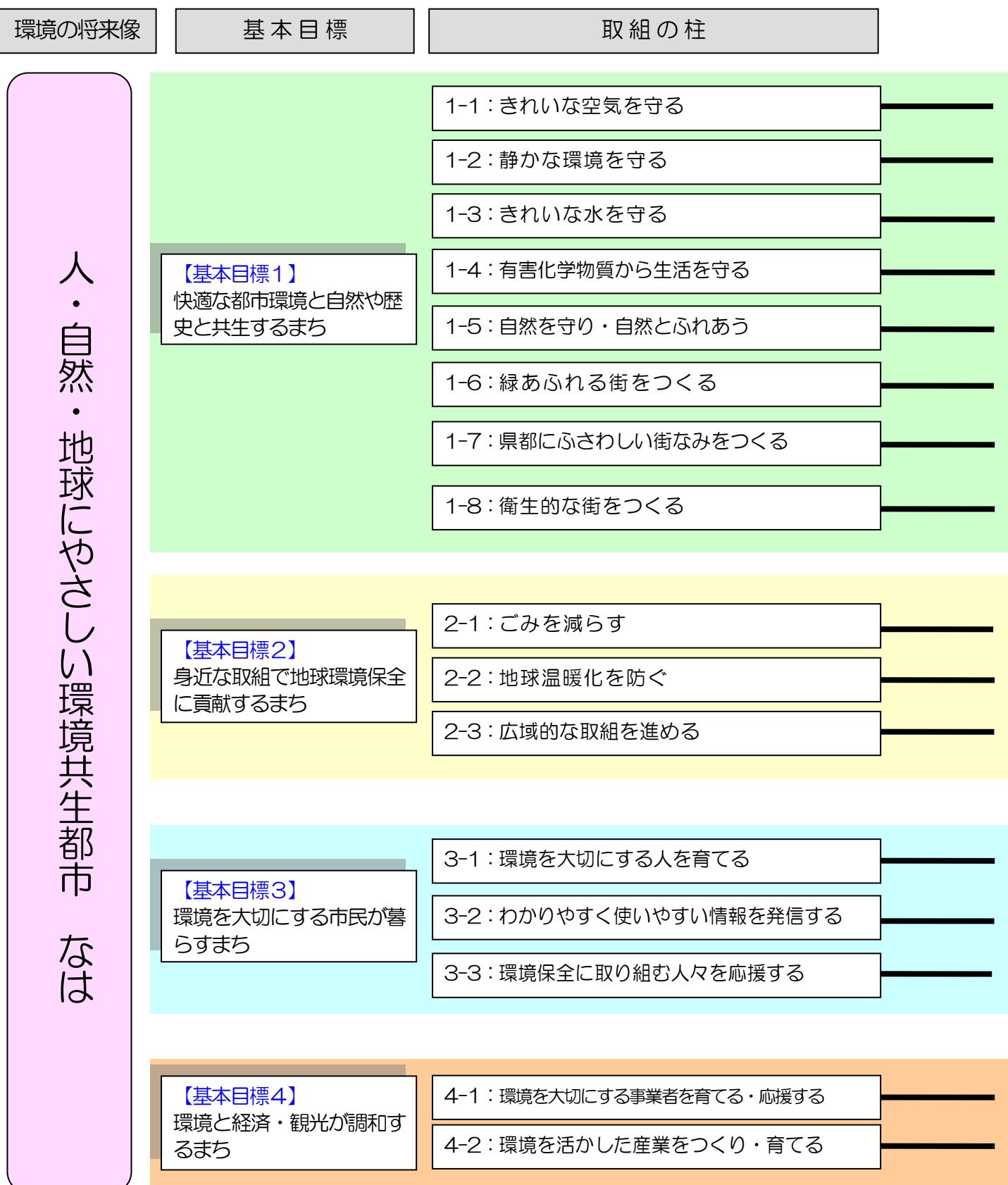
環境と経済・観光が調和するまち

「観光産業をはじめとした産業・経済と環境の好循環の視点」の目標です。

環境マネジメントシステムの導入や環境共生型観光産業、那覇市発の環境商品の開発・販売、資源循環ビジネスの推進など、本市の環境を活かした観光産業振興や経済振興が持続的に展開する那覇市を目指します。

(4) 取組の体系

「那覇市が目指す環境の将来像」の実現に向けて、以下の体系に沿って“市・市民・事業者が協働で取り組む”取組を進めていきます。



取組の展開

① 自動車対策の推進 ② 固定発生源対策の推進 ③ 大気環境の調査・監視

① 自動車対策の推進 ② 固定発生源対策の推進 ③ 航空機対策の推進

① 健全な水質と水循環の確保 ② 水辺環境の保全と水とふれあう場づくり

① ダイオキシン類対策の推進 ② 有害大気物質等対策の推進 ③ 土壤汚染対策の推進

① 自然環境の保全 ② 生物多様性の保全 ③ 自然とふれあう場づくり

① 緑の保全と創出 ② 身近な緑の充実

① 観光都市にふさわしい景観づくり ② 歴史・文化の保全・活用

① 衛生的な街づくり ② 動物と共生する街づくり ③ 墓地の環境整備

① ごみの排出抑制・循環的利用の促進 ② 不法投棄の防止と街の美化の推進

① 温室効果ガスの抑制 ② 新エネルギーの導入 ③ 省エネルギーの推進

① 国、県、周辺市町村との連携・協力

① 学校教育における環境教育の推進 ② 家庭や地域における環境学習の推進

① 利用しやすい環境情報の整備・発信

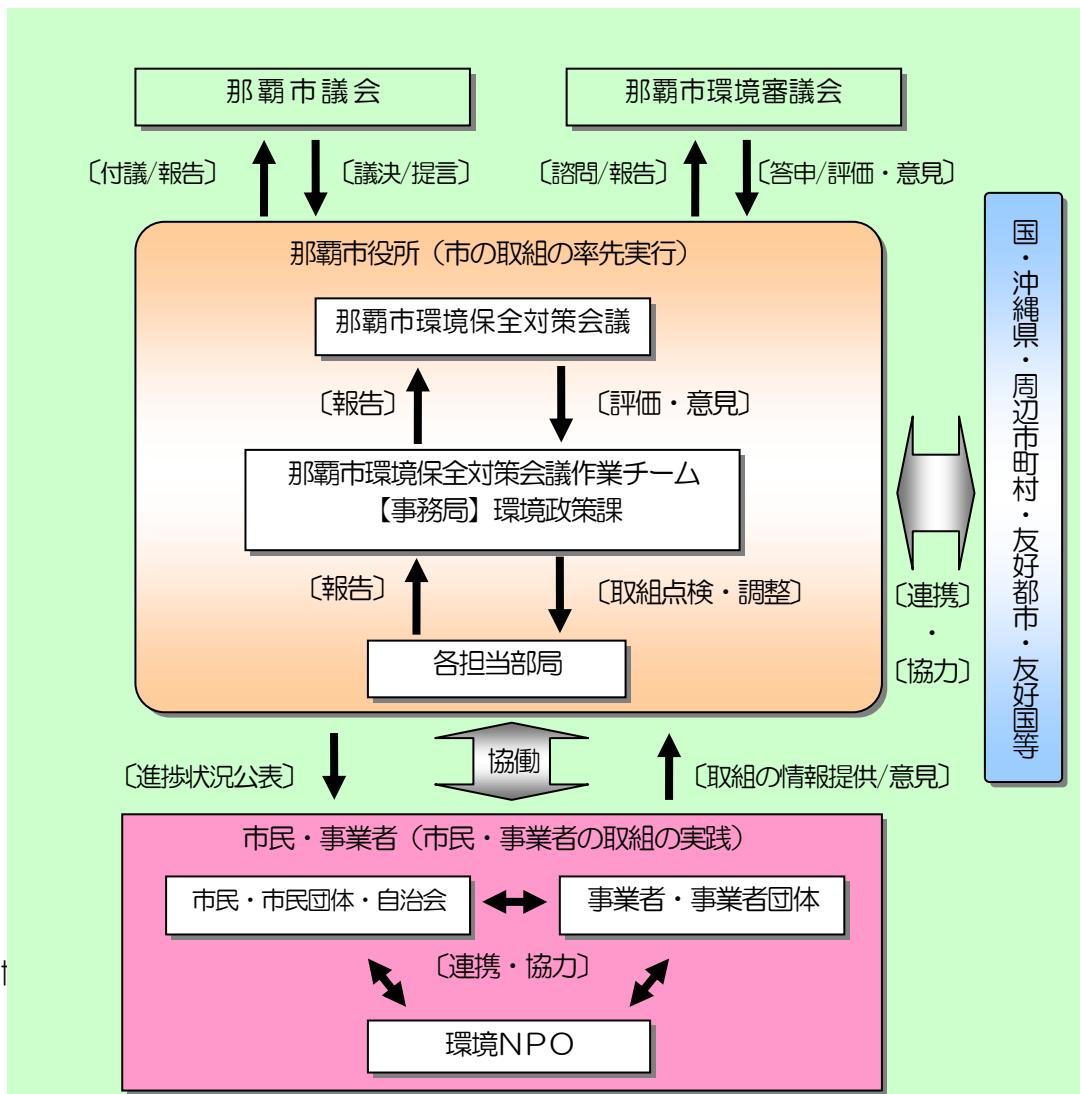
① 環境保全の取組への参加の促進と取組に対する支援

① 事業所における環境教育の推進 ② 環境に配慮した取組に対する支援

① 環境関連産業の育成 ② 環境共生型観光の育成

(5) 計画の推進体制

1 計画の推進体制



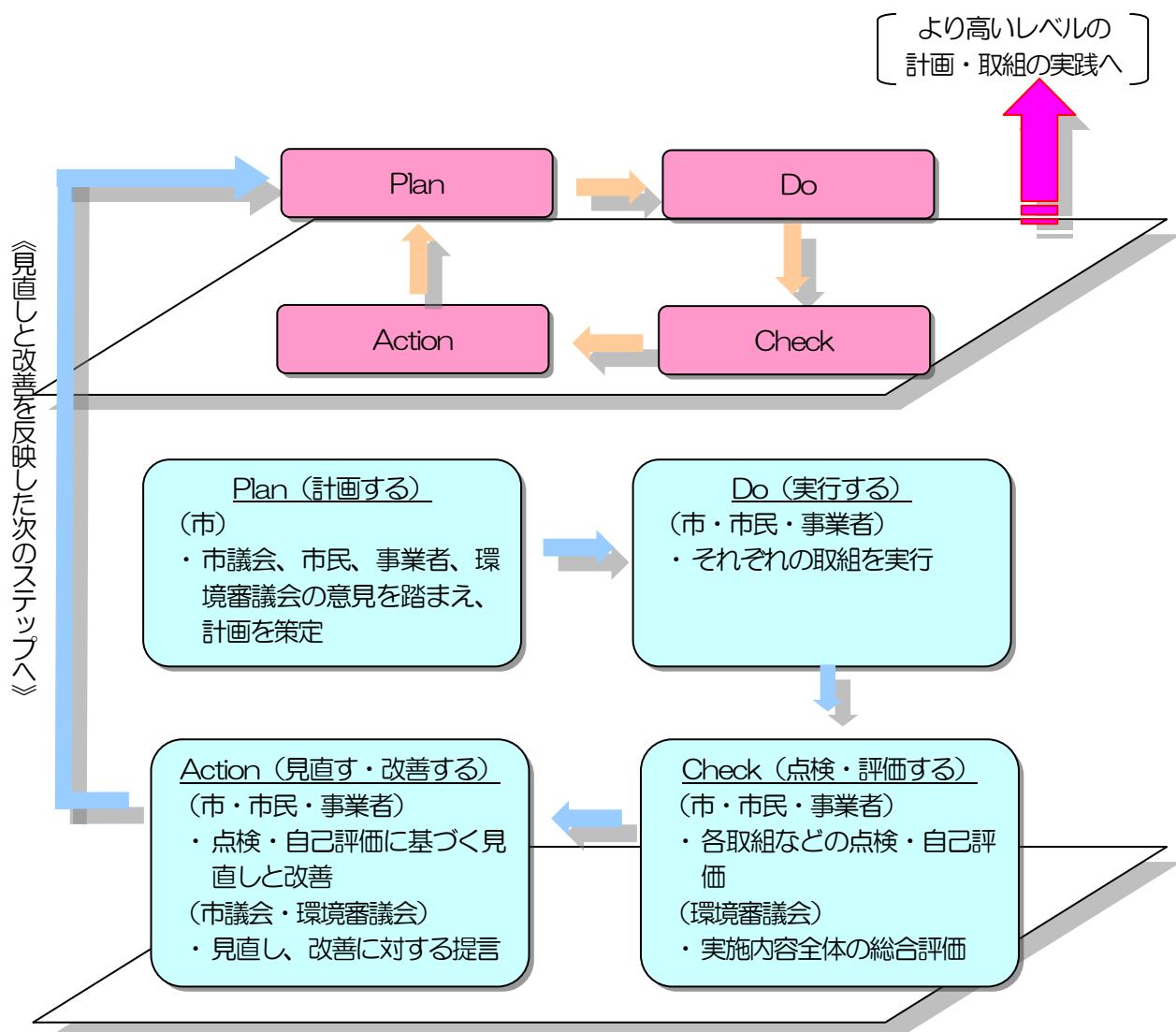
名 称	役 割
那覇市議会	<ul style="list-style-type: none"> ◆第2次那覇市環境基本計画は、那覇市議会基本条例(平成24年12月28日制定(条例第78号))第14条に定める議決事件の追加に該当する基本計画となっています。 ◆計画の策定及び見直しに参画します。
那覇市環境審議会	<ul style="list-style-type: none"> ◆那覇市環境基本条例に基づき設置される、市民、学識経験者、市民団体の代表、事業者の代表、那覇市以外の関係行政機関の職員などから構成される組織です。 ◆専門的かつ広域的な視点から計画の進捗状況や成果を評価し、計画の見直しや市への提言などを行います。
那覇市環境保全対策会議	<ul style="list-style-type: none"> ◆府内関係部局で構成される組織で、副市長、部長級で組織される「対策会議」と、環境部長、副部長級で組織される「対策会議幹事会」があります。 ◆実行部隊である作業チームからの報告を受け、評価・意見を返すとともに、各担当部局の関連計画・事業の進捗状況などに応じて、全庁的な調整を行います。
那覇市環境保全対策会議作業チーム	<ul style="list-style-type: none"> ◆府内関係部局の担当者で組織される、「那覇市環境保全対策会議」の実行部隊です。 ◆各担当部局間の調整を図り、市の取組を総合的に推進・管理します。また、府内関係部局が実施する施策や事業についての自己評価を「那覇市環境保全対策会議」に報告し、次年度の市の取組に反映させます。

2 計画の進捗管理

本計画の進捗管理は、環境管理の基本的な考え方である「PDCA サイクル」を用いて行います。

「PDCA サイクル」とは、「①Plan (計画する)」→「②Do (計画に基づき実行する)」→「③Check (進捗状況や取組効果を点検・評価する)」→「④Action (評価結果を踏まえて計画や取組を見直す・改善する)」の 4 つのステップを繰り返し行い、本計画や計画に基づく取組の継続的な改善と向上を行う進捗管理の仕組みです。

本計画では、「Do (実行する)」はもちろんですが、その結果を「Check (点検・評価する)」し、さらなる取組に結びつける「Action (見直す・改善する)」を重視して、計画の実効性を高めていきます。



2 進捗管理（平成 26 年度版）

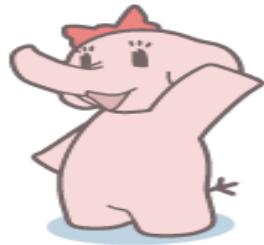
（1）平成 26 年度の実績及び評価一覧

第2次那覇市環境基本計画の数値目標の評価基準

下記の4段階の星マーク(緑の星の個数)にて数値目標を評価する。

- ★★★★ <達成> 中間年度の目標値を達成。または、毎年度100%達成すべき項目(例:大気環境基準等)で目標を達成した場合。
- ★★★☆ <順調> 中間年度における目標値に近づいている状況となっている場合。
- ★★☆☆ <概ね順調> 中間年度における目標値に概ね近づいている状況となっている場合。または、毎年度100%達成すべき項目で目標を達成していないが、100%に近い数値実績(例:自動車騒音環境基準等)となっている場合。
- ★☆☆☆ <停滞> 中間年度における目標値に近づく状況となっていない場合。または、毎年度100%達成すべき項目で、100%からかけ離れた数値(例:類型指定されている海域水質環境基準の達成率等)に留まっている場合。

No.	基本目標	取組の柱	指標	担当課
1	【基本目標1】 快適な都市環境と自然や歴史と共に共生するまち	1-1きれいな空気を守る	大気環境基準（一酸化炭素、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質）の達成率	環境保全課
2		1-2静かな環境を守る	自動車騒音環境基準（面的評価区間）の達成率	環境保全課
3		1-3きれいな水を守る	河川の水質が改善している箇所の割合	環境保全課
4			類型指定されている海域水質環境基準の達成率	環境保全課
5			下水道普及率	下水道課
6			水洗化率	料金サービス課
7		1-4有害化学物質から生活を守る	環境中のダイオキシン類濃度の環境基準の達成率	環境保全課
8			有害大気汚染物質の環境基準の達成率	環境保全課
9		1-5自然を守り自然とふれあう	市主催の自然観察会の開催数	環境保全課
10		1-6緑あふれる街をつくる	緑被率（市面積に対する割合）	花とみどり課
11			公園緑地面積	花とみどり課
12			市道街路樹の植栽本数	道路建設課
13		1-7県都にふさわしい街なみをつくる	都市景観資源の指定件数	都市計画課
14		1-8衛生的な街をつくる	畜犬登録数	環境衛生課
15			畜犬登録数に対する狂犬病予防接種率	環境衛生課



現状 (原則H24年度)	H25年度実績	最新実績 (原則H26年度)	中間目標	目標	備考	H26年度の評価
			(H30年度)	(H35年度)		
100% (H24年度)	100% (H25年度)	100% (H26年度)	100%	100%		★★★★（達成）
99.9% (H24年度)	99.9% (H25年度)	97.1% (H26年度)	100%	100%	面的評価では100%を達成できなかったが、自動車騒音の限度値は超えていないことから、沖縄県公安委員会に対する自動車騒音の改善策は要請しない。	★★☆☆（概ね順調） (原因と対策はP18記載)
85.1% (H24年度)	74.1% (H25年度)	88.9% (H26年度)	90%	95%		★★★★（順調） (原因と対策はP18記載)
100% (H24年度)	50% (H25年度)	50% (H26年度)	100%	100%		★★☆☆（停滞） (原因と対策はP18記載)
97.4% (H26年1月)	97.5% (H26年3月)	97.7% (H26年度)	97.9%	98.1%		★★★★（順調）
95.0% (H26年1月)	95.0% (H26年3月)	95.2% (H26年度)	95.9%	96.8%		★★★★（順調）
100% (H24年度)	100% (H25年度)	100% (H26年度)	100%	100%		★★★★（達成）
100% (H24年度)	100% (H25年度)	100% (H26年度)	100%	100%		★★★★（達成）
40回 (H24年度)	44回 (H25年度)	47回 (H26年度)	45回	50回		★★★★（達成）
19.9% (H24年度)	20.0% (H25年度)	20.0% (H26年度)	20.2%	20.4%		★★★★（順調）
190.4ha (H24年度)	191.0ha (H25年度)	193.7ha (H26年度)	209.3ha	222.9ha		★★★★（順調）
12,500本 (H24年度)	12,970本 (H25年度)	13,172本 (H26年度)	13,300本	13,500本		★★★★（順調）
56件 (H24年度)	56件 (H25年度)	56件 (H26年度)	71件	86件	H26年度の指定なし。民間の所有する資源に対して、(所有者から)指定の同意が必要であるため。(各年度の件数は累計である。)	★★☆☆（停滞） (原因と対策はP18記載)
10,717頭 (H24年度)	10,891頭 (H25年度)	10,784頭 (H26年度)	11,250頭	11,500頭		★★☆☆（停滞） (原因と対策はP19記載)
58.9% (H24年度)	54.5% (H25年度)	52.9% (H26年度)	62%	65%		★★☆☆（停滞） (原因と対策はP19記載)

No.	基本目標	取組の柱	指標	担当課
16	【基本目標2】 身近な取組で地球環境保全に貢献するまち	2-1ごみを減らす	1人1日あたりごみ排出量	廃棄物対策課
17			資源化（リサイクル）率	廃棄物対策課
18		2-2地球温暖化を防ぐ	温室効果ガスの排出量（CO ₂ 換算）	環境政策課
19			公共交通利用者数(モノレール利用者数、乗合バス(市内線)利用者数)	都市計画課
20			那覇市地球温暖化対策協議会の会員数（法人・団体）	環境政策課
21	【基本目標3】 環境を大切にする市民が暮らすまち	3-1環境を大切にする人を育てる	環境学習等の開催教室数	廃棄物対策課 環境政策課 環境保全課 花とみどり課 生涯学習課
22			環境推進員の登録人数	環境政策課 クリーン推進課 環境衛生課
23		3-2わかりやすく使いやすい情報を発信する	環境保全活動団体等の市公式ホームページへの登録数	環境政策課
24		3-3環境保全に取り組む人々を応援する	道路ボランティアの参加団体数	道路管理課
25			公園ボランティアの参加団体数	公園管理課
26	【基本目標4】 環境と経済・観光が調和するまち	4-2環境を活かした産業をつくり・育てる	環境配慮型観光事業者登録数 (インセンティブ事業の対象事業者数)	環境政策課

現状 (原則H24年度)	H25年度実績	最新実績 (原則H26年度)	中間目標	目標	備考	H26年度の評価
			(H30年度)	(H35年度)		
761g (H24年度)	753g (H25年度)	761g (H26年度)	720g	713g		★★☆☆ (停滞) (原因と対策はP19記載)
19.4% (H24年度)	24.4% (H25年度)	22.5% (H26年度)	25%	25%		★★☆☆ (停滞) (原因と対策はP19記載)
2,182千トン (H24年度)	2,243千トン (H23年度)	2,182千トン (H24年度)	2,197千トン (基準年度値)	2,087千トン (5%削減)		★★★★ (達成)
1,894万人/年 (H18年度)	1,994万人/年 (H25年度) モノレール： 1,490万人 バス：504万人	2,016.3万人/年 (H26年度) モノレール： 1505.6万人 バス：510.7万人	2,447万人/年	2,842万人/年		★★★★ (順調)
43法人・団体 (H24年度)	49法人・団体 (H25年度)	56法人・団体 (H26年度)	54法人・団体	65法人・団体		★★★★ (達成)
627教室 (H24年度)	629教室 (H25年度)	696教室 (H26年度)	640教室	660教室		★★★★ (順調)
44人 (H24年度)	49人 (H25年度)	53人 (H26年度)	60人	70人		★★★★ (順調)
0件 (H24年度)	0件 (H25年度)	0件 (H26年度)	5件	10件		新目標のため実績無
78団体 (H24年度)	89団体 (H25年度)	96団体 (H26年度)	120団体	155団体		★★★★ (順調)
213団体 (H24年度)	226団体 (H25年度)	228団体 (H26年度)	273団体	323団体		★★☆☆ (概ね順調) (原因と対策はP19記載)
0件 (H24年度)	0件 (H25年度)	0件 (H26年度)	創設	中間目標年度 に設定		新目標のため実績無

(2) 「概ね順調」及び「停滞」している数値目標項目の原因と対策一覧

※H25年度に「概ね順調」及び「停滞」より、H26年度に「順調」へ評価された項目含む

数値目標項目	悪化した現状分析(その理由等)	改善に向けた今後の対応策	担当課
【1-2 静かな環境を守る】 自動車騒音環境基準 (面的評価区間)の達成率	<p>H24年度に作成した那覇市自動車騒音常時監視実施計画に基づき、平成26年度は、幹線道路8区間の自動車騒音の状況を調査しました。当計画は、市内の主要幹線道路43区間を5年間で一巡するローテーションとなっています。</p> <p>幹線道路の端から50メートルの範囲にある全ての住居等を対象に、実測値(6地点)や推計によって騒音レベルの状況を把握し、環境基準に適合している戸数の割合を算出する「面的評価」で道路交通騒音を評価しています。</p> <p>基準値を超過したのは、県道43号線(西2-3-1付近)及び那覇糸満線(字銘苅269-1付近及び字上間219-1付近)となっています。</p> <p>依然として市内の幹線道路は交通量が多く、ほぼ基準値内に収まっているものの、道路交通騒音は高い状況と考えています。</p>	<p>現状は、自動車騒音の要請限度(騒音規制法:昼間75デシベル以下、夜間70デシベル以下)を超過していません。</p> <p>自動車騒音の環境基準の達成に向けて、引き続き、常時監視を実施します。</p> <p>なお、要請限度を超えた場合には、沖縄県公安委員会等に対し、自動車騒音の改善策を講ずるよう要請を行います。</p>	環境保全課
【1-3 きれいな水を守る】 河川の水質が改善している箇所の割合 ※H25年度停滞からH26年度順調へ	<p>環境基準値が設定されている25地点中24地点で環境基準を達成しており、徐々に改善しています。超過しているのは、安里川(鳥堀橋地点BOD値11.7mg/L)となっています。</p> <p>超過の原因としては、周辺地域の家庭等からの雑排水の流入などが考えられます。水質の環境基準は、河川によって異なって(「BOD値5mg/L以下」、「BOD値8mg/L以下」、「BOD値10mg/L以下」)あります。</p> <p>なお、環境基本計画で設定されている目標は類型指定に閑らず一律で「BOD値5mg/L以下」となっています。</p>	目標値を超過している地点周辺の事業場等をパトロールして排出水を確認したり、浄化槽の適正管理の指導等を行います。	環境保全課
【1-3 きれいな水を守る】 類型指定されている海域水質環境基準の達成率	<p>6地点中3地点で基準値を超えていました。超過の原因として那覇港付近(奥武山)の河口域での浚渫工事や改修工事の影響などが考えられます(工事期間はH28年2月まで)。</p> <p>なお、本市における海域の類型指定はAランクで基準値が「COD値2mg/L以下」と厳しく、超過している地点は、いずれも「COD値2.3mg/L」となっています。</p>	県管理河川の浚渫・改修工事等の実施状況による影響等を県と連絡を取りながら経過観察とともに、海域の水質汚濁防止のために、引き続き原因究明に努めます。	環境保全課
【1-7 県都にふさわしい街なみをつくる】 都市景観資源の指定件数	公共及び企業等が所有する景観資源については、景観資源指定の同意を頂き指定することが出来た。個人所有の景観資源の指定については、維持管理義務及び現状変更等を行う場合の報告等の義務が指定の条件となることから、景観資源指定の同意を得ることが出来なかった。	個人が所有する景観資源については、景観資源の維持管理等に対する支援策の検討及び所有者へ都市景観に対する意識啓発を図り、景観資源の指定に繋げる。	都市計画課

数値目標項目	悪化した現状分析(その理由等)	改善に向けた今後の対応策	担当課
【1-8 衛生的な街をつくる】 畜犬登録数	<p>犬の登録頭数(畜犬登録数)は全国的に減少傾向にあり、本市においてもH19年度(11,234頭)をピークに減少しています。本市のH26年度(10,784頭)の登録頭数は、H25年度(10,891頭)より若干減少しました。潜在的には多くの未登録の犬が存在するものと思われます。</p> <p>犬の登録は狂犬病予防法で定められており、狂犬病の予防及び蔓延の防止を目的としたものです。</p> <p>狂犬病が半世紀以上、国内で発生していないことや小型犬の室内飼育が増え、狂犬病予防接種の必要性と同様犬の登録もその認識が低下してきていることが要因と思われます。また、人口の減少や持ち家率の低下なども登録頭数の減少につながっているものと考えています。</p>	狂犬病は発症すると致死率がほぼ100%という重大な感染症であること、狂犬病の予防、蔓延の防止を目的とする犬の登録と狂犬病予防注射の接種は飼い主の義務であることを動物愛護週間などのイベントや、広報紙等を通して周知を図ります。	環境衛生課
【1-8 衛生的な街をつくる】 畜犬登録数に対する狂犬病予防接種率	<p>狂犬病予防接種率は全国的に低下傾向にあり、本市においても、ここ数年その傾向にあります。</p> <p>接種率の低下については、狂犬病が半世紀以上国内で発生していないことから狂犬病への関心が薄れてきていていることや、小型犬の室内飼育が増え「屋外に出さないから狂犬病予防接種は必要ない」と考える飼い主が多くなっていることが要因と考えられます。</p>	狂犬病は発症すると致死率がほぼ100%という重大な感染症であること、狂犬病の予防、蔓延の防止を目的とする犬の登録と狂犬病予防注射の接種は飼い主の義務であることを動物愛護週間などのイベントや、広報紙等を通して周知を図るとともに、未接種の犬の飼い主へ文書や電話で直接、接種を呼びかけます。	環境衛生課
【2-1 ごみを減らす】 1人1日あたりごみ排出量	<p>近年の本市のごみ量の推移は、事業系ごみが微増しており、家庭系ごみは横ばいの状況にあります。</p> <p>1日1人あたりごみ排出量はH26年度(761g)H25年度(753g)から増えています。7月、10月に沖縄県を襲来した台風の影響及び、観光客が過去最高の716万人に達したことにより、経済の活性化に伴い、ごみ量が増加したことが要因と考えられます。</p> <p>【参考】観光客は前年度に比べ59万人増台風によるごみの増加量は、1,200トン(全体量の1.3%)と推計しています。(7月:台風8号、10月:台風19号)</p>	<p>4Rを推進し、市民及び事業所の意識啓発を図ることにより、ごみ減量を推進します。</p> <p>また、事業系ごみについては、搬入検査や事業所指導により分別の強化を図り、ごみ減量及び資源化を推進します。</p>	廃棄物対策課
【2-1 ごみを減らす】 資源化(リサイクル)率	<p>資源化物の持ち去り、台風等により可燃ごみの增量及びスラグの資源化量が減ったことが要因と考えます。なお、H26年度のスラグの資源化量が減少しているのは、H24年度残分をH25年度に資源化したことより、資源化量が増加したためです。</p> <p>ちなみに、H26年度のスラグの資源化量は、平均量ぐらいであります。</p> <p>【参考】スラグの資源化量 ・H25年度 5,616トン ・H26年度 4,184トン</p>	ごみ減量、資源化物持ち去り対策及び拠点回収事業を推進します。	廃棄物対策課
【3-3 環境保全に取り組む人々を応援する】 公園ボランティアの参加団体数	H26年度の公園ボランティア新規団体数は9団体増加したが、7団体が解散したため、全体的に2団体の増加にとどまっています。	今後も、市HPを活用した募集や活動内容の紹介、花壇用の苗の充実など、ボランティア活動に魅力が出るようにしていきたいと考えています。	公園管理課

(3) 平成 26 年度の市の取組一覧

【基本目標 1】快適な都市環境と自然や歴史と共生するまち

1-1 きれいな空気を守る

①自動車対策の推進

◆事業者と協力してバスやモノレールなどの使いやすさを向上します

取組No	H26年度の実績・取組に関する項目			H27年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名・担当課	施策・事業の概要	数値等実績(人數、件数等数量を記入)		
1	総合公共交通の推進事業 沖縄都市モノレール利用促進事業 【都市計画課】	【総合公共交通の推進事業】 ・「モデル性の高い基幹的公共交通」実現に向けて、バスレーンの導入を図るべく関係機関との調整を行った。また、公共交通の不便な地域においては、地域内公共交通(コミュニティバス等)の導入に向けた検討を行い、関係機関と調整を進めました。 【沖縄都市モノレール利用促進事業】 ・沖縄都市モノレール需要喚起アクションプログラムに基づき、首里駅-琉球大学間を運行する快速バスの実証実験を行いました。	特に無し	【継続実施】 【総合公共交通の推進事業】 「モデル性の高い基幹的公共交通」の効果を促進するために、公共交通の不便な地域において、地域内公共交通(コミュニティバス等)の導入に向けた取り組みを行います。 【継続実施】 【沖縄都市モノレール利用促進事業】 沖縄都市モノレール需要喚起アクションプログラムに基づき、首里駅-琉球大学間を運行する快速バスの実証実験を継続して行います。	【総合公共交通の推進事業】 ・「モデル性の高い基幹的公共交通」実現に向けてバスレーンの導入において、関係機関との連携が課題です。 【沖縄都市モノレール利用促進事業】 ・バスとの乗継割引や二輪車駐車場の整備など、新たな需要掘り起こしのための施策を実施するにあたり、関係機関との調整が課題です。
	沖縄都市モノレール延長事業 バス停上屋整備事業 【道路建設課】	・沖縄都市モノレール延長事業:都市計画道路 石嶺線において、平成31年春の開業を目指し、モノレール道の整備を行います。 ・バス停上屋整備事業:観光都市としてのグレードアップを図るため、観光客等が沖縄の強烈な日差しや風雨を避け、快適に公共交通機関を利用できるようにバス停上屋の整備を行います。	バス停上屋: 8基	【継続実施】	特に無し
	モノレール自由通路設及び交通広場の管理 【道路管理課】	・市が管理するモノレール自由通路及び交通広場を適正に管理し、利用者の快適性や安全性を図りました。	特に無し	【継続実施】	特に無し

◆徒歩や自転車を利用しやすい環境を整備します

取組No	H26年度の実績・取組に関する項目			H27年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名・担当課	施策・事業の概要	数値等実績(人數、件数等数量を記入)		
2	総合公共交通の推進事業 戦略的交通まちづくり推進事業 【都市計画課】	・「なはモビリティーウィーク＆カーフリーイー」のなかで、レンタサイクルやまちあるきを実施し、自転車、徒歩による移動の楽しさを体験させる取組みを行いました。	特に無し	【継続実施】	特に無し
	街路整備事業 【道路建設課】	・透水性舗装の歩道を整備します。	歩道整備: 455m	【継続実施】	特に無し
	道路施設の管理 【道路管理課】	・歩道等の維持管理を適切に行い、歩行者や自転車利用者の快適性及び安全性の確保に努めました。	特に無し	【継続実施】	特に無し

◆公共交通や自転車等の利用を呼びかけます

取組No	H26年度の実績・取組に関する項目			H27年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名・担当課	施策・事業の概要	数値等実績(人數、件数等数量を記入)		
3	総合公共交通の推進事業 戦略的交通まちづくり推進事業 沖縄都市モノレール利用促進事業 【都市計画課】	【総合公共交通の推進事業】 【戦略的交通まちづくり推進事業】 ・車に頼りがちな生活を見直し、公共交通や自転車、徒歩といった多様な移動手段を選択することで、都市環境の改善を促し、まちに人を中心の賑わいを創りだそうというイベント「なはモビリティーウィーク＆カーフリーイー」を実施しました。そのなかでモノレールやバスに関するブースの出展や、公共交通利用者に対しては、国際通りの店舗による割引特典等のクーポン券を配布し公共交通の利用を呼び掛けた。また、徒歩によるまちあるきを実施しました。(前出 取組No.2) 【沖縄都市モノレール利用促進事業】 ・沖縄都市モノレール需要喚起アクションプログラムに基づき、首里駅-琉球大学間を運行する快速バスの実証実験を行いました。(前出 取組No.1)	1回	【継続実施】 【総合公共交通の推進事業】 【戦略的交通まちづくり推進事業】 【継続実施】 【沖縄都市モノレール利用促進事業】 沖縄都市モノレール需要喚起アクションプログラムに基づき、首里駅-琉球大学間を運行する快速バスの実証実験を継続して行います。	【総合公共交通の推進事業】 【戦略的交通まちづくり推進事業】 ・継続的な効果を発揮する取組みの検討 【沖縄都市モノレール利用促進事業】 ・バスとの乗継割引や二輪車駐車場の整備など、新たな需要掘り起こしのための施策を実施するにあたり、関係機関との調整が課題です。

取組No	H26年度の実績・取組に関する項目			H27年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名・担当課	施策・事業の概要	数値等実績(人數、件数等数量を記入)		
	温暖化対策啓発事業 【環境政策課】	・「モビリティ＆カーフリーイー」において、地球温暖化の仕組み・影響・対策に関するクイズやパネル出展、手回し発電機、二酸化炭素重量、温度測定などを実施し、市民や企業へ省エネ、エネルギーの大切さ等、地球温暖化対策に関する啓発(公共交通利用等も含む)を実施しました。 ・その他温暖化対策啓発事業で4回実施しました。	5回	【継続実施】	・啓発効果の検証方法が課題です。
3	◆「健康なは21」普及啓発事業としてのイベント「なは健康フェア」(ひやみがみ健康ウォーキング同時開催) ◆他、保健所等で実施する各種研修会、講座 等 【健康増進課】	・市民のみなさんが元気で健康に生活できるよう、健康づくりについてみんなで考え、一緒に取り組んでいくためのイベントを開催しました。 ・保健所において行われる各種研修会や講座を開催しました。 ※上記実施において、公共交通利用の呼びかけを行っています。	平成26年10月に開催した「なは健康フェア」のチラシ・ポスターに「ご来場は公共交通機関をご利用ください」と明記。公共交通機関の利用を促しました。 参加者:約1,400人	【継続実施】 ◆保健所施設利用者への取組 ・会議やイベント等で保健所来所者に対しては公共交通の利用を呼びかけます(案内通知)。	特に無し

◆公用車のエコカー導入を推進します

取組No	H26年度の実績・取組に関する項目			H27年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名・担当課	施策・事業の概要	数値等実績(人數、件数等数量を記入)		
4	EV、PHV、ハイブリッド・電動ごみ収集車等導入事業 【環境政策課】	・平成25年度に購入したエコカー18台(EV、PHV、ハイブリッド・電動ごみ収集車等導入事業)を環境部公用車として活用し、地球温暖化対策推進を図るとともに、車体にエコカーのラッピング表示をすることにより、地球温暖化対策推進に関する啓発を実施しました。	特に無し	【継続実施】 今年度はエコカー(塵芥処理車両・ハイブリット2tダンプ車)の購入予定。今後、公用車の調達時には、エコカーを調達することを推進します。	特に無し

◆市の職員に対して自家用車以外の通勤を奨励します

取組No	H26年度の実績・取組に関する項目			H27年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名・担当課	施策・事業の概要	数値等実績(人數、件数等数量を記入)		
5	那覇市エコオフィス計画推進事業 【環境政策課】	・那覇市エコオフィス推進事業の一環として、環境に優しい通勤方法について職員向けに啓発を実施しました。	特に無し	【継続実施】	特に無し

②固定発生源対策の推進

◆ごみ焼却施設や火葬場の適正な維持管理を行います

取組No	H26年度の実績・取組に関する項目			H27年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名・担当課	施策・事業の概要	数値等実績(人數、件数等数量を記入)		
	ごみ処理施設の適正運営管理 【廃棄物対策課】	・排出される排ガスを測定し、公表を行いました。	ばいじん濃度 0.0014g/m ³ 硫黄酸化物濃度: 3ppm 塩化水素濃度: 13ppm 窒素酸化物濃度: 37ppm	【継続実施】	特に無し
6	いなんせ斎苑維持管理事業 【環境保全課】	・告別室2室、収骨室2室、待合室4室、炉前ホール、エントランスホール、事務室、炉室8炉(主燃炉・再燃炉設備)、集じん設備(排ガス処理設備)、炉制御室(監視設備)、靈安室(冷蔵設備)を備えた大気環境保全に配慮した施設で、1体あたり2時間弱の火葬により、1日に16体の火葬能力があります。(8炉のうち6炉が常時稼動しています。)。	平成26年度 火葬内訳 死体: 2,240 件 改葬: 416 件 肢体: 23 件 戦没者遺骨: 0 件	【継続実施】	特に無し

◆工場、事業所等の固定発生源への指導を行います

取組No	H26年度の実績・取組に関する項目			H27年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名・担当課	施策・事業の概要	数値等実績(人數、件数等数量を記入)		
7	大気汚染防止対策事業(中核市事業経費) 【環境保全課】	・中核市に伴い沖縄県から引き継いた特定施設台帳の整理及び現場確認を行っています。(沖縄県から引き継いだ台帳234件)	仮台帳作成: (166件/255件) 現場確認: 生コン施設3件	【継続実施】	特に無し

◆野焼き・自家焼却禁止の指導を行います

取組No	H26年度の実績・取組に関する項目			H27年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名・担当課	施策・事業の概要	数値等実績(人、件数等数量を記入)		
8	公害苦情処理業務 【環境保全課】	・市民より、野焼き・自家焼却の苦情があった場合(事業者以外)、現場に赴き野焼き・自家焼却を行った者に対し、野焼きが禁止であるとの指導を行っています。	9件/年	【継続実施】	・野焼きのほとんどは、廃棄物の焼却であることから廃棄物対策課及びクリーン推進課との協力態勢を継続します。

③大気環境の調査・監視

◆大気汚染物質(PM2.5を含む)の常時監視を実施し、その情報を公開します

取組No	H26年度の実績・取組に関する項目			H27年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名・担当課	施策・事業の概要	数値等実績(人、件数等数量を記入)		
9	大気汚染防止対策事業(中核市事業経費) 【環境保全課】	・一般環境大気測定局(那覇市保健所3階)、自動車排気ガス測定局(琉銀松尾支店4階)を沖縄県から譲渡を受け、微小粒子状物質(PM2.5)、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、一酸化炭素、光化学オキシダントの常時監視測定を行っています。 測定値は、市ホームページや大型ビジョン等で公開しています。	光化学オキシダントのみ環境基準を超過した。 二酸化硫黄測定機器買替を実施しました。	【継続実施】	・沖縄県から譲渡を受けた大気汚染物質測定機が老朽化しているため、計画的に更新を行う必要があります。

◆PM2.5や光化学オキシダントの警報等発令時には、関係部署との連携により健康被害の軽減を図ります

取組No	H26年度の実績・取組に関する項目			H27年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名・担当課	施策・事業の概要	数値等実績(人、件数等数量を記入)		
10	大気汚染防止対策事業(中核市事業経費) 【環境保全課】	・沖縄県から光化学オキシダントの警報、注意報、微小粒子状物質(PM2.5)の注意喚起情報が出された場合、府内連絡網において関係部署に周知とともに、住民に対して、防災行政無線等で注意報や注意喚起を図り、望ましい行動基準について広報を行います。	0件/年 (注意報及び注意喚起情報の発令なし)	【継続実施】	特に無し

◆事業場から発生する悪臭については、必要な規制を行い、悪臭防止対策を推進します

取組No	H26年度の実績・取組に関する項目			H27年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名・担当課	施策・事業の概要	数値等実績(人、件数等数量を記入)		
11	公害苦情処理業務 【環境保全課】	・市民より事業場等から発生する悪臭の苦情があった場合、現地調査を行い対策等の助言及び指導を行っています。	53件/年 (悪臭原因者内訳事業場:13件 事業所以外40件)	【継続実施】	特に無し

◆沖縄県や周辺市町村と連携して観測体制を充実させます

取組No	H26年度の実績・取組に関する項目			H27年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名・担当課	施策・事業の概要	数値等実績(人、件数等数量を記入)		
12	大気汚染防止対策事業(中核市事業経費) 【環境保全課】	・微小粒子状物質(PM2.5)の測定が沖縄市の1局のみであったが、新たに、那覇市、名護市、宮古島市、石垣市において測定機が設置され、観測体制が強化されました。	沖縄県の微小粒子状物質(PM2.5)の測定機の数 1機→5機	【継続実施】	特に無し

1-2 静かな環境を守る

①自動車対策の推進

◆低騒音排水性舗装の使用など自動車騒音防止対策を検討します

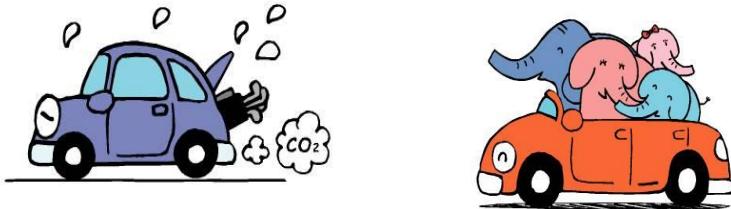
取組No	H26年度の実績・取組に関する項目			H27年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名・担当課	施策・事業の概要	数値等実績(人、件数等数量を記入)		
13	街路整備事業 道路新設改良事業 【道路建設課】	・低騒音排水性舗装の整備を検討します。	工事:38件	右記課題事項があるため、事業の内容を変更します。 (変更)自動車騒音防止対策として、車道の改良や新設を行います。	舗装の目詰まり等により、持続した排水性能を確保できないなどの課題が残っています。

◆用途地域の見直しにあわせて騒音・振動規制区域の見直しを行います

取組No	H26年度の実績・取組に関する項目			H27年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名・担当課	施策・事業の概要	数値等実績(人數、件数等数量を記入)		
14	騒音・振動規制法に基づく規制区域の見直し 【環境保全課】	・用途地域の見直しがなかったため、規制区域の見直しは行っていません。	特に無し	【継続実施】	特に無し

◆自動車騒音の常時監視・測定を行います

取組No	H26年度の実績・取組に関する項目			H27年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名・担当課	施策・事業の概要	数値等実績(人數、件数等数量を記入)		
15	自動車騒音常時監視業務 【環境保全課】	・那覇市内の主要幹線道路における自動車騒音の測定を行いました。(面的評価を行った区間 8区間(延長15.8km)で6,104戸)	97.1% (環境基準達成率)	【継続実施】	特に無し



②固定発生源対策の推進

◆工場、事業所等の固定発生源への指導を行います

取組No	H26年度の実績・取組に関する項目			H27年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名・担当課	施策・事業の概要	数値等実績(人數、件数等数量を記入)		
16	騒音・振動規制法 【環境保全課】	・工場、事業所等の現場確認を実施します。	現場確認・生コン施設3件	【継続実施】	特に無し

◆公共事業を実施する際の騒音・振動対策を推進します

取組No	H26年度の実績・取組に関する項目			H27年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名・担当課	施策・事業の概要	数値等実績(人數、件数等数量を記入)		
17	【継続実施】 ・石嶺市営住宅建替事業 ・宇栄原市営住宅建替事業 ・大名市営住宅建替事業 ・那覇市総合福祉センター設備等改修事業 【拡大実施】 ・古波蔵ふれあい館解体事業 【建築工事課】	・工事で使用する機械・車両等は、低騒音・低振動型機械を使用するよう請負者に指導しました。	42件	【継続実施】 ・石嶺市営住宅建替事業 ・宇栄原市営住宅建替事業 ・大名市営住宅建替事業 ・与儀保育所建設事業 (仮称)津波避難ビル建設事業 【拡大実施】 ・古波蔵ふれあい館解体事業 【新規】 ・消防松尾出張所解体事業 ・不登校対策等拠点施設長寿命化事業	特に無し
	公園整備事業 【花とみどり課】	・公共工事に使用する建設機器について、低騒音型や低振動型の建設機器を使用するよう環境配慮仕様書に基づき、環境配慮チェック表でチェックしています。	工事:12件	【継続実施】	特に無し
	地下壕対策事業 【建設企画課】	・地下壕の陥没、崩壊等による災害を未然に防止するため、危険度の高い壕を埋め戻します。工事にあたっては、騒音・振動対策を推進します。	6か所 埋め戻し完了	【継続実施】 今年度7か所を埋め戻し予定です。	特に無し
	街路整備事業 道路新設改良事業他 【道路建設課】	・騒音・振動対策型の機械を使用するよう指導します。(前出 取組No.13)	工事:38件	【継続実施】	特に無し
	市営住宅ストック総合改善事業 【市営住宅課】	・工事で使用する機械・車両等は、低騒音・低振動型機械を使用するよう請負者に指導しました。	工事:11件	【継続実施】	特に無し
	対象事業なし 【文化財課】	・平成26年度未実施	対象事業無しのため未実施	【新規】 伊江殿内庭園保存整備事業	特に無し
	公共事業を実施する際の騒音・振動対策の推進 【配水管管理課】	・上水道施設(配水管、給水管等)の維持管理工事の際、振動・騒音の対策をし施工しました。	工事:1件	【継続実施】	特に無し
	公共事業を実施する際の騒音・振動対策の推進 【水道工務課】	・公共工事による環境への影響を抑制するため、低騒音・低振動機械使用を推進しました。	工事:7件	【継続実施】	特に無し
	公共事業を実施する際の騒音・振動対策の推進 【下水道課】	・公共工事による環境への影響を抑制するため、低騒音・低振動機械使用を推進しました。	工事:16件	【継続実施】	特に無し

取組No	H26年度の実績・取組に関する項目				
	施策・事業名・担当課	施策・事業の概要	数値等実績(人、件数等数量を記入)		
17	<ul style="list-style-type: none"> ・前島・久茂地小学校統合新校整備事業 ・大名小学校校舎建設事業 ・前島・久茂地小統合新校校舎増築及びプール改築等事業 ・天久小学校校舎増築事業 ・城東小学校校舎増築事業 ・真嘉比小学校校舎増築事業 ・城西小学校屋内運動場建設事業 ・安岡中学校校舎増築事業 ・寄宮中学校校舎建設事業 ・真和志中学校屋内運動場建設事業 ・与儀幼稚園園舎建設事業 ・大名幼稚園園舎建設事業 ・城西幼稚園園舎建設事業 ・開南幼稚園園舎建設事業 <p>【施設課】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・工事で使用する機械・車両等は、低騒音・低振動型機械を使用するよう請負者に指導しました。 	14件	<p>【新規】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上間小学校校舎建設事業 ・宇美原小学校校舎増築事業 ・真和志小学校屋内運動場建設事業 ・大名小学校屋内運動場建設事業 ・城南小学校プール建設事業 ・鏡原中学校校舎建設事業 ・城北中学校屋内運動場建設事業 ・上間幼稚園園舎建設事業 ・真和志幼稚園園舎建設事業 ・城南幼稚園園舎建設事業 <p>【継続実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大名小学校校舎建設事業 ・城東小学校校舎増築事業 ・真嘉比小学校校舎増築事業 ・城西小学校屋内運動場建設事業 ・安岡中学校校舎増築事業 ・真和志中学校屋内運動場建設事業 ・城西幼稚園園舎建設事業 ・大名幼稚園園舎建設事業 ・開南幼稚園園舎建設事業 	特に無し

◆近隣生活騒音や建築工事等に伴う騒音に対する調査や指導を行います

取組No	H26年度の実績・取組に関する項目				
	施策・事業名・担当課	施策・事業の概要	数値等実績(人、件数等数量を記入)		
18	公害苦情処理業務 【環境保全課】	<ul style="list-style-type: none"> ・市民より、工場・事業者、近隣生活騒音及び建築工事に伴う騒音の苦情があった場合、現場に赴き騒音状況の調査や指導を行いました。 	42件/年(工場・事業所等からの騒音も含む。)	【継続実施】	特に無し

③航空機対策の推進

◆空港及び基地から発生する騒音の実態把握を行います

取組No	H26年度の実績・取組に関する項目				
	施策・事業名・担当課	施策・事業の概要	数値等実績(人、件数等数量を記入)		
	航空機騒音状況の把握 【環境保全課】	<ul style="list-style-type: none"> ・沖縄県作成の「平成25年度航空機騒音測定結果」により、那覇市内の測定局(2局)における平成25年度の騒音測定結果を収集しました。 両局とも環境基準値を達成しました。 (①那覇浄化センター局、②具志局) 	<p>①Lden54 (db) (環境基準値Lden62(db)) ②Lden55 (db) (環境基準値Lden57(db))</p>	【継続実施】 ※平成25年度より、環境基準の評価指標がWECPNLからLden(db)へ変更された。	特に無し
19	軍用機の騒音測定結果の把握 【平和交流・男女参画課】	<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年9月に公表された沖縄県環境生活部環境保全課作成の「平成25年度航空機騒音測定結果概要(那覇空港)」の報告書から、那覇市内の測定局における軍用機の騒音測定結果の数値を把握しました。 (①那覇浄化センター、②具志) 	平成25年度平均Lden ()内は環境基準値 ①那覇浄化センター 54 (62) ②具志 55 (57)	【継続実施】	特に無し

◆沖縄県や周辺市町村と連携し、国へ騒音低減の取組を要請します

取組No	H26年度の実績・取組に関する項目				
	施策・事業名・担当課	施策・事業の概要	数値等実績(人、件数等数量を記入)		
	航空機騒音状況への対応 【環境保全課】	<ul style="list-style-type: none"> ・特に無し ※平成25年度は、那覇市内の測定局(2局)において、航空機騒音の環境基準を達成しています。 	1回	【継続実施】	特に無し
20	自衛隊・米軍機の騒音に対する苦情・要望等への対応 【平和交流・男女参画課】	<ul style="list-style-type: none"> ・市民からの苦情・要望等を受けた時は、その内容を記録し、自衛隊・米軍機が原因の場合は、沖縄防衛局及び自衛隊等関係機関へ連絡します。 	13件	【継続実施】	特に無し

1-3 きれいな水を守る

①健全な水質と水環境の確保

◆水質に関する環境調査を行います

取組No	H26年度の実績・取組に関する項目			H27年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名・担当課	施策・事業の概要	数値等実績(人數、件数等数量を記入)		
21	公共用水域の水質・底質調査 【環境保全課】	・河川等:県測定計画15地点、市測定計画12地点の計27地点。 海域:6地点 地下水:1地点 ・波之上ビーチの水質測定を遊泳期間前と遊泳期間中に行いました。	環境基準が設定されている河川25地点中24地点が環境基準を達成しました。 海域:6地点中3地点が環境基準を達成しました。 波之上ビーチの水質は2回ともA判定でした。	【継続実施】	・高い死魚発生した場合、県や流域市町村との連携が必要です。

◆沖縄県や周辺市町村と連携して観測態勢を充実させます

取組No	H26年度の実績・取組に関する項目			H27年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名・担当課	施策・事業の概要	数値等実績(人數、件数等数量を記入)		
22	公共用水域の水質・底質調査 【環境保全課】	・河川について、県測定計画に基づく15地点についても中核市以降に伴い本市が年間4~12回水質調査を行いました。	すべての地点で環境基準を達成しました。	【継続実施】	特に無し

◆公共下水道の整備や合併処理浄化槽の普及を推進します

取組No	H26年度の実績・取組に関する項目			H27年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名・担当課	施策・事業の概要	数値等実績(人數、件数等数量を記入)		
23	公共下水道の整備普及の推進 【下水道課】	・下水道未供用区域の整備推進を図った。更に、供用区域における未接続箇所の下水道取付工事を行いました。	下水道普及率:97.7%	【継続実施】	・未供用箇所の大部分が私道地権者からの布設承諾取得が困難なため、汚水事業概成の課題となっています。
	公共下水道接続普及促進 【料金サービス課】	・下水道接続普及活動 市内を4地区に分け、毎年1地区に接続依頼文書を送付、戸別訪問(1日10~15件)で普及活動を実施しました。 ・補助事業 障がい者世帯に対する補助:上限25万円(2件) 生活扶助世帯に対する補助:工事費全額(0件) 低地帯建物に対する補助:上限30万円(1件) 年間所得100万円以下の世帯に対する補助及び貸付:上限15万円(1件) 年間所得50万円以下の世帯に対する補助及び貸付:上限30万円(9件) ・貸付事業 戸建住宅40万円、共同住宅100万円以内・貸付事業(5件)	・水洗化率:95.2% ・浄化槽及びくみ取り便所等改造実績:121件	【継続実施】公共下水道接続普及促進 【拡大実施】下水道接続効果促進事業(補助金事業・貸付事業) ・補助制度については、前年度と同様に障がい者世帯(上限25万円)・生活扶助世帯(工事費全額)・低地帯建物(上限30万円)に対する補助、低所得世帯(上限15万円または上限30万円)に対する水洗便所設置費等補助を行います。 ・貸付制度には「低所得世帯に対する水洗便所設置費等資金貸付」を含む貸付事業を行い、水洗化率向上を図ります。	・平日の戸別訪問時に、不在であった世帯に対する休日訪問普及活動を実施します。 ・不動産管理会社が管理する賃貸建物を対象に、同管理会社を訪問し、接続依頼文書を用いて建物所有者への助言を促すなど、普及活動を行います。
	生活排水対策推進事業 【環境保全課】	・今後7年以上、下水道整備が見込まれない地域で、単独処理浄化槽(汲み取り便所含む)から合併処理浄化槽への転換設置者に補助金を交付する事業です。 補助額 ・5人槽:(332千円) ・6~7人槽(414千円) ・8~10人槽(548千円)	補助件数:10人槽 1基	【平成26年度末で事業終了】 理由:公共下水道の普及に伴い補助要件を満たす設置者が減少しており、また、循環型社会形成推進地域計画における合併処理浄化槽による汚水処理人口の目標は25年度末で達成したためです。	・今後は浄化槽の適正管理を指導していく必要があります。

◆道路整備における透水性舗装の整備を推進します

取組No	H26年度の実績・取組に関する項目			H27年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名・担当課	施策・事業の概要	数値等実績(人數、件数等数量を記入)		
24	街路整備事業 【道路建設課】	・透水性舗装の歩道を整備します。(前出 取組No.2)	歩道整備:455m	【継続実施】	特に無し

◆保水機能や浄化機能を重視した緑地や公園の整備を推進します

取組No	H26年度の実績・取組に関する項目			H27年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名・担当課	施策・事業の概要	数値等実績(人數、件数等数量を記入)		
25	公園整備事業 【花とみどり課】	・保水機能や浄化機能等を考慮した緑地や公園整備を行います。	2.37 ha	【継続実施】	特に無し

◆公共施設における雨水や再生水の利用を推進します

取組No	H26年度の実績・取組に関する項目			H27年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名・担当課	施策・事業の概要	数値等実績(人數、件数等数量を記入)		
26	【継続実施】 ・石巻市営住宅建替事業 ・宇栄原市営住宅建替事業 ・大名市営住宅建替事業 【建築工事課】	・工事において、雨水利用設備を設置しました。	4件	【継続実施】 ・石巻市営住宅建替事業 ・宇栄原市営住宅建替事業 ・大名市営住宅建替事業 ・(仮称)津波避難ビル建設事業	特に無し
	公園整備事業 【花とみどり課】	・公園施設であるトイレ等に貯留槽の設置や再生水の利用推進を図ります。 平成26年度においての施設整備はありませんでした。	0件	【継続実施】 平成27年度は工事1件を予定しています。	・公園内の施設としてはトイレ施設が主になります。 ・再生水の供給エリアが限定されています。
	公園維持管理 【公園管理課】	・雨水及び再生水利用施設の維持管理を行います。	新都心公園 他10公園	【継続実施】	特に無し
	公共施設における再生水の利用の推進 【下水道課】	・那覇浄化センターで下水を高度処理し、新たな水源として有効利用することを目的として、再生水利用下水道事業区域内にある公共施設(那覇空港)へ再生水管布設工事を行いました。	工事:1件	【継続実施】	PRや啓発活動の充実を図ります。
	・大名小学校校舎建設事業 ・真和志中学校屋内運動場建設事業 ・与儀幼稚園園舎建設事業 ・大名幼稚園園舎建設事業 ・開南幼稚園園舎建設事業 【施設課】	・雨水利用設備を設置します。	5件	【新規】 ・上間小学校校舎建設事業 ・真和志小学校屋内運動場建設事業 ・鏡原中学校校舎建設事業 ・真和志幼稚園園舎建設事業 【継続実施】 ・真和志中学校屋内運動場建設事業 ・大名小学校校舎建設事業 ・大名幼稚園園舎建設事業 ・開南幼稚園園舎建設事業	特に無し

◆水を汚さないために家庭や事業所で実践できる取組について普及啓発します

取組No	H26年度の実績・取組に関する項目			H27年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名・担当課	施策・事業の概要	数値等実績(人數、件数等数量を記入)		
27	水を汚さないための取組について普及啓発 【下水道課】	・工事前の住民説明会にて、下水道供用開始後、速やかに家庭内汚水等を公共下水道に接続推進に関する啓発を実施しました。	下水道水接続率: 95.2%	【継続実施】	特に無し
	事業場排水水質分析調査 【料金サービス課】	・公共用水域の水質の確保並びに公共下水道施設の機能を保全するため、市内の事業場排水の水質分析を実施し監視指導を行います。	・事業場80カ所の水質分析調査を実施 ・検体数:652体 ・改善指導:35件	【継続実施】事業場排水水質分析調査 事業場排水90カ所の採水及び水質分析(検体数:734体)を実施する予定です。	・事業場排水水質分析調査では、調査・指導できる事業場の数が限られているので、多くの市民や事業場に、排出できる汚水の水質基準等について理解が得られるよう、広報誌等を通して水を汚さないための方法の啓発を行います。



◆市民や事業者に対して節水に対する広報活動を行います

取組No	H26年度の実績・取組に関する項目			H27年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名・担当課	施策・事業の概要	数値等実績(人數、件数等数量を記入)		
28	那覇市水資源有効利用推進要綱 【環境保全課】	・窓口で業者に対して建築確認申請時に水資源有効利用・節水計画書を求め、節水及び雨水の有効利用について助言します。	提出件数: 576件/年	【継続実施】	特に無し
	広報誌「なはの水」及びホームページにての広報活動。 【上下水道局総務課】	・平成26年10月に発行した広報誌「なはの水」タブロイド判及び平成27年2月に発行した広報誌「なはの水」パンフレット版にて、節水を呼びかける標語を掲載します。また、ホームページにて「節水コーナー」のページを掲載します。	発行部数: 140,100部(市内全世帯配布) 発行回数: 2回(10月、2月)	(平常時) 広報誌「なはの水」及びホームページにて広報活動を行います。 (渴水時) 本庁・三支所などにて懸垂幕を掲揚するとともにハトロール車にて節水の呼びかけを行います。また、大口使用者に対しは節水啓蒙ポスターを配布し掲示依頼を行います。	特に無し
	水道事業ビジョンの策定 【上下水道局企画経営課】	・平成27年度からの新規取組のため未実施です。	未実施のため実績無し	【新規】 今年度改定を予定している「水道事業ビジョン」の策定において、市民がより一層「水は限りある資源」との意識高揚のための施策を盛り込みます。	平成27年度からの新規取組のため未実施です。

◆市民や事業者に対して雨水利用の啓発を行います

取組No	H26年度の実績・取組に関する項目			H27年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名・担当課	施策・事業の概要	数値等実績(人數、件数等数量を記入)		
29	水資源有効利用推進事業 【環境保全課】	・本市内に住居を有する者で当該住居に雨水施設又は井戸戸水を利用するための施設を設置又は修繕した者に対し、予算の範囲内で、その経費の一部を補助します。(設置費用の2分の1補助で限度額は4万円)。	補助件数 12件/年	【縮小実施】 理由:当補助金は平成14年度に創設され単費で実施してきました。平成24年度以降沖縄振興一括交付金が活用されたことから、補助件数を20件から30件に拡大した経緯がありますが、実績に応じて補助件数を20件にしました。	・当補助制度の周知を図るために様々なPR活動(チラシ配布等)を行い、予算措置された補助件数(20件)を執行できるよう、更なる普及啓発に努めます。
	「那覇市住生活月間」パネル展 【建設企画課】	・「住生活月間」(毎年10月)において、関係課と連携し、本市の住宅関連施策についてパネル展示(本庁舎1階展示コーナー)やパンフレット配布等を通じ、市民向け情報提供しています。	第2回パネル展を実施しています。	【継続実施】 今年度も10月下旬(1週間程度)に本庁舎1階展示コーナーにてパネル展を開催予定です。	特に無し
	公園整備事業 【花とみどり課】	・雨水利用や再生水利用の促進に努めます。(前出取組№26)	0件	【継続実施】	特に無し

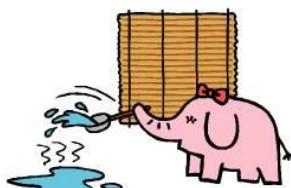
◆井戸・湧水の有効活用を推進します

取組No	H26年度の実績・取組に関する項目			H27年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名・担当課	施策・事業の概要	数値等実績(人數、件数等数量を記入)		
30	井戸・湧水の有効活用推進 【環境保全課】	・渴水時や災害時の生活用水として有効活用します。	特に無し	【継続実施】 関係課(下水道課、市民防災室)と連携(情報収集・情報提供)しながら取り組んで行きます。	特に無し

②水辺環境の保全と水とふれあう場づくり

◆多様な生物の生息・生育環境となってる干潟や海岸、河岸等の水辺環境を保全します

取組No	H26年度の実績・取組に関する項目			H27年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名・担当課	施策・事業の概要	数値等実績(人數、件数等数量を記入)		
31	①環境啓発事業 ②漫湖水鳥センター管理運営協議会負担金 【環境保全課】	①干潟の重要性を理解するために、湧水めぐり、ホタル、大嶺海岸観察会を実施しました。 ②漫湖水鳥センターにおいて、水鳥をはじめとする野生生物の保護と湿地の保全の理解を深めるために様々な活動(干潟の体験イベント、レンズの不思議など)を行いました。	①湧水1回(20人) ホタル7回(251人) 大嶺3回(118人) ②39回/年(858人)	【継続実施】	特に無し



◆赤土放出の情報収集とパトロールを推進します

取組No	H26年度の実績・取組に関する項目			H27年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名・担当課	施策・事業の概要	数値等実績(人數、件数等数量を記入)		
32	沖縄県赤土流出防止条例に基づく事業現場のパトロール 【環境保全課】	・那覇市内における1,000m ² 以上の土地の造成及び建設現場からの赤土等の流出を防止します。	市民から赤土等の流出に関する通報はありませんでした。	【継続実施】	・事業現場の確認については、同条例に基づく届け出を受けて沖縄県南部保健所がパトロールをしています。 ・地域住民から赤土流出の通報があった場合は、パトロールを行い、県に報告することとしています。

◆市民や事業者と協働して水辺環境の保全活動(美化運動等)を推進します

取組No	H26年度の実績・取組に関する項目			H27年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名・担当課	施策・事業の概要	数値等実績(人數、件数等数量を記入)		
33	漫湖チュラカーギー作戦30 (漫湖南岸大清掃) 【環境保全課】	・漫湖へ再び一万羽の渡り鳥が飛来することを目指に、漫湖及びその周辺で清掃イベント(ゴミ拾い及びマングローブの稚樹抜き)を行いました。	回収した混合ごみの量: 1,380kg 参加者: 230人	【継続実施】	・ラムサール条約湿地登録である漫湖の保全と利活用を図るためにチュラカーギー作戦の広報を強化し参加者の拡大に努めます。

◆市民参加型の水辺、海辺の生き物調査を実施します

取組No	H26年度の実績・取組に関する項目			H27年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名・担当課	施策・事業の概要	数値等実績(人數、件数等数量を記入)		
34	環境啓発事業 【環境保全課】	・ホタル観察会を7回、大嶺海岸観察会を3回実施しました。(前出 取組No.31)	参加者: ホタル7回 (251人) 大嶺3回(118人)	【継続実施】	・参加者の拡大に努めます。

1-4 有害化学物質から生活を守る

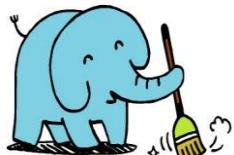
①ダイオキシン類対策の推進

◆環境中のダイオキシン類の常時監視と情報の公開を行います

取組No	H26年度の実績・取組に関する項目			H27年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名・担当課	施策・事業の概要	数値等実績(人數、件数等数量を記入)		
35	ダイオキシン類監視事業 【環境保全課】	・ダイオキシン測定(大気4回、水質2カ所1回、地下水・土壤1回)を実施しました。	測定を実施した全ての測定値で環境基準を達成しました。	【継続実施】	特に無し

◆那覇・南風原クリーンセンターにおけるダイオキシン類の排出を抑制します

取組No	H26年度の実績・取組に関する項目			H27年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名・担当課	施策・事業の概要	数値等実績(人數、件数等数量を記入)		
36	ごみ処理施設の適正運営管理 【廃棄物対策課】	・排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度が0.1ng-TEQ/m ³ N以下になるようにごみを焼却し、濃度の測定し、公表を行いました。 ※法令等規制値: 0.1ng-TEQ/m ³ N以下 (0°C、1気圧における1m ³ あたり0.1ng(ナノグラム: 10億分の1g)以下 TEQ: 毒性等価量 (Toxic Equivalent s の略))	年1回 0.000813ng-TEQ/m ³ N (法令等規制値0.1ng-TEQ/m ³ N)	【継続実施】	特に無し



②有害大気物質等対策の推進

◆有害大気物質の常時監視と情報の公開を行います

取組No	H26年度の実績・取組に関する項目			H27年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名・担当課	施策・事業の概要	数値等実績(人数、件数等数量を記入)		
37	大気汚染防止対策事業(中核市事業経費) 【環境保全課】	・継続的に摂取すると人の健康を損ねるおそれがある有害大気汚染物質の測定を那覇市保健所(21物質)と琉球銀行松尾支店(6物質)で実施しました。	環境基準が定められている4物質及び指針値が定められている9物質については全て基準値又は指針値を達成しました。	【継続実施】	特に無し

◆アスベスト飛散防止対策を行います

取組No	H26年度の実績・取組に関する項目			H27年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名・担当課	施策・事業の概要	数値等実績(人数、件数等数量を記入)		
38	大気汚染防止対策事業(中核市事業経費) 【環境保全課】	・特定粉じん(アスベスト)排出等作業実施届の提出された現場に行き、届出通り作業が実施されているか確認を行いました。	9件/年	【継続実施】	特に無し
	【継続実施】 ・石嶺市営住宅建替事業 ・宇栄原市営住宅建替事業 ・大名市営住宅建替事業 【建築工事課】	・工事において、アスベスト飛散防止対策を行いました。(前出 取組No.26)	4件	【継続実施】 ・石嶺市営住宅建替事業 ・宇栄原市営住宅建替事業 ・大名市営住宅建替事業	特に無し
	アスベスト(石綿)対策 【建築指導課】	・アスベスト(石綿)に関する情報を収集し、関係機関と協力し、アスベスト飛散防止対策を行います。	平成26年度 相談対応:1件	【継続実施】	特に無し

③土壤汚染対策の推進

◆有害化学物質による土壤汚染や地下水汚染の状況について、調査を実施し、情報の公開を行います

取組No	H26年度の実績・取組に関する項目			H27年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名・担当課	施策・事業の概要	数値等実績(人数、件数等数量を記入)		
39	土壤汚染対策事業 【環境保全課】	・土壤汚染や地下水汚染が判明した場合に、周囲に健康被害が及ぶおそれがあれば調査を実施し、必要に応じて情報の公開を行いました。平成26年度においては調査対象案件がありませんでした。	0件	【継続実施】	特に無し

◆土壤汚染対策法に基づく「有害物質使用特定施設」が廃止された場合は、事業者に対して、土壤汚染調査を指導します

取組No	H26年度の実績・取組に関する項目			H27年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名・担当課	施策・事業の概要	数値等実績(人数、件数等数量を記入)		
40	土壤汚染対策事業 【環境保全課】	・土壤汚染対策法第3条に基づき、使用が廃止された有害物質使用特定施設の事業者より提出された土壤汚染状況調査の結果により、当該事業敷地のうち基準超過した区域について同法に基づく指定を1件行いました。また、自主調査結果の提出を受けた場合でも、同法第14条に基づく区域指定を1件行いました。	2件	【継続実施】	・開発行為の増加に伴い、土壤汚染も増加傾向にあります。

◆汚染された土壤の適正処理について事業者に対して指導します

取組No	H26年度の実績・取組に関する項目			H27年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名・担当課	施策・事業の概要	数値等実績(人数、件数等数量を記入)		
41	土壤汚染対策事業 【環境保全課】	・土壤汚染対策法に基づく区域指定を受けた土地の所有者等に対し、土壤汚染対策法第16条第1項に基づき、除去した汚染土壤を同法の許可を受けた処理施設に適切に運搬するよう指導を行いました。	2件	【継続実施】	特に無し

1-5 自然を守り・自然とふれあう

①自然環境の保全

◆都市部の貴重な自然環境を形成する緑地や樹木を保全します

取組No	H26年度の実績・取組に関する項目			H27年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名・担当課	施策・事業の概要	数値等実績(人数、件数等数量を記入)		
42	環境啓発事業 【環境保全課】	・市民に対して都市部の貴重な自然環境保全の理解を深めるために、末吉公園で植物観察や巨樹・巨木調査等を実施しました。	1回/年(14人)	【継続実施】	特に無し

◆那覇市公共工事等環境配慮マニュアルに従った公共工事等を行います

取組No	H26年度の実績・取組に関する項目			H27年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名・担当課	施策・事業の概要	数値等実績(人数、件数等数量を記入)		
43	地下壕対策事業 【建設企画課】	・地下壕の陥没、崩壊等による災害を未然に防止するため、危険度の高い壕を埋め戻します。工事にあたっては、那覇市公共工事等環境配慮マニュアルに従い、低騒音、低振動の機器を使用するよう配慮します。(前出 取組No.17)	6か所 埋め戻し完了	【継続実施】 今年度7か所を埋め戻し予定です。	特に無し
	【継続実施】 ・石嶺市営住宅建替事業 ・宇栄原市営住宅建替事業 ・大名市営住宅建替事業 ・那覇市総合福祉センター設備等改修事業 【拡大実施】 ・古波蔵ふれあい館解体事業 【建築工事課】	・工事において、環境配慮マニュアルに従った公共工事を行うよう請負者に指導しました。(前出 取組No.17)	42件	【継続実施】 ・石嶺市営住宅建替事業 ・宇栄原市営住宅建替事業 ・大名市営住宅建替事業 ・与儀保育所建設事業 ・(仮称)津波避難ビル建設事業 【拡大実施】 ・古波蔵ふれあい館解体事業 【新規】 ・消防松尾出張所解体事業 ・不登校対策等拠点施設長寿命化事業	特に無し
	街路整備事業 道路新設改良事業他 【道路建設課】	・那覇市公共工事等環境配慮マニュアルに基づく環境配慮事項を遵守します。(前出 取組No.13.17)	工事:38件	【継続実施】	特に無し
	道路施設の維持修繕等 【道路管理課】	・道路施設の維持修繕等にあたっては、「那覇市公共工事等環境配慮マニュアル」に沿って、環境に配慮した工事等を行いました。	道路修繕工事: 51件	【継続実施】	特に無し
	市営住宅ストック総合改善事業 【市営住宅課】	・工事において、環境配慮マニュアルに従った公共工事を行うよう請負者に指導しました。(前出 取組No.17)	工事:11件	【継続実施】	特に無し
	公園整備事業 【花とみどり課】	・那覇市公共工事環境配慮マニュアルを活用し、公共工事請負業者に対し環境配慮仕様書で配慮を促し、環境配慮チェック表でチェックしています。(前出 取組No.17)	工事:12件 委託:7件	【継続実施】	特に無し
	公園整備事業 【公園管理課】	・那覇市公共工事等環境配慮マニュアルを活用し、公共工事請負業者に対し環境配慮仕様書で配慮を促し、環境配慮チェック表でチェックしています。	9件	【継続実施】	特に無し
	銘苅墓跡群環境整備事業 【文化財課】	・国指定史跡『銘苅墓跡群』の内「伊是名殿内の墓」の石積み修復工事を行い、文化財の保全を図りました。	石積修復工事1件	【継続実施】 平成32年度より事業開始を予定しています。	特に無し
	那覇市公共工事等環境配慮マニュアルに従った公共工事の実施 【配水管管理課】	・上水道施設(配水管、給水管等)の維持管理工事の際、那覇市公共工事等環境配慮マニュアルに従って施工しました。(前出 取組No.17)	工事:1件	【継続実施】	特に無し
	那覇市公共工事等環境配慮マニュアルに従った公共工事等の実施 【水道工務課】	・自然環境保全のため、那覇市公共工事等環境配慮マニュアルに従った公共工事を実施しました。(前出 取組No.17)	工事:7件	【継続実施】	特に無し
43	・前島・久茂地小学校統合新校整備事業 ・大名小学校校舎建設事業 ・前島・久茂地小統合新校校舎増築及びプール改築等事業 ・天久小学校校舎増築事業 ・城東小学校校舎増築事業 ・真嘉比小学校校舎増築事業 ・城西小学校屋内運動場建設事業 ・安岡中学校校舎増築事業 ・寄宮中学校校舎建設事業 ・真和志中学校屋内運動場建設事業 ・与儀幼稚園園舎建設事業 ・大名幼稚園園舎建設事業 ・城西幼稚園園舎建設事業 ・開南幼稚園園舎建設事業 【施設課】	・工事において、環境配慮マニュアルに従った施工を実施するよう請負者に指導しました。(前出 取組No.17)	14件	【新規】 ・上間小学校校舎建設事業 ・宇栄原小学校校舎増築事業 ・真和志小学校屋内運動場建設事業 ・大名小学校屋内運動場建設事業 ・城南小学校プール建設事業 ・鏡原中学校校舎建設事業 ・城北中学校屋内運動場建設事業 ・上間幼稚園園舎建設事業 ・真和志幼稚園園舎建設事業 ・城南幼稚園園舎建設事業 【継続実施】 ・大名小学校校舎建設事業 ・城東小学校校舎増築事業 ・真嘉比小学校校舎増築事業 ・城西小学校屋内運動場建設事業 ・安岡中学校校舎増築事業 ・真和志中学校屋内運動場建設事業 ・城西幼稚園園舎建設事業 ・大名幼稚園園舎建設事業 ・開南幼稚園園舎建設事業	特に無し
	公共工事環境配慮マニュアル 【環境保全課】	・公共工事(小規模工事を除く。)を行う部署から環境ISO事務局に提出された環境配慮仕様書及び環境配慮チェック表の確認を行いました。	36件/年	【継続実施】	特に無し

◆天然記念物を保全します

取組No	H26年度の実績・取組に関する項目			H27年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名・担当課	施策・事業の概要	数値等実績(人數、件数等数量を記入)		
44	文化財維持管理 【文化財課】	・国指定天然記念物「首里金城の大アカギ」の樹勢診断及び樹勢回復業務、大アカギ防護柵設置工事を行いました。 「首里金城の大アカギ」について、樹木医の樹勢診断を行い、土壤改良等樹勢回復措置を行いました。また、踏圧による根系の損傷防止のため立入制限柵を設置しました。	年に1回	【継続実施】 定期的に状況を確認し、適切な維持管理を行います。	・樹齢200年を経過する樹木を、適切に保護していくには、定期的な樹勢回復処置が必要です。

②生物多様性の保全

◆生き物の生息・生育状況を把握し、必要に応じて保全対策を行います

取組No	H26年度の実績・取組に関する項目			H27年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名・担当課	施策・事業の概要	数値等実績(人數、件数等数量を記入)		
45	環境啓発事業 【環境保全課】	・市民参加でホタル分布調査体験を行いました。(環境啓発事業受託者の提案事業)	1回 /年(3人)	【継続実施】 ※ホタル分布調査は平成26年度の環境啓発事業受託者の提案事業のため終了します。	特に無し

◆環境省などと協力して特定外来生物による生態系の破壊を防止します

取組No	H26年度の実績・取組に関する項目			H27年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名・担当課	施策・事業の概要	数値等実績(人數、件数等数量を記入)		
46	グリーンアノール防除等事業 【環境保全課】	・環境省の那覇自然環境事務所が行っている「沖縄島におけるグリーンアノール防除等業務」の協力を行いました。	環境省報告書: わな設置 2,851個 捕獲数 2,098匹	【継続実施】	※環境省からの業務報告書から、生息域拡大について、今後も注視して行きます。

◆公園、緑地等を整備して生態系ネットワークの保全や創出を図ります

取組No	H26年度の実績・取組に関する項目			H27年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名・担当課	施策・事業の概要	数値等実績(人數、件数等数量を記入)		
47	公園整備事業 【花とみどり課】	・環境配慮仕様書で動植物への配慮を促し、環境配慮チェック表でチェックしています。(前出 取組No. 17.43)	工事:12件 委託:7件	【継続実施】	特に無し

③自然とふれあう場づくり

◆自然観察会や体験教室、市民参加型環境学習を実施します

取組No	H26年度の実績・取組に関する項目			H27年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名・担当課	施策・事業の概要	数値等実績(人數、件数等数量を記入)		
48	環境啓発事業 【環境保全課】	・自然観察会や体験教室等様々な市民参加型環境学習を実施しました。	47回(3,587人)	【継続実施】	特に無し

◆学校や公共施設にビオトープを整備します

取組No	H26年度の実績・取組に関する項目			H27年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名・担当課	施策・事業の概要	数値等実績(人數、件数等数量を記入)		
49	公園整備事業 【花とみどり課】	・平成26年度においての整備はありませんでした。	0件	都市公園の設置施設は、ワークショップ等により地域や利用者のニーズ・意向を確認して整備を行っています。また、整備後の公園管理者の管理方針等も重要なため、今後、それらに適合し配置計画で設置が可能な公園において整備を進め行きます。	・今後は整備をしていく上では、整備後の維持管理の取組み方が課題です。
	なし。 【施設課】	・平成26年度においての整備はありませんでした。	0件		
	環境啓発事業 【環境保全課】	・環境保全課が関わりを持ったビオトープの整備はありませんでした。	特に無し		

◆観光客に対するエコツーリズムを促進します

取組No	H26年度の実績・取組に関する項目			H27年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名・担当課	施策・事業の概要	数値等実績(人数、件数等数量を記入)		
50	波の上ビーチ、漫湖等、本市のエコツーリズムの状況に関する情報収集 【観光課】	・波の上ビーチ等におけるエコツーリズム状況に関する情報収集を行いました。波の上うみそら公園ダイビング・シーノーケリングエリアにおいて、サンゴの植え付けなどを行っていることを確認しました。	特に無し	【継続実施】	・本市の特性に合致した取組についての検討、関連部署との連携が必要です。

1-6 緑あふれる街をつくる

①緑の保全と創出

◆周辺環境に配慮した公園緑地を整備します

取組No	H26年度の実績・取組に関する項目			H27年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名・担当課	施策・事業の概要	数値等実績(人数、件数等数量を記入)		
51	公園整備事業 【花とみどり課】	・地域住民の意見を広く取り入れるため、ワークショップやアンケート調査などを行っています。	ワークショップ:3回	【継続実施】	特に無し
	協働のまちづくり 【公園管理課】	・自治会による公園管理業務の委託推進や公園清掃ボランティアの育成を行います。	・自治会委託:16団体 ・企業ボランティア:60社 ・公園愛護会:152団体 計228団体	【継続実施】	・登録した後、退会する団体があるので、継続してもらえるような環境づくりを工夫する必要があります。

◆市民農園を提供します

取組No	H26年度の実績・取組に関する項目			H27年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名・担当課	施策・事業の概要	数値等実績(人数、件数等数量を記入)		
52	市民農園事業 【商工農水課】	・都市化が著しいなかで、市民が野菜や花の栽培を通じて、自然に親しむことができる場として提供します。1区画概ね9mで60区画を2年契約にて利用者へ貸し出しています。	60区画	【継続実施】	特に無し

◆道路や公共施設の緑化を推進します

取組No	H26年度の実績・取組に関する項目			H27年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名・担当課	施策・事業の概要	数値等実績(人数、件数等数量を記入)		
53	緑化推進事業 【花とみどり課】	・花いっぱい推進運動を市民運動として広めるため、那覇市のホームページで周知を行い、草花苗などを無料で配布しています。	36,061鉢	【継続実施】	特に無し
	・街路整備事業 ・道路新設改良事業 【道路建設課】	・街路樹の植栽を推進します。	街路樹植栽:202本	【継続実施】	特に無し
	・亜熱帯庭園都市の道路美化事業 【道路管理課】	・都市及び地域における骨格的なみどりの軸として、街路樹の緑化や美化を推進し、道路交通の安全確保及び都市の景観形成を図ります。	街路樹の剪定:324本 街路樹の植樹:168本	【継続実施】	・街路樹の剪定については、路線ごとに適切な時期に剪定を執行できるよう計画的の執行に努めたい。
	・前島・久茂地小学校統合新校整備事業 ・寄宮中学校校舎増築事業 ・大名小学校校舎建設事業 ・大名幼稚園園舎建設事業 ・与儀幼稚園園舎建設事業 ・開南幼稚園園舎建設事業 【施設課】	・屋上又は壁面緑化を推進しました。	6件	【新規】 ・上間小学校校舎建設事業 ・真和志小学校屋内運動場建設事業 ・真和志幼稚園園舎建設事業 【継続実施】 ・大名小学校校舎建設事業 ・大名幼稚園園舎建設事業 ・開南幼稚園園舎建設事業	特に無し
	本庁舎植栽の適正管理 【管財課】	・緑豊かな庁舎をめざし、日射遮蔽や建物の熱負荷を軽減することを目的とします。	日常の管理 3人程度(委託業者)	【拡大実施】 平成27年度本庁舎維持管理業務契約の仕様書のなかで、発育の悪い箇所を数ヶ所選定し、他植物に植え替えを行い、12月末までに発育の良い植物の報告について規定をしています。	・平成27年度の報告に基づき次年度以降に植え替えを実施していく予定ですが、計画どおり発育の良い植物の選定ができるかどうか課題として残ります。

② 身近な緑の充実

◆ 緑地協定による民有地の緑化を推進します

取組No	H26年度の実績・取組に関する項目			H27年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名・担当課	施策・事業の概要	数値等実績(人數、件数等数量を記入)		
54	緑化推進事業 【花とみどり課】	・平成26年度においての実績はありませんでした。	0件	地区計画や建築協定を所管する都市計画課や建築指導課と連携し、民有地における緑化推進を研究して行きます。	民有地所有者の協力体制の構築が必要です。

◆ 緑化に対する広報活動を強化します

取組No	H26年度の実績・取組に関する項目			H27年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名・担当課	施策・事業の概要	数値等実績(人數、件数等数量を記入)		
55	緑化推進事業 【花とみどり課】	・花いっぱい推進運動を市民運動として広めるため、那覇市のホームページで周知を行っている。また、業務委託での主要道路沿いの方へ周知のためのビラ配りを行っています。	対象道路沿いの住宅に 対してビラ配布	【継続実施】	特に無し
	屋上・壁面緑化推進事業 【環境政策課】	・屋上・壁面緑化助成制度として設置費の一部を補助しています。(助成限度:屋上50万円、壁面20万円) ・自治会連合会、緑化関連団体、各支所や公共施設でのポスター及びチラシの配布及び市民の友などによる広報を実施します。 ・緑化センターや建築緑化関連団体と協力して、屋上・壁面緑化の相談会を実施します。	助成者:8件 緑化面積: 416.8m ² 今までの累計: 12,344.7m ²	【継続実施】	・PRや啓発の充実化、新たに建築申請窓口への周知依頼を行います。またHPでの事例写真掲載。 ・引き続き比較的安価なプランナー及びバーゴラ緑化の啓発を実施します。

◆ 敷地や建物の緑化に関する技術指導や支援を実施します

取組No	H26年度の実績・取組に関する項目			H27年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名・担当課	施策・事業の概要	数値等実績(人數、件数等数量を記入)		
56	緑化推進事業 【花とみどり課】	・ベランダ緑化において、ブーゲンビリアの育て方講習会を開催し、ブーゲンビリアの苗を無料で配布しています。	148本	【継続実施】	特に無し
	緑のカーテン推進事業 【環境政策課】	・平成25年度に設置したモデル施設の巡回指導を行います。 ・緑のカーテン講習会を開催します。	モデル施設: 9件 緑のカーテン 緑化講習会: 3回	【変更実施】 事業者向けのモデル施設の設置は終了しました。緑化講習講習会による緑のカーテン講習会を3回開催します。	・緑のカーテン講習会は好評であるため、予算額は変更せず受講者や講習回数を増やす方向で計画を策定します。

1-7 県都にふさわしい街なみをつくる

① 観光都市にふさわしい景観づくり

◆ 景観計画等にもとづき観光拠点などの景観形成を促進します

取組No	H26年度の実績・取組に関する項目			H27年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名・担当課	施策・事業の概要	数値等実績(人數、件数等数量を記入)		
57	那覇市景観計画の推進 【都市計画課】	・景観計画区域内行為届出書により、那覇市景観計画に基づいて建築物および工作物等の行為について各類型別エリアに沿った良好な景観形成を促進します。	景観計画区域 内行為届出書(景観法 第16条第1項)及び通知 書(景観法第 16条第5項) の合計279件	【継続実施】	特に無し

◆ 景観資源の指定を推進します

取組No	H26年度の実績・取組に関する項目			H27年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名・担当課	施策・事業の概要	数値等実績(人數、件数等数量を記入)		
58	都市景観資源の指定 【都市計画課】	・都市景観を形成する上で重要な価値があると認められる建造物・樹木を景観資源として指定します。	56件 平成26年度 末累計	【継続実施】	今後は民地にある景観資源候補を指定につなげていくことが課題です。

◆道路や公共施設等の整備にあたっては周辺景観との調和を図ります

取組No	H26年度の実績・取組に関する項目			H27年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名・担当課	施策・事業の概要	数値等実績(人數、件数等数量を記入)		
59	・歴史散歩道整備事業 ・バス停上屋整備事業 ・街路整備事業 ・道路新設改良事業 【道路建設課】	・各事業にて整備を行う道路施設は、周辺環境との調和を図りながら整備を行います。	薄層舗装 ・車道: 1,225m ・歩道: 530m	【継続実施】	特に無し
	街路樹維持管理費 【道路管理課】	・道路施設の維持修繕等にあたっては、良好な景観の形成に向けた配慮を行いました。	街路樹の剪定: 929本 街路樹の除草: 2,382m ²	【継続実施】	特に無し
	【継続実施】 ・石嶺市営住宅建替事業 ・宇栄原市営住宅建替事業 ・大名市営住宅建替事業 【建築工事課】	・道路や公共施設等の整備にあたっては、都市デザイン室と調整しながら施工しました。	12件	【継続実施】 ・石嶺市営住宅建替事業 ・宇栄原市営住宅建替事業 ・大名市営住宅建替事業 ・与儀保育所建設事業	特に無し
	公園整備事業 【花とみどり課】	・関係機関との調整や地域住民の意見を広く取り入れるため、ワークショップやアンケート調査などを行っています。(前出 取組No.51)	ワークショップ: 3回	【継続実施】	特に無し
	・前島・久茂地小学校統合新校整備事業 ・大名小学校校舎建設事業 ・前島・久茂地小統合新校校舎増築及びプール改築等事業 ・真嘉比小学校校舎増築事業 ・城西小学校屋内運動場建設事業 ・安岡中学校校舎増築事業 ・寄宮中学校校舎建設事業 ・真和志中学校屋内運動場建設事業 ・与儀幼稚園園舎建設事業 ・大名幼稚園園舎建設事業 ・城西幼稚園園舎建設事業 ・開南幼稚園園舎建設事業 【施設課】	・都市デザイン室との調整を踏まえ、周辺環境と調和を図りながら整備しました。	12件	【新規】 ・上間小学校校舎建設事業 ・真和志小学校屋内運動場建設事業 ・大名小学校屋内運動場建設事業 ・城南小学校プール建設事業 ・鏡原中学校校舎建設事業 ・城北中学校屋内運動場建設事業 ・上間幼稚園園舎建設事業 ・真和志幼稚園園舎建設事業 ・城南幼稚園園舎建設事業 【継続実施】 ・大名小学校校舎建設事業 ・真嘉比小学校校舎増築事業 ・城西小学校屋内運動場建設事業 ・安岡中学校校舎増築事業 ・真和志中学校屋内運動場建設事業 ・城西幼稚園園舎建設事業 ・大名幼稚園園舎建設事業 ・開南幼稚園園舎建設事業	特に無し
	・モノレール旭橋駅周辺市街地再開発事業 ・農連市場地区防災街区整備事業 【市街地整備課】	・再開発事業地区における道路や公共施設等の整備にあたっては、都市デザイン室等との調整を踏まえ、周辺景観との調和を図るため、事業実行者へ指導を行います。	特に無し	【継続実施】	特に無し

◆観光都市にふさわしい屋外広告物となるよう指導します

取組No	H26年度の実績・取組に関する項目			H27年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名・担当課	施策・事業の概要	数値等実績(人數、件数等数量を記入)		
60	那覇市屋外広告物適正化推進計画、那覇市公共サイン計画の推進 【都市計画課】	・昨年度策定した『那覇市屋外広告物適正化推進計画』及び『那覇市公共サイン計画』の推進します。	特に無し	【継続実施】 平成25年度に策定した『那覇市屋外広告物適正化推進計画』及び『那覇市公共サイン計画』を推進します。	・「那覇市屋外広告物適正化推進計画」については、未申請広告物の指導が課題です。 ・「那覇市公共サイン計画」に基づいた公共サインの統一化を図るため、関係する行政機関との連携が課題です。

②歴史・文化の保全・活用

◆歴史的な街なみや資源を保全し適切に活用します

取組No	H26年度の実績・取組に関する項目			H27年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名・担当課	施策・事業の概要	数値等実績(人數、件数等数量を記入)		
61	首里金城町石畳道保存修理工事 崎山樋川修復事業 【文化財課】	・県指定文化財である、「首里金城町石畳道」の石が欠損・陥没した部分の修復、市指定「崎山樋川」の保存修理を行い、文化財として保全すると共に、観光資源としても活用を図りました。	石積修復工事1件	【継続事業】	特に無し

◆指定文化財の保存整備を促進します

取組No	H26年度の実績・取組に関する項目			H27年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名・担当課	施策・事業の概要	数値等実績(人、件数等数量を記入)		
62	新垣家住宅保存整備事業 【文化財課】	・国指定重要文化財の保存整備に伴い、指定地内の登窓の修復工事を行いました。	保存修理工事1件	【継続事業】	特に無し

◆歴史的・文化的な資源やその資源と一体となる景観の保全・修景・活用を行います

取組No	H26年度の実績・取組に関する項目			H27年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名・担当課	施策・事業の概要	数値等実績(人、件数等数量を記入)		
63	首里金城町まちづくり推進協議会の運営 【都市計画課】	・首里金城町では、細街路整備事業に伴い、道路建設課、下水道課、文化財課など複数の課にまたがる工事を執り行っている。本課は、その全体のとりまとめとして全体会や地域との意見交換会を実施します。	1回	【継続実施】 首里金城町では、細街路整備事業に伴い、道路建設課、下水道課、文化財課など複数の関係課による工事等が実施または計画されています。その全体のとりまとめとして会議や地域との意見交換会の窓口となり、良好な景観形成を推進して行きます。	特に無し
	・歴史散歩道整備事業 【道路建設課】	・観光都市としての景観・美観の創出・継承のため、歴史的な由来のある散歩道を調査選定し、路面改良、道路緑化・美化を行います。(前出 取組No.59)	薄層舗装 ・車道: 1,225m ・歩道: 530m	【継続実施】	特に無し
	公園整備事業 【花とみどり課】	・関係機関との調整や地域住民の意見を広く取り入れるため、ワークショップやアンケート調査などを行っています。(前出 取組No.51.59)	ワークショップ: 3回	【継続実施】	特に無し
	玉陵・識名園管理事業 識名園保存修理事業 【文化財課】	・世界遺産であり、国指定文化財である両施設の保護、公開、活用のための維持管理を行いました。 ・識名園保存修理事業では、園内御殿屋根修復工事、心字池の水質改善業務を実施しました。	・維持管理業務 ⇒通年で実施 ・屋根修復工事1件 ・池水質改善業務 (5月～1月)	【継続事業】 識名園保存修理事業は、園内勧耕台保存修理を行います。	特に無し

◆開発事業等に対して歴史的・文化的な資源、背景への配慮について指導します

取組No	H26年度の実績・取組に関する項目			H27年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名・担当課	施策・事業の概要	数値等実績(人、件数等数量を記入)		
64	埋蔵文化財試掘調査 【文化財課】	・市内の各種開発に伴い、文化財の有無を確認する申請を受けると共に、必要な場所に関しては、試掘調査等を行い文化財に対して配慮を図る啓発を行いました。	試掘調査数: 19ヶ所	【継続実施】	特に無し

◆公共施設の整備にあたっては歴史的な街なみ景観との調和を図ります

取組No	H26年度の実績・取組に関する項目			H27年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名・担当課	施策・事業の概要	数値等実績(人、件数等数量を記入)		
65	【継続実施】 ・石嶺市営住宅建替事業 ・宇栄原市営住宅建替事業 ・大名市営住宅建替事業 【建築工事課】	・公共施設等の整備にあたっては、都市デザイン室と調整しながら施行しました。(前出 取組No.59)	12件	【継続実施】 ・石嶺市営住宅建替事業 ・宇栄原市営住宅建替事業 ・大名市営住宅建替事業 ・与儀保育所建設事業	特に無し
	・歴史散歩道整備事業 【道路建設課】	・観光都市としての景観・美観の創出・継承のため、歴史的な由来のある散歩道を調査選定し、路面改良、道路緑化・美化を行います。(前出 取組No.59.63)	薄層舗装 ・車道: 1,225m ・歩道: 530m	【継続実施】	特に無し
	公園整備事業 【花とみどり課】	・関係機関との調整や地域住民の意見を広く取り入れるため、ワークショップやアンケート調査などを行っています。(前出 取組No.51.59.63)	ワークショップ: 3回	【継続実施】	特に無し
	・城西小学校屋内運動場建設事業 ・城西幼稚園園舎建設事業 【施設課】	・歴史的景観との調和に配慮した設計を行いました。	2件	【新規】 ・なし 【継続実施】 ・城西小学校屋内運動場建設事業 ・城西幼稚園園舎建設事業	特に無し

◆赤瓦や石垣等、本市の風土を特徴づける素材を活用した住宅建設に対する支援を行います

取組No	H26年度の実績・取組に関する項目			H27年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名・担当課	施策・事業の概要	数値等実績(人数、件数等数量を記入)		
66	景観形成推進事業 【都市計画課】	・龍潭通り沿線地区、首里金城地区、壺屋地区の3地区において、歴史的景観に配慮して、赤瓦や琉球石灰岩を活用した建物に対し、景観助成金を交付しています。	修景物件数: 11件 助成金合計: 9,649,000円	・地区内の申請物件に対し助成金交付を行う予定。平成27実施計画では14件を予定しています。	特に無し

◆地域の歴史・文化資源に関する情報を整備します

取組No	H26年度の実績・取組に関する項目			H27年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名・担当課	施策・事業の概要	数値等実績(人数、件数等数量を記入)		
67	歴史資料編集・普及事業 【文化財課】	・那覇市内106ヶ所に設置した「旧跡・歴史的地名標示板」を周辺環境に配慮し、適切な維持管理を行いました。	設置箇所: 市内106か所	【継続実施】	・維持管理のため、定期的に設置状況を確認する必要があります。
	・歴史散歩道整備事業 【道路建設課】	・観光都市としての景観・美観の創出・継承のため、歴史的な由来のある散歩道を調査選定し、路面改良、道路緑化・美化を行います。(前出 取組No.59.63.65)	薄層舗装 ・車道: 1,225m ・歩道: 530m	【継続実施】	特に無し

1-8 衛生的な街をつくる

①衛生的な街づくり

◆ハブ対策を推進します

取組No	H26年度の実績・取組に関する項目			H27年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名・担当課	施策・事業の概要	数値等実績(人数、件数等数量を記入)		
68	ハブ対策事業 【環境衛生課】	・ハブ咬症防止の啓発、目撃情報に基づくハブ捕獲器設置による捕獲、ハブ咬症者への医療費の一部扶助、棲みかとなる石垣の穴埋めのための原材料の支給を行いました。	啓発パネル 展: 7回 目撃等相談 件数: 232件 捕獲器設置: 186件 ハブ捕獲: 63匹 原材料支給: 3件	【継続実施】	・平成27年度から外部委託により事業を実施します。 (事業名変更) ハブ・衛生害虫等対策事業

◆野良犬、野良猫対策を推進します

取組No	H26年度の実績・取組に関する項目			H27年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名・担当課	施策・事業の概要	数値等実績(人数、件数等数量を記入)		
69	犬猫適正飼養推進事業 【環境衛生課】	・那覇市飼い犬条例に基づく徘徊犬の捕獲、動物愛護管理法に基づく所有者不明犬猫の引取り、犬猫の遺棄防止の啓発、観光地周辺に生息する所有者のいない猫の不妊去勢手術を行ないました。	徘徊犬捕獲: 64頭 (所有者不明 犬猫の引取 り): 犬 88頭、猫 187匹 (所有者のい ない猫の不 妊去勢手 術): 306匹	【継続実施】	特に無し

◆あき地の適正管理を推進します

取組No	H26年度の実績・取組に関する項目			H27年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名・担当課	施策・事業の概要	数値等実績(人数、件数等数量を記入)		
70	あき地の所有者又は管理者への適正管理の指導 【環境衛生課】	・草が繁茂するなど管理が十分でないあき地の所有者又は管理者に対し適正管理の指導を行いました。	相談受付: 227件 解決: 170件 継続: 57件	【継続実施】	特に無し

◆ゴキブリなどの衛生害虫の駆除を推進します

取組No	H26年度の実績・取組に関する項目			H27年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名・担当課	施策・事業の概要	数値等実績(人、件数等数量を記入)		
71	そ族昆虫駆除対策事業 【環境衛生課】	・ねずみやゴキブリなどの衛生害虫の駆除に関する助言・指導、噴霧器の貸出し、重点薬剤散布箇所への薬剤散布、環境に配慮した衛生害虫の発生防止及び防除法の普及啓発を行いました。	相談件数: 190件 噴霧器の貸出し: 39件 重点薬剤散布箇所への薬剤散布: 31箇所(延べ36回)	【継続実施】	・平成27年度から外部委託により事業を実施します。 (事業名変更) ハブ・衛生害虫等対策事業

②動物と共生する街づくり

◆市民や関係団体と連携し、畜犬登録の推進やペットの正しい飼い方に関する啓発を行います

取組No	H26年度の実績・取組に関する項目			H27年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名・担当課	施策・事業の概要	数値等実績(人、件数等数量を記入)		
72	犬猫適正飼養推進事業 【環境衛生課】	・狂犬病予防集合注射、動物愛護週間関連イベント及び市の広報誌を活用して犬の登録、狂犬病予防注射の接種を推進しました。また、犬のしつけ教室、動物ふれあい教室、小学生を対象とした動物愛護学習会等をとおして適正飼養の普及啓発を行いました。	集合注射実施: 20会場、犬のしつけ教室: 1回 動物ふれあい教室: 1回 動物愛護学習会: 36校 3,388名 なは動物愛護フェスタ: 1回 適正飼養パネル: 2回	【継続実施】	特に無し

◆犬、猫の殺処分数の減少に向けた取り組みを推進します

取組No	H26年度の実績・取組に関する項目			H27年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名・担当課	施策・事業の概要	数値等実績(人、件数等数量を記入)		
73	犬猫適正飼養推進事業 【環境衛生課】	・終生飼養の原則に反する安易な引取り依頼に対する引取り拒否や収容犬猫の所有者情報の収集強化のほか、犬猫等の譲渡事業を実施しました。	(返還率) 犬61.9% 猫0.0% (譲渡数) 犬21頭 猫18匹	【継続実施】	・動物愛護管理施設の整備を図ります。

◆動物愛護管理行政の拠点となる施設を整備し、動物愛護事業を推進します

取組No	H26年度の実績・取組に関する項目			H27年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名・担当課	施策・事業の概要	数値等実績(人、件数等数量を記入)		
74	建設用地取得に向けた調査、研究 【環境衛生課】	・建設用地の取得に向けての調査を行いました。 ・施設整備に関する環境部の基本構想(案)及び基本計画(案)を策定しました。	基本構想(案)・基本計画(案)の策定	【継続実施】	特に無し

③墓地の環境整備

◆市民共同墓の適正管理を推進します

取組No	H26年度の実績・取組に関する項目			H27年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名・担当課	施策・事業の概要	数値等実績(人、件数等数量を記入)		
75	公営墓地一般管理業務 【環境保全課】	・市民共同墓の施設概要 合葬室約20,000体の焼骨埋蔵可能、合葬用納骨室2,612壇、短期収蔵納骨室1,812壇、参拝室2室、屋外参拝所7ヶ所、トイレ1ヶ所、管理事務所設置しました。平成26年4月の供用開始と同時に公募開始、10月より随時募集に変更しました。	使用許可件数: 538件 【合葬用納骨壇】77件、短期収蔵納骨壇120件、葬室341件(直葬170件、生前予約171件)	【継続実施】	・核家族化、少子化に伴う墳墓管理が困難となる状況を見据えて、市民共同墓の案内、情報提供(広報活動)に努めます。

◆市民共同墓を活用し、無縁墓地や空き墓の適正な管理を推進します

取組No	H26年度の実績・取組に関する項目			H27年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名・担当課	施策・事業の概要	数値等実績(人數、件数等数量を記入)		
76	識名靈園の適切な管理・運営 【環境保全課】	・南納骨堂の使用期限を越えて納骨壇を占有している者又はその親族、関係人に対しては、郵送による使用更新の通知や電話連絡により更新手続きを促すとともに市民共同墓の合葬室使用を案内しました。また、納骨壇に直接貼り紙をしたり、通知や戸別訪問により更新手続き又は遺骨の引取り折衝を行いました。	南納骨堂の未更新者遺骨3基を中庭に移動し、84人に督促や訪問を実施し、5件の引取り、40件の更新及び改葬及び6件の引取り拒否がありました。	【継続実施】	・死亡や転出等により、承継者又はその親族や関係人の追跡が困難になってきているケース、「自分とは無関係」と引取りを拒否するケースが増えており、それに対応するための事務処理要項制定が必要です。

【基本目標2】身近な取組で地球環境保全に貢献するまち

2-1ごみを減らす

①ごみの排出抑制・循環的利用の促進

◆4Rの普及啓発を推進します

取組No	H26年度の実績・取組に関する項目			H27年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名・担当課	施策・事業の概要	数値等実績(人數、件数等数量を記入)		
77	ごみ減量・資源化推進事業 【廃棄物対策課】	循環型社会を目指し、発生抑制及び排出抑制を促進するため、次のような4Rの普及啓発事業を行いました。 ・4R推進コンクール(ポスター、標語) ・環境絵日記コンクール ・4R啓発を目的としたごみゼロキャンペーンの実施 ・分別表、分別マニュアル、HP等での広報	ごみゼロイベント: 平成26年5月31日実施 4R・環境絵日記コンクール: 平成26年12月16日表彰式	【継続実施】	・4Rの啓発のため、4R・環境絵日記コンクール及びごみゼロイベントの参加者を増やす必要があります。
	再生工房事業に協力します。 【クリーン推進課】	・那霸市再生工房事業(廃棄物対策課所管)について、再生可能と判断した家具等の収集・運搬業務をサポートします。	全市域中、市が直接収集する市域の収集・運搬【平成26年度実績: 41件】	【継続実施】	市が直接収集する地域以外での取り組みが課題です。
	イベント事業における4R普及推進 【商工農水課】	・イベント事業において事業者等に啓発を実施しました。	主催事業にて4Rを啓発し、補助事業においては実施主体に啓発を依頼しました。	【継続実施】	引き続き4Rを啓発して行きます。
	環境ISO14001 【観光課】	・イベント実施団体に対し市の方針を伝達しています。環境目的・目標実施計画管理票及び環境配慮イベントチェックシート作成により検証しています。	特に無し	【継続実施】	特に無し

◆クリーンサポーターと連携して市民のリサイクル活動を支援します

取組No	H26年度の実績・取組に関する項目			H27年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名・担当課	施策・事業の概要	数値等実績(人數、件数等数量を記入)		
78	環境推進員(クリーンサポーター)事業 【クリーン推進課】	・地域の生活環境の向上及び清掃事業の円滑な運営を図るため、地域と行政のパイプ役として、環境推進員(クリーンサポーター)を委嘱し、ごみの減量資源化等の促進を図ります。	定員40名 平成26年度は40名を委嘱。	【継続実施】	・平成26年度は7自治会の住民へ推進員を委嘱しました。



◆徹底したごみの分別を推進します

取組No	H26年度の実績・取組に関する項目			H27年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名・担当課	施策・事業の概要	数値等実績(人数、件数等数量を記入)		
79	ごみ減量・資源化推進事業 家庭ごみ有料化事業 【廃棄物対策課】	<p>ごみの分別を促進し、減量及び資源化の推進を図るため次の事業を実施しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報啓発の充実 ・ごみ分別表の全戸配布、分別マニュアルの配布、市外からの転入者へ転入者パックの配布、HPや広報紙「市民の友」での広報 ・大規模事業所等への訪問し、ごみの減量・資源化の助言や指導 ・家庭ごみ有料化制度の導入し、ごみ処理費用に対する意識啓発を行い、受益者負担の公平性を確保することによりごみの減量、資源化をの促進 ・資源化物拠点回収事業を推進し、資源化物の持ち去り行為の抑制及び廃棄物の減量、資源化の促進 	<p>大規模事業所訪問件数: 221件(再訪問含む)</p> <p>減量化計画書提出率 100%: 209件</p> <p>拠点回収登録団体: 7団体</p>	【継続実施】	<ul style="list-style-type: none"> ・雑紙及び厨芥類の分別の促進を図ります。 ・資源化を促進するため、拠点回収事業の参加団体を増やす必要があります。
	ごみ収集事業 【クリーン推進課】	・門口収集を堅持し、徹底したごみの分別排出を推進します。	特に無し	【継続実施】	・集合住宅等での分別指導が課題です。



◆生ごみや雑紙の資源化を促進します

取組No	H26年度の実績・取組に関する項目			H27年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名・担当課	施策・事業の概要	数値等実績(人数、件数等数量を記入)		
80	ごみ減量・資源化推進事業 【廃棄物対策課】	<p>可燃ごみの組成成分の上位である、生ごみと紙類の分別し資源化を促進するため、次の事業を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭用生ごみ処理機器購入支援制度 ・広報啓発(雑紙の分別、生ごみのひと絞り: 分別表、チラシ、HP) ・事業系生ごみの資源化を促進するため、生ごみ限定収集運搬体制の確立 ・大規模事業所等へ訪問し生ごみの資源化業者の紹介 	<p>生ごみ処理機器購入支援成件数: 50件</p> <p>限定許可業者数: 6社</p>	【継続実施】	特に無し

◆アシスト収集によって高齢者や障がい者のごみ出しを支援します

取組No	H26年度の実績・取組に関する項目			H27年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名・担当課	施策・事業の概要	数値等実績(人数、件数等数量を記入)		
81	アシスト収集事業 【クリーン推進課】	・独居・高齢者等で、ごみ出しに支障のある世帯に対し、関係機関の申請を受け調整をしたうえで、クリーン推進課職員がごみ出しのアシストを行います。	毎週1回収集: 218件 粗大・一時多量ごみ: 59件	【継続実施】	・関係課及び関係機関との連携協力が必要です。

◆使い捨て製品及び過剰包装の製造・販売・使用的自粛を促進します

取組No	H26年度の実績・取組に関する項目			H27年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名・担当課	施策・事業の概要	数値等実績(人数、件数等数量を記入)		
82	ごみ減量・資源化推進事業 エコマール那覇プラザ棟啓発推進事業 【廃棄物対策課】	<p>循環型社会を目指し、発生抑制及び排出抑制を推進するため、4Rの啓発を行いました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報啓発(分別表、分別マニュアル、HP等での広報) ・食器貸出し事業 ・着物・衣装等レンタル 	<p>食器貸出回数: 89回</p> <p>着物・衣装レンタル: 104件</p>	【継続実施】	特に無し

◆詰め替え商品の購入やマイバッグ運動を促進します

取組No	H26年度の実績・取組に関する項目			H27年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名・担当課	施策・事業の概要	数値等実績(人数、件数等数量を記入)		
83	ごみ減量・資源化推進事業 【廃棄物対策課】	<p>循環型社会を目指し、発生抑制及び排出抑制を推進するため、4Rの啓発を行いました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報啓発(雑紙の分別、生ごみのひと絞り: 分別表、チラシ、HP) ・マイバッグ運動の推進 	特に無し	【継続実施】	特に無し

◆事業系一般廃棄物排出事業者や収集運搬許可業者に対して適正処理を指導します

取組No	H26年度の実績・取組に関する項目			H27年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名・担当課	施策・事業の概要	数値等実績(人數、件数等数量を記入)		
84	ごみ減量・資源化推進事業 【廃棄物対策課】	・大規模事業所等へ訪問しごみの排出状況の確認をし、助言や指導を行いました。(前出 取組No.79) ・ごみ処理施設でごみの搬入検査を実施し、不適物がある場合は許可業者及び排出事業者に指導を行いました。 ・一般廃棄物収集運搬許可業者への指導監督を行いました。 ・保健所の食品衛生講習会での廃棄物の適正処理についての広報をしました。	大規模事業所訪問件数: 221件(再訪問含む) 搬入検査: 12回 保健所での広報: 52回	【継続実施】	特に無し

◆産業廃棄物排出業者・処理業者に対して適正処理を指導します

取組No	H26年度の実績・取組に関する項目			H27年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名・担当課	施策・事業の概要	数値等実績(人數、件数等数量を記入)		
85	産業廃棄物適正処理促進事業 【廃棄物対策課】	・産業廃棄物の適正処理を促進するため那覇市が許可している産業廃棄物処理業者及び那覇市内の産業廃棄物排出事業者への立入検査等を実施しました。	立入検査等実施件数 1.産業廃棄物処理業者: 44事業者 2.産業廃棄物排出事業者(建築解体現場を除く): 87事業所	【継続実施】	特に無し

◆廃自動車の適正処理・再資源化を推進します

取組No	H26年度の実績・取組に関する項目			H27年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名・担当課	施策・事業の概要	数値等実績(人數、件数等数量を記入)		
86	産業廃棄物適正処理促進事業 【廃棄物対策課】	・適正処理を促進するため那覇市にて登録や許可している自動車リサイクル関係事業者への立入検査等を実施しました。	立入検査等実施件数 自動車リサイクル関係事業者: 28事業者	【継続実施】	特に無し

◆建設廃棄物の適正処理・再資源化を推進します

取組No	H26年度の実績・取組に関する項目			H27年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名・担当課	施策・事業の概要	数値等実績(人數、件数等数量を記入)		
	建設リサイクル法に基づく届出等の指導 【建築指導課】	・建設リサイクル法に基づく届出書の審査及び現場パトロール等により、建設廃棄物の適正処理・再資源化を促進します。	平成26年度 届出件数: 323件	【継続実施】	特に無し
87	【継続実施】 ・石嶺市営住宅建替事業 ・宇栄原市営住宅建替事業 ・大名市営住宅建替事業 ・古波蔵ふれあい館解体事業 ・那覇市総合福祉センター設備等改修事業 【建築工事課】	・工事において、建設廃棄物及びリサイクルへの取り組みが適正にされるよう請負者を指導しました。(前出取組No.17.43)	42件	【継続実施】 ・石嶺市営住宅建替事業 ・宇栄原市営住宅建替事業 ・大名市営住宅建替事業 ・古波蔵ふれあい館解体事業 ・与儀保育所建設事業 ・(仮称)津波避難ビル建設事業 【新規】 ・消防松尾出張所解体事業 ・不登校対策等拠点施設長寿命化事業	特に無し
	公園整備事業 【花とみどり課】	・適正処理や再資源化について、再生資源利用計画書などを作成させ、環境配慮仕様書で環境配慮を促し、環境配慮チェック表でチェックしています。(前出取組No.17.43.47)	工事: 12件	【継続実施】	特に無し
	建設廃棄物の適正処理・再資源化推進事業 【廃棄物対策課】	・建築物解体事業場(272事業場)において、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的に、分別解体・再資源化の指導を行いました。	立入検査等 実施件数: 272事業場 2,012件	【継続実施】	特に無し

◆公共施設等の長寿命化対策を推進します

取組No	H26年度の実績・取組に関する項目			H27年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名・担当課	施策・事業の概要	数値等実績(人、数、件数等数量を記入)		
88	【継続実施】 ・石嶺市営住宅建替事業 ・宇栄原市営住宅建替事業 ・大名市営住宅建替事業 【建築工事課】	・公共施設等の工事においては、コンクリート造を標準として施工しました。	7件	【継続実施】 ・石嶺市営住宅建替事業 ・宇栄原市営住宅建替事業 ・大名市営住宅建替事業	特に無し
	市営住宅建替事業 【建設企画課】	・市営住宅の建替えにおいて、躯体の耐久性と間取りの可変性を備えた長寿命建築物の建設に努めます。	平成26年度 443戸建替完了(建替総数 2,257戸)	【継続実施】 今年度78戸建替え完了予定です。	特に無し
	モノレール・インフラ部修繕事業 【道路管理課】	・今後、経年劣化に伴って修繕管理(点検・修繕等)の増大が見込まれることから、モノレール長寿命化修繕計画に基づき、施設の延命を図る目的で修繕事業に着手しました。	特に無し	【継続実施】	特に無し
	都市公園安全・安心対策事業 【公園管理課】	・公園施設長寿命化計画で策定した公園施設の補修・撤去・更新を行います。	15公園	【継続実施】	特に無し
	施設老朽化抑制事業(塩害防止・長寿命化) 【施設課】	・既設学校校舎、体育館外壁に劣化防止のため塗装を施します。	2件(小・中)	【継続実施】 ・神原小学校校舎 ・大道小学校校舎 ・首里中学校校舎	特に無し

◆公共施設等を解体する時は、再資源化等の適正処理を推進します

取組No	H26年度の実績・取組に関する項目			H27年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名・担当課	施策・事業の概要	数値等実績(人、数、件数等数量を記入)		
89	建設リサイクル法に基づく通知等の指導 【建築指導課】	・建設リサイクル法に基づく通知書の審査及び現場パトロール等により、公共施設の建設廃棄物の適正処理・再資源化を推進します。	平成26年度 通知件数: 191件	【継続実施】	特に無し
	【拡大実施】 ・古波蔵ふれあい館解体事業 【継続実施】 ・石嶺市営住宅建替事業 ・宇栄原市営住宅建替事業 ・大名市営住宅建替事業 【建築工事課】	・解体工事において、建設廃棄物及びリサイクルへの取り組みが適正にされるよう請負者を指導しました。	5件	【継続実施】 ・石嶺市営住宅建替事業 ・宇栄原市営住宅建替事業 ・大名市営住宅建替事業 【拡大実施】 ・古波蔵ふれあい館解体事業 【新規】 ・消防松尾出張所解体事業 ・不登校対策等拠点施設長寿命化事業	特に無し
	公園整備事業 【花とみどり課】	・再資源化等の適正処理について、再生資源利用計画書などを作成させ、環境配慮仕様書で環境配慮を促し、環境配慮チェック表でチェックしています。(前出取組No.17.43.47.87)	工事:12件	【継続実施】	特に無し
	・前島・久茂地小学校統合新校整備事業 ・大名小学校校舎建設事業 ・前島・久茂地小統合新校校舎増築及びアール改築等事業 ・天久小学校校舎増築事業 ・城東小学校校舎増築事業 ・真嘉比小学校校舎増築事業 ・城西小学校屋内運動場建設事業 ・安岡中学校校舎増築事業 ・寄宮中学校校舎建設事業 ・真和志中学校屋内運動場建設事業 ・与儀幼稚園園舎建設事業 ・大名幼稚園園舎建設事業 ・城西幼稚園園舎建設事業 ・開南幼稚園園舎建設事業 【施設課】	・工事において、建設廃棄物及びリサイクルへ適正に取り組むよう請負者に指導しました。(前出 取組No.17.43)	14件	【新規】 ・上間小学校校舎建設事業 ・宇栄原小学校校舎増築事業 ・真和志小学校屋内運動場建設事業 ・大名小学校屋内運動場建設事業 ・城南小学校プール建設事業 ・鏡原中学校校舎建設事業 ・城北中学校屋内運動場建設事業 ・上間幼稚園園舎建設事業 ・真和志幼稚園園舎建設事業 ・城南幼稚園園舎建設事業 【継続実施】 ・大名小学校校舎建設事業 ・城東小学校校舎増築事業 ・真嘉比小学校校舎増築事業 ・城西小学校屋内運動場建設事業 ・安岡中学校校舎増築事業 ・真和志中学校屋内運動場建設事業 ・城西幼稚園園舎建設事業 ・大名幼稚園園舎建設事業 ・開南幼稚園園舎建設事業	特に無し
	住宅関連情報の発信 【建設企画課】	・市ホームページにおいて、スケルトンインフィル住宅についての情報提供による民間住宅への普及促進を図ります。	常時	【継続実施】 必要に応じて、随時HPの更新をします。	特に無し

◆ 民間住宅の長寿命化対策を推進します

取組No	H26年度の実績・取組に関する項目			H27年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名・担当課	施策・事業の概要	数値等実績(人、数、件数等数量を記入)		
90	住宅関連情報の発信 【建設企画課】	・市ホームページにおいて、スケルトンインフィル住宅についての情報提供による民間住宅への普及促進を図ります。	常時	【継続実施】 必要に応じて、随時HPの更新をします。	特に無し

◆道路や公共施設の整備では再生材等の利用を推進します

取組No	H26年度の実績・取組に関する項目			H27年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名・担当課	施策・事業の概要	数値等実績(人數、件数等数量を記入)		
	・街路整備事業 ・道路新設改良事業 【道路建設課】	・再生資源利用計画書にて、再生材等の利用促進を指導しています。(前出 取組No.13.17.43)	工事:38件	【継続実施】	特に無し
	【継続実施】 ・石嶺市営住宅建替事業 ・宇栄原市営住宅建替事業 ・大名市営住宅建替事業 【建築工事課】	・工事において、積極的に再生材等を利用するよう請負者を指導しました。	14件	【継続実施】 ・石嶺市営住宅建替事業 ・宇栄原市営住宅建替事業 ・大名市営住宅建替事業 ・与儀保育所建設事業	特に無し
91	地下壕対策事業 【建設企画課】	・地下壕の陥没、崩壊等による災害を未然に防止するため、危険度の高い壕を埋め戻します。使用材料には再生材の利用を推進します。(前出 取組No.17.43)	6か所 埋め戻し完了	【継続実施】 今年度7か所を埋め戻し予定です。	特に無し
	公園整備事業 【花とみどり課】	・再生資材などの利用について、環境配慮仕様書で環境配慮を促し、環境配慮チェック表でチェックしています。(前出 取組No.13.17.43.47.87.89)	工事:12件	【継続実施】	特に無し
	・前島・久茂地小学校統合新校整備事業 ・大名小学校校舎建設事業 ・前島・久茂地小統合新校校舎増築及びアール改築等事業 ・天久小学校校舎増築事業 ・城東小学校校舎増築事業 ・真嘉比小学校校舎増築事業 ・城西小学校屋内運動場建設事業 ・安岡中学校校舎増築事業 ・寄宮中学校校舎建設事業 ・真和志中学校屋内運動場建設事業 ・与儀幼稚園園舎建設事業 ・大名幼稚園園舎建設事業 ・城西幼稚園園舎建設事業 ・開南幼稚園園舎建設事業 【施設課】	・工事において、積極的に再生材等を使用するよう請負者に指導しました。(前出 取組No.17.43.89)	14件	【新規】 ・上間小学校校舎建設事業 ・宇栄原小学校校舎増築事業 ・真和志小学校屋内運動場建設事業 ・大名小学校屋内運動場建設事業 ・城南小学校プール建設事業 ・鏡原中学校校舎建設事業 ・城北中学校屋内運動場建設事業 ・上間幼稚園園舎建設事業 ・真和志幼稚園園舎建設事業 ・城南幼稚園園舎建設事業 【継続実施】 ・大名小学校校舎建設事業 ・城東小学校校舎増築事業 ・真嘉比小学校校舎増築事業 ・城西小学校屋内運動場建設事業 ・安岡中学校校舎増築事業 ・真和志中学校屋内運動場建設事業 ・城西幼稚園園舎建設事業 ・大名幼稚園園舎建設事業 ・開南幼稚園園舎建設事業	特に無し

◆道路や公共施設の整備では再生材等の利用を推進します

取組No	H26年度の実績・取組に関する項目			H27年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名・担当課	施策・事業の概要	数値等実績(人數、件数等数量を記入)		
92	PCB・アスベスト廃棄物等の適正処理推進事業 【廃棄物対策課】	・建築物解体事業場(92事業場)において排出されたアスベスト廃棄物の適正処理、PCB保管事業者等(44事業所)のPCB廃棄物の適正保管について、指導・助言を行いました。	立入検査等 実施件数 1.アスベスト 含有建築物 解体現場:92 事業者 2.PCB保管 事業者等:44 事業所	【継続実施】	特に無し

②不法投棄防止と街の美化の推進

◆不法投棄防止に関する啓発活動を推進します

取組No	H26年度の実績・取組に関する項目			H27年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名・担当課	施策・事業の概要	数値等実績(人數、件数等数量を記入)		
	産業廃棄物不法投棄防止パトロールの実施。 【廃棄物対策課】	・市内の不法投棄監視パトロールを実施しました。	平成27年3月17日実施	【継続実施】 クリーン推進課(一般廃棄物担当課)と合同で市内の不法投棄監視パトロールを実施します。	特に無し
93	不法投棄等防止対策 【クリーン推進課】	・不法投棄の場所への警告ピラ・看板・プランターの貸与・設置を行っています。	不法投棄件数861件、警告ピラ399枚、看板27枚、プランター0台実施。	【継続実施】	・近年大量の不法投棄は減少しつつありますが、少量の不法投棄は増えつつあります。



◆クリーンサポーターの育成を推進します

取組No	H26年度の実績・取組に関する項目			H27年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名・担当課	施策・事業の概要	数値等実績(人數、件数等数量を記入)		
94	環境推進員(クリーンサポーター)事業 【クリーン推進課】	・地域の生活環境の向上及び清掃事業の円滑な運営を図るため、地域と行政のパイプ役として、環境推進員(クリーンサポーター)を委嘱し、ごみの減量資源化等の促進を図ります。	研修会を年2回開催。	【継続実施】	・常勤の仕事を持っていない方が委嘱対象となる場合が多く、構成員の高齢化が課題。

◆クリーンサポーターや地域住民と協力して不法投棄防止パトロール等を強化・推進します

取組No	H26年度の実績・取組に関する項目			H27年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名・担当課	施策・事業の概要	数値等実績(人數、件数等数量を記入)		
95	環境推進員(クリーンサポーター)事業 【クリーン推進課】	・上記事業のほか、各自治会敷地内(市営団地等)の不法投棄防止を監視します。	7自治体、40名で実施。	【継続実施】	・安全確保のため、2人以上での活動を基本としています。
	那覇市連絡事務委託及び受託自治会補助事業 【まちづくり協働推進課】	・市政に関する広報事項の周知事務を自治会へ委託し、市政の円滑な運営を図ります。	2件:自治会清掃におけるご協力願い	【継続実施】	特に無し

◆不法投棄がなされた土地の所有者に指導や助言を行います

取組No	H26年度の実績・取組に関する項目			H27年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名・担当課	施策・事業の概要	数値等実績(人數、件数等数量を記入)		
96	不法投棄場所の土地所有者への指導・助言の実施。 【廃棄物対策課】	・平成26年度においては、産業廃棄物の不法投棄は発生しませんでした。	特に無し	【継続実施】	特に無し
	環境美化促進事業 【クリーン推進課】	・市内不法投棄の恐れのある場所3か所の花壇プリンタ設置事業を行いました。	市内3か所	【継続実施】	・不法投棄の恐れの無くなった地点の花壇の撤収を予定しています。

◆市民を対象とした美化清掃イベントを推進します

取組No	H26年度の実績・取組に関する項目			H27年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名・担当課	施策・事業の概要	数値等実績(人數、件数等数量を記入)		
97	ごみゼロイベント等への参加協力 【クリーン推進課】	・4R運動を基調とした取り組みを、市民へ広く広報・啓発します。	市収集業務担当職員及び収集業務委託事業社(3事業社)がイベント参加しました。	【継続実施】	・広報の強化を図ります。
	・小学校区コミュニティモデル事業	・小学校区まちづくり協議会における、校内ならびに地域の美化清掃作業を実施しました。 【事業実施団体】 ・与儀小学校区まちづくり協議会 ・石嶺小学校区まちづくり協議会 ・銘苅小学校区まちづくり協議会 【平成26年度実績】 ・与儀小…与儀地域一斉清掃(年4回、参加者数240人以上) ・石嶺小…花いっぱい運動(年11回、600苗以上、参加者数100人以上) ・銘苅小…新都心地区年末美化清掃(年1回、参加者数約800人)	左記のとおり	【継続実施】	・地域住民や各団体等、参加者が増えるよう、広く周知するなどの広報が必要です。
	・那覇市協働によるまちづくり推進協議会補助金 【まちづくり協働推進課】	・当協議会の環境専門部会が中心となり企画し、協働大使及び地域の方々を対象とした清掃活動「いつでもごみゼロ大作戦！」を実施しました。 【事業実施団体】 那覇市協働によるまちづくり推進協議会 【平成26年度実績】 ・壺屋、牧志、松尾周辺清掃活動…参加者数17人 ・小禄金城公園周辺清掃活動…参加者数167人			
	市民憲章推進協議会運営補助金 【市民生活安全課】	・補助金の交付先である那覇市民憲章推進協議会が県のCGG運動運動事業として年末美化清掃を実施。松山公園を中心として久米、松山地域の小中高校生や企業、自治会、ボランティア団体が参加し、ごみ拾いを中心とした清掃活動を行いました。	約250名が参加しました。	【継続実施】	特に無し

◆イベント開催時の美化清掃活動を推進します

取組No	H26年度の実績・取組に関する項目			H27年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名・担当課	施策・事業の概要	数値等実績(人、件数等数量を記入)		
98	環境ISO14001 【観光課】	・イベント実施団体に対し市の方針を伝達しています。 環境目的・目標実施計画管理票及び環境配慮イベントチェックシート作成により検証しています。(前出 取組No.77)	特に無し	【継続実施】	特に無し

2-2 地球温暖化を防ぐ

①温室効果ガスの排出抑制

◆事業者と連携して公共交通の利用環境の向上と充実を図ります

取組No	H26年度の実績・取組に関する項目			H27年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名・担当課	施策・事業の概要	数値等実績(人、件数等数量を記入)		
99	総合公共交通の推進事業 沖縄都市モノレール利用促進事業 【都市計画課】	【総合公共交通の推進事業】 ・「モデル性の高い基幹的公共交通」の効果を促進するため、公共交通の不便な地域において、地域内公共交通(コミュニティバス等)の導入に向けた検討を行い、関係機関と調整を進めました。 【沖縄都市モノレール利用促進事業】 ・沖縄都市モノレール需要喚起アクションプログラムに基づき、首里駅-琉球大学間を運行する快速バスの実証実験を行いました。 (前出 取組No.1.2.3)	特に無し	【継続実施】 【総合公共交通の推進事業】 「モデル性の高い基幹的公共交通」の効果を促進するため、公共交通の不便な地域において、地域内公共交通(コミュニティバス等)の導入に向けた取り組みを行います。 【継続実施】 【沖縄都市モノレール利用促進事業】 沖縄都市モノレール需要喚起アクションプログラムに基づき、首里駅-琉球大学間を運行する快速バスの実証実験を継続して行います。	【総合公共交通の推進事業】 「モデル性の高い基幹的公共交通」導入に向けた走行空間の確保において、警察等の関係機関の連携が課題です。 【沖縄都市モノレール利用促進事業】 バスとの乗継割引や二輪車駐車場の整備など、新たな需要掘り起こしのための施策を実施するにあたり、関係機関との調整が課題です。

◆慢性的な交通渋滞を緩和するため、体系的な道路網を整備します

取組No	H26年度の実績・取組に関する項目			H27年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名・担当課	施策・事業の概要	数値等実績(人、件数等数量を記入)		
100	亜熱帯庭園都市形成推進調査(道路) 【都市計画課】	・長期未着手道路の変更に向けた検討を行うことにより、現況に見合う道路及び沿線の土地利用の増進を図るため、那覇市都市計画マスター・プランにおいて位置づけられた小禄名嘉地線の都市計画決定に向けた基礎調査を実施しました。	特に無し	・新市民会館建設に伴い、周辺の交通環境の変化が予測されることから、市民会館建設後も交通の便を円滑にするため、周辺道路の基礎調査を実施する。	・道路基盤等の整備の遅れている地域に、新たにまちづくりと連動させた道路の整備を推進するため、事業課等の関係機関との連携が必要です。
	・街路整備事業 ・道路新設改良事業 【道路建設課】	・国・県道等の幹線道路を補完する地域内の補助幹線道路の整備を行います。 (前出 取組No.13.17.43.91)	工事:38件	【継続実施】	特に無し

◆自転車、徒歩による移動を促進します

取組No	H26年度の実績・取組に関する項目			H27年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名・担当課	施策・事業の概要	数値等実績(人、件数等数量を記入)		
101	総合公共交通の推進事業 戦略的交通まちづくり推進事業 【都市計画課】	【総合公共交通の推進事業】【戦略的交通まちづくり推進事業】 ・車に頼りがちな生活を見直し、公共交通や自転車、徒歩といった多様な移動手段を選択することで、都市環境の改善を促し、まちに人を中心の賑わいを創りだそうというイベント「なはモビリティ・ウイーク & カーフリー・デー」を実施しました。そのなかでモノレールやバスに関するブースの出展や、公共交通利用者に対しては、国際通りの店舗による割引特典等のクーポン券を配布し公共交通の利用を呼び掛けました。また、徒歩によるまちあるきを実施しました。 【沖縄都市モノレール利用促進事業】 ・沖縄都市モノレール需要喚起アクションプログラムに基づき、モノレールの利用促進及び利用者の利便性向上を図るため、道路建設課において設計を行った石嶺駅交通広場に、自転車駐輪場の設置を要望しました。 (前出 取組No.1.2.3)	1回	【継続実施】 【総合公共交通の推進事業】 【戦略的交通まちづくり推進事業】 【継続実施】 【沖縄都市モノレール利用促進事業】 県庁前駅の自転車駐輪場の増設を道路管理課において行います。	・継続的な効果を発揮する取組みの検討します。

取組No	H26年度の実績・取組に関する項目			H27年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名・担当課	施策・事業の概要	数値等実績(人數、件数等数量を記入)		
101	温暖化対策啓発事業 【環境政策課】	・「モビリティ&カーフリーデー」において、地球温暖化の仕組み・影響・対策に関するクイズやパネル出展、手回し発電機、二酸化炭素重量、温度測定などを実施し、市民や企業へ省エネ、エネルギーの大切さ等、地球温暖化対策に関する啓発(自転者、徒歩による移動等も含む)を実施しました。・その他温暖化対策啓発事業で4回実施しました。	5回	【継続実施】	・啓発効果の検証方法が課題です。
	各種健康づくり事業 【健康増進課】	・あらゆる保健事業の場を通じて、健康づくりのためのウォーキング普及啓発を行います。(環境的には、ウォーキングを勧めることにより、近距離での車の使用を減らし、温室効果ガスの排出抑制につながります)	随時	【継続実施】	特に無し

◆公共工事における温室効果ガスの排出を抑制します

取組No	H26年度の実績・取組に関する項目			H27年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名・担当課	施策・事業の概要	数値等実績(人數、件数等数量を記入)		
102	・街路整備事業 ・道路新設改良事業 【道路建設課】	・排出ガス対策型の機械を使用するよう指導します。(前出 取組No.13.17.43.91)	工事:38件	【継続実施】	特に無し
	【拡大実施】 ・古波蔵ふれあい館解体事業 【継続実施】 ・石嶺市営住宅建替事業 ・宇栄原市営住宅建替事業 ・大名市営住宅建替事業 ・那覇市総合福祉センター設備等改修事業 【建築工事課】	・工事において、工事で使用する機械・車両等には、排出ガス対策型機械を使用するよう請負者を指導しました。 ・工事において、屋上緑化または壁面緑化を実行しました。	35件	【継続実施】 ・石嶺市営住宅建替事業 ・宇栄原市営住宅建替事業 ・大名市営住宅建替事業 ・与儀保育所建設事業 ・(仮称)津波避難ビル建設事業 【拡大実施】 ・古波蔵ふれあい館解体事業 【新規】 ・消防松尾出張所解体事業 ・不登校対策等拠点施設長寿化事業	特に無し
	地下壕対策事業 【建設企画課】	・地下壕の陥没、崩壊等による災害を未然に防止するため、危険度の高い壕を埋め戻します。工事にあたつては、温室効果ガスの排出抑制に配慮します。(前出 取組No.17.43.91)	6か所 埋め戻し完了	【継続実施】今年度7か所を埋め戻し予定です。	特に無し
	公園整備事業 【花とみどり課】	・温室効果ガスについて、排出ガス対策機械の使用など、環境配慮仕様書で環境配慮を促し、環境配慮チェック表でチェックしています。(前出 取組No.13.17.43.47.87.89.91)	工事:12件	【継続実施】	特に無し
	・前島・久茂地小学校統合新校整備事業 ・大名小学校校舎建設事業 ・前島・久茂地小統合新校校舎増築及びプール改築等事業 ・天久小学校校舎増築事業 ・城東小学校校舎増築事業 ・真嘉比小学校校舎増築事業 ・城西小学校屋内運動場建設事業 ・安岡中学校校舎増築事業 ・寄宮中学校校舎建設事業 ・真和志中学校屋内運動場建設事業 ・与儀幼稚園園舎建設事業 ・大名幼稚園園舎建設事業 ・城西幼稚園園舎建設事業 ・開南幼稚園園舎建設事業 【施設課】	・工事で使用する機械・車両等について、低騒音型・低振動型・排出ガス対策型建設機械を使用するよう請負者に指導しました。(前出 取組No.17.43.89.91)	14件	【新規】 ・上間小学校校舎建設事業 ・宇栄原小学校校舎増築事業 ・真和志小学校屋内運動場建設事業 ・大名小学校屋内運動場建設事業 ・城南小学校プール建設事業 ・鏡原中学校校舎建設事業 ・城北中学校屋内運動場建設事業 ・上間幼稚園園舎建設事業 ・真和志幼稚園園舎建設事業 ・城南幼稚園園舎建設事業 【継続実施】 ・大名小学校校舎建設事業 ・城東小学校校舎増築事業 ・真嘉比小学校校舎増築事業 ・城西小学校屋内運動場建設事業 ・安岡中学校校舎増築事業 ・真和志中学校屋内運動場建設事業 ・城西幼稚園園舎建設事業 ・大名幼稚園園舎建設事業 ・開南幼稚園園舎建設事業	特に無し

◆農水産物の地産地消を推進します

取組No	H26年度の実績・取組に関する項目			H27年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名・担当課	施策・事業の概要	数値等実績(人數、件数等数量を記入)		
103	市魚マグロ等水産物流通支援事業、那覇農産物フェアー 【商工農水課】	・市魚マグロ等水産物流通支援事業:本市は県内の約半数のマグロ産地ですが、その認知度は芳しくありません。漁協等のイベントに助成することにより、水産物の流通安定、消費拡大及び地産地消を図ります。 ・那覇農産物フェアー開催事業4月開催	水産物流通支援事業のイベント来場者数:約30,000人(2事業)、那覇農産物フェアー:4月開催 約1,000人	【継続実施】	特に無し

◆市民、事業者に対して「エコライフ」の実践を呼びかけます

取組No	H26年度の実績・取組に関する項目			H27年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名・担当課	施策・事業の概要	数値等実績(人數、件数等数量を記入)		
104	温暖化対策啓発事業 【環境政策課】	・「LightDown 星空観察会2014」、「モビリティ&カーフリーダー」、「しきなっ子まつり」、温DOWN化ファミリーワークショップ、環境出前講座(高良小学校)等の温暖化対策啓発事業で「エコライフ」の実践の呼びかけを行いました。 ・「省エネエコライフ」の実現に向けた地球温暖化対策カレンダーの作成及び配布を行いました。(前出 取組No.3)	・温暖化対策啓発事業:5回 ・カレンダー発行部数:9,000部 ・温DOWN化ファミリーワークショップ:エコ宣言27世帯、エコファミリー認定13世帯	【拡大実施】 カレンダー作成及び配布については、大変人気があり、市民の要望に応え増刷しました。 発行部数:9,000部	・啓発効果の検証方法や、ただ配布するのではなく、事業紹介など周知について工夫が課題です。

◆イベント主催団体に「カーボン・オフセット」の取組を奨励します

取組No	H26年度の実績・取組に関する項目			H27年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名・担当課	施策・事業の概要	数値等実績(人數、件数等数量を記入)		
105	既存イベントの「カーボンオフセット」の状況について情報収集 【観光課】	・既存イベントにおいてカーボンオフセットの実施はありません。カーボンオフセットに関する講演会へ参加し、情報収集を行いました。	特に無し	【継続実施】	・カーボンオフセットを実施するための費用の捻出が厳しいと思われます。

◆低炭素住宅の普及を促進します

取組No	H26年度の実績・取組に関する項目			H27年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名・担当課	施策・事業の概要	数値等実績(人數、件数等数量を記入)		
106	住宅関連情報の発信 【建設企画課】	・地球温暖化防止を促進するため、低炭素建築物認定制度の周知を図ります。	課HPにて制度の紹介	【継続実施】 必要に応じて随時HPの更新をします。併せて「那覇市住生活月間」パネル展においても情報提供を行います。	特に無し

②新エネルギーの導入

◆市民や事業者の太陽光・太陽熱システム等の導入を促進します

取組No	H26年度の実績・取組に関する項目			H27年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名・担当課	施策・事業の概要	数値等実績(人數、件数等数量を記入)		
107	住宅用太陽光発電システム導入促進助成事業 住宅用太陽熱利用システム導入促進補助事業 【環境政策課】	・那覇市内の自らが居住する住宅に太陽光発電システム及び太陽熱利用システムを導入する申請者に対し補助金の交付を行いました。	交付実績 ・太陽光: 24件 ・太陽熱: 3件	【縮小実施】 太陽光発電システムは沖縄電力の接続保留問題により、新規の申請が見込めなくなっているためです。平成27年度から住宅用省エネ設備導入促進助成事業として太陽熱利用システムとエコキュート設備設置費の一部補助を開始しました。	・太陽光発電システムは沖縄電力の接続保留問題により、新規の申請が見込めなくなっているため廃止しました。

◆公共施設に太陽光発電システム、コーポレーティブソーラー等を積極的に導入します

取組No	H26年度の実績・取組に関する項目			H27年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名・担当課	施策・事業の概要	数値等実績(人數、件数等数量を記入)		
108	【継続実施】 ・石嶺市営住宅建替事業 ・宇栄原市営住宅建替事業 ・大名市営住宅建替事業 【建築工事課】	・工事において、太陽光発電システムを設置しました。	3件	【継続実施】 ・石嶺市営住宅建替事業 ・宇栄原市営住宅建替事業 ・大名市営住宅建替事業 ・(仮称)津波避難ビル建設事業	・電力会社側の接続可能な容量が限界に近いことにより、今後、系統連系が可能か未定です。
	公園整備事業 【花とみどり課】	・ソーラーパネルを活用した公園施設の整備を図ります。 平成26年度においての施設整備はありませんでした。	0件	【継続実施】	特に無し
	学校施設設置への太陽光発電システム等の導入推進 【施設課】	・温室効果ガスの削減、環境教育の観点から、学校施設における再生可能エネルギー設備等の導入を推進することにより、環境負荷の低減を図りました。	2件	【継続実施】	・再生エネルギーは沖縄電力の電力系統に接続することが必要であるが、電力系統接続の条件が更新されたため、条件整備も含めた検討をします。

取組No	H26年度の実績・取組に関する項目			H27年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名・担当課	施策・事業の概要	数値等実績(人數、件数等数量を記入)		
108	公共施設への太陽光発電システム、コーポレート・ソーシャル・レスponsibility等の導入推進 【環境政策課】	・温室効果ガスの削減及び防災の観点から、公共施設における再生可能エネルギー設備等の導入を推進することにより環境負荷の低減を図りました。	特に無し	【継続実施】	・本市の特性に合致した取組を作る等、工夫が必要です。また、関連部署と連携して取組を進める必要があります。

◆企業、大学等と協働して新エネルギー等の導入を検討します

取組No	H26年度の実績・取組に関する項目			H27年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名・担当課	施策・事業の概要	数値等実績(人數、件数等数量を記入)		
109	コーポレート・ソーシャル・レスponsibility協議会への参加と先進地視察 【環境政策課】	・沖縄コーポレート・ソーシャル・レスponsibility協議会への参加と、県内導入にむけた先進地視察を実施しました。	協議会:3回 先進地視察:1回	【継続実施】	特に無し

◆新エネルギー機器の情報提供等、新エネルギーの導入に関する普及啓発を行います

取組No	H26年度の実績・取組に関する項目			H27年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名・担当課	施策・事業の概要	数値等実績(人數、件数等数量を記入)		
110	温暖化対策促進事業 【環境政策課】	・太陽光発電システム及び太陽熱利用システム導入促進のため、パンフレットを作成しました。	パンフレット:7,000部発行	【縮小実施】 太陽光発電システムが沖縄電力の接続保留問題により、新規の申請が見込めなくなっているためです。	特に無し

◆天然ガス資源の利活用を検討します

取組No	H26年度の実績・取組に関する項目			H27年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名・担当課	施策・事業の概要	数値等実績(人數、件数等数量を記入)		
111	天然ガス資源有効利活用調査研究事業 【環境政策課】	・沖縄県が平成25年度に行なった奥武山公園内の試掘調査について、天然ガスや温排水が安定的に採取できることや、含有物質、掘削地の地質等が平成26年度に報告されている。天然ガス資源有効利活用検討委員会へ参加しました。	特に無し	【拡大実施】 専門業者を選定し、沖縄県の平成26年度試掘調査結果を基にして、周辺地域での活用方法、経済性、地域ニーズ等を含む報告書作成を委託します。	・県が平成27年度に、温排水を国場川に流した場合の環境への影響について調査するので、その情報を共有し事業実施を行う必要があります。
	天然ガス資源有効利活用調査研究事業 【商工農水課】	・沖縄県所管事業の「天然ガス資源活用促進に向けた試掘調査事業」における天然ガス資源有効利活用検討委員会への出席しました。	奥武山において1,243m掘削まで終了	【変更実施】	・環境政策課へ所管変更

③省エネルギーの推進

◆公共施設等の省エネ化を推進します

取組No	H26年度の実績・取組に関する項目			H27年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名・担当課	施策・事業の概要	数値等実績(人數、件数等数量を記入)		
112	市営住宅建替事業 【建設企画課】	・市営住宅建替事業において、環境に配慮した整備の推進をしました。(前出 取組No.88)	平成26年度 443戸建替完了 (建替総数 2,257戸)	【継続実施】 今年度78戸建替え完了予定です。	特に無し
	【継続実施】 ・石嶺市営住宅建替事業 ・宇美原市営住宅建替事業 ・大名市営住宅建替事業 【建築工事課】	・工事において、施設の照明の一部をLEDにしました。	6件	【継続実施】 ・石嶺市営住宅建替事業 ・宇美原市営住宅建替事業 ・大名市営住宅建替事業 ・与儀保育所建設事業 ・(仮称)津波避難ビル建設事業	特に無し
	金城小学校ESCO事業 金城中学校ESCO事業 【施設課】	・耐用年数を過ぎた大型空調機等をESCO事業者が更新することにより、設備投資・維持管理に関する包括的サービスの提供を受け、省エネの保証を図ることを目的とした事業です。	未実施のため実績無し	資料収集及び費用対効果のシミュレーションを行い事業化の検討を行います。	・事業手法の検討を行います。
	温暖化対策促進事業 【環境政策課】	・太陽光発電システム及び太陽熱利用システム導入促進のため、パンフレットを作成しました。	パンフレット:7,000部発行	【縮小実施】 太陽光発電システムの接続保留のためです。	特に無し
	公園整備事業 【花とみどり課】	・公園内にタイマー式の照明灯を設置(常夜灯との区別)しました。	0件	【継続実施】 平成27年度は工事1件を予定しています。	特に無し
	本庁舎での省エネ化を推進する。 【管財課】	・昼食時間には市執務室内の電気の省灯を促す放送を行い職員へ節電への意識づけを行います。 ・長時間離席する場合はパソコンモニターの電源を消すことを勧めます。	毎日	【継続実施】 平成26年10月1日施行の「那覇市本庁舎内空調機使用要領」に基づき空調機の適正使用に努め省エネ化を推進して行きます。	・電力使用量等の削減を図ります。



◆市民、事業者に対して省エネに関する普及啓発を行います

取組No	H26年度の実績・取組に関する項目				
	施策・事業名・担当課	施策・事業の概要	数値等実績(人數、件数等数量を記入)		
113	温暖化対策啓発事業 【環境政策課】	<ul style="list-style-type: none"> ・「LightDown 星空観察会2014」を実施し、日頃使用している電気について考えてもらうことを目的に星の観察会を実施しました。(来場は公共交通の利用を促しました) ・「モビリティ&カーフリーデー」、「しきなっ子まつり」において、地球温暖化の仕組み・影響・対策に関するクイズやパネル出展、手回し発電機、二酸化炭素重量、温度測定などを実施し、市民や企業へ省エネ、エネルギーの大切さ等、地球温暖化対策に関する啓発を実施しました。 ・環境出前講座(高良小学校)を実施し、環境教育の一環として、風力発電、電子レンジ電力測定、自転車発電など、体験することにより、エネルギーの大切さ、地球温暖化等について啓発を行いました。 ・地球温暖化対策カレンダーの作成及び配布を行い「省エネエコライフ」の実践を呼びかけました。 ・温DOWN化ファミリー大作戦:カレンダー巻末ハガキを利用し、光熱水費のチェック・エコアイデア等の報告をしてもらい、エコファミリーの認定表彰やLED電球の副賞贈呈を行うことにより、市民のさらなるエコライフの実現に向け啓発を行いました。 <p>(前出 取組No.3.101)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・温暖化対策啓発事業:5回 ・カレンダー発行部数:9,000部 ・温DOWN化ファミリー大作戦:エコ宣言 27世帯、エコファミリー認定 13世帯 	<p>【継続実施】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・啓発効果の検証方法や・事業周知について工夫が課題です。

◆保安灯の省電力取替に対する補助を行います

取組No	H26年度の実績・取組に関する項目				
	施策・事業名・担当課	施策・事業の概要	数値等実績(人數、件数等数量を記入)		
114	保安灯設置等事業補助金 【市民生活安全課】	・保安灯を設置・維持管理する団体に対し、省電力型保安灯の新設、修繕、取替に要する経費への補助を行いました。	53団体、224灯へ補助を実施しました。	<p>【継続実施】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度から省電力型の取り替えも補助対象となっており、その申請件数が年々増加しています。今後は事業費の拡充や設置箇所の優先順位等の精査を行う必要があります。

2-3 広域的な取組を進める

①国、県、周辺市町村との連携・協力

◆資源循環型社会や低炭素社会の構築に向けて沖縄県、周辺市町村と連携して取り組みます

取組No	H26年度の実績・取組に関する項目				
	施策・事業名・担当課	施策・事業の概要	数値等実績(人數、件数等数量を記入)		
115	おきなわアジェンダ21県民会議 【環境政策課】	<ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化問題という広域的な課題に対応するために事業者団体、市民団体、学識経験者、行政機関で構成される、「おきなわアジェンダ21県民会議」へ本市も参画しています。 ・本会議は、「NPO等環境ボランティア活動支援事業」により、市民や環境保全活動団体の活動に対する各種支援を行いました。 	140団体	<p>【継続実施】</p>	特に無し

◆地球環境保全に関する市民レベルでの国際協力や交流促進を支援します

取組No	H26年度の実績・取組に関する項目				
	施策・事業名・担当課	施策・事業の概要	数値等実績(人數、件数等数量を記入)		
116	那覇市地球温暖化対策協議会 (環境政策課内に事務局を設置・運営) 【環境政策課】	<ul style="list-style-type: none"> ・桜井国俊氏による『いつまでも暮らしたいまち』を考える講演会と那覇市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の概要や国と県のエネルギー政策について情報提供をしました。 ・エコアクション21認証取得支援・エコドライブ講習会・小学生を対象としたエネルギー関連の出前講座等を実施しました。 	参加者:68名	<p>【継続実施】</p>	特に無し
	ラムサール条約登録湿地関係市町村会議 【環境保全課】	<ul style="list-style-type: none"> ・ラムサール条約登録湿地関係市町村会議として平成26年度主管者会議及び第6回学習・交流会を名古屋市において開催しました。 ・市町村主管者会議:会員であるラムサール湿地等を所管する部局長等の会議。毎年開催しています。 	23市町村参加	<p>【継続実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村主管者会議:今年度は福井市にて開催され、環境部長が出席しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度の市町村長会議は名古屋市において開催される予定です。

取組No	H26年度の実績・取組に関する項目			H27年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名・担当課	施策・事業の概要	数値等実績(人、数、件数等数量を記入)		
116	JICA草の根技術協力事業 【廃棄物対策課】	・ホイアン市(ベトナム)に対して、リサイクル運動市民の会と共に廃棄物処理に関する技術的な協力を行いました。	研修受入:2回 トンガ国(平成26年8月)、ホイアン市(平成26年12月) 現地視察:2回ホイアン市(7月、3月)	現地訪問 1回 ホイアン市(平成27年7月) 草の根技術協力事業「ホイアン・那覇モデルのごみ減量プロジェクト」の第2次が終了し、第3次プロジェクトが開始されました。	・第3次プロジェクトにおいては事業系の一般廃棄物の減量化の取組になっているが、家庭系廃棄物の減量についても引き続き協力して行きたい。

◆地球環境保全に関する国際会議等の開催を支援します

取組No	H26年度の実績・取組に関する項目			H27年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名・担当課	施策・事業の概要	数値等実績(人、数、件数等数量を記入)		
117	那覇市地球温暖化対策協議会 (環境政策課内に事務局を設置・運営) 【環境政策課】	・環境省と沖縄県主催による「持続可能な島嶼社会の発展に関する専門家会議(国際会議)」に出席し、国際的視点による地球温暖化についての情報の収集を行いました。	1回	【継続実施】	特に無し

◆ラムサール条約に関する国際協力や豊見城市、沖縄県、環境省と連携して漫湖の保全を図ります

取組No	H26年度の実績・取組に関する項目			H27年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名・担当課	施策・事業の概要	数値等実績(人、数、件数等数量を記入)		
118	漫湖水鳥・湿地センター管理運営事業 【環境保全課】	・野生生物の保護と湿地の保全理解を深めるために様々な事業をおこなっている、漫湖水鳥センターの管理運営は、環境省那覇自然環境事務所、沖縄県、那覇市、豊見城の4機関で構成する「漫湖水鳥・湿地センター管理運営協議会」で行っています。	実施事業総数: 39回/年(858人)	【継続実施】	特に無し

【基本目標3】環境を大切にする市民が暮らすまち

3-1 環境を大切にする人を育てる

①学校教育における環境教育の推進

◆環境教育の視点を踏まえた、全体計画、年間指導計画を作成します

取組No	H26年度の実績・取組に関する項目			H27年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名・担当課	施策・事業の概要	数値等実績(人、数、件数等数量を記入)		
119	学校における環境教育の推進 【学校教育課】	・環境教育の視点をふまえた年間指導計画を推奨します。	小92% 中67%	【継続実施】	・各学校に応じた年間指導計画を推奨します。
	年次報告書の作成 【環境政策課】	・第2次那覇市環境基本計画(平成26年度～平成35年度)を策定したことにより「PDCAサイクル」を用いた進捗管理を行います。	年1回	【継続実施】 先進事例の調査を実施します。	・本市の特性に合致した取組を作る等、工夫が必要また関連部署と連携して取組を進める必要があります。

◆副読本を活用して環境学習を実施します

取組No	H26年度の実績・取組に関する項目			H27年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名・担当課	施策・事業の概要	数値等実績(人、数、件数等数量を記入)		
120	副読本「わたしたちの那覇市」の活用 【学校教育課】	・市内小学校の全3年生児童に配布し、3・4年生の社会科学習で活用しています。4年生の単元「健康なくらじとまちづくり」では、ごみや水など身近なものを教材として扱い、本市の資料や施設を活用しながら、環境に関する学習を実施しています。	市内全3・4年生児童が活用	最新データへの変更など修正箇所を点検しています。	特に無し
	環境学習 【環境政策課】	・環境保全課で発行していた「那覇市の環境」を平成26年度より環境政策課にて発行しています。	年1回	【継続実施】 先進事例の調査を実施します。	・本市の特性に合致した取組を作る等、工夫が必要です。また関連部署と連携して取組を進める必要があります。

◆教職員を対象とする環境教育研修を実施します

取組No	H26年度の実績・取組に関する項目			H27年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名・担当課	施策・事業の概要	数値等実績(人、数、件数等数量を記入)		
121	本計画に新規掲載した取組みであり 平成26年度は未実施 【教育研究所】	・本計画に新規掲載した取組であり平成26年度は未実施です。	未実施のため実績無し	【新規実施】 ・教育課題実践研修事業において、講座の中で環境教育についての内容に触れて行きます。(「自由研究の進め方講座」「理科授業実践講座」)	・本市の特性に合致した講座内容の工夫が必要です。また必要に応じて関連部署と連携して取り組んで行きます。
	環境教育研修 【環境政策課】	・平成26年度からの取組ですが、実績はありません。	未実施のため実績無し	【継続実施】 先進事例の調査を実施します。	・本市の特性に合致した取組を作る等、工夫が必要です。また関連部署と連携して取組を進める必要があります。

◆「緑のカーテン事業」などの緑化事業を通じた体験型環境活動を実施します

取組No	H26年度の実績・取組に関する項目			H27年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名・担当課	施策・事業の概要	数値等実績(人、数、件数等数量を記入)		
122	学校における環境教育の推奨 【学校教育課】	・「環境教育支援事業」による環境教育の支援を行います。 ・環境教育推進校の表彰を行います。	・環境教育支援事業:小29校 中11校 ・環境教育推進校表彰:11校	・環境教育推進校の表彰を行います。	特に無し
	出前講座 【環境政策課】	・社会保険診療報酬支払基金 沖縄支部(20名)に対して、緑のカーテンの出前講座を実施しました。	1回	【縮小実施】 教育委員会で行っているためです。仲井真中学校の生徒4名を受け入れ、地球温暖化対策について講座を開き、緑のカーテンモデル施設の巡回業務を体験していただきました。	・現在は、学校側独自で緑のカーテン作成を行っていることが多く、今後は、教育委員会と連携し、緑のカーテンを作成したことのない学校へ講座等が可能か検討が必要です。

◆環境学習プログラムやごみ処理施設の見学による環境学習を実施します

取組No	H26年度の実績・取組に関する項目			H27年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名・担当課	施策・事業の概要	数値等実績(人、数、件数等数量を記入)		
123	ごみ減量・資源化推進業務 エコマール那覇プラザ棟啓発推進業務 【廃棄物対策課】	・小学校4年生を対象に、日常の家庭生活における料理をごみの減量・資源化を体験するプログラムである「買い物ゲーム」を実施しました。 ・那覇・南風原クリーンセンター及びエコマール那覇リサイクル棟、プラザ棟の施設見学を開催しました。	買い物ゲーム: 50クラス、 1,608人 施設見学: 125件、 5,357人	【継続実施】	特に無し
	副読本「わたしたちの那覇市」の活用 【学校教育課】	・市内小学校の全3年生児童に配付し、3・4年生の社会科学習に活用しています。4年生の単元「健康なくらしまとまちづくり」P106～113では、本市のごみ処理の流れや廃棄物を資源として再利用することなどを学習しています。その中で、ごみ処理施設の見学を推奨しています。(前出 取組No.120)	市内全3・4年生児童が活用	最新データへの変更など修正箇所を点検しています。	特に無し

②家庭や地域における環境学習の推進

◆環境推進員の育成と活用を推進します

取組No	H26年度の実績・取組に関する項目			H27年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名・担当課	施策・事業の概要	数値等実績(人、数、件数等数量を記入)		
124	温暖化対策啓発事業 【環境政策課】	・各種イベント、出前講座へのエコライフセンター派遣協力等を実施しました。 ・モビリティ&カーフリーデー・しきなつ子まつり・環境出前講座(高良小学校)を実施しました。 (前出 取組No.3.101.113)	委嘱人数8人 4回	【継続実施】	・エコライフセンターが活動しやすい方法等の工夫が必要です。
	環境推進員(クリーンサポーター)育成・活用 【クリーン推進課】	・研修開催及び環境イベントへの積極的な参加を求めます。	ごみゼロイベントキャンペーンへの参加・不法投棄防止パトロール出発式への参加	【継続実施】	クリーンサポーターのスキルアップと広報の強化を図ります。
	犬猫適正飼養推進事業 【環境衛生課】	・ペットの飼育で悩んでいる飼い主に対し、動物愛護センターによる飼育方法の訪問助言を実施しました。	委嘱人数5人、飼い主への助言3件	【継続実施】	特に無し

◆学校等と連携して家庭における環境学習を推進します

取組No	H26年度の実績・取組に関する項目			H27年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名・担当課	施策・事業の概要	数値等実績(人数、件数等数量を記入)		
125	副読本「わたしたちの那覇市」の活用 【学校教育課】	・市内小学校の全3年生児童に配布。3・4年生の社会科学習に活用しています。4年生の単元「健康なくらしまちづくり」P104・105では、家から出るごみを調べ、家庭ごみの正しい分け方・出し方を学習しています。(前出 取組No.120.123)	市内全3・4年生児童が活用	最新データへの変更など修正箇所を点検しています。	・副読本の電子化を図ります。
	温暖化対策啓発事業 【環境政策課】	・各種イベント、環境出前講座へのエコライフサポーターの派遣協力等を実施することにより、環境推進員の育成及び家庭や地域における環境教育の推進に貢献しました。【しきなっ子まつり、環境出前講座(高良小学校)】 ・地球温暖化対策カレンダーの配布:環境教育の始まる小学4年生(生徒全員)及び各小・中学校(全クラス)を対象に、地球温暖化対策カレンダーを配布することにより、学校や家庭における環境配慮行動に関する意識啓発を図りました。 (前出 取組No.113)	・温暖化対策啓発事業:2回 ・カレンダー配布部数:約4,500冊	【継続実施】	・広報の効果の検証方法や、事業周知について、教育委員会や学校と連携を図る必要があります。
	環境啓発事業 【環境保全課】	・市内に残された自然環境への理解を深め、その切さを考えてもらう機会とするため、環境学習に関する出前講座を行いました。	出前講座 ・20回開催/年 ・参加人数 2,473人(内 イベント1,500 人)	【継続実施】	特に無し

◆未就学児童への環境活動・環境体験を推進します

取組No	H26年度の実績・取組に関する項目			H27年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名・担当課	施策・事業の概要	数値等実績(人数、件数等数量を記入)		
126	緑のカーテン 【こども政策課】	・市内幼稚園、児童館にて「緑のカーテン」を維持管理しています。	幼稚園36園 児童館11館	【継続実施】	特に無し
	自然物遊び 草花や野菜の栽培 小動物の飼育 清掃活動 【こどもみらい課】	・戸外に出ることで、自然の変化に興味や関心を持たせます。 ・栽培物の成長に関心を持たせ、収穫の喜びを味わわせます。 ・身近な自然現象や動植物に触れさせることで、興味や関心を持たせます。 ・近くに公園がある保育所に限るが、環境をきれいに保つために、園児は地域住民と一緒にになって清掃を行っています。	保育所9施設 定量的に把握できる実績の数値は「特に無し」	【継続実施】 保育所8施設	特に無し

◆公民館活動等を活用した環境学習体制(講師の派遣等)を整備します

取組No	H26年度の実績・取組に関する項目			H27年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名・担当課	施策・事業の概要	数値等実績(人数、件数等数量を記入)		
127	・市民講座 ・成人講座 ・高齢者学級 ・親子ふれあい教室 ・家庭教育学級 ・プラネタリウム関連事業 ・地域連携事業 【生涯学習課】	・各種学級・講座等を開設し、地域住民の教養・知識・技能を高め、学習を通して生きがいづくり、仲間づくりの機会を提供します。	講座数:65 参加人数: 4,857人	【継続実施】	特に無し
	環境啓発事業 【環境保全課】	・市内に残された自然環境への理解を深め、その切さを考えてもらう機会とするため、環境学習に関する出前講座を行いました。(前出 取組No.125)	出前講座 ・20回開催/年 ・参加人数 2,473人(内 イベント1,500 人)	【継続実施】	特に無し
	温暖化対策啓発事業 【環境政策課】	・緑のカーテン出前講座(緑化センター)を開催しました。	3回	【継続実施】 出前講座等での広報を行います。	・啓発効果の検証方法が課題です。
	那覇市協働によるまちづくり推進協議会補助金 【まちづくり協働推進課】	・那覇市協働大使の環境専門部会のメンバーが企画した、身近にある公園内の自然(花木、昆虫等)を発見し、学習する子ども対象のオリジナル企画「自然観察ゲーム」を実施しました。スタンプラリー形式で公園内を散策し、クイズに答えながら学習します。 【事業実施団体】 那覇市協働によるまちづくり推進協議会	事業実施無し	事業実施未定	・現時点で、本事業単体での実施予定はありませんが、今後は、地域行事との合同開催なども考慮に入れ、検討を行います。

◆こどもエコクラブの活動を支援します

取組No	H26年度の実績・取組に関する項目			H27年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名・担当課	施策・事業の概要	数値等実績(人、件数等数量を記入)		
128	こどもエコクラブ推進事業 【環境保全課】	①那覇市こどもエコクラブヘルパー実践講座を業務委託し、自然体験活動などを実施し、エコクラブを推進しました。 ②エコハガキ作り、キャンドル作り、こどもエコクラブなは大会を開催しました。平成26年度末現在の登録団体数4クラブ(200人)	①3回 (47人) ②3回 (125人)	【継続実施】	・こどもエコクラブの登録団体の拡大に努めます。

◆エコマール那覇プラザ棟での環境学習講座を実施します

取組No	H26年度の実績・取組に関する項目			H27年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名・担当課	施策・事業の概要	数値等実績(人、件数等数量を記入)		
129	エコマール那覇プラザ棟啓発推進業務 【廃棄物対策課】	・環境関連講習会・講演会の実施しました。 古布活用リサイクル講座(藍染、草木染、裂き折り、バック・小物づくりなど) 生ごみ減量と処理講座(発生抑制、水分減量、処理機器の実演など)	講座・イベント:103回、1,272人	【継続実施】	特に無し



3-2 わかりやすく使いやすい情報を発信する

①利用しやすい環境情報の整備・発信

◆わかりやすい「那覇市の環境(環境白書)」を市の公式ホームページで公開します

取組No	H26年度の実績・取組に関する項目			H27年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名・担当課	施策・事業の概要	数値等実績(人、件数等数量を記入)		
130	広報活動 【環境政策課】	・環境保全課で発行していた「那覇市の環境」を平成26年度より環境政策課にて発行しました。那覇市のホームページに掲載しました。	年1回	【継続実施】	・本市の特性に合致した取組を作る等、工夫が必要です。また関連部署と連携して取組を進める必要があります。

◆市民や事業者、環境保全活動団体等の活動の市の公式ホームページでの広報します

取組No	H26年度の実績・取組に関する項目			H27年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名・担当課	施策・事業の概要	数値等実績(人、件数等数量を記入)		
131	広報活動 【環境政策課】	・平成26年度からの取組ですが、実績はありません。	実績無し	【継続実施】 先進事例の調査を実施します。	・本市の特性に合致した取組を作る等、工夫が必要です。また関連部署と連携して取組を進める必要があります。

◆環境保全に関するNPOや活動団体、環境推進員等の情報を提供します

取組No	H26年度の実績・取組に関する項目			H27年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名・担当課	施策・事業の概要	数値等実績(人、件数等数量を記入)		
132	広報活動 【環境政策課】	・平成26年度からの取組ですが、実績はありません。	実績無し	【継続実施】 先進事例の調査を実施します。	・本市の特性に合致した取組を作る等、工夫が必要です。また関連部署と連携して取組を進める必要があります。
	環境啓発事業 【環境保全課】	・市民・事業所等から環境保全に関するNPOや環境推進員の情報提供の依頼があった場合、情報提供を行います。	実績無し	【継続実施】	今後も市主催の観察会や出前講座等の場で講師及び環境推進員の周知に努めます。

3-3 環境保全に取り組む人々を応援する

①環境保全の取組への参加の促進と取組に対する支援

◆環境関連イベントなどを積極的に広報します

取組No	H26年度の実績・取組に関する項目			H27年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名・担当課	施策・事業の概要	数値等実績(人數、件数等数量を記入)		
133	温暖化対策啓発事業 【環境政策課】	・各環境関連イベントなどの実施にあたり、チラシの作成・配布、市民の友、市ホームページ、民間無料広告や紙面等を活用し、積極的に広報活動に取り組みました。(LightDown 星空観察会2014、モビリティ&カーフリー、しきなっ子まつり、緑のカーテン講習会(3回)、環境月間パネル展)(前出 取組No.113.124.125)	7回	【継続実施】各種イベントでの広報を行います。	・啓発効果の検証方法が課題です。
	環境啓発事業 【環境保全課】	・第20回国場川水あしひ、ホタル観察会及び湧水めぐり等の環境啓発事業について、HP、市民の友等を活用し広報を行いました。(前出 取組No.31.33)	3,587人/年 (内イベント1,500人)	【継続実施】	特に無し

◆市民や環境保全活動団体の活動に対する各種支援を行います

取組No	H26年度の実績・取組に関する項目			H27年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名・担当課	施策・事業の概要	数値等実績(人數、件数等数量を記入)		
134	温暖化対策啓発事業 【環境政策課】	・識名小学校PTAが主催する『しきなっ子まつり』は、ごみの減量・リサイクル・地球温暖化対策など環境保全に積極的に取組む地域まつりで、地球温暖化の仕組み・影響・対策に関するクイズやパネル出展、手回し発電機、エコクッキングなどを、琉球大学と共同出展することで、環境保全に取組む市民を支援しました。(前出 取組No.113.124.125)	1回	【継続実施】	特に無し
	環境啓発事業 【環境保全課】	①漫湖自然環境保全連絡協議会と共催で漫湖チュラカーギ作戦30を開催しました。(前出 取組No.33) ②安謝川をきれいにする住民の会と協力して安謝川の清掃を行いました。(1回/月)	①230人/年 ②12回(61人)	【継続実施】	・NPO団体の支援の在り方及び方法について検討が必要です。

◆優れた活動に対する表彰制度の創出や運用を行います

取組No	H26年度の実績・取組に関する項目			H27年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名・担当課	施策・事業の概要	数値等実績(人數、件数等数量を記入)		
135	環境活動事業促進 【環境政策課】	・平成26年度からの取組ですが、実績はありません。	実績無し	【継続実施】先進事例の調査を実施します。	・本市の特性に合致した取組を作る等、工夫が必要です。また関連部署と連携して取組を進める必要があります。

◆市民や環境保全活動団体などの取組を公表する機会を提供します

取組No	H26年度の実績・取組に関する項目			H27年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名・担当課	施策・事業の概要	数値等実績(人數、件数等数量を記入)		
136	環境活動事業促進 【環境政策課】	・平成26年度からの取組ですが、実績はありません。	実績無し	【継続実施】先進事例の調査を実施します。	・本市の特性に合致した取組を作る等、工夫が必要です。また関連部署と連携して取組を進める必要があります。
	那覇市協働によるまちづくり推進協議会補助金 【まちづくり協働推進課】	・当協議会の環境専門部会が中心となり、主に市内の小学校を対象に、環境出前講座「生ごみをギュッとっぽって」を実施しました。本講座をきっかけに、次世代を担う子ども達がごみ問題をはじめとする環境問題に関心を持ち、家庭や地域でも自主的に環境活動に取り組むことを目指します。学校、地域、行政と連携して実施します。 【事業実施団体】 那覇市協働によるまちづくり推進協議会 【平成26年度実績】 ・子どもサマースクール受講生…参加者数29人 ・大名小学校4年生…参加者数35人	左記のとおり	【継続実施】	・市内全地域(小学校)での講座開催を目標としていますが、時間を要するため、協働大使以外にも地域の方々(PTA保護者や自治会)でも講座を実施できるような仕組みを考えていかなければなりません。 ・幼稚園児を対象とした講座の実施を検討しています。

◆道路ボランティアへの支援を行うとともに、道路ボランティアに対する積極的な参加・協力を呼びかけます

取組No	H26年度の実績・取組に関する項目			H27年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名・担当課	施策・事業の概要	数値等実績(人數、件数等数量を記入)		
137	道路ボランティア制度 【道路管理課】	・本市の協働のまちづくりの一環として、道路の美化活動を自主的に行う団体を支援するため、道路ボランティア制度を推進しました。	7団体(新規管理協定締結)	活動状況の紹介など啓発活動を行います。	特に無し

◆公園ボランティア(自治会、愛護会、企業)への支援を行うとともに、自治会、愛護会、企業等に対して
公園ボランティアへの積極的な参加・協力を呼びかけます

取組 No	H26年度の実績・取組に関する項目			H27年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名・担当課	施策・事業の概要	数値等実績(人 数、件数等数量 を記入)		
138	公園ボランティアの育成 【公園管理課】	・公園ボランティアを育成し、公園ボランティアによる緑化美化活動及び助成制度(目標5件増)の積極的活用を推進します。	・愛護会4団体 ・企業ボランティア4社増 ・自治会1団体増	【継続実施】	・登録した後、退会する団体があるので、継続してもらえるような環境づくりを工夫する必要があります。



【基本目標4】環境と経済・観光が調和するまち

4-1 環境を大切にする事業者を育てる・応援する

①事業所における環境教育の推進

◆事業者を対象とした環境関連講習会や出前講座を開催します

取組 No	H26年度の実績・取組に関する項目			H27年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名・担当課	施策・事業の概要	数値等実績(人 数、件数等数量 を記入)		
139	那覇市地球温暖化対策協議会 (環境政策課内に事務局を設置・運営) 【環境政策課】	・地球にやさしい運転技術を習得することで、自動車からの二酸化炭素排出量を抑制し、温室効果ガス削減に寄与することを目的に、那覇市地球温暖化対策協議会会員企業向けに、エコドライブ講習会(座学と実技)を実施しました。(有限会社三崎工業、株式会社宜野湾電設)	・エコドライブ講習会:開催2回、参加企業2社、人材派遣数1人	【継続実施】	・受講者の効果の検証が必要です。
	浄化槽適正維持管理 【環境保全課】	・浄化槽設置者に対して、設置手続きや、適切な設置工事・維持管理について理解して頂くために月1回(第3木曜日)、浄化槽設置者講習会を開催しています。	浄化槽講習会の受講者は殆どが市民で事業者は1件であった	【継続実施】	特に無し
	ごみ減量・資源化推進事業 【廃棄物対策課】	・一般廃棄物許可業者を対象にした説明会を行いました。	3回	許可業者の法人化促進及び体制見直しのため、許可業者勉強会を行います。	・平成28年度更新時に承継廃止を円滑に行うため、許可業者に対する勉強会を強化します。
	事業者への環境教育 【クリーン推進課】	・テーマに応じた対応を行います。	事業所及び 関係課よりの 依頼なし	【継続実施】	・一般家庭系ごみ収集担当課であるため、事業所系担当課等からの依頼に応じる対応になります。
	動物愛護管理に関する講習会や出前講座 【環境衛生課】	・動物取扱業者等へ狂犬病予防法、動物愛護管理法、本市の動物愛護及び管理の状況に関する講習会や出前講座を実施します。	実績無し	【継続実施】	・動物取扱業者の登録、指導、監督を行う沖縄県との連携を図ります。

◆ 様々な環境テーマに即した専門家等人材の紹介します

取組 No	H26年度の実績・取組に関する項目			H27年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名・担当課	施策・事業の概要	数値等実績(人 数、件数等数量 を記入)		
140	那覇市地球温暖化対策協議会 (環境政策課内に事務局を設置・運営) 【環境政策課】	・環境経営システムにより環境に配慮した事業を行う市内事業者を育成することを目的に、エコアクション21認証取得支援のための専門講師を派遣しました。 ・那覇市地球温暖化対策協議会企業会員向けエコドライブ講習会を開催にあたり、技術指導員として専門講師を派遣しました。(前出 取組No.139)	・認証取得支援プログラム:開催4回、参加企業3社、人材派遣者数:4人 ・エコドライブ講習会:開催2回、参加企業2社、人材派遣数1人	【継続実施】	・受講者の効果の検証が必要です。
	環境啓発事業 【環境保全課】	・事業所から環境教育に関する講師の依頼があった場合、環境テーマに即した専門家を紹介します。	特に無し	【継続実施】	特に無し

取組No	H26年度の実績・取組に関する項目			H27年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名・担当課	施策・事業の概要	数値等実績(人、数、件数等数量を記入)		
140	廃棄物に関する専門家の紹介 【廃棄物対策課】	・事業所より廃棄物処理に関する専門家の紹介の要望があった場合に紹介を行います。	実績無し	【継続実施】	特に無し
	事業者への環境教育 【クリーン推進課】	・テーマに応じた人員派遣及び紹介を行います。	実績無し	【継続実施】	・一般家庭系ごみ収集担当課であるため、事業所系担当課等からの依頼に応じる対応になります。
	動物愛護管理に関する専門家の紹介 【環境衛生課】	・動物取扱業者等へ狂犬病予防法、動物愛護管理法、本市の動物愛護及び管理の状況に関する専門家を紹介します。	実績無し	【継続実施】	・動物取扱業者の登録、指導、監督を行う沖縄県との連携を図ります。

②環境に配慮した取組に対する支援

◆環境マネジメントシステム(エコアクション21等)に関する説明会等を開催し、導入を支援します

取組No	H26年度の実績・取組に関する項目			H27年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名・担当課	施策・事業の概要	数値等実績(人、数、件数等数量を記入)		
141	那覇市地球温暖化対策協議会(環境政策課内に事務局を設置・運営) 【環境政策課】	・環境経営システムにより環境に配慮した事業を行う市内事業者を育成し、市内の温室効果ガス削減に寄与することを目的に、エコアクション21の認証取得のための、申請及び実務的な書類の作成等の勉強会を行いました。(認証取得支援プログラム)	・認証取得支援プログラム 参加企業:3社	【継続実施】	・参加企業の募集方法の工夫が必要です。

◆優れた活動に対する表彰制度を創出し、運用します

取組No	H26年度の実績・取組に関する項目			H27年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名・担当課	施策・事業の概要	数値等実績(人、数、件数等数量を記入)		
142	環境活動事業促進 【環境政策課】	・平成26年度からの取組ですが、実績はありません。	未実施のため実績無し	【継続実施】 先進事例の調査を実施します。	・本市の特性に合致した取組を作る等、工夫が必要です。また関連部署と連携して取組を進める必要があります。

◆環境に配慮した商品、サービス等の提供事業者の情報を提供します

取組No	H26年度の実績・取組に関する項目			H27年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名・担当課	施策・事業の概要	数値等実績(人、数、件数等数量を記入)		
143	環境活動事業促進 【環境政策課】	・平成26年度からの取組ですが、実績はありません。	未実施のため実績無し	【継続実施】 先進事例の調査を実施します。	・本市の特性に合致した取組を作る等、工夫が必要です。また関連部署と連携して取組を進める必要があります。

4-2 環境を活かした産業をつくり・育てる

①環境関連産業の育成

◆先進的な取組をする環境関連企業を支援します。

取組No	H26年度の実績・取組に関する項目			H27年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名・担当課	施策・事業の概要	数値等実績(人、数、件数等数量を記入)		
144	環境活動事業促進 【環境政策課】	・平成26年度からの取組ですが、実績はありません。	未実施のため実績無し	【継続実施】 先進事例の調査を実施します。	・本市の特性に合致した取組を作る等、工夫が必要です。また関連部署と連携して取組を進める必要があります。
	なは産業支援センター運営事業 【商工農水課】	・那覇市における戦略的成長産業分野(観光、ものづくり、国際物流、情報関連、エネルギー等)における創業期の企業を入居させ一定期間支援します。	平成27年4月1日開所	ゼオライトによる環境浄化を商材とする企業1社が入居しました。	・他の産業分野に比べ、企業の収益を上げるまでに期間が必要なため、戦略的、安定的な支援を要します。

②環境共生型観光の育成

◆観光事業者向けの環境配慮指針を策定します

取組No	H26年度の実績・取組に関する項目			H27年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名・担当課	施策・事業の概要	数値等実績(人數、件数等数量を記入)		
145	環境活動事業促進 【環境政策課】	・平成30年度に環境配慮型観光事業者(インセンティブ事業の対象事業者)の登録を行います。	未実施のため実績無し	【継続実施】 先進事例の調査を実施します。	・本市の特性に合致した取組を作る等、工夫が必要です。また関連部署と連携して取組を進める必要があります。

◆環境に配慮した観光事業者へのインセンティブ事業を実施します

取組No	H26年度の実績・取組に関する項目			H27年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名・担当課	施策・事業の概要	数値等実績(人數、件数等数量を記入)		
146	環境活動事業促進 【環境政策課】	・平成30年度より環境配慮型観光事業者(インセンティブ事業の対象事業者)の登録を行います。	未実施のため実績無し	【継続実施】 先進事例の調査を実施します。	・本市の特性に合致した取組を作る等、工夫が必要です。また関連部署と連携して取組を進める必要があります。

第3章 地球温暖化対策の推進

1 概 要	57
2 主な実施事業	58
(1) 住宅用太陽光発電・太陽熱利用システム導入促進助成事業	
(2) 家庭用廃食用油回収事業	
(3) 地球温暖化対策カレンダー(一般家庭向け)	
(4) 環境推進員(エコライフサポーター)	
(5) 温暖化対策啓発講座	
(6) 緑のカーテン・屋上・壁面緑化推進事業	
(7) 那覇市地球温暖化対策協議会	
(8) 那覇市地球温暖化対策アクションプラン	
3 市域の温室効果ガス排出量について.....	63
(1) 温室効果ガス種類別排出量の推移	
(2) 二酸化炭素部門別排出量の推移	
(3) 二酸化炭素部門別排出割合の比較(全国・沖縄県・那覇市)	
(4) 二酸化炭素のエネルギー種別排出量	

1 概 要

地球温暖化対策の推進に関する法律第 20 条の 3 第 1 項に基づき、那覇市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）として「那覇市エコオフィス計画」を平成 14 年 4 月に策定（平成 20 年 4 月、平成 23 年 4 月改訂）し、本市の事務事業から排出される温室効果ガスの排出を抑制するために、平成 21 年度を基準年とし平成 27 年度までに削減する温室効果ガス排出量削減目標を定め、達成を目指しています。

また、平成 19 年 3 月に改定した「那覇市環境基本計画」と平成 20 年 3 月に策定した「那覇市地球環境保全行動計画」を地球温暖化対策の推進に関する法律第 20 条第 2 項に基づく那覇市地球温暖化対策地域推進計画としています。

平成 20 年 7 月には、市民、事業者、行政等が協働して那覇市域における総合的な地球温暖化対策の推進を図り、地球温暖化の防止に寄与することを目的として「那覇市地球温暖化対策協議会」が設立されました。

平成 22 年 3 月には、地球温暖化の影響に対する適応策及び温室効果ガスの大幅削減を目的として、中長期の視点に立った「那覇市地球温暖化対策アクションプラン」を策定しました。

温室効果ガス排出量の削減には、化石由来のエネルギーから新エネルギーへの変換と省エネルギーの促進が重要であり、市民や事業者がライフスタイルや経営方針を見直すことができるよう省エネやエコライフの啓発事業の実施、環境経営を促進するための啓発事業を推進しています。

平成 14 年 3 月に策定した「那覇市ゼロエミッション基本構想」では、循環型社会を目指し長期的・総合的な視点から、ごみを作らない（再資源化を図り、資源を無駄にしない）経済システムを確立するとともに、平成 17 年 2 月に策定した「那覇市地域新エネルギービジョン」においては、地域環境の改善や化石燃料依存を低減しエネルギーの自給率の向上を目的とし、新エネルギーの導入を推進しています。

本市は、平成 25 年 4 月に中核市となったことをうけ、地球温暖化対策の推進に関する法律第 20 条の 3 第 3 項に基づき、その区域における温室効果ガス排出量の抑制等を行うための、より具体的かつ実効的な施策に関する計画、「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の策定が義務付けられています。「那覇市地球温暖化対策アクションプラン」及び「那覇市地域新エネルギービジョン」を見直し、平成 27 年 3 月に策定しました。

2 主な実施事業

(1) 住宅用太陽光発電・太陽熱利用システム導入促進助成事業

① 事業概要

平成 26 年度に那覇市内の自らが居住する住宅において、住宅用太陽光発電システムを設置する方には 1 kW 当たり 3 万円（上限 5 万円）、住宅用太陽熱利用システムを設置する方には補助対象経費の 10 分の 1 又は 5 万円のいずれかの少ない額の補助を行いました。

② 目的

化石燃料代替エネルギーの導入を促進することにより、地球温暖化の原因となる温室効果ガスを削減するとともに、クリーンエネルギーに対する理解を深めてもらい、環境保護についての意識啓発を図ります。

③ 効果

平成 26 年度補助を行った 23 件の住宅用太陽光発電システムにより、年間で約 93 トンの二酸化炭素の削減効果が見込まれます。

④ 実績

表 3-2-1 各年度における申請件数と交付件数

年 度		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
太陽光発電 システム	申請	84件	157件	157件	123件	24件
	交付	60件	110件	141件	109件	23件

年 度		平成24年度	平成25年度	平成26年度		
太陽熱利用 システム	申請	7 件	0 件	3 件		
	交付	7 件	0 件	3 件		

太陽光発電システム設置者に対する補助金の交付件数が大幅に減少しているのは、年度途中に表面化した沖縄電力への接続保留という外部要因によるものです。太陽光発電については、今後も大きな状況改善が望めないため、平成 27 年度からは「住宅用省エネ設備導入促進助成事業」に変更します。太陽熱利用システム、エコキュートを対象設備としてそれぞれ 5 件以上の助成を目標に設定しました。

(2) 家庭用廃食用油回収事業

① 事業概要

平成 19 年度に、那覇市と那覇市自治会長会連合会が協働のまちづくり事業（家庭用廃食用油回収事業）協定を締結し、自治会を中心とした家庭用廃食用油の拠点回収を開始致しました。

平成 21 年度からは、那覇市自治会長会連合会が主体となり、県内企業 3 社（沖縄県油脂事業協同組合、有限会社村吉ガス圧接工業、有限会社きらら総合企画）と家庭用廃食用油回収事業の協定を結び、継続して事業を行っています。

平成 25 年 10 月からは、那覇市自治会長会連合会と沖縄県油脂事業協同組合の協定により、当該事業の継続を行っています。

② 目的

市内一般家庭から排出される使用済み廃食用油を回収し、家畜用飼料及びBDF化（バイオディーゼル燃料）することにより、資源の有効活用と環境負荷の軽減を図り、市民と協働で「人・自然・地球にやさしい環境共生都市 なは」の実現を目指します。

③ 実績

平成19年度：参加自治会45（12,981世帯）、回収量 5,338.6ℓ
平成20年度：参加自治会61（15,546世帯）、回収量 10,795.9ℓ
平成21年度：参加自治会71（16,460世帯）、回収量 14,595.9ℓ
平成22年度：参加自治会71（16,463世帯）、回収量 13,716.9ℓ
平成23年度：参加自治会72（16,648世帯）、回収量 11,434.7ℓ
平成24年度：参加自治会72（16,648世帯）、回収量 11,682.4ℓ
平成25年度：参加自治会65（12,880世帯）、回収量 9,034.6ℓ
平成26年度：参加自治会64（14,082世帯）、回収量 7,295.3ℓ

（3）地球温暖化対策カレンダー（一般家庭向け）

① 作成のコンセプト

普段家庭で取組めるような省エネ行動を紹介した内容です。

カレンダー機能や光熱水費の書き込み欄のほか、温暖化対策知識を盛り込み、壁掛け形式として冷蔵庫や台所の壁に貼れる形状にすることによって、日常生活の中において、地球温暖化対策について常に意識をしてもらい、省エネエコライフを実践してもらうことを目的としています。

② 実績

- イ) 冊子名 「地球温暖化対策カレンダー～省エネエコライフ～」
- ロ) 仕様・部数

平成21年度	7,000部	カラー4色	中綴り 20頁
平成22年度	7,000部	カラー4色	中綴り 20頁
平成23年度	8,000部	カラー4色	中綴り 20頁
平成24年度	8,000部	カラー4色	中綴り 20頁
平成25年度	8,200部	カラー4色	中綴り 20頁
平成26年度	9,000部	カラー4色	中綴り 20頁

(4) 環境推進員（エコライフサポートー）

① 事業概要

エコライフサポートーは、環境保全活動や日常生活における省エネ活動について、豊かな知識や経験と熱意を有して実践活動する者から選任されます。自ら率先して環境に配慮して行動し、市の実施する講座や自治会、公民館活動等において、市民や事業者に地球温暖化の現状や対策についての啓発、情報提供等の活動を行いました。

② 平成 26 年度実績

- イ) 委嘱人数 8 人
- ロ) 活動実績

表 3-2-2 環境推進員（エコライフサポートー）の年間活動実績

	講座及び行事名	事業内容等
4月	委嘱式及び分会	エコライフサポートーへ委嘱状を交付
5月	定例会	6月の那覇市環境月間への出店内容など。
6月	那覇市環境月間パネル展示	「わたしたちにできること」をテーマに、身近でできる【省エネ方法】、【エコドライブ】、【みどりのカーテン】、【もつたいない】などのパネルを展示。
9月	しきなっ子まつり (パネル出展等)	(主催)識名小学校 P T A (会場) 識名小学校 地球温暖化の仕組み・現状・身近でできる対策、温暖化に関するクイズなど。
	モビリティ&カーフリーデー (パネル出店等)	(主催)都市計画課 (会場) さいおんスクエア 地球温暖化の仕組み・現状・身近でできる対策、温暖化に関するクイズなど。
1月	環境出前講座	(会場) 高良小学校 (対象) 4年生 エコライフサポートーの紹介と身近でできる省エネについてなど。
	定例会	活動報告など。
3月	定例会	次年度の活動内容など。

(5) 温暖化対策啓発講座

市民・事業者において、「那覇市地球環境保全行動計画」を実践してもらうために、意識啓発講座をエコライフサポートーや那覇市地球温暖化対策協議会等と連携して実施しました。

【平成 26 年度実績】 講座開催数 20 回 (受講人数 819 人)

(6) 緑のカーテン・屋上・壁面緑化推進事業

① 目的・概要

市内建築物を対象に屋上・壁面等の緑化や緑のカーテンを実施することにより、地球温暖化対策及びヒートアイランド対策を目的とした建築物緑化の推進に努め、併せて都市景観の向上を図りました。

● 屋上・壁面緑化推進事業

市内全域の建築物の所有者等を対象に、申請に基づき屋上・壁面緑化工事費の一部を助成（上限助成額 70 万円）しました。

本事業は、平成 15 年度に屋上緑化推進事業として開始し、平成 19 年度からは壁面緑化も加えた事業となっています。また、平成 20 年度には建設管理部「花とみどり課」から環境部「環境保全課」に所管換えとなり、平成 21 年度に当該助成をより活用しやすくするため、助成限度額の増額及び 1 m²当たりの単価の見直しを行いました。平成 22 年度には、「環境保全課」から「環境政策課」に所管換えをし、地球温暖化対策の一環として事業を推進しました。

当該助成をさらに活用しやすくするため、平成 24 年度には対象者を借家人まで広げ、平成 25 年度には、1 m²当たりの単価を見直しました。

【実績】

表 3-2-3 屋上・壁面緑化助成金の各年度における申請件数と緑化面積

年 度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
件 数	19件	12件	5 件	3 件	8 件
緑化面積 (m ²)	953. 60	497. 06	155. 71	225. 17	415. 12

● 緑のカーテン推進事業

窓辺やベランダ等において、つる性植物を這わせ緑のカーテンを作成し、太陽光を和らげ室内温度の上昇を抑えることで、快適な室内環境を提供し、省エネルギーの推進を図ることを目的とした事業です。

事業の推進にあたっては、自治会事務所や認可・認可外保育園等の市民の目に多く触れる施設等をモデル施設として選定し、緑のカーテンの作成に必要な緑化資材（プランター・培養土・苗・ネット等）の提供を行いました。

緑のカーテンはモデル施設により幅広く市民に周知されているため、平成 26 年度以降は、市民等が緑のカーテンを適正に作成できるよう緑化講習会を開催し推進を図ります。

【実績】

表 3-2-4 緑のカーテン推進事業モデル施設数（97 施設）

年 度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
施設数	28施設	10施設	18施設	20施設	12施設	9施設
面積 (m ²)	1, 687. 17	231. 68	503. 57	410. 98	252. 00	136. 80

（モデル施設については平成 25 年度で事業完了）

表 3-2-5 緑のカーテン推進事業緑化講習会

年 度	平成25年度	平成26年度
講習回数	4回	3回
参加者数	100名	75名

② 効果

- 室内温度の上昇を抑えることによる、電気量の削減
- 二酸化炭素の吸收源対策及び電気使用量抑制による二酸化炭素削減
- 地域における、みどりの創出、コミュニケーションの活性化等

(7) 那覇市地球温暖化対策協議会

平成 20 年 7 月に、地球温暖化の防止を目的に市民・事業者・行政等の協働により、那覇市域における総合的な地球温暖化対策の推進するために設立されました。（根拠法：地球温暖化対策の推進に関する法律第 26 条）

事業として、事業所へのエコアクション 21 等環境マネジメントシステムの認証取得支援、省エネルギーの推進、エコドライブ講習会を実施しました。

【平成 26 年度実績】

- 総会及び幹事会の開催
- エコアクション 21 認証取得支援事業（取得支援プログラムの参加 3 事業者）
- エコドライブ講習会 座学・実技の開催（計 2 回、受講者数 16 名）
- 地球温暖化対策出前講座 高良小学校 4 年生を対象として、実験形式の出前講座を実施。
- その他（市のイベントへの出展、会員への情報発信等）

(8) 那覇市地球温暖化対策アクションプラン

平成 22 年（2010 年）3 月に策定した那覇市地球温暖化対策アクションプランでは、市域の温室効果ガスを平成 62 年度（2050 年度）までに平成 12 年度（2000 年度）比で 60% 減、平成 42 年度（2030 年度）までに平成 12 年度（2000 年度）比 30% 減としその達成にむけた取組方針と平成 25 年度（2013 年度）末までの 5 年間に具体化する取組内容をまとめており、この施策を推進していくことで市域の温室効果ガスを削減し、低炭素型の都市づくりを目指しています。

平成 26 年度（2014 年度）以降については、削減目標や取組内容等を見直し、平成 27 年（2015 年）3 月に策定した那覇市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に取り込んで実施して行きます。

3 市域の温室効果ガス排出量について

(1) 温室効果ガス種類別排出量の推移

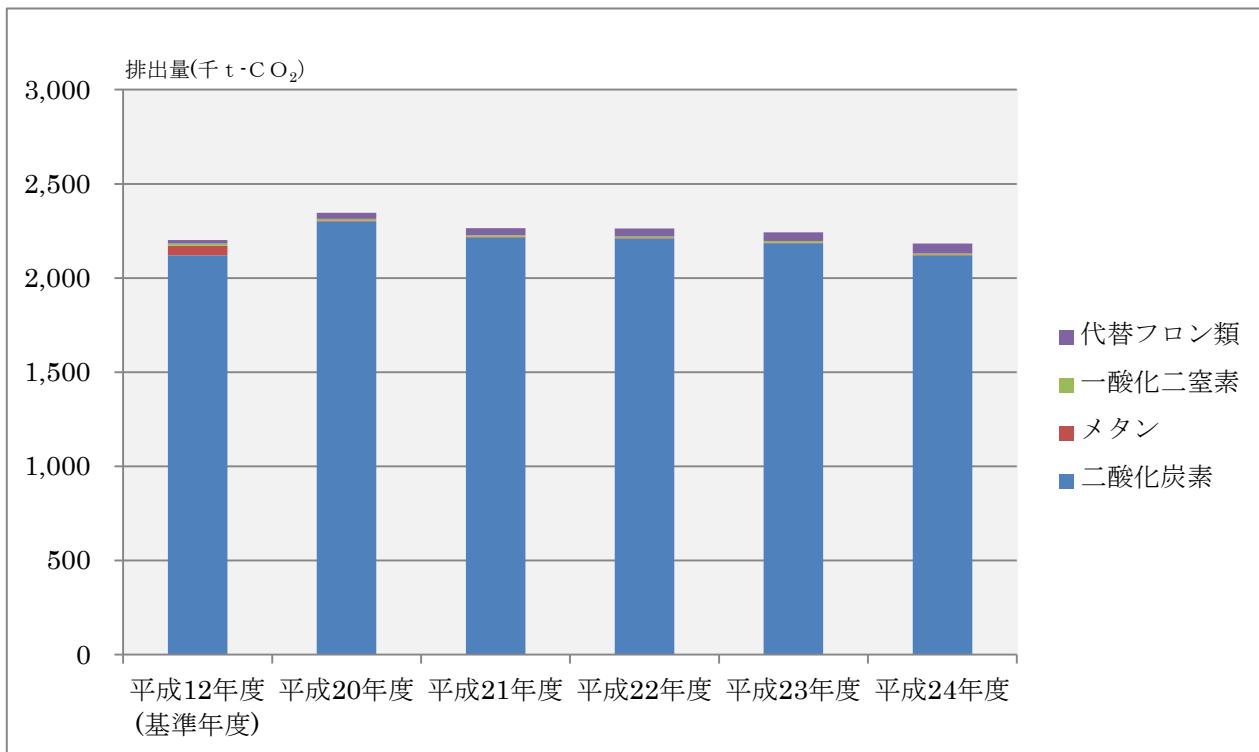
那覇市における温室効果ガスの総排出量は、平成 24 年（2012 年度）で約 2,182 千トン（二酸化炭素換算）となっており、その約 97%を二酸化炭素が占めています。

那覇市地球温暖化対策アクションプランにおける平成 12 年（2000 年度）（基準年度）の排出量と比較すると約 0.8% 減少、前年度比で約 2.7% 減少となっています。

表 3-3-1 温室効果ガス種類別排出量の推移

区分	排出量(千 t-CO ₂)						伸び率(%)	
	平成 12 年度 (2000 年度) (基準年度)	平成 20 年度 (2008 年度)	平成 21 年度 (2009 年度)	平成 22 年度 (2010 年度)	平成 23 年度 (2011 年度)	平成 24 年度 (2012 年度)	前年度比	基準年度比
二酸化炭素	2,120	2,301	2,215	2,208	2,185	2,118	-3.1	-0.1
メタン	51	4	4	4	3	3	±0.0	-94.1
一酸化二窒素	12	9	9	9	9	9	±0.0	-0.25
代替フロン類	18	33	36	42	46	53	+15.2	+194.4
合計	2,201	2,347	2,264	2,263	2,243	2,182	-2.7	-0.8

(注 1) 小数点一位未満で四捨五入しているため、各欄の合計は一致しない場合がある。



(2) 二酸化炭素部門別排出量の推移

平成 12 年度（2000 年度）（基準年度）からの推移を見ると、産業部門は約 16.9% 減少、運輸部門が約 6.9% 減少、民生家庭部門は約 5.6% 増加、民生業務部門は約 1.3% 減少、廃棄物は約 126.8% 増加となっています。廃棄物については、平成 17 年（2005 年）12 月から廃プラスチック類（ペットボトルを除く）、ゴム、皮革製品が可燃ごみに加わったため、平成 12 年度（2000 年度）（基準年度）に比べ排出量が大幅に増加しています。

平成 12 年度（2000 年度）（基準年度）の CO_2 排出量と比較すると平成 24 年度（2012 年度）と全体比で約 0.1% 減少、前年度との比較では、全体比で約 3.1% 減少しています。

表 3-3-2 二酸化炭素部門別排出量の推移

区分	排出量(千 t - CO_2)						伸び率(%)	
	平成 12 年度 (2000 年度) (基準年度)	平成 20 年度 (2008 年度)	平成 21 年度 (2009 年度)	平成 22 年度 (2010 年度)	平成 23 年度 (2011 年度)	平成 24 年度 (2012 年度)	前年度比	基準年度比
産業部門	131	130	122	115	113	109	-3.5	-16.8
運輸部門	402	363	369	371	372	375	+0.8	-6.7
民生家庭部門	649	741	723	741	733	685	-6.5	+5.5
民生業務部門	920	1,023	959	948	926	908	-1.9	-1.3
廃棄物	18	44	42	34	41	41	±0.0	+127.8
合 計	2,120	2,301	2,215	2,208	2,185	2,118	-3.1	-0.1

(注1) 小数点一位未満で四捨五入しているため、各欄の合計は一致しない場合がある。



表 3-3-3 ごみ焼却量、ビニール・合成樹脂類組成比の推移 (那覇市清掃事業概要より)

	平成 12 年度 (2000 年度) (基準年度)	平成 20 年度 (2008 年度)	平成 21 年度 (2009 年度)	平成 22 年度 (2010 年度)	平成 23 年度 (2011 年度)	平成 24 年度 (2012 年度)
ごみ焼却量(t)	80,454	84,312	83,570	87,407	84,930	85,729
ビニール・合成樹脂類 組成比(%)	12.5	25.9	28.2	25.3	29.4	29.0

(注 1) 小数点一位未満で四捨五入しているため、各欄の合計は一致しない場合がある。

(3) 二酸化炭素部門別排出割合の比較 (全国・沖縄県・那覇市)

那覇市では二酸化炭素 (CO_2) の部門別排出割合を全国、沖縄県と比較すると、民生業務部門の 42.9%、全国では産業部門の 32.7%、沖縄県では運輸部門の 28.1%が最も大きな割合を占めています。

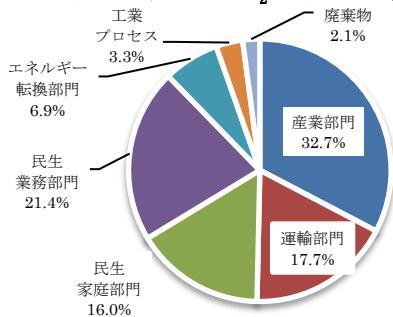
表 3-3-4 二酸化炭素部門別排出割合の比較 (平成 24 年度 (2012 年度))

	産業部門	運輸部門	民生家庭部門	民生業務部門	エネルギー転換部門	工業プロセス	廃棄物	合計	単位
全国	418	226	203	273	88	42	27	1,276	百万 t- CO_2
沖縄県	2,405	3,585	2,818	2,896	698	233	133	12,767	千 t- CO_2
那覇市	109	375	685	908	0	0	41	2,118	千 t- CO_2

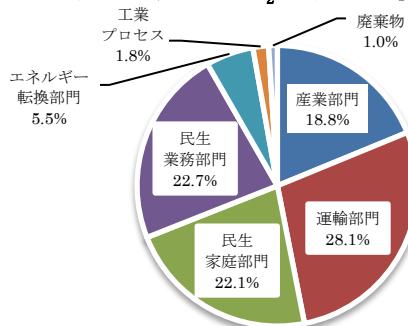
(注 1) 那覇市の運輸部門には、国内船舶・国内航空を含んでいない。

(注 2) 排出量を各比較単位の小数点一位未満で四捨五入しているため、各欄の合計は一致しない場合がある。

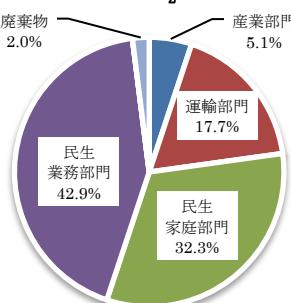
2012年度 二酸化炭素 (CO_2) の排出割合【全国】



2012年度 二酸化炭素 (CO_2) の排出割合【沖縄県】



2012年度 二酸化炭素 (CO_2) の排出割合【那覇市】



*全国：環境省ホームページ「平成 24 年度 (2012 年度) の温室効果ガス排出量 (確定値) について」より

*沖縄県：環境政策課ホームページ「沖縄県地球温暖化対策実行計画 進捗管理報告書 (平成 27 年 3 月)」より

(4) 二酸化炭素の燃料種別排出量

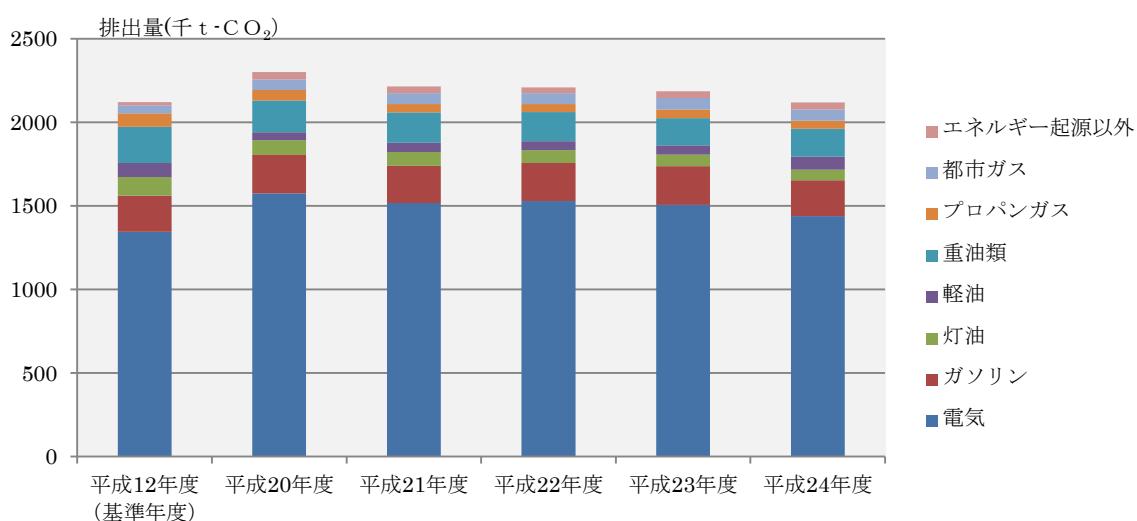
那覇市における二酸化炭素の燃料種別排出量（平成 24 年度（2012 年度））を見ると、最も割合の大きいのが電力で、全体の 67.9%を占めています。次いで、全体の 10.1%を占めるガソリンとなっています。

基準年度（平成 12 年度（2000 年度））からの推移を見ると、灯油、プロパンガス、重油類、軽油及びガソリンは減少しているものの、構成比の高い電力が 6.9%増加しており、合計では 0.1%の減少となっています。

表 3-3-5 二酸化炭素の燃料種別排出量の推移

燃料種別	排出量(千 t-CO ₂)							伸び率(%)	
	平成 12 年度 (2000 年度) (基準年度)	平成 20 年度 (2008 年度)	平成 21 年度 (2009 年度)	平成 22 年度 (2010 年度)	平成 23 年度 (2011 年度)	平成 24 年度 (2012 年度)		前年度比	基準年度比
						排出量	構成比(%)		
電力	1,345	1,575	1,517	1,529	1,506	1,439	67.9	-4.4	+6.9
ガソリン	216	229	222	228	231	214	10.1	-7.4	-1.0
灯油	111	89	82	77	69	64	3.0	-7.2	-42.3
軽油	84	47	57	53	55	78	3.7	+41.8	-7.3
重油類	216	190	181	173	163	166	7.9	+1.8	-23.0
プロパンガス	81	63	50	48	53	48	2.3	-9.4	-40.8
都市ガス	49	64	64	66	68	68	3.2	±0.0	+38.8
エネルギー 起源以外	18	44	42	34	41	41	2.0	±0.0	126.8
合計	2,120	2,301	2,215	2,208	2,185	2,118	100	-3.1	-0.1

(注 1) 小数点一位未満で四捨五入しているため、各欄の合計は一致しない場合がある。また、エネルギー起源以外の二酸化炭素排出量は廃棄物の燃焼によるものである。



第4章 エコオフィス計画及び環境マネジメントシステム

- | | | |
|---|--------------------------|----|
| 1 | 那覇市エコオフィス計画の推進..... | 67 |
| 2 | 那覇市環境マネジメントシステムについて..... | 69 |

1 那覇市エコオフィス計画の推進

(1) 計画策定の目的

地球温暖化問題の重要性や危機感が広まっている現在において、地球環境を保全していくためには、那覇市役所が一事業者として、エネルギー使用量等の削減や環境にやさしい製品の利用を促進するなど、率先して環境に配慮した行動を実行する必要があります。

また、地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3第1項で、地方公共団体へすべての事務・事業に関して、温室効果ガスの排出抑制等のための実行計画の策定を義務付けています。【地方公共団体実行計画（事務事業編）として位置付ける】

以上のことから那覇市エコオフィス計画を策定し、地球環境保全対策の推進を図ります。

(2) 基本方針

本市が行なうすべての事務・事業において計画を推進し、環境負荷の低減に努めます。

職員が計画を率先して推進することにより、市民・事業者の意識高揚を図ります。

可能な限り目標を明確にし、そのための具体的な取組を推進します。

ISO14001の規格に基づいた本市の環境マネジメントシステムを活用し、確実な進行管理を行ないます。

計画、取組状況及び点検結果については、外部へ公表します。

(3) 計画の期間

計画の期間は、平成23年度～平成27年度までの5年間とします。

(4) 計画の対象範囲

市長部局（議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局を含む）

教育委員会、上下水道局、消防局

(5) 温室効果ガス総排出量等の削減目標

(単位:t-CO₂)

表4-1 温室効果ガス排出量削減目標値

	-削減目標-				
	市長部局	教育委員会	上下水道局	消防局	合計
基準(H21)	7,210	16,941	633	1,152	25,936
目標(H27)	5,895	15,600	602	1,082	23,179
目標数値	-18.2%	-7.9%	-5.0%	-6.1%	-10.6%

表4-2 各部局エネルギー使用量等削減目標値

取組項目		-削減目標-			
		市長部局	教育委員会	上下水道局	消防局
温室効果ガス算定基礎項目	電気使用量	-19.0%	-2.7%	-5.0%	-7.2%
	ガソリン使用量	-8.0%	8.5%	-5.0%	緊急車両のため対象外
	軽油使用量	-8.0%	-1.5%	-	緊急車両のため対象外
	都市ガス使用量	-4.0%	-5.5%	-2.5%	-3.5%
	LPガス使用量	-8.0%	-0.2%	-	-2.7%
	灯油使用量	-8.0%	-1.1%	-	-2.4%
	A重油使用量	-	-33.0%	-	-
その他の資源	水使用量	-5.0%	-9.5%	-2.5%	-3.5%
	紙使用量	-5.0%	-5.4%	-5.0%	-3.7%
	ごみ排出量	-5.0%	-3.3%	-6.0%	-2.0%

(6) 那覇市エコオフィス計画の推進

なお、平成26年度のエネルギー使用量等の実績については、表4-3 のとおりとなっています。

全部局において温室効果ガスは基準年度及び前年度と比較すると削減できているが、目標値(平成27年度)である-10.6%と比べると約半分の-5.7%であった。エネルギー使用量を個別にみると、全体的には使用量の削減ができているが、その中で特に都市ガスの使用量が大幅に増えている。これは、新たに空調設備を設置する際、コストパフォーマンスに優れているヒートポンプ式(都市ガス使用)の空調設備が設置されているものと考える。

表4-3 平成26年度 エコオフィス活動実績

1 那覇市エコオフィス計画実績一覧表(H21年度とH26年度の比較)

項目	温室効果ガス(t-CO ₂)	温室効果ガス算定基礎項目							その他の資源等		
		電気(kwh)	ガソリン(t)	軽油(t)	都市ガス(m ³)	LPガス(kg)	灯油(kg)	A重油(kg)	水(m ³)	紙(梱)	ごみ(kg)
H26	24,486	25,811,437	149,685	77,704	433,204	15,495	183,179	281,839	605,943	100,296	907,089
H25	25,839	26,020,400	148,447	75,403	442,649	18,664	180,778	282,724	621,055	100,080	1,029,469
H21(基準年)	25,977	25,003,894	169,136	100,462	119,760	32,910	194,237	404,398	631,192	93,985	1,246,830
削減率	-5.7%	3.2%	-11.5%	-22.7%	261.7%	-52.9%	-5.7%	-30.3%	-4.0%	6.7%	-27.2%

第3期実施計画の基準年度であるH21年度と、H26年度の実績と比較したもの。

2 エネルギー等使用量(実績) H26

部局名	温室効果ガス(t-CO ₂)	温室効果ガス算定基礎項目							その他の資源等		
		電気(kwh)	ガソリン(t)	軽油(t)	都市ガス(m ³)	LPガス(kg)	灯油(kg)	A重油(kg)	水(m ³)	紙(梱)	ごみ(kg)
市長部局	6,115	6,556,521	50,566	41,757	174,135	4,679	18,296		125,667	37,392	303,938
教育委員会	16,701	17,654,692	16,210	2,750	250,504	10,201	164,883	281,709	470,149	59,348	575,708
上下水道局	571	621,406	15,094	170	286			130	2,925	2,411	10,138
消防	1,099	978,818	67,815	33,027	8,279	615	0		7,202	1,145	17,305
合計(H25年度)	24,486	25,811,437	149,685	77,704	433,204	15,495	183,179	281,839	605,943	100,296	907,089

2 那覇市環境マネジメントシステムについて

(1) 目的について

本市の環境像である「人・自然・地球にやさしい環境共生都市 なは」の実現を目指すため、環境マネジメントシステムの国際的規格であるISO14001に基づく本市の環境マネジメントシステムを構築し確立することで、これまで以上に環境負荷の改善及び健全な環境保全と推進に積極的に取り組んでいます。

(2) 適用範囲

本庁舎に入っている市長部局、教育委員会、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局となは市民協働プラザ、首里支所、真和志庁舎、小禄支所を適用範囲として取り組んでいます。

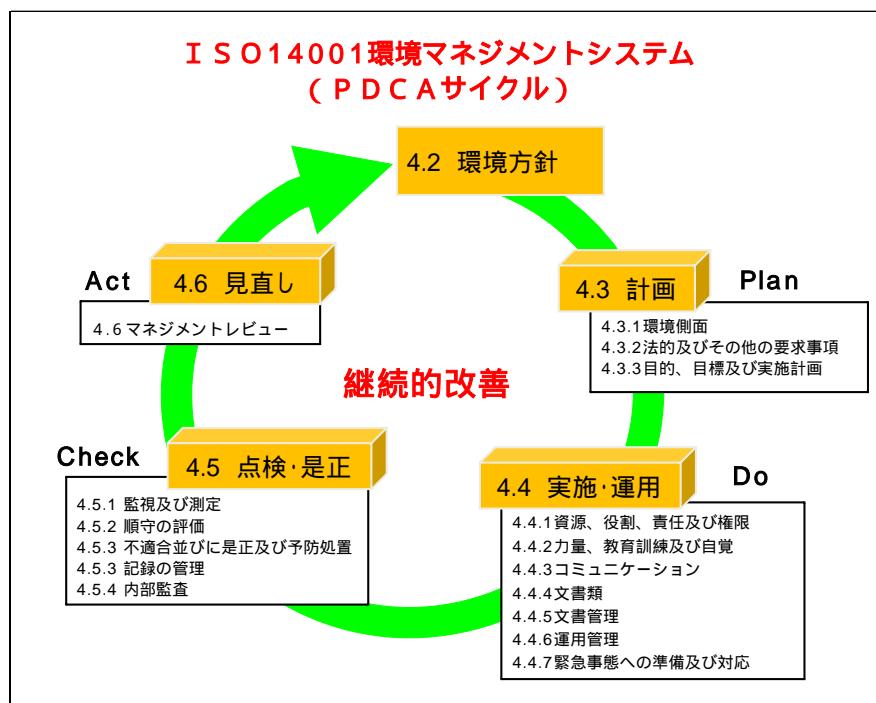
(3) システムの取組について

本市では、地域の環境保全と創造を実現するための計画として「那覇市環境基本計画（平成26年度改訂）」や「那覇市エコオフィス計画」等を策定していますが、本計画と職員の自覚及び実践を連携させる制度（システム）は必要不可欠です。

そこで、平成15年5月に国際規格であるISO14001の認証を取得し、規格に基づいた「那覇市環境マネジメントシステム」を構築・推進しており、認証登録機関による第三者評価を活用し、研修や日常点検活動によって自覚を高め、環境に配慮した行動を実行しています。

(4) P D C Aサイクルについて

ISO14001では組織の長（市長）自らが環境活動の指針となる環境方針を策定し、それに基づき環境負荷の削減や環境保全推進のための計画を立て（Plan）、実施し（Do）、実施状況を点検し（Check）、見直しする（Act）ことを求めています。このP D C Aサイクルを繰り返すことにより環境に与える影響を継続的に改善していきます。



(5) 力量、教育訓練及び自覚（教育研修）について

本市の環境マネジメントシステムでは、システムに対する自覚及び環境に著しい影響を与える原因となる業務に従事する者の力量の確保又は維持のため、職員及び委託業者等に対して教育研修を実施しています。

環境ISO事務局では、環境ISO推進責任者（各課長）や環境ISO推進員（各課の担当者）へシステムに対する自覚や力量の確保、維持のため「環境ISO推進研修」を年2回実施しています。

また、本市の環境マネジメントシステムが、ISO14001の規格の要求事項や本市の環境方針に適合し、かつ、適切に実施、維持されているかを判断するために内部監査を実施しています。その監査を実施するための知識、技能を習得するための「内部監査員養成研修」を年1回実施しています。

その他に各課では、環境ISO推進責任者のもとで所属の職員に対する環境保全活動への自覚やシステムに対する理解、また環境に著しい影響を与える原因となる業務に従事する職員及び委託業者等に対して教育研修を実施しています。

(6) 内部監査、外部審査について

内部監査

環境マネジメントシステムが適切に実施、維持されているか評価するため、毎年、各部の環境ISO実行副部長と各推進責任者で構成された内部監査チームを編成し、内部監査を実施しています。

平成26年度は、5/12から5/30の期間で27課（室、事務局）の監査を実施しました。監査結果としては、適正363件、改善の機会3件、指導、指摘は0件でした。

外部審査（定期審査）

環境マネジメントシステムの国際規格であるISO14001では、認証登録の有効期間が3年間あり、少なくとも年1回、組織の環境マネジメントシステムがISO14001の要求事項に適合し、維持されているかどうかの確認を認証登録機関の定期審査を受け、3年に1回の更新審査があります。

平成26年度実施した定期審査は、総務部、市民文化部、環境部、福祉部、建設管理部、議会事務局、環境ISO事務局の23部署の審査を実施しました。

その結果、重大な不適合はありませんでしたが、軽微な不適合が1件、改善の機会24件、そして優良事例10件、適合事例8件ありました。

この1件の軽微な不適合を是正し、ISO14001の認証登録の継続が認められました。

第5章 自然環境の保全

1 環境保全の啓発	71
(1) 環境啓発事業	
(2) 環境学習会	
2 環境保全対策事業	74
(1) 生活排水対策推進事業	
(2) 水資源有効利用推進事業	
①水資源有効利用・節水計画書	
②雨水施設等設置費補助金交付事業	
(3) 安謝川上流浄化対策	
(4) メジロ捕獲許可及び飼養登録事務	
3 広域的事業	76
国場川水系環境保全推進協議会	
4 自然保護	76
鳥獣保護区の設定	

環境保全の啓発及び対策事業

1 環境保全の啓発

市民、事業者、行政に対し、環境保全の意識を高めるために、各種の啓発事業や学習会を行っています。

(1) 環境啓発事業

① 第20回国場川水あしひ

実施：平成26年12月13日 漫湖水鳥・湿地センター 参加者：491人 ごみ回収量：2,330kg

国場川水系（国場川、長堂川、鏡波川、袋廻川）の各河川は水鳥が数多く飛来し、特にその河口の漫湖はラムサール条約（特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約）の認証（平成11年5月15日）を受けた国際的にみても貴重な湿地であります。

その豊かな自然環境は市民の憩いの場所であります。そこで、連鎖する生態系の保全や水質浄化の必要性等を訴えるために漫湖周辺のごみ拾い、自然体験型ゲーム、漫湖の生き物等の展示を行いました。



【第20回 国場川水あしひ】

② 漫湖チュラカーギ作戦30 漫湖水鳥・湿地センター 平成26年6月21日 参加者230人

（※NPO団体の漫湖自然環境保全連絡協議会との共催により実施）

「漫湖チュラカーギ作戦30」では、漫湖の大清掃を行い、約1,380kgのごみを回収することができました。

漫湖チュラカーギ作戦を通して、漫湖をもっと知つてもらう機会となりました。

③こどもエコクラブ

こどもエコクラブは幼稚から高校生までなら誰でも参加できる環境活動クラブです。自然観察会や食育の勉強会などを通して、子どもたちが人と環境の関わりについて幅広い理解を深め、自然を大切に思う心や、環境問題解決に自ら考え行動する力を育成し、地域の環境保全活動の環を広げることを目的としています。

平成26年度は5団体約250名の児童が登録し環境活動を行いました。

【こどもエコクラブ活性化事業】 平成26年8月～平成27年3月

市内のことどもエコクラブ及び新たにエコクラブを結成しようとする団体に対して、身近な自然と出会う自然体験活動など、様々な体験型活動の実践を通して、自らの団体が行う活動のヒントとなる気づきの機会を提供し、市内こどもエコクラブ活動の活性化を図ることを目的に開催しました。平成26年度は、「小禄金城公園観察会（はなぞのエコクラブ）」「小禄金城公園食べられる植物探し（たばるエコクラブ）」「末吉公園の食べられる植物探し（ともだちやエコクラブ）」を行いました。



【小禄金城公園自然観察会】



【末吉公園の食べられる植物探し】

【こどもエコクラブなは大会】

那覇市立森の家みんなん 平成27年2月14日 参加者75人

クラブ間の交流・親睦を図り、活動の活性化を目的として毎年開催しています。午前は「はなぞのエコクラブ」「ともだちや学童」「たばるエコクラブ」が、自然体験プログラムによる一年間の活動を壁新聞にして発表しました。昼食はヘルパーさんに教わりながら、ホットドックを作りました。午後は「ネイチャーゲーム」を通して、身近な植物や生物について学びました。



【こどもエコクラブなは大会】



(2) 環境学習会

- ① 大嶺海岸観察会 (那覇空港海側) 平成26年4月26日 参加者合計47人
平成27年3月21日 参加者合計51人

那覇空港のすぐ沖合に広がる大嶺海岸は、那覇市に残された自然海岸であり、干潮時には広大な礁池（イノー）が姿をあらわします。そこにはサンゴ礁原、藻場や干潟等の多様な環境があり、そのためいろいろな生き物が生息しています。このような場所は沖縄本島中南部のあちらこちらに広がっていましたが、今では埋め立てにより、ほとんど姿を消してしまいました。

そこで、本物の自然とのふれあいを通して人と海、自然とのつながりについて考える機会とするため観察会を行いました。



【大嶺海岸で生物観察】

- ② ホタル観察会 末吉公園 平成26年5月8日、5月15日 参加者合計65人

都市化が進みホタルが見られる場所も少なくなっていますが、末吉公園にはオキナワスジボタルやクロイワボタルなどの陸生のホタルが生息しています。

ホタルの生態や生息に適した環境を那覇市自然観察指導員と共に観察し、どのような自然環境を保護、保全していく必要があるのかについて学習しました。

- ③ 湧水めぐり「首里カーマーイ」 首里地区 平成26年11月8日 参加者24人

都市化、緑地の減少等で市域の保水力は低下しており、かつて人々と身近な存在であった井戸や湧水を取り巻く環境も大きく変化してきています。先人の知恵を学び、水環境の保全について考える機会として首里地区の湧水めぐりを行いました。

☆☆ 湧水めぐりルート ☆☆

集合場所

首里城公園レストセンター入口前の広場

- ①首里城内瑞泉（龍樋）及び寒水川樋川
- ②龍潭及びその周辺→③安谷川嶽
- ④安谷川→⑤佐司笠樋川→⑥加良川
- ⑦宝口樋川→解散



【首里カーマーイ（寒水川樋川）】

④ 新都心沖縄の杜観察会 天久公園 平成26年11月1日 参加者合計27人

都市化の進行が著しい那霸新都心、その中に「沖縄の杜」はあります。古くからの地層が残るその杜には様々な動植物が見られ、市街地にも関わらず貴重な自然が残っています。そこで、普段あまり入ることのない沖縄の杜で様々な動植物を観察することで、身近に残された自然環境の大切さを認識する機会とするため、観察会を実施しました。



【新都心沖縄の杜観察会】

2 環境保全対策事業

(1) 生活排水対策推進事業

① 合併処理浄化槽設置補助金交付制度

那霸市においては生活排水等が公共用水域の水質汚濁の大きな原因となっています。特に、下水道未整備地域においては、水洗トイレの汚水は単独処理浄化槽により処理され放流されていますが、生活排水（炊事、洗濯、風呂等の排水）は未処理のまま放流され、その水質は良好ではありません。

このような中、小型合併処理浄化槽は、水洗トイレの汚水と生活雑排水をあわせて処理し、その処理水質が良いため、その処理水は散水等に再利用することができます。

そこで、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、下水道の整備が当面見込まれない区域において、家庭用合併処理浄化槽を設置しようとする市民に対し、平成8年度から設置費の一部を補助しています。平成23年度からは、単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への転換設置者のみを補助対象とする見直しを行いました。なお、この補助金交付制度は、平成26年度末をもって終了しました。

表5-1 合併処理浄化槽設置整備補助状況

	5人槽	6～7人槽	8～10人槽
平成21年度	3	0	1
平成22年度	3	1	2
平成23年度	1	0	0
平成24年度	0	0	0
平成25年度	0	1	0
平成26年度	0	0	1

(2) 水資源有効利用推進事業

水の安定的な供給を図り、市民の豊かな生活を保障するとともに、沖縄の自然環境を保全するため、総合的な水資源の有効利用と節水、その他の施策を推進し、快適な都市づくりに寄与するために、「那覇市水資源有効利用推進要綱」を平成11年2月10日に施行しました（一部は平成12年4月1日施行）。

① 水資源有効利用・節水計画書

平成12年度には、建築物を建築する際の「水資源有効利用・節水計画書」提出が始まりました。さらに、平成12年度に策定した「那覇市水環境保全推進計画」の中に水資源有効利用推進が盛り込まれました。

表5-2 平成26年度水資源有効利用・節水計画書の内訳

水資源有効利用・節水計画書提出 (うち水資源有効利用を予定しているのは154件です。)	576件
雨水タンク設置予定	18件
井戸水利用予定	7件
再生水利用予定	1件
地下浸透設備（浸透マス等）設置予定	128件
計	154件

② 雨水施設等設置費補助金交付事業

本市では水資源の有効利用を目的に、平成14年度から市内に住居を有する者で、当該住居に雨水施設等（雨水貯留施設、雨水浸透施設、井戸水利用施設）を設置した者に対して設置に要した費用の1/2（限度額4万円）を補助しています。

申請受付期間を前期・後期と分けていましたが、平成21年度より随時受付となりました。

表5-3 雨水施設等設置補助状況

年 度	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
件 数	19(6)	18(6)	20(3)	14(3)	20(11)	12(7)

※（ ）内は井戸水利用施設の件数

(3) 安謝川上流浄化対策

安謝川の水質を浄化し、潤いある水辺空間を創出するため、平成5年から事業を開始しています。「安謝川をきれいにする住民の会」と協力し、毎月第2土曜日にクリーン作戦を行い付近住民に啓発活動を続けています。



【安謝川クリーン作戦】

(4) メジロ捕獲許可及び飼養登録事務

鳥獣保護行政における「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づき、愛がん飼養を目的として、メジロ（「1世帯1羽」に限定）に係る捕獲許可及び飼養登録に関する事務を平成21年度から沖縄県（自然保護課）より権限委譲を受けました。

平成23年9月、国の定める「鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針」が改定され、愛玩目的での鳥獣の捕獲は原則許可しないこととなりました。また、同指針に基づき、沖縄県において「第11次鳥獣保護事業計画」が策定され、「愛玩のための飼養の目的での捕獲は原則許可しない」こととなりました。特別措置期間も終了しており、今後、捕獲許可は認めないこととなっていきます。

表5-4 メジロ飼養登録状況〔平成26年度〕

交付件数	種別	交付件数(①)	手数料(②)	計(①×②)
	新規	0件	3,400円	0円
	更新	26件	3,400円	88,400円
	再交付	1件	3,400円	3,400円
	合計	27件		91,800円

このメジロ飼養登録状況を登録更新者数で見ると、24人となっています。現在、「1世帯1羽のメジロ」に限る飼養であるが、登録更新者24人中、1人が「メジロ」を3羽保有している。この3羽保有者は、新規登録時と現在の許可内容の違いによるものです。

3 広域的事業

国場川水系環境保全推進協議会

国場川水系は、国場川、長堂川そして饒波川からなり、与那原町、南城市、八重瀬町、糸満市、豊見城市、南風原町、さらに那覇市の7つの市や町に流域を持ち、那覇港海域に注ぎ込んでいます。

国場川水系環境保全推進協議会は、これら7つの自治体で構成し、国場川水系にかかる環境保全対策を連携して推進し、水辺環境の回復を図っています。

〔事業内容〕

平成26年	8月14日	平成26年度国場川水系環境保全推進協議会総会
	12月13日	第20回 国場川水あしひ開催（主催：国場川水あしひ実行委員会）
平成27年	2月19日	国場川水系現場視察及び第20回国場川水あしひ事業報告

4 自然保護

鳥獣保護区の設定

① 漫湖地区

漫湖は全国でも有数の渡り鳥の集団渡来地であり、昭和52年に国設鳥獣保護区の設定を受け、鳥獣の保護繁殖が図られている。シギ、チドリ類やクロツラヘラサギ等の野鳥が観察され、バードウォッチングなど市民が自然とふれあう貴重な場所となっています。平成9年からは、特に重要性を

有するとして、水面部分が国設鳥獣保護区特別保護地区に設定されました。平成19年には、保護期間が平成39年までの20年間に更新されました。

また、平成11年5月15日には、その重要さが世界的に認められ、水面部分の特別保護地区（58ha）がラムサール条約（特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約）の登録湿地となりました。

表5-5 国設鳥獣保護区

種 別	名 称	鳥獣保護区		特別保護地区	
		面 積	期 間	面 積	期 間
集団渡来地	漫 湖	174ha	H19. 11. 1 H39. 10. 31	58ha	H19. 11. 1 H39. 10. 31



漫 湖

② 末吉地区

都市における生活環境改善のため、鳥獣を誘致することが必要な地区として、県設鳥獣保護区及び県設鳥獣保護区特別保護地区に設定されています。平成18年には、保護期間が平成38年までの20年間に更新されました。

同地区では、タカ科のツミの繁殖、ウグイス科のヤブサメの越冬が観察されるなど、小規模ながらも市街地に残された森林環境として重要な役割を果たしています。

表5-6 県設鳥獣保護区

種 別	名 称	鳥獣保護区		特別保護地区	
		面 積	期 間	面 積	期 間
誘致地区	末 吉	19ha	H18. 9. 26 H38. 9. 25	19ha	H18. 9. 26 H38. 9. 25

第6章 水質

1 那覇市公共用水域の水質及び地下水の測定.....	78
(1) 目的	
(2) 測定期間	
(3) 測定の内容	
ア 採水及び分析	
イ 分析項目及び検体数	
ウ 地点別測定計画	
(4) 測定地点	
(5) 測定方法	
(6) 測定実施日程	
(7) 測定結果	
7-1. 測定結果の概要	
7-1-1. 河川測定結果(県測定計画)	
7-1-2. 河川測定結果(市測定計画)	
7-1-3. 海域測定結果	
7-1-4. 底質測定結果表	
7-1-5. 主要海水浴場水質測定結果	
7-1-6. 地下水水質測定結果	
7-2. 水質の経年変化	
7-2-1. 河川の経年変化(県測定計画)	
7-2-2. 河川の経年変化(市測定計画)	
7-2-3. 海域の経年変化	
7-2-4. 市内河川水質のワースト5・ベスト5(BOD)	
7-3. 国場川水系合同河川水質調査結果	
2 水質汚濁防止法に基づく規制.....	125
3 土壤汚染対策法に基づく届出及び区域指定の状況...	126
4 処理槽の設置及び維持管理.....	128

1 平成 26 年度那覇市公共用水域及び地下水の水質測定

(1) 目的

那覇市公共用水域及び地下水の水質測定を実施することにより、その水質の現況と経年変化を把握することを目的とします。

(2) 測定期間

平成 26 年 4 月 16 日から平成 27 年 3 月 31 日まで

(3) 測定の内容

ア 採水及び分析

地点別測定計画に基づき、同計画に定められた地点において、定められた回数、検体の採水、分析を行います。

分析、採水方法

平成 26 年度公共用水域及び地下水の水質測定計画（沖縄県）に掲げる方法

採水時に実施すること

採水時においては、採水日時、天候、気温、水温、色相、臭気、透視度（海域：透明度）、採取水深（海域：全水深も含む）について記録します。

国場川の採水

採水日は南部福祉保健所と調整して同日に実施します。

イ 分析項目及び検体数

公共用水域

A 水質の生活環境項目

項目	検体数	項目	検体数
水素イオン濃度(pH)	196	n-ヘキサン抽出物質量	54
溶存酸素量(DO)	196	大腸菌群数	196
生物化学的酸素要求量(BOD)	142	全リン濃度	12
化学的酸素要求量(COD)	54	全窒素濃度	12
浮遊物質量(SS)	142	全亜鉛濃度	2

B 水質の健康項目

項目	検体数	項目	検体数
カドミウム	6	1,2-ジ'クロロエタン	6
全シアン	6	1,1,1-トリクロロエタン	6
鉛	6	1,1,2-トリクロロエタン	6
六価クロム	6	1,1-ジ'クロロエチレン	6
ヒ素	6	シス-1,2-ジ'クロロエチレン	6
総水銀	6	チウラム	6
(アルキル水銀)	(6)	シマジン	6
PCB	6	1,3-ジ'クロロブロペン	6
トリクロロエチレン	6	チオベンカルブ	6
テトラクロロエチレン	6	ベンゼン	6
四塩化炭素	6	セレン	6
ジクロロメタン	6	ふつ素	4
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	6	ほう素	4
		1,4-ジオキサン	6

- ・アルキル水銀は総水銀が検出されたときに測定するものとする。
- ・「硝酸性窒素」「亜硝酸性窒素」はその合計値と各項目の値を報告すること。
- ・「ふつ素」「ほう素」は河川のみ分析。

C 底質

項目	検体数	項目	検体数
乾燥減量	3	鉛	3
強熱減量	3	総水銀	3
化学的酸素要求量(COD)	3	(アルキル水銀)	(3)
カドミウム	3	PCB	3
ヒ素	3	六価クロム	3

アルキル水銀は総水銀が検出されたときに測定するものとする。

D 主要海水浴場

項目	検体数	項目	検体数
ふん便性大腸菌群数	8	化学的酸素要求量(COD)	8

但し、検体数8は1地点×午前・午後の2回/日×2日連続×2回(遊泳期間前・遊泳期間中)とする。

地下水

A 環境基準項目28項目、水素イオン濃度(pH)及び電気伝導率(EC)

項目	検体数	項目	検体数
カドミウム	1	1,2-ジ`クロロエタン	1
全シアン	1	1,1,1-トリクロロエタン	1
鉛	1	1,1,2-トリクロロエタン	1
六価クロム	1	1,1-ジ`クロロエチレン	1
ヒ素	1	1,2-ジ`クロロエチレン	1
総水銀	1	チウラム	1
(アルキル水銀)	(1)	シマジン	1
PCB	1	1,3-ジ`クロロプロパン	1
トリクロロエチレン	1	チオベンカルブ	1
テトラクロロエチレン	1	ベンゼン	1
四塩化炭素	1	セレン	1
ジクロロメタン	1	ふつ素	1
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	1	ほう素	1
1,4-ジオキサン	1	水素イオン濃度(pH)	1
塩化ビニルモノマー	1	電気伝導率(EC)	1

- ・アルキル水銀は総水銀が検出されたときに測定するものとする。
- ・「硝酸性窒素」「亜硝酸性窒素」はその合計値と各項目の値を報告すること。

ウ 地点別測定計画

1. 河川

(1) 採水及び分析委託(県測定計画)

河川名	県 地点 番号	統一番号	類型	地点名	測定回数				
					生活環 境項目	健康 項目	ふっ素 ほう素	全 亜鉛	底質 項目
国場川	7-0	47-004-01	C	那霸大橋	12	1			
	8	47-005-01	E	真玉橋	12	1			1
	9	47-005-51	(E)	一日橋	6		1	1	
久茂地川	81	47-024-01	C	泉崎橋	6	1			
	82	47-024-51	(C)	久茂地橋	4				
	83	47-024-52	(C)	四条橋	6		1		
安里川	84	47-025-51	(D)	中之橋	4				
	85	47-025-01	D	安里新橋 (注1)	6	1			
	86	47-025-52	(D)	大道練兵橋	6		1		
	87	47-025-53	(D)	寒川橋	4				
	88	47-025-54	(D)	宝口樋川下流10m (注2)	6				
安謝川	92	47-026-01	C	安謝橋	6	1			1
	93	47-026-51	(C)	宇久増橋 (注3)	6		1		
	94	47-026-52	(C)	末吉新橋	4				
	95	47-026-53	(C)	昭和橋	6				
小計					94	5	4	1	2

項目欄の数値は、〔測定回数/年〕

類型欄の()なしは環境基準点、()付きは補助点

生活環境項目 : pH,DO,BOD,SS,大腸菌群数

(注1)旧称:蔡温橋下流200mの橋、(注2)旧称:儀保橋、(注3)旧称:内間橋

(2)採水及び分析委託(市測定計画)

河川名	市 地点 番号	統一番号	類型	地点名	測定回数		
					生活環 境項目	健康 項目	底質 項目
安謝川	2	-	C	花見橋	4		
	6	-	C	環状2号線上の橋	4		
安里川	7	-	D	鳥堀橋	4		
	10	-	D	茶湯崎橋	4		
	11	-	D	ナーゲラ橋	4		
	14	-	D	開眼橋	4		
久茂地川	18	-	C	夫婦橋	4		
	20	-	C	十貫瀬橋上流	4		
国場川	24	-	E	新国場橋	4		
	29	-	C	袋廻川	4		
その他	30	-	-	具志川	4		
	31	-	-	ハーゲラ川	4		
					小計	48	0
						0	

項目欄の数値は、〔測定回数/年〕

生活環境項目 : pH,DO,BOD,SS,大腸菌群数

2. 海域

(1)採水及び分析委託

海 域 名	県 地 点 番 号	統一番号	類型	地点名	測定回数				
					生活環 境項目	全窒素 全りん	健康 項目	全 亜鉛	底質 項目
那 霸 港 海 域	31	47-604-01	A	那霸港沖	6	2			
	32-1	47-604-54	(A)	那霸港入口	6	2			
	33	47-604-02	A	那霸港内	12	2	1	1	1
	34	47-604-03	A	那霸新港入口	12	2			
	35	47-604-04	A	泊港内	12	2			
	36	47-604-05	A	自謝加瀬東	6	2			
					小計	54	12	1	1

項目欄の数値は、〔測定回数/年〕

類型欄の()なしは環境基準点、()付きは補助点

生活環境項目 : pH,DO,COD,大腸菌群数,n-ヘキサン

3. 主要海水浴場

(1)採水及び分析委託

海水浴場名	測定回数	
	ふん便性大腸菌群数	化学的酸素要求量(COD)
波の上ビーチ	8	8

測定回数は、1地点×午前・午後の2回/日×2日連続×2回(遊泳期間前・遊泳期間中)

4. 地下水

(1) 採水及び分析委託

測定地点	測定回数	
	地点数	測定項目
首里地区(マージガ-)	1	pH、EC、環境基準項目28項目

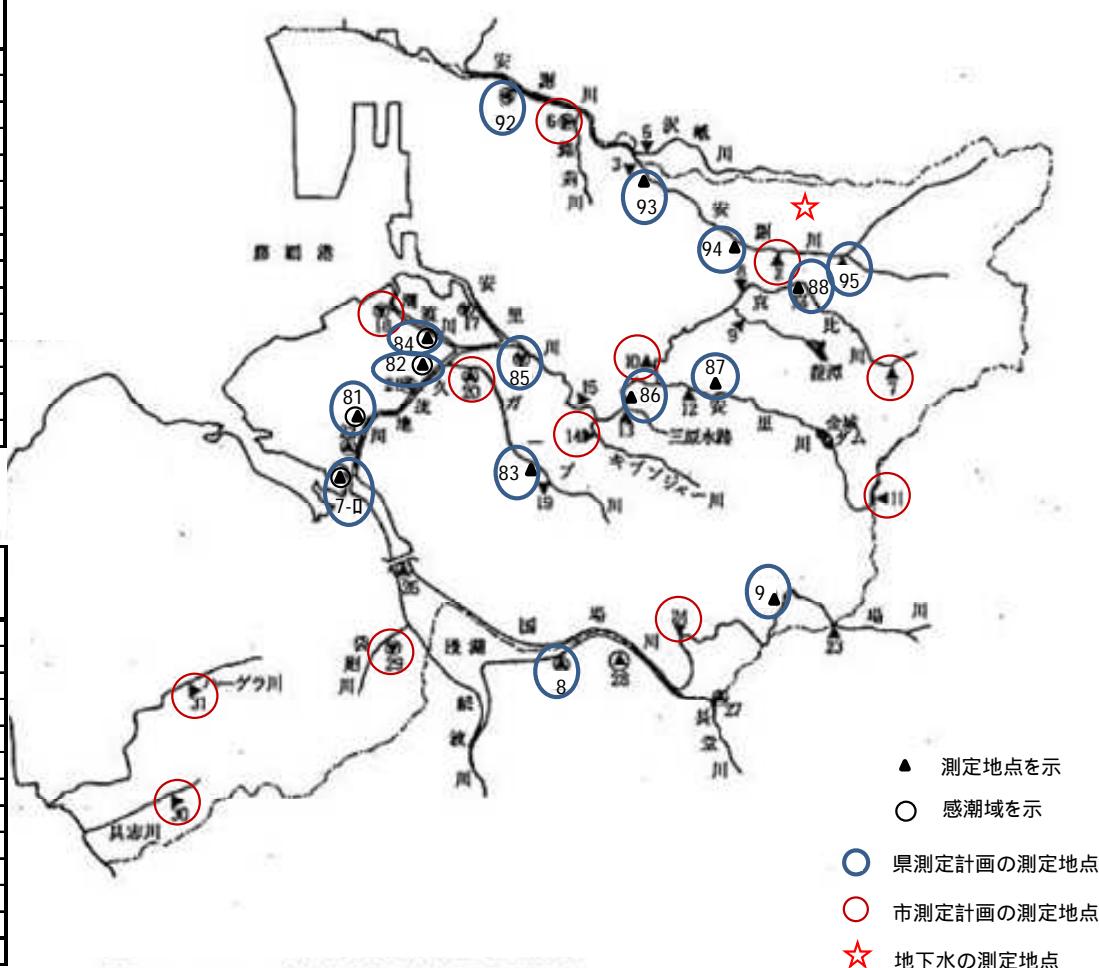
(4) 測定地点

-84-

計画	河川名	県 地点 番号	類型	地点名
県測定計画	国場川	7-口	C	那霸大橋
		8	E	真玉橋
		9	(E)	一日橋
県測定計画	久茂地川	81	C	泉崎橋
		82	(C)	久茂地橋
		83	(C)	四条橋
県測定計画	安里川	84	(D)	中之橋
		85	D	安里新橋 (注1)
		86	(D)	大道練兵橋
		87	(D)	寒川橋
		88	(D)	宝口樋川下流10m (注2)
市測定計画	安謝川	92	C	安謝橋
		93	(C)	宇久増橋 (注3)
		94	(C)	末吉新橋
		95	(C)	昭和橋

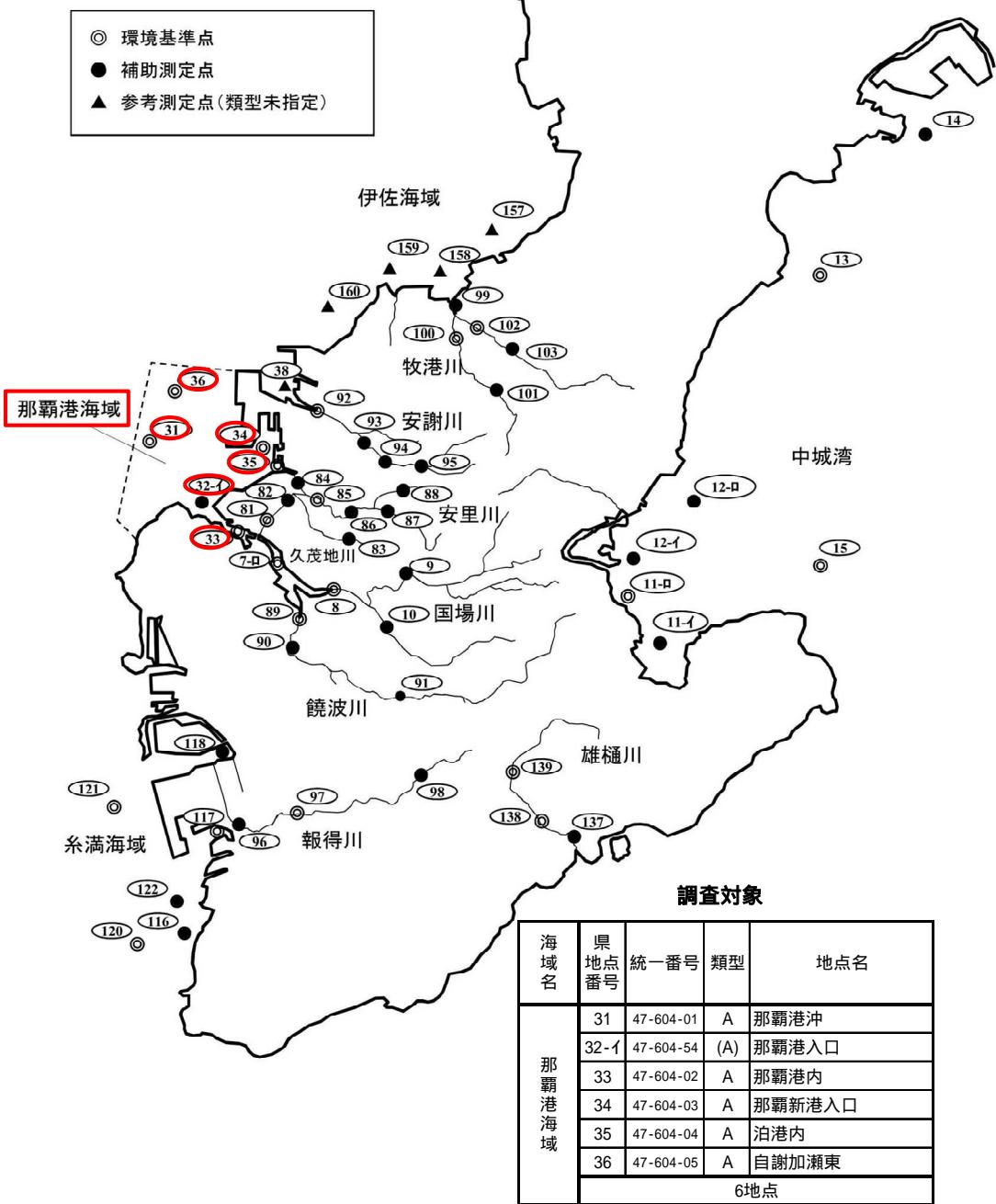
(注1)旧称:蔡温橋下流200mの橋、(注2)旧称:儀保橋、(注3)旧称:内間橋、○:感潮域

計画	河川名	市 地点 番号	類型	地点名
市測定計画	安謝川	2	C	花見橋
		6	C	環状2号線上の橋
市測定計画	安里川	7	D	鳥堀橋
		10	D	茶湯崎橋
		11	D	ナーゲラ橋
		14	D	開眼橋
市測定計画	久茂地川	18	C	夫婦橋
		20	C	十貫瀬橋上流
市測定計画	国場川	24	E	新国場橋
		29	C	袋廻川
市測定計画	その他	30	-	具志川
		31	-	ハーゲラ川
地下水		首里地区(マージガード)		



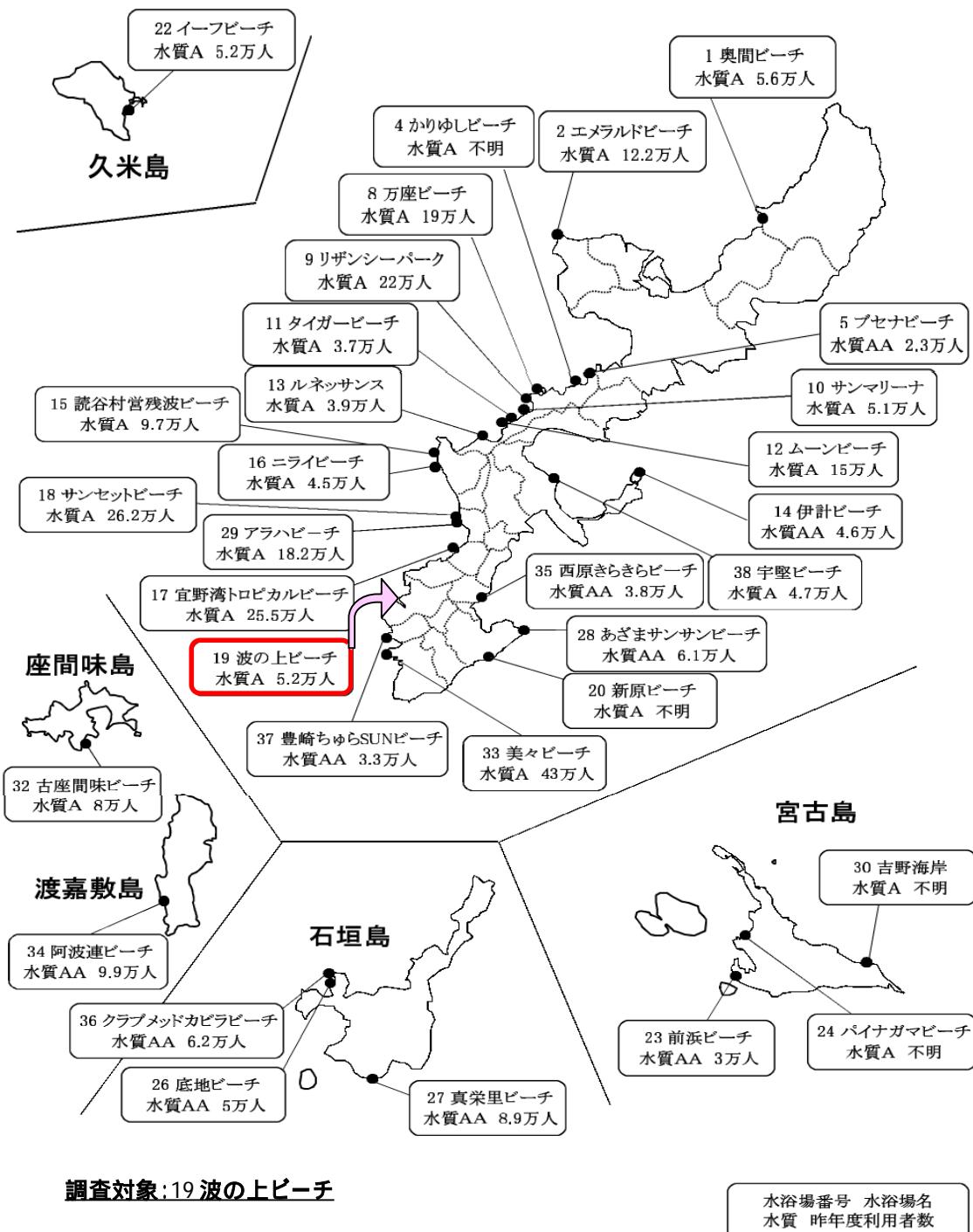
河川及び地下水の測定地点図

沖縄本島南部



海域の測定地点図

平成26年度水浴シーズン中水質調査結果



主要海水浴場の測定地点図

(資料: 沖縄県 環境部 環境保全課より)

(5) 測定方法

ア 分析方法

水質については、水質汚濁に係る環境基準（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）に定められた方法による。別表「公共用水域水質分析方法と環境基準値」に掲げるとおり。底質については、底質調査方法（昭和 63 年 9 月 8 日付け環水管第 127 号）によります。

イ 採水要領

河川：採水日まで晴天が続き、比較的水質が安定している日に採水します。

感潮域にある地点については、干潮時前後とする。採水と同時に天候、気温、水温、採取水深、透視度を記録します。

海域：風や雨の影響の少ない日に採取する。採水と同時に天候、気温、水温、採取水深、全水深、透明度を記録します。

その他、水質調査方法（昭和 46 年環境庁告示第 30 号）によります。

実施した分析方法を表 5.1 表 5.2、及び表 5.3 に示します。

(6) 測定実施日程

測定実施日程を表 6.1 及び表 6.2 に示します。

別表 水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値	分析方法
生活環境項目	水素イオン濃度	日本工業規格K0102(以下「規格」という。)12.1に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法
	溶存酸素量	規格32に定める方法又は隔膜電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法
	生物化学的酸素要求量	規格21に定める方法
	化学的酸素要求量	規格17に定める方法(ただし、B類型の工業用水及び水産2級のうちノリ養殖の利水点における測定方法はアルカリ性法)
	浮遊物質量	昭和46年12月環境庁告示第59号(以下「告示」という。)付表9に掲げる方法
	大腸菌群数	告示別表2に掲げる最確数による定量法
	n-ヘキサン抽出物	告示付表12に掲げる方法
	全窒素	規格45.2、45.3又は45.4に定める方法
	全燐	規格46.3に定める方法
	全亜鉛	規格53に定める方法
健康項目	カドミウム	0.003mg/L以下 日本工業規格K0102(以下「規格」という。)55.2、55.3又は55.4に定める方法(準備操作は規格55に定める方法によるほか、付表8に掲げる方法によることができる。)
	全シアン	検出されないこと 規格38.1.2及び38.2に定める方法又は規格38.1.2及び38.3に定める方法
	鉛	0.01mg/L以下 規格54に定める方法
	六価クロム	0.05mg/L以下 規格65.2に定める方法
	砒素	0.01mg/L以下 規格61.2又は61.3又は61.4に定める方法
	総水銀	0.0005mg/L以下 告示付表1に掲げる方法
	アルキル水銀	検出されないこと 告示付表2に掲げる方法
	PCB	検出されないこと 告示付表3に掲げる方法
	ジクロロメタン	0.02mg/L以下 日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
	四塩化炭素	0.002mg/L以下 日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下 日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下 日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下 日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下 日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下 日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
	トリクロロエチレン	0.03mg/L以下 日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下 日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下 日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
	チウラム	0.006mg/L以下 告示付表4に掲げる方法
	シマジン	0.003mg/L以下 告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
	チオベンカルブ	0.02mg/L以下 告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
	ベンゼン	0.01mg/L以下 日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
	セレン	0.01mg/L以下 規格67.2又は67.3又は67.4に定める方法
	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	硝酸性窒素にあっては規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5に定める方法 亜硝酸性窒素にあっては規格43.1に定める方法
	ふっ素	0.8mg/L以下 規格34.1に定める方法又は規格34.1(c)(注(6)第三文を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては、これを省略することができる。)及び付表6に掲げる方法
	ほう素	1mg/L以下 規格47.1、47.3又は47.4に定める方法
	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下 告示付表7に掲げる方法

備考 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンにかかる基準値については、最高値とする。

2 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。別表2において同じ。

3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

<別添>

生活環境の保全に関する環境基準(告示別表2)

1 河川
ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度(pH)	生物化学的酸素 要求量(BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級・自然環境保全及び A以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN/100mL以下
A	水道2級・水産1級・水浴及び B以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/100mL以下
B	水道3級・水産2級及び C以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	5,000MPN/100mL以下
C	水産3級・工業用水1級及び D以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	-
D	工業用水2級・農業用水及び E以下の欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	-
E	工業用水3級・環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊が 認められないこ と。	2mg/L以上	-

備考

- 1 基準値は、日間平均値とする(海域もこれに準ずる。)。
- 2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする。

(注) 1 自然環境保全:自然探勝等の環境保全

2 水道1級:ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2級:沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道3級:前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水産1級:ヤマメ・イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級水産生物用
水産2級:サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級水産生物用
水産3級:コイ、フナ等、-中腐水性水域の水産生物用

4 工業用水1級:沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水2級:薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水3級:特殊の浄水操作を行うもの

5 環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む)において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値	
		全亜鉛	
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(産卵場)又は幼稚仔の 生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(養殖場)又は幼稚仔の 生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	

備考

- 1 基準値は、日間平均値とする(海域もこれに準ずる。)。

2 海域
ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度(pH)	化学的酸素 要求量(COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン抽出 物質(油分等)
A	水産1級・水浴・自然環境保全 及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/100mL以下	検出されないこと
B	水産2級・工業用水及び C以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L以下	5mg/L以上	-	検出されないこと
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/L以下	2mg/L以上	-	-

備考

1 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数70MPN/100mL以下とする。

(注) 1 自然環境保全:自然探勝等の環境保全

2 水産1級:マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用

水産2級:ボラ、ノリ等の水産生物用

3 環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む)において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全燐
	自然環境保全及び 以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/L以下	0.02mg/L以下
	水産1種・水浴及び 以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く。)	0.3mg/L以下	0.03mg/L以下
	水産2種及び 以下の欄に掲げるもの(水産3種を除く。)	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
	水産3種・工業用水・生物生息環境保全	1mg/L以下	0.09mg/L以下

備考

1 基準値は、日間平均値とする。

2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずる恐れのある海域について行うものとする。

(注) 1 自然環境保全:自然探勝等の環境保全

2 水産1級:底生魚介類を含め多様な水産生物がバランスよく、かつ、安定して漁獲される

水産2級:一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される

水産3級:汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される

3 生物生息環境保全:年間を通して、底生生物が生息できる限度

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値
		全亜鉛
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち水生生物の産卵場(養殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L以下

別表 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値	分析方法
地下水項目	カドミウム	0.003mg/L以下 日本工業規格K0102(以下「規格」という。)55.2、55.3又は55.4に定める方法(準備操作は規格55に定める方法によるほか、付表8に掲げる方法によることができる。)
	全シアン	検出されないこと 規格38.1.2及び38.2に定める方法又は規格38.1.2及び38.3に定める方法
	鉛	0.01mg/L以下 規格54に定める方法
	六価クロム	0.05mg/L以下 規格65.2に定める方法
	砒素	0.01mg/L以下 規格61.2又は61.3又は61.4に定める方法
	総水銀	0.0005mg/L以下 告示付表1に掲げる方法
	アルキル水銀	検出されないこと 告示付表2に掲げる方法
	PCB	検出されないこと 告示付表3に掲げる方法
	ジクロロメタン	0.02mg/L以下 日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
	四塩化炭素	0.002mg/L以下 日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
	塩化ビニルモノマー	0.002mg/L以下 地下水の水質汚濁に係る環境基準 別表の付表に掲げる方法
	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下 日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下 日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
	1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下 日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下 日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下 日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下 日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下 日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下 日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
	チウラム	0.006mg/L以下 告示付表4に掲げる方法
	シマジン	0.003mg/L以下 告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
	チオベンカルブ	0.02mg/L以下 告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
	ベンゼン	0.01mg/L以下 日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
	セレン	0.01mg/L以下 規格67.2又は67.3又は67.4に定める方法
	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10mg/L以下 硝酸性窒素にあっては規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5に定める方法 亜硝酸性窒素にあっては規格43.1に定める方法
	ふつ素	0.8mg/L以下 規格34.1に定める方法又は規格34.1(c)(注(6)第三文を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては、これを省略することができる。)及び付表6に掲げる方法
	ほう素	1mg/L以下 規格47.1、47.3又は47.4に定める方法
	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下 告示付表7に掲げる方法

備考 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンにかかる基準値については、最高値とする。

2 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

測定結果の評価方法(平成 23 年度水質測定結果(公共用水域及び地下水)沖縄県より抜粋)

水質測定結果の評価については、昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号「水質汚濁に係る環境基準について」(以下「告示」という。)により以下のとおり行うものとする。

(1) 健康項目の環境基準達成状況の評価について

健康項目に係る環境基準は、平成 23 年 10 月 27 日付け環境省告示第 94 号により改正され、告示別表1のとおり、カドミウム等 27 項目について定められている。環境基準の達成状況の評価については、全シアンを除き、同一測定点における年間の総検体の測定値の平均値(年間平均値)により評価する。(全シアンについては、同一測定点における年間の総検体の測定値の最高値により評価する。)

また、アルキル水銀及びPCBについては、「検出されないこと。」をもって基準値とされているので、同一測定地点における年間の全ての検体の測定値が不検出であることをもって環境基準達成と判断する。

海水が要因であると思われるものについては、環境省通達【環境基本法に基づく環境基準の水域類型の指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準について】(公布日: 平成 18 年 06 月 30 日環水大水 060630001 号、環水大土 060630001 号)の「第 2 水質汚濁防止法関係」の「1. 常時監視(法第 15 条関係)」の「(3)測定結果に基づき水域の水質汚濁の状況が環境基準に適合しているか否かを判断する場合」の「1)」の「⑤自然的原因による検出値の評価」の項に基づき、評価する。

(2) 生活環境項目の環境基準達成状況の評価について

1) 生活環境項目に係る環境基準について(告示別表 2 参照)

本県においては、昭和 49 年 3 月の比謝川及び国場川の指定を始めとして平成 16 年度までに 25 河川 36 水域、11 海域 12 水域について類型指定を行っており、各類型に応じた基準値によって評価を行う。

2) BOD 又は COD に係る環境基準達成状況の評価について

①環境基準が達成されているか否かの判断は、当該水域の水質を代表する環境基準点における測定値による。

②年間の日間平均値の全データのうち、75%以上のデータが基準値を満足している事を環境基準が達成されたとし、その判断を行う値を BOD(COD) 75% 値といふ。

※ 75% 値とは年間の日間平均値の全データを、その小さいものから順に並べて $0.75 \times n$ 番目 (n は日間平均値のデータ総数) のデータ値のこと。この値を評価の判断に用いる。

・・・・下記の【参考例】を参照。

③1 水域において複数の環境基準点を有する場合、全ての環境基準点において基準が達成されている場合のみを達成水域とする。

【参考例】BOD(COD) 75% 値について

●ある河川(B 類型: 3.0mg/L)で年間 12 回測定する場合、 $12 \times 75\% = 9.0 \rightarrow$ 小さい値から数えて 9 番目の値が 75% 値となります。

ある河川(B 類型: 3.0mg/L)の BOD 値(mg/L) が下記の結果の場合…

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
3.9	3.0	1.5	6.1	2.4	2.0	5.8	1.9	1.8	3.4	5.2	2.8

小さい順に並び替え ↓

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
6月	12月	11月	9月	8月	3月	5月	1月	4月	2月	10月	7月
1.5	1.8	1.9	2.0	2.4	2.8	3.0	3.4	3.9	5.2	5.8	6.1

75% 値

→ 75% 値の 3.9mg/L が基準値 3.0mg/L を超えているので 基準超過と判断します。

表5.1 水質の分析方法(河川、海域、地下水含む)

項目	分析方法
気温	JIS K 0102 7.1 ガラス製棒状温度計による方法
水温	JIS K 0102 7.2 ペッテンコーヘル水温計による方法
色相	JIS K 0102 8 肉眼で観察する方法
臭気	JIS K 0102 10 嗅覚による試験(冷時臭)
透視度	JIS K 0102 9 透視度計による方法
透明度	海洋観測指針 透明度板による方法
全水深	検縄による方法
水素イオン濃度(pH)	JIS K 0102 12.1 ガラス電極法
溶存酸素量(DO)	JIS K 0102 32.1 よう素滴定法
生物化学的酸素要求量(BOD)	JIS K 0102 21, JIS K 0102 32.3 隔膜電極法
化学的酸素要求量(COD)	JIS K 0102 17 100 における過マンガン酸カリウムによる酸素消費量
浮遊物質量(SS)	昭和46年環境庁告示第59号 付表9に掲げる方法
n-ヘキサノ抽出物質量	昭和46年環境庁告示第59号 付表13に掲げる方法
大腸菌群数	最確数による定量法(BGLB培地)
全リン濃度	JIS K 0102 46.3-1 ベルオキソニ硫酸カリウム分解法
全窒素濃度	JIS K 0102 45.4 銅・カドミウムカラム還元法
全亜鉛濃度	JIS K 0102 53.3 ICP発光分析法
カドミウム	JIS K 0102 55.4 ICP質量分析法
全シアン	JIS K 0102 38.1及び38.3 4-ピリジンカルボン酸-ピラゾロン吸光光度法
鉛	JIS K 0102 54.4 ICP質量分析法
六価クロム	JIS K 0102 65.2.4 ICP発光分析法
ヒ素	JIS K 0102 65.1.2 水素化物発生原子吸光法
総水銀	昭和46年環境庁告示第59号付表1に掲げる方法 還元気化原子吸光法
(アルキル水銀)	昭和46年環境庁告示第59号付表2に掲げる方法 ガスクロマトグラフ(ECD)法
PCB	昭和46年環境庁告示第59号付表3に掲げる方法 ガスクロマトグラフ(ECD)法
トリクロロエチレン	JIS K 0125 5.2 ヘッドスペースガスクロマトグラフ質量分析法
テトラクロロエチレン	JIS K 0125 5.2 ヘッドスペースガスクロマトグラフ質量分析法
四塩化炭素	JIS K 0125 5.2 ヘッドスペースガスクロマトグラフ質量分析法
ジクロロメタン	JIS K 0125 5.2 ヘッドスペースガスクロマトグラフ質量分析法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	銅・カドミウムカラム還元法
1,2-ジクロロエタン	JIS K 0125 5.2 ヘッドスペースガスクロマトグラフ質量分析法
1,1,1-トリクロロエタン	JIS K 0125 5.2 ヘッドスペースガスクロマトグラフ質量分析法
1,1,2-トリクロロエタン	JIS K 0125 5.2 ヘッドスペースガスクロマトグラフ質量分析法
1,1-ジクロロエチレン	JIS K 0125 5.2 ヘッドスペースガスクロマトグラフ質量分析法
ジ-1,2-ジクロロエチレン	JIS K 0125 5.2 ヘッドスペースガスクロマトグラフ質量分析法
チウラム	昭和46年環境庁告示第59号付表4に掲げる方法 高速液体クロマトグラフ法
シマジン	昭和46年環境庁告示第59号付表5第1に掲げる方法 ガスクロマトグラフ質量分析法
1,3-ジクロロプロパン	JIS K 0125 5.2 ヘッドスペースガスクロマトグラフ質量分析法
チオペンカルブ	昭和46年環境庁告示第59号付表5第1に掲げる方法 ガスクロマトグラフ質量分析法
ベンゼン	JIS K 0125 5.2 ヘッドスペースガスクロマトグラフ質量分析法
セレン	JIS K 0102 67.2 水素化物発生原子吸光法
ふつ素	JIS K 0102 34.1 ランタン-アリザリンコンプレキソン吸光光度法
ほう素	JIS K 0102 34.3 イオンクロマトグラフ法
1,2-ジクロロエチレン	JIS K 0102 47.3 ICP発光分析法
塩化ビニルモノマー	平成9年3月13日環境庁告示第10号別表の付表に掲げる方法
1,4-ジオキサン	公共用水域告示付表7に掲げる方法

表 5.2 底質の分析方法

項目	分析方法
乾燥減量	底質調査方法(平成24年8月)4.1
強熱減量	底質調査方法(平成24年8月)4.2
化学的酸素要求量(COD)	底質調査方法(平成24年8月)4.7
カドミウム	底質調査方法(平成24年8月)5.1.1
ヒ素	底質調査方法(平成24年8月)5.9.2
鉛	底質調査方法(平成24年8月)5.2.1
総水銀	底質調査方法(平成24年8月)5.14.1.1
(アルキル水銀)	底質調査方法(平成24年8月)5.14.2.1
PCB	底質調査方法(平成24年8月)6.4.2
六価クロム	底質調査方法(平成24年8月)5.12.3

表 5.3 主要海水浴場の分析方法

項目	分析方法
ふん便性大腸菌群数	M-FC培地法
化学的酸素要求量(COD)	JIS K 0102 17 100 における過マンガン酸カリウムによる酸素消費量

主な用語の解説

水素イオン濃度(pH)

酸性、アルカリ性を示す指標で、7を中性とし、7より小さければ酸性、大きければアルカリ性です。

生物化学的酸素要求量(BOD)

水中の好気性微生物(バクテリア等)が、有機物を分解する時に消費する酸素量を表します。従って、水中に含まれる汚濁有機物の量が多いほど多量の酸素を消費するため、河川の有機物による汚濁の目安となります。

5mg/L ----- 魚類の生息、河川の自浄限界

10mg/L ----- 悪臭の発生限界、環境保全上の基準

溶存酸素(DO)

水中に溶けこんでいる酸素の量を表します。溶解量を左右するのは水温、気圧などで、汚染度の高い水中では消費される酸素の量が多いので、溶存する酸素の量は少なくなります。きれいな水ほど酸素は多く含まれるので、水温が急激に上昇したり、藻類が著しく繁殖するときは過飽和になります(与儀公園内等にてよく見られます)。溶存酸素は水の自浄作用や水中の生物にとって必要不可欠なものです。

2mg/L ----- 国場川を除く本市内河川の環境基準

5mg/L ----- コイ、フナ等の生息限界

(溶存酸素の飽和量)

0	-----	14.15mg/L	20	-----	8.84mg/L
10	-----	10.92mg/L	25	-----	8.11mg/L
30	-----	9.76mg/L	30	-----	7.53mg/L

塩分の影響を受けるところではさらに低くなる。

浮遊物質量 (SS)

粒径 2mm 以下の水に溶けない懸濁性の物質の総称です。一定量の水を所定のろ紙でこし、乾燥してその重量を量ることとされており、数値 (mg/L) が大きいほど水質汚濁の著しいことを示します。

大腸菌群数

腸内細菌で、一種ではなくいくつかの属、種が含まれたものです。それ自体は健康に有害ではないが、多量に存在する場合は同時に病原菌が存在する可能性があるため病原菌の指標として用いられます。単位は MPN (最確数) で表されます。

ノルマルヘキサン抽出物質 (n-ヘキサン)

油分の試験方法の一つであるヘキサン抽出物質試験において、抽出・測定される物質です。主に油状物質で、グリース・ワックス・アルコール・農薬・染料なども抽出されます。

表 6.1 平成 26 年度公共用水域の水質及び底質測定業務測定実施日程(河川、地下水含む)

計画	河川名	地点番号	統一番号	類型	地点名	4月	5月	(注4) 6月	7月	(注4) 8月	9月	(注4) 10月	11月	(注4) 12月	1月	(注4) 2月	3月	測定回数							
																		生活環境項目	健康項目	ふっ素ほう素	全亜鉛	底質項目			
県測定計画	国場川	7-0	47-004-01	C	那覇大橋														12	1					
		8	47-005-01	E	真玉橋														12	1			1		
		9	47-005-51	(E)	一日橋														6	1	1	1			
	久茂地川	81	47-024-01	C	泉崎橋														6	1					
		82	47-024-51	(C)	久茂地橋														4						
		83	47-024-52	(C)	四条橋														6	1					
	安里川	84	47-025-51	(D)	中之橋														4						
		85	47-025-01	D	安里新橋 (注1)														6	1					
		86	47-025-52	(D)	大道練兵橋														6	1					
		87	47-025-53	(D)	寒川橋														4						
	安謝川	88	47-025-54	(D)	宝口樋川下流10m (注2)														6						
		92	47-026-01	C	安謝橋														6	1			1		
		93	47-026-51	(C)	宇久増橋 (注3)														6	1					
		94	47-026-52	(C)	末吉新橋														4						
		95	47-026-53	(C)	昭和橋														6						
市測定計画	小計						11	6	11	2	3	12	2	11	6	11	2	3	12	2	94	5	4	1	2
	安謝川	2	-	C	花見橋														4						
		6	-	C	環状2号線上的橋														4						
	安里川	7	-	D	鳥堀橋														4						
		10	-	D	茶湯崎橋														4						
		11	-	D	ナーゲラ橋														4						
		14	-	D	開眼橋														4						
	久茂地川	18	-	C	夫婦橋														4						
		20	-	C	十貫瀬橋上流														4						
	国場川	24	-	E	新国場橋														4						
		29	-	C	袋廻川														4						
	その他	30	-	-	具志川														4						
		31	-	-	ハーゲラ川														4						
地下水	小計						0	12	0	0	1	11	0	0	12	0	0	1	11	0	48	0	0	0	0
	地下水		那覇市首里地区									8/18													
	予定日	日		30	20	17	23	13	12	10	8	5	10	7	18	19	4	-							
		曜日		水	火	火	水	水	火	水	水	水	水	水	水	木	水	-							
		潮汐		大	小	中	中	中	大	大	大	中	中	大	大	大	大	-							
		干潮時刻		13:54	17:30	16:23	11:07	14:57	14:17	13:53	12:50	11:47	15:16	14:24	12:47	13:30	12:47	-							

生活環境項目:pH,DO,BOD,SS,大腸菌群数、(注1)旧称:蔡温橋下流200mの橋、(注2)旧称:儀保橋、(注3)旧称:内間橋、感潮域、底:底質サンプリング。項目欄の数値は、(測定回数/年)

(注4)偶数月の国場川は、南部保健所と同日にサンプリング。地下水の項目:環境基準項目28項目、pH, EC。

なお、底質については、10月8日にサンプリングしていたが、調査地点の不備により、再度10月10日に再サンプリングした。

表 6.2 平成 26 年度公共用水域の水質及び底質測定業務測定実施日程(海域)

平成26年度那覇市公共用水域及び地下水の水質測定業務(海域)

海 域 名	県 地 点 番 号	統一 番 号	類 型	地 点 名	4月			5月	6月	7月	8月			9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	測定回数				
					生活 環 境 項目	全 室 素 全 り ん	健 康 項 目	全 亜 鉛	底 質 項 目																
那 覇 港 海 域	31	47-604-01	A	那覇港沖																	6	2			
	32-1	47-604-54	(A)	那覇港入口																	6	2			
	33	47-604-02	A	那覇港内										底							12	2	1	1	1
	34	47-604-03	A	那覇新港入口																	12	2			
	35	47-604-04	A	泊港内																	12	2			
	36	47-604-05	A	自謝加瀬東																	6	2			
小計					0	0	6	3	6	3	0	0	6	3	6	3	6	3	6	3	54	12	1	1	1
波 の 上 ビ ーチ	-	-	-	1日目 AM																					
	-	-	-	1日目 PM																					
	-	-	-	2日目 AM																					
	-	-	-	2日目 PM																					
小計					2	2	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
実施日					日	21	22	30	19	3	2	11	12	18	9	1	26	15	5	23	16	-	8月	8月	9月
					曜日	月	火	水	月	火	水	月	火	月	火	水	水	月	月	月	月	-			
					潮汐	小	小	大	中	中	中	大	大	小	大	小	中	小	大	中	若	-			
					満潮時刻	10:41	11:52	7:21	9:44	9:55	9:36	6:58	7:45	11:23	6:48	12:06	9:55	13:26	7:40	10:06	15:35	-			

生活環境項目:pH,DO,COD,大腸菌群数、n-ヘキサン、波の上ビーチ:pH,COD,透明度、糞便性大腸菌群数 底:底質サンプリング。項目欄の数値は、(測定回数/年)

(7) 測定結果

7-1. 測定結果の概要

7-1-1. 河川測定結果(県測定計画)

(1)生活環境項目(河川)

(備考)m:環境基準値を超える検体数、n:総検体数、x:環境基準に値しない日数、y:総観測日

水域名	県番号	地点名	地点統一番号	類型	達成期間	調査区分	採取水深	pH			DO(mg/L)			BOD(mg/L)									SS(mg/L)			大腸菌群数(MPN/100mL)											
								最小値	最大値	m	n	最小値	最大値	m	n	平均値	最小値	最大値	m	n	日間平均値	最小値	最大値	m	n	平均値	最小値	最大値	m	n	平均値						
国場川(1)	7-0	那霸大橋	47-004-01	C	口	年間	0.1	7.8	8.1	0	12	5.3	7.9	0	12	6.9	0.9	2.3	0	12	0.9	2.3	0	12	1.5	1.3	2.1	2	46	0	12	24	1.3E+02	7.9E+04	-	12	1.1E+04
国場川(2)	8	真玉橋	47-005-01	E	八	年間	0.1	7.7	8.0	0	12	4.4	11.5	0	12	6.3	1.8	11.3	1	12	1.8	11.3	1	12	3.8	2.9	3.5	9	50	0	12	24	4.9E+03	1.1E+05	-	12	4.3E+04
	9	一日橋	47-005-51	(E)	八	年間	0.1	7.6	8.3	0	6	3.7	8.8	0	6	6.2	1.7	6.7	0	6	1.7	6.7	0	6	4.1	3.6	6.4	6	19	0	6	11	3.3E+04	2.3E+05	-	6	9.5E+04
久茂地川	81	泉崎橋	47-024-01	C	イ	年間	0.1	7.9	8.0	0	6	5.2	7.2	0	6	6.1	<0.5	1.6	0	6	<0.5	1.6	0	6	1.0	1.0	1.2	3	14	0	6	7	3.3E+03	1.4E+05	-	6	3.2E+04
	82	久茂地橋	47-024-51	(C)	イ	年間	0.1	7.8	7.9	0	4	4.6	6.5	1	4	5.4	0.6	1.6	0	4	0.6	1.6	0	4	0.9	0.8	0.8	1	4	0	4	3	2.2E+04	2.2E+05	-	4	7.9E+04
	83	四条橋	47-024-52	(C)	イ	年間	0.1	8.0	9.4	5	6	8.6	15.9	0	6	13.9	1.3	3.2	0	6	1.3	3.2	0	6	2.2	2.3	2.4	1	4	0	6	2	2.3E+04	2.8E+05	-	6	9.6E+04
安里川	84	中之橋	47-025-51	(D)	イ	年間	0.1	7.8	8.1	0	4	6.0	6.9	0	4	6.6	0.7	1.0	0	4	0.7	1.0	0	4	0.9	0.9	0.9	1	5	0	4	3	1.3E+04	2.3E+04	-	4	1.7E+04
	85	安里新橋(注1)	47-025-01	D	イ	年間	0.1	7.8	8.0	0	6	5.6	7.9	0	6	6.8	0.5	1.4	0	6	0.5	1.4	0	6	1.1	1.3	1.4	3	7	0	6	5	7.9E+03	1.3E+05	-	6	5.1E+04
	86	大道練兵橋	47-025-52	(D)	イ	年間	0.1	7.9	8.5	0	6	6.6	8.8	0	6	7.9	0.5	2.0	0	6	0.5	2.0	0	6	1.5	1.6	1.7	1	4	0	6	2	1.7E+04	3.3E+04	-	6	2.6E+04
	87	寒川橋	47-025-53	(D)	イ	年間	0.1	8.0	8.2	0	6	8.4	9.1	0	6	8.8	0.7	2.1	0	6	0.7	2.1	0	6	1.3	1.3	1.4	1	8	0	6	3	1.3E+04	7.9E+04	-	6	3.6E+04
	88	宝口樋川下流10m(注2)	47-025-54	(D)	イ	年間	0.1	7.3	8.8	1	6	7.3	8.4	0	6	8.0	<0.5	4.3	0	6	<0.5	4.3	0	6	2.1	1.5	3.9	1	6	0	6	2	1.7E+04	7.0E+04	-	6	4.5E+04
安謝川	92	安謝橋	47-026-01	C	イ	年間	0.1	7.9	8.2	0	6	4.8	9.1	1	6	6.8	<0.5	1.1	0	6	<0.5	1.1	0	6	0.9	0.9	1.0	2	8	0	6	6	1.3E+03	2.3E+04	-	6	7.1E+03
	93	宇久増橋(注3)	47-026-51	(C)	イ	年間	0.1	8.2	8.4	0	6	7.7	12.5	0	6	9.5	0.8	3.2	0	6	0.8	3.2	0	6	1.7	1.5	1.9	1	7	0	6	3	1.7E+04	7.9E+04	-	6	5.3E+04
	94	未吉新橋	47-026-52	(C)	イ	年間	0.1	8.1	8.4	0	4	8.0	9.5	0	4	8.8	<0.5	0.5	0	4	<0.5	0.5	0	4	0.5	0.5	0.5	1	1	0	4	1	4.9E+03	2.2E+05	-	4	6.4E+04
	95	昭和橋	47-026-53	(C)	イ	年間	0.1	7.9	9.0	1	6	6.6	11.9	0	6	8.8	<0.5	2.6	0	6	<0.5	2.6	0	6	1.4	1.3	1.7	<1	1	0	6	1	7.9E+03	7.9E+04	-	6	2.7E+04

(注1)旧称:蔡温橋下流200mの橋、(注2)旧称:儀保橋、(注3)旧称:内間橋

:平均値、中央値及び75%値を求めるに当たり、定量下限値未満の結果については、定量下限値をその値として計算した。

(2)健康項目及び全亜鉛(河川)

分類	項目名	河川名		国場川		久茂地川		安里川		安謝川	
		統一地点番号	4700401	4700501	4700551 <th>4702401</th> <th>4702452</th> <th>4702501</th> <th>4702552</th> <th>4702601</th> <th>4702651</th>	4702401	4702452	4702501	4702552	4702601	4702651
		県地点番号	7-口	8	9	81	83	85	86	92	93
採水日		環境基準値	8/7	8/7	2/17	8/6	8/6	8/6	8/6	8/6	8/6
単位											
健 康 項 目	カドミウム	0.003	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	
	全シアン	検出されないこと	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	
	鉛	0.01	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	
	六価クロム	0.05	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	
	砒素	0.01	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	
	総水銀	0.005	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	
	アルキル水銀	検出されないこと	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	
	PCB	検出されないこと	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	
	ジクロロメタン	0.02	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	
	四塩化炭素	0.002	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	
	1,2-ジクロロエタン	0.004	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	
	1,1-ジクロロエチレン	0.1	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	
	1,1,1-トリクロロエタン	1	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	
	トリクロロエチレン	0.03	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	
	テトラクロロエチレン	0.01	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	
	1,3-ジクロロプロパン	0.002	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	
	チウラム	0.006	mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	
	シマジン	0.003	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	
	チオベンカルブ	0.02	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
	ベンゼン	0.01	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	
	セレン	0.01	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	
	硝酸性窒素	-	mg/L	0.11	0.34	0.05	<0.02	<0.02	1.36		
	亜硝酸性窒素	-	mg/L	<0.001	<0.001	0.001	0.208	0.208	<0.001		
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10	mg/L	0.11	0.34	0.06	0.21	0.21	1.36		
	ふつ素	0.8	mg/L			0.20	0.19	0.06	0.12		
	ほう素	1	mg/L			0.16	0.20	0.03	0.04		
	1,4-ジオキサン	0.05	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005		
	電気伝導度	-	μS/cm								
	全亜鉛	-	mg/L			0.015					
その他	分析担当機関名										

一般財団法人 沖縄県環境科学センター

7 - 1 - 2 . 河川測定結果 (市測定計画)

(1)生活環境項目(河川)

(備考)m:環境基準値を超える検体数、n:総検体数、x:環境基準に値しない日数、y:総観測日

水域名	市番号	地点名	地点統一番号	類型	達成期間	調査区分	採取水深	pH			DO(mg/L)			BOD(mg/L)			SS(mg/L)			大腸菌群数(MPN/100mL)																	
								最小値	最大値	m	n	最小値	最大値	m	n	平均値	最小値	最大値	m	n	平均値	最小値	最大値	m	n	平均値											
																		x	y	平均値	中央値	75%値															
安謝川	2	花見橋	-	C	イ	年間	0.1	8.3	8.4	0	4	7.9	10.7	0	4	9.0	<0.5	<0.5	0	4	<0.5	<0.5	<0.5	<1	2	0	4	2	2.3E+03	2.3E+04	-	4	1.3E+04				
	6	環状2号線上の橋	-	C	イ	年間	0.1	8.2	8.3	0	4	8.2	10.5	0	4	9.5	0.7	3.5	0	4	0.7	3.5	0	4	1.6	1.1	1.2	<1	1	0	4	1	4.9E+03	7.0E+04	-	4	2.7E+04
安里川	7	鳥堀橋	-	D	イ	年間	0.1	6.9	7.8	0	4	2.9	6.9	0	4	5.3	7.2	148	3	4	7.2	148	3	4	43.8	9.9	11.7	3	61	0	4	18	2.3E+05	4.9E+05	-	4	3.9E+05
	10	茶湯崎橋	-	D	イ	年間	0.1	7.8	8.2	0	4	7.7	8.5	0	4	8.1	0.7	2.8	0	4	0.7	2.8	0	4	1.4	1.1	1.4	<1	1	0	4	1	1.7E+04	7.9E+04	-	4	4.7E+04
	11	ナーゲラ橋	-	D	イ	年間	0.1	7.7	8.2	0	4	6.3	8.3	0	4	7.0	1.3	3.6	0	4	1.3	3.6	0	4	2.3	2.2	2.6	3	27	0	4	12	7.0E+04	1.1E+05	-	4	8.5E+04
	14	閉眼橋	-	D	イ	年間	0.1	8.1	8.7	2	4	8.9	11.2	0	4	9.9	1.3	6.0	0	4	1.3	6.0	0	4	3.0	2.4	2.8	<1	4	0	4	2	3.3E+04	1.3E+05	-	4	7.3E+04
久茂地川	18	夫婦橋	-	C	イ	年間	0.1	7.9	7.9	0	4	4.7	6.5	1	4	5.6	0.7	1.6	0	4	0.7	1.6	0	4	1.1	1	1.2	4	7	0	4	6	1.3E+04	7.0E+04	-	4	3.5E+04
	20	十貫瀬橋上流	-	C	イ	年間	0.1	7.7	7.8	0	4	3.9	4.7	4	4	4.2	0.8	1.4	0	4	0.8	1.4	0	4	1.1	1.1	1.2	3	5	0	4	4	2.2E+04	1.3E+05	-	4	7.1E+04
国場川(2)	24	新国場橋	-	E	八	年間	0.1	7.8	8.1	0	4	5.2	10.0	0	4	8.0	1.3	6.7	0	4	1.3	6.7	0	4	3.3	2.6	3.5	16	24	0	4	19	1.3E+04	3.3E+04	-	4	2.6E+04
国場川(1)	29	袋廻川	-	C	口	年間	0.1	7.9	8.1	0	4	5.7	9.6	0	4	7.4	0.6	1.9	0	4	0.6	1.9	0	4	1.3	1.4	1.8	2	7	0	4	4	7.9E+03	5.4E+05	-	4	1.5E+05
その他	30	具志川	-	-	-	年間	0.1	7.6	8.1	-	4	4.5	7.9	-	4	5.8	5.7	15.4	-	4	5.7	15.4	-	4	9.1	7.6	8.5	1	8	-	4	3	3.3E+04	4.9E+05	-	4	2.4E+05
	31	ハーゲラ川	-	-	-	年間	0.1	7.9	8.6	-	4	5.9	13.1	-	4	9.7	2.4	4.9	-	4	2.4	4.9	-	4	3.9	4.1	4.5	1	10	-	4	5	7.9E+04	1.3E+06	-	4	5.8E+05

:平均値、中央値及び75%値を求めるに当たり、定量下限値未満の結果については、定量下限値をその値として計算した。

7 - 1 - 3 . 海域測定結果

(1)生活環境項目(海域)

(備考)m:環境基準値を超える検体数、n:総検体数、x:環境基準に値しない日数、y:総観測日

水域名	県番号	地点名	地点統一番号	類型	達成期間	調査区分	採取水深	pH		DO(mg/L)				COD(mg/L)						大腸菌群数(MPN/100mL)				n-ヘキサン抽出物質 油分等(mg/L)													
								最小値	最大値	m	n	最小値	最大値	m	n	平均値	最小値	最大値	m	n	平均値	最小値	最大値	m	n	平均値	最小値	最大値	m	n	平均値						
那霸港海域	31	那霸港沖	47-604-01	A	□	年間	0.1	8.1	8.2	0	6	7.2	8.2	2	6	7.7	1.4	1.9	0	6	1.4	1.9	0	6	1.8	1.8	1.9	2.3E+01	1.1E+03	1	6	2.3E+02	<0.5	<0.5	0	6	<0.5
	32-1	那霸港入口	47-604-54	(A)	□	年間	0.1	7.9	8.1	0	6	6.7	8.2	2	6	7.5	1.9	2.9	3	6	1.9	2.9	3	6	2.2	2.0	2.3	7.9E+01	3.3E+03	2	6	1.4E+03	<0.5	<0.5	0	6	<0.5
	33	那霸港内	47-604-02	A	□	年間	0.1	7.9	8.1	0	12	6.3	8.2	4	12	7.5	1.9	2.4	6	12	1.9	2.4	6	12	2.1	2.0	2.3	7.9E+01	1.3E+04	6	12	2.7E+03	<0.5	<0.5	0	12	<0.5
	34	那霸新港入口	47-604-03	A	□	年間	0.1	8.1	8.2	0	12	7.3	8.5	4	12	7.9	1.6	2.3	2	12	1.6	2.3	2	12	1.9	1.9	1.9	2.3E+01	1.3E+04	1	12	1.4E+03	<0.5	<0.5	0	12	<0.5
	35	泊港内	47-604-04	A	□	年間	0.1	8.0	8.2	0	12	6.5	8.9	6	12	7.4	1.9	2.6	5	12	1.9	2.6	5	12	2.1	2.0	2.3	3.3E+01	7.9E+03	5	12	1.9E+03	<0.5	<0.5	0	12	<0.5
	36	自謝加瀬東	47-604-05	A	□	年間	0.1	8.1	8.2	0	6	7.2	8.3	2	6	7.8	1.6	2.6	1	6	1.6	2.6	1	6	1.9	1.9	1.9	1.7E+01	1.7E+02	0	6	6.2E+01	<0.5	<0.5	0	6	<0.5

:平均値、中央値及び75%値を求めるに当たり、定量下限値未満の結果については、定量下限値をその値として計算した。

- 101 -

(2)生活環境項目 全窒素、全燐

(備考)m:環境基準値を超える検体数、n:総検体数、x:環境基準に値しない日数、y:総観測日。採取水深全層は全ての採取位置の検体の平均

水域名	県番号	地点名	地点統一番号	調査区分	採取水深	全窒素(mg/L)						全燐(mg/L)						日間平均値					
						最小値	最大値	m	n	最小値	最大値	x	y	平均値	最小値	最大値	m	n	最小値	最大値	x	y	平均値
那霸港海域	31	那霸港沖	47-604-01	年間	0.1	0.17	0.47	-	2	0.17	0.47	-	2	0.32	0.009	0.021	-	2	0.009	0.021	-	2	0.015
	32-1	那霸港入口	47-604-54	年間	0.1	0.50	1.46	-	2	0.50	1.46	-	2	0.98	0.050	0.086	-	2	0.050	0.086	-	2	0.068
	33	那霸港内	47-604-02	年間	0.1	0.44	1.01	-	2	0.44	1.01	-	2	0.73	0.056	0.113	-	2	0.056	0.113	-	2	0.085
	34	那霸新港入口	47-604-03	年間	0.1	0.20	0.27	-	2	0.20	0.27	-	2	0.24	0.011	0.017	-	2	0.011	0.017	-	2	0.014
	35	泊港内	47-604-04	年間	0.1	0.30	0.48	-	2	0.30	0.48	-	2	0.39	0.028	0.054	-	2	0.028	0.054	-	2	0.041
	36	自謝加瀬東	47-604-05	年間	0.1	0.16	0.17	-	2	0.16	0.17	-	2	0.17	0.008	0.009	-	2	0.008	0.009	-	2	0.009

:平均値を求めるに当たり、定量下限値未満の結果については、定量下限値をその値として計算した。

(3)健康項目及び全亜鉛(海域)

		河川名	那霸港海域	
		統一地点番号	4760402	
		県地点番号	33	
		採水日	8/18	
分類	項目名	環境基準値	単位	
健 康 項 目	カドミウム	0.003	mg/L	<0.0003
	全シアン	検出されないこと	mg/L	<0.1
	鉛	0.01	mg/L	<0.002
	六価クロム	0.05	mg/L	<0.005
	砒素	0.01	mg/L	<0.002
	総水銀	0.005	mg/L	<0.0005
	アルキル水銀	検出されないこと	mg/L	<0.0005
	PCB	検出されないこと	mg/L	<0.0005
	ジクロロメタン	0.02	mg/L	<0.0002
	四塩化炭素	0.002	mg/L	<0.0002
	1,2-ジクロロエタン	0.004	mg/L	<0.0002
	1,1-ジクロロエレン	0.1	mg/L	<0.0002
	シス-1,2-ジクロロエレン	0.04	mg/L	<0.0002
	1,1,1-トリクロロエタン	1	mg/L	<0.0002
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006	mg/L	<0.0002
	トリクロロエチレン	0.03	mg/L	<0.0002
	テトラクロロエチレン	0.01	mg/L	<0.0002
	1,3-ジクロロプロパン	0.002	mg/L	<0.0002
	チウラム	0.006	mg/L	<0.0006
	シマジン	0.003	mg/L	<0.0003
	チオベンカルブ	0.02	mg/L	<0.001
	ベンゼン	0.01	mg/L	<0.0002
	セレン	0.01	mg/L	<0.002
	硝酸性窒素	-	mg/L	0.43
	亜硝酸性窒素	-	mg/L	0.033
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10	mg/L	0.47
	1,4-ジオキサン	0.05	mg/L	<0.005
その他	全亜鉛	-	mg/L	0.010
分析担当機関名		一般財団法人 沖縄県環境科学センター		

7 - 1 - 4 . 底質測定結果

底質(河川)

()シアンと六価クロムは交互に測定。H26は六価クロム

河川名	地点名	地点統一一番号	採取年月日	乾燥減量 (%)	強熱減量 (%)	COD (mg/g)	カドミウム (mg/kg)	鉛 (mg/kg)	シアン() (mg/kg)	六価クロム() (mg/kg)	砒素 (mg/kg)	総水銀 (mg/kg)	アルキル水銀 (mg/kg)	PCB (mg/kg)
国場川	真玉橋	4700501	H26.10.10	23.2	3.3	3.5	0.25	10.5	-	<2	5.94	0.03	<0.01	0.01
安謝川	安謝橋	4702601	H26.10.10	23.0	3.8	2.2	0.19	11.4	-	<2	5.69	0.02	<0.01	0.01
暫定除去基準値(mg/kg)				-	-	-	-	-	-	-	-	25	-	10

底質(海域)

()シアンと六価クロムは交互に測定。H26は六価クロム

水域名	地点名	地点統一一番号	採取年月日	乾燥減量 (%)	強熱減量 (%)	COD (mg/g)	カドミウム (mg/kg)	鉛 (mg/kg)	シアン() (mg/kg)	六価クロム() (mg/kg)	砒素 (mg/kg)	総水銀 (mg/kg)	アルキル水銀 (mg/kg)	PCB (mg/kg)
那霸港 海域	那霸港内	4760402	H26.9.9	39.8	8.6	11.6	0.20	29.2	-	<2	12.1	0.08	<0.01	0.09
暫定除去基準値(mg/kg)				-	-	-	-	-	-	-	-	25	-	10

7 - 1 - 5 . 主要海水浴場水質測定結果

平成26年度 主要水浴水質調査結果

番号	(ふりがな) 水浴場名	調査 月日	遊泳期間前								判定	調査 月日	遊泳期間中								判定					
			ふん便性 大腸菌群数 (個/100mL)			COD (mg/L)			透明度 (m)					ふん便性 大腸菌群数 (個/100mL)			COD			透明度						
			最小	最大	平均	最小	最大	平均	最小	最大	平均		最小	最大	平均	最小	最大	平均	最小	最大						
			H26	H25									最小	最大	平均	最小	最大	平均	最小	最大						
1	なみ うえ 波の上	4/21 4/22	3	54	18	1.5	1.6	1.6	>1	>1	>1	なし	水質A	水質A	8/11 8/12	10	56	32	1.8	1.9	1.9	>1	>1	なし	水質A	水質A

7 - 1 - 6 . 地下水水質測定結果

地下水水質測定結果表

調査担当機関名		採水 : 一般財団法人 沖縄県環境科学センター 分析 : 一般財団法人 沖縄県環境科学センター
調査区分		①概況(新) 2.概況(再) 3.モニタリング 4.周辺
市町村名		那霸市
地区名		首里大名町
井戸名又は井戸番号		マージガー
井戸の諸元	井戸深度(m)	2.2
	浅井戸深井戸の別	不明
	用途	その他の井戸
採水年月日		平成26年8月18日
水温(°C)		24.3
		基準値 結果
健 康 項 目	カドミウム (mg/L)	0.003 <0.0003
	全シアン (mg/L)	検出されないこと <0.1
	鉛 (mg/L)	0.01 <0.002
	六価クロム (mg/L)	0.05 <0.005
	砒素 (mg/L)	0.01 <0.002
	総水銀 (mg/L)	0.0005 <0.0005
	アルキル水銀 (mg/L)	検出されないこと <0.0005
	P C B (mg/L)	検出されないこと <0.0005
	ジクロロメタン (mg/L)	0.02 <0.0002
	四塩化炭素 (mg/L)	0.002 <0.0002
	塩化ビニルモノマー (mg/L)	0.002 <0.0002
	1,2-ジクロロエタン (mg/L)	0.004 <0.0002
	1,1-ジクロロエチレン (mg/L)	0.1 <0.0002
	1,2-ジクロロエチレン (mg/L)	0.04 <0.0002
	1,1,1-トリクロロエタン(MC) (mg/L)	1 <0.0002
	1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)	0.006 <0.0002
	トリクロロエチレン(TCE) (mg/L)	0.03 <0.0002
	テトラクロロエチレン(PCE) (mg/L)	0.01 <0.0002
	1,3-ジクロロプロパン (mg/L)	0.002 <0.0002
	チウラム (mg/L)	0.006 <0.0006
シマジン (mg/L)	0.003 <0.0003	
チオベンカルブ (mg/L)	0.02 <0.001	
ベンゼン (mg/L)	0.01 <0.0002	
セレン (mg/L)	0.01 <0.002	
硝酸性窒素 (mg/L)	1.73	
亜硝酸性窒素 (mg/L)	<0.001	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/L)	10 1.73	
ふつ素 (mg/L)	0.8 0.18	
ほう素 (mg/L)	1 <0.02	
1,4-ジオキサン (mg/L)	0.05 <0.005	
その他	pH	7.3
	電気伝導率(EC) (mS/m)	31.0

7 - 2 . 水質の経年変化

7 - 2 - 1 . 河川の経年変化 (県測定計画)

河川(県測定計画) : 水質の環境基準達成状況(数値の上段はBOD75%、下段は平均値:単位mg/L)

河川No	環境基準類型指定水域名	地点番号	類型	基準値	地点名	年度									
						H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
1	国場川(1)	7-口	C	5	那覇大橋	3.6	1.5	2.2	2.0	1.4	1.5	2.1	1.9	2.0	2.1
						3.1	1.6	1.9	2.0	1.1	1.3	1.9	1.6	1.8	1.5
	国場川(2)	8	E	10	真玉橋	7.4	5.2	5.2	5.7	3.5	4.7	2.8	3.8	5.2	3.5
						6.4	4.4	4.7	5.6	3.3	3.5	2.5	2.9	4.4	3.8
	久茂地川	9	(E)	10	一日橋	19.0	22.0	13.0	13.0	12.0	9.5	7.2	4.8	6.4	6.4
						15.0	14.0	11.0	9.7	9.6	5.8	5.4	4.3	5.4	4.1
2	久茂地川	81	C	5	泉崎橋	2.7	2.1	2.7	1.6	1.4	1.4	1.1	1.9	1.4	1.2
						2.4	1.7	2.2	1.4	1.2	1.1	1.0	1.4	1.2	1.0
		82	(C)	5	久茂地橋	2.6	2.7	1.9	1.4	2.0	1.6	1.3	1.2	1.2	0.8
	安里川	83	(C)	5	四条橋	2.4	2.3	1.7	1.2	1.5	1.4	1.2	1.2	1.3	0.9
						11.0	8.1	9.2	3.5	3.0	3.1	3.2	2.9	3.6	2.4
		84	(D)	8	中之橋	8.9	6.6	7.0	3.6	2.9	2.7	2.8	2.7	3.1	2.2
3	安里川	85	D	8	安里新橋(注1)	2.6	2.1	2.3	2.0	1.5	1.2	1.0	1.5	1.1	0.9
						2.5	1.8	1.9	2.0	1.4	1.2	0.9	1.2	1.0	0.9
		86	(D)	8	大道練兵橋	4.4	4.1	3.1	3.0	1.6	2.6	1.4	2.3	3.1	1.4
						3.9	3.4	2.8	2.4	1.4	2.2	1.1	1.8	1.9	1.1
		87	(D)	8	塞川橋	9.1	7.6	8.1	6.8	1.9	1.8	1.8	1.7	2.4	1.7
						6.4	5.8	5.8	4.5	2.2	1.6	1.4	1.7	2.1	1.5
		88	(D)	8	宝口樋川下流10m(注2)	2.9	2.7	2.4	2.4	1.8	1.4	2.6	1.2	1.1	1.4
						2.9	2.4	2.2	2.2	1.3	1.5	2.0	1.1	1.0	1.3
4	安謝川	92	C	5	安謝橋	22.0	24.0	45.0	16.0	9.0	11.0	8.4	4.2	7.1	3.9
						17.0	23.0	30.0	21.0	7.9	9.4	6.5	2.2	5.2	2.1
		93	(C)	5	宇久増橋(注3)	2.5	2.9	2.1	1.6	1.9	2.7	1.6	2.5	1.1	1.0
						2.2	3.0	1.9	1.6	1.6	1.6	1.1	1.5	0.9	0.9
		94	(C)	5	末吉新橋	7.2	8.2	7.4	4.8	2.9	2.8	3.7	1.3	2.4	1.9
						4.7	6.6	4.9	3.7	2.4	2.4	2.5	1.5	2.1	1.7
5	昭和橋	95	(C)	5	昭和橋	1.6	2.1	1.2	2.1	0.8	0.9	0.9	0.9	<0.5	0.5
						1.4	2.1	1.2	1.5	0.8	0.8	1.0	0.9	0.5	0.5
		96	(C)	5	昭和橋	5.5	6.4	5.0	7.2	3.2	1.6	1.5	1.4	1.8	1.7
						5.8	5.2	3.8	4.4	2.3	1.6	1.3	1.2	1.7	1.4

* 類型欄の()なしは環境基準点、()付きは補助点

* 網掛けは、環境基準不適合 * 青字は定量下限値未満を示す。

* 下線の水域は、平成16年度に上位類型へ見直しを行った水域

(注1)旧称:蔡温橋下流200mの橋、(注2)旧称:儀保橋、(注3)旧称:内間橋

ア 国場川

国場川は、下流域は河口湖の形状で広大な干潟を有し那覇港に注ぎます。昭和 48 年度に明治橋から真玉橋までを C 類型 (BOD5mg/L 以下)、真玉橋から上流の一日橋までと長堂川の翔南製糖取水堰までを E 類型 (BOD10mg/L 以下) に指定されています。

環境基準点における水質の経年変化は、那覇大橋地点で過去 10 年以上環境基準を達成しています。真玉橋地点でも過去 10 年以上環境基準を達成しています。

また、国場川の上流にあたる一日橋地点では、環境基準補助点ではありますが、平成 22 年から基準を満たしている状態にあります。

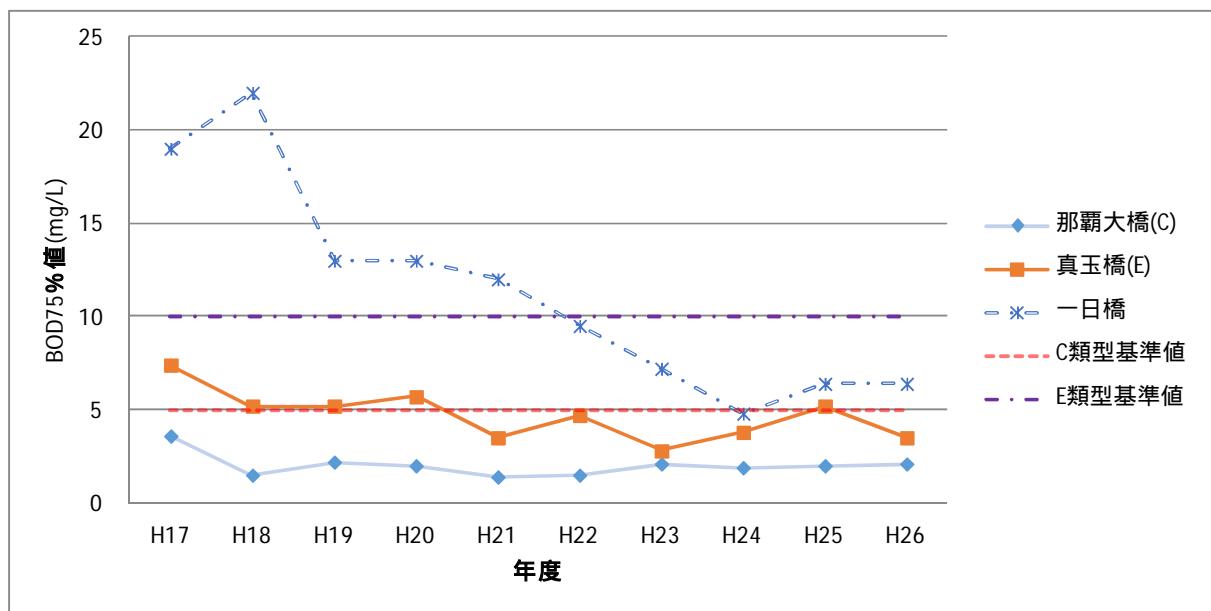


図 7-2-1-1 国場川の水質 (BOD75% 値) 経年変化

イ 久茂地川

久茂地川は、泊の崇元寺付近で安里川から分岐し、明治橋を経由して那覇港に注ぐ典型的な都市河川です。昭和 53 年度に E 類型 (BOD10mg/L 以下) 指定されていましたが、その後、水質が改善傾向にあったことから、平成 16 年度に C 類型 (BOD5mg/L 以下) に見直されています。環境基準点における水質の経年変化は、泉崎橋地点で 10 以上継続して環境基準を達成しています。

また、環境基準補助点にあたる四条橋においても、平成 20 年からは環境基準を満たしています。

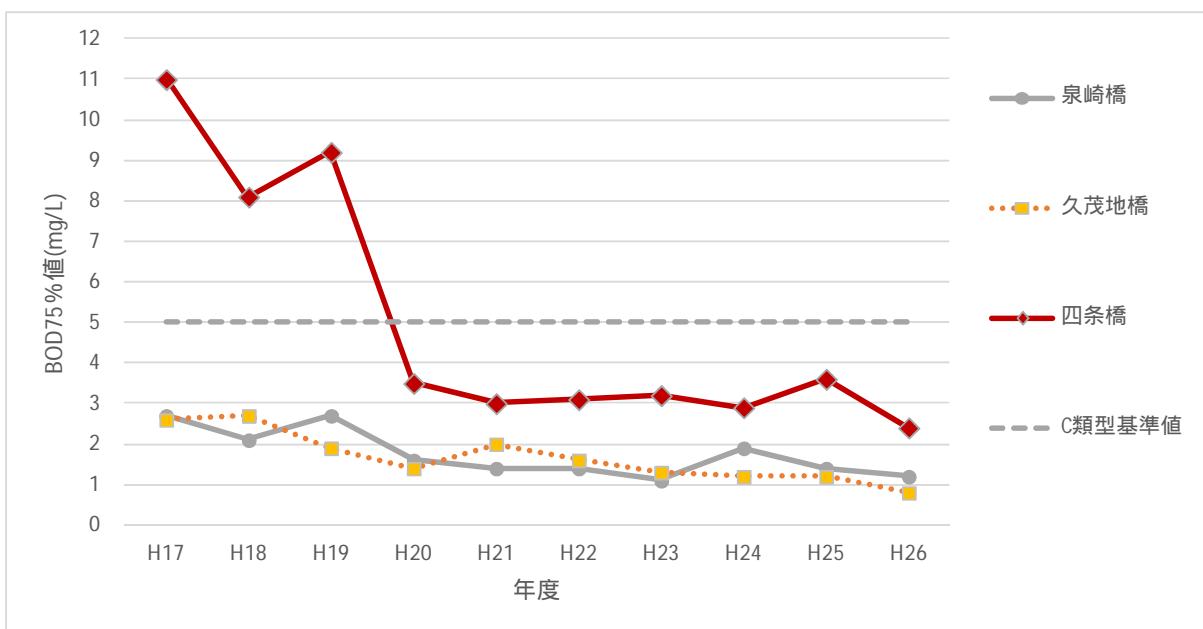


図 7-2-1-2 久茂地川の水質 (BOD75% 値) 経年変化

ウ 安里川

安里川は、首里鳥堀町付近に端を発し、金城ダムを経て市街地を流下し、泊港に注ぐ河川です。久茂地川と同様、昭和 53 年度に E 類型 (BOD10mg/L 以下) 指定されていましたが、平成 16 年度に D 類型 (BOD8mg/L 以下) に見直されています。環境基準点における水質の経年変化は、安里新橋地点で 10 年以上継続して環境基準を達成しています。

最上流部における環境基準補助点の宝口樋川下流の水質が最も悪いが、平成 24 年からは、環境基準を満たしています。

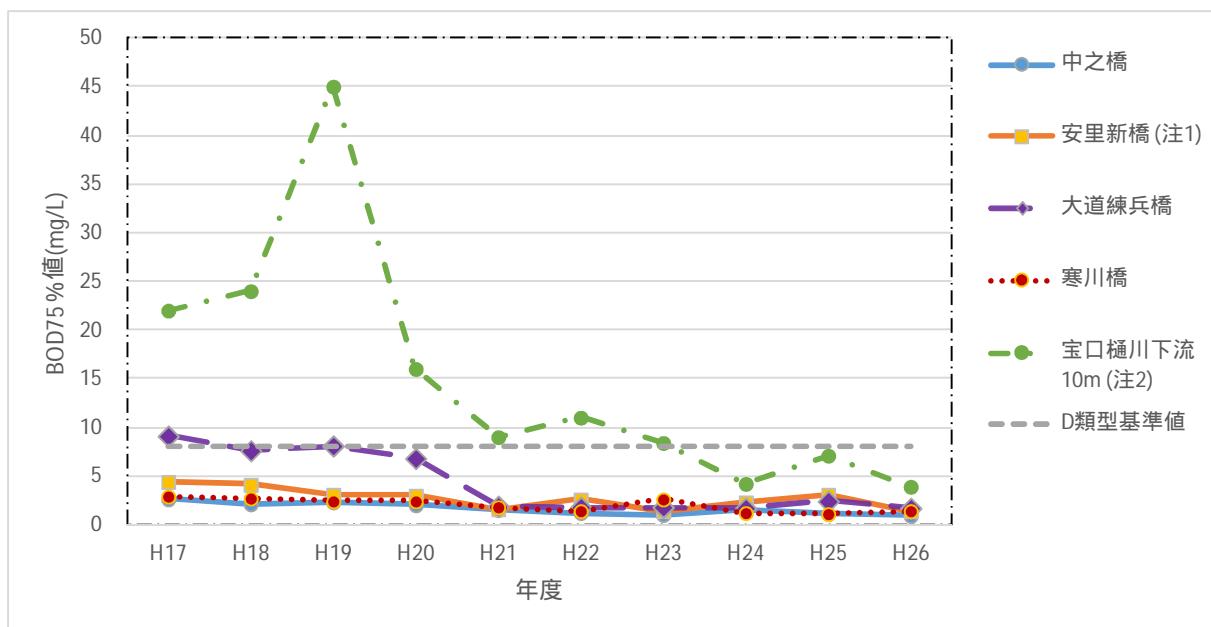


図 7-2-1-3 安里川の水質 (BOD75% 値) 経年変化

工 安謝川

安謝川は、首里石嶺付近を源に、浦添市との市境界を流下して那霸新港に注ぎます。昭和 53 年度に E 類型 (BOD10mg/L 以下) 指定されていました。平成 16 年度に C 類型 (BOD5mg/L 以下) に見直されています。環境基準点における水質の経年変化は、安謝橋地点で 10 年以上継続して環境基準を達成しています。

また、上流部の環境基準補助点にあたる宇久増橋や昭和橋も近年では、環境基準を継続して満たしています。

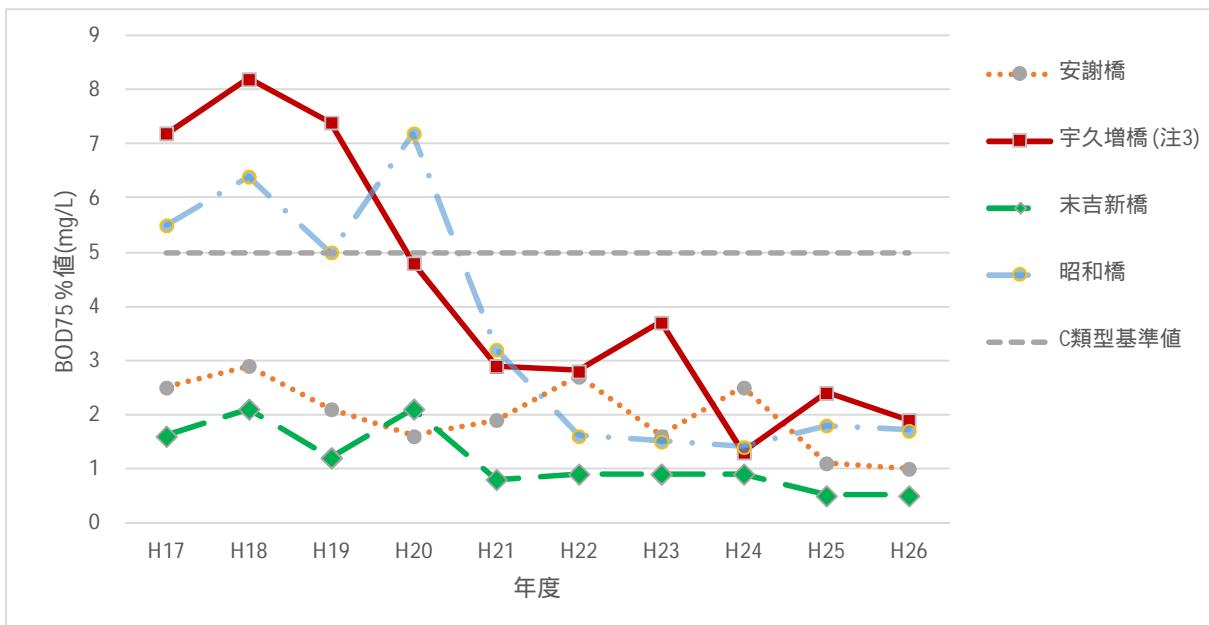


図 7-2-1-4 安謝川の水質 (BOD75% 値) 経年変化

7 - 2 - 2 . 河川の経年変化 (市測定計画)

河川(市測定計画):水質の環境基準達成状況(数値の上段はBOD75%、下段は平均値:単位mg/L)

河川No	環境基準類型指定水域名	市地点番号	類型	基準値	地点名	年度									
						H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
1	安謝川	2	C	5	花見橋	0.9	0.9	0.9	0.7	0.6	0.7	1.3	0.6	<0.5	<0.5
						0.9	0.7	0.7	0.6	0.5	0.6	0.9	0.6	<0.5	<0.5
		6	C	5	環状2号線上の橋	60.4	2.3	1.3	3.0	1.6	4.5	1.7	0.8	1.7	1.2
						31.5	1.5	1.1	1.4	1.3	3.4	1.3	0.7	1.4	1.6
2	安里川	7	D	8	鳥堀橋	299	330	164	397	451	213	370	59.6	36.6	11.7
						289	226	164	227	295	138	157	71.3	34.6	43.8
		10	D	8	茶湯崎橋	24.4	19.0	9.5	8.9	4.7	4.0	11.4	2.5	2.8	1.4
						21.9	13.1	6.6	5.4	4.6	3.8	5.1	2.9	4.7	1.4
		11	D	8	ナーゲラ橋	8.7	7.6	4.0	6.2	28.9	7.8	3.6	1.1	4.1	2.6
						6.0	4.5	2.3	3.0	11.5	4.0	3.0	1.1	3.0	2.3
		14	D	8	開眼橋	18.3	6.5	15.4	8.5	4.6	7.4	3.4	2.5	2.3	2.8
						18.2	4.4	8.0	5.1	3.2	5.1	2.9	2.0	1.9	3.0
3	久茂地川	18	C	5	夫婦橋	1.9	1.9	1.3	1.5	1.2	1.7	1.0	0.6	1.7	1.2
						1.6	1.3	1.0	1.2	0.9	1.4	0.8	0.9	1.5	1.1
		20	C	5	十貫瀬橋上流	5.4	3.7	3.0	3.5	2.4	3.4	2.9	2.4	1.9	1.2
						5.4	2.4	2.9	2.5	1.9	3.0	1.8	1.9	3.1	1.1
4	国場川(2)	24	E	10	新国場橋	12.0	9.4	16.3	11.0	6.2	7.7	3.5	4.7	7.6	3.5
						10.6	6.2	9.6	6.2	4.0	4.0	2.5	4.3	6.8	3.3
	国場川(1)	29	C	5	袋廻川	6.0	24.1	5.8	3.0	2.3	2.8	2.3	1.8	1.6	1.8
						5.2	12.6	3.6	2.6	2.0	2.0	1.7	1.7	1.5	1.3
5	その他	30	-	-	具志川	103	57.8	21.7	19.9	19.8	19.4	46.1	12.5	18.4	8.5
						94.8	51.3	21.2	17.9	16.7	17.9	23.2	13.2	18.0	9.1
		31	-	-	ハーゲラ川	22.3	9.2	16.7	14.4	10.3	17.9	10.2	7.5	11.5	4.5
						16.8	8.2	13.3	9.5	8.6	14.8	7.5	6.4	9.5	3.9

* 網掛けは、環境基準不適合 * 青字は定量下限値未満を示す。

ア 安謝川

安謝川は、平成 16 年度に C 類型 (BOD5mg/L 以下) に見直されています。花見橋地点における水質の経年変化は、平成 16 年度以降継続して環境基準を達成しています。環状 2 号線の橋地点では、平成 17 年度に基準値を超過しましたが、平成 18 年度以降は継続して環境基準を達成しています。

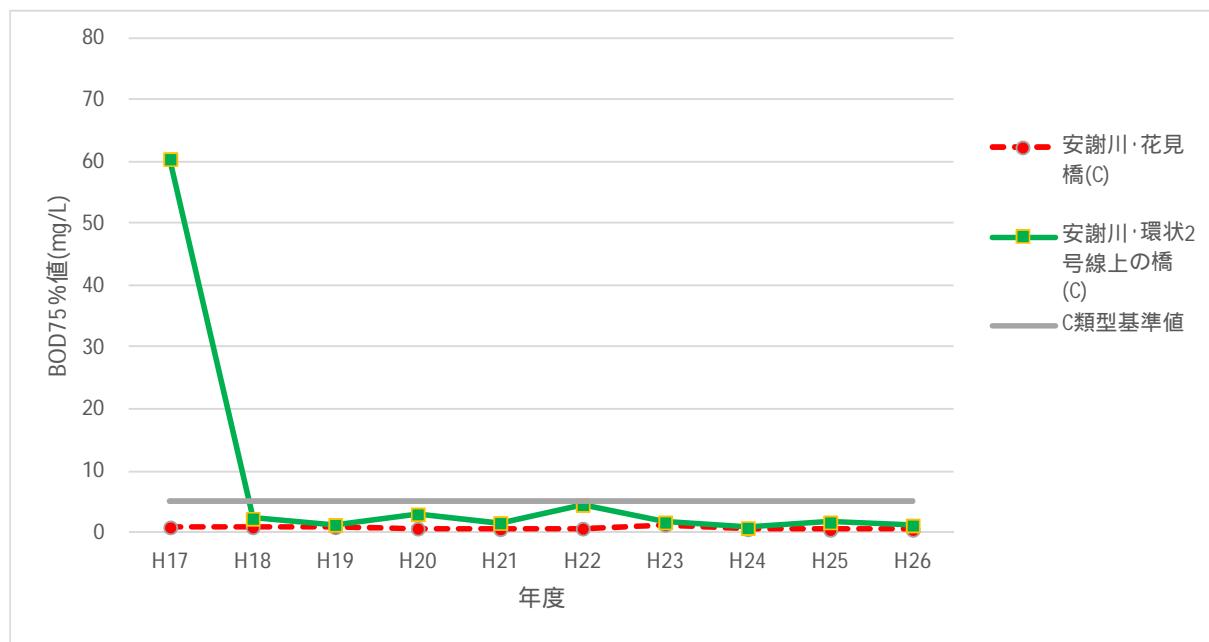


図 7-2-2-1 安謝川の水質 (BOD75% 値) 経年変化

イ 安里川

安里川は、平成 16 年度に D 類型 (BOD8mg/L 以下) に見直されています。平成 16 年度以降の水質の経年変化は、上流のナーゲラ橋地点では平成 17 年度と 21 年度に、中流域の開眼橋地点では平成 17 年度及び 19 年度、20 年度に環境基準を超える値を示していますが、両地点とも平成 22 年度以降は継続して環境基準を達成しています。

安里川支流上流の鳥堀橋地点では BOD11.7 ~ 451mg/L の範囲で大きく変動していますが、一方、下流の茶湯崎橋地点では 1.4 ~ 24.4mg/L の範囲で安定的に推移しています。

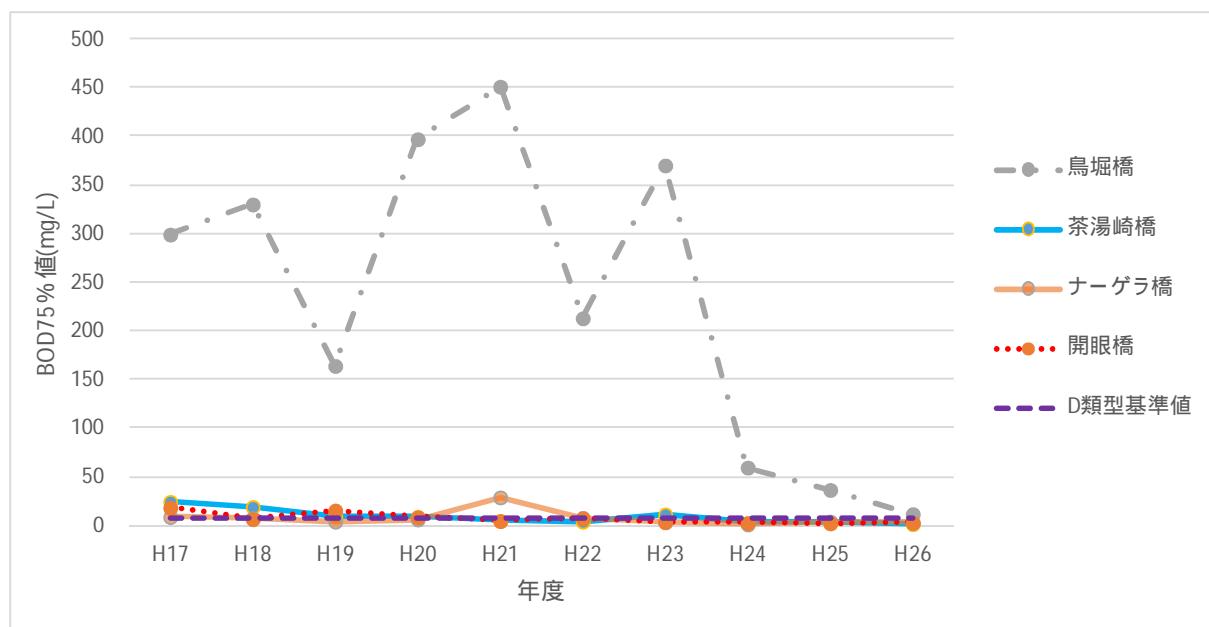


図 7-2-2-2 安里川の水質 (BOD75% 値) 経年変化

ウ 久茂地川

久茂地川は、平成 16 年度に C 類型(BOD5mg/L 以下)に見直されています。平成 16 年度以降の水質の経年変化は、十貫瀬橋上流地点及び夫婦橋地点の両地点で継続して環境基準を達成しています。

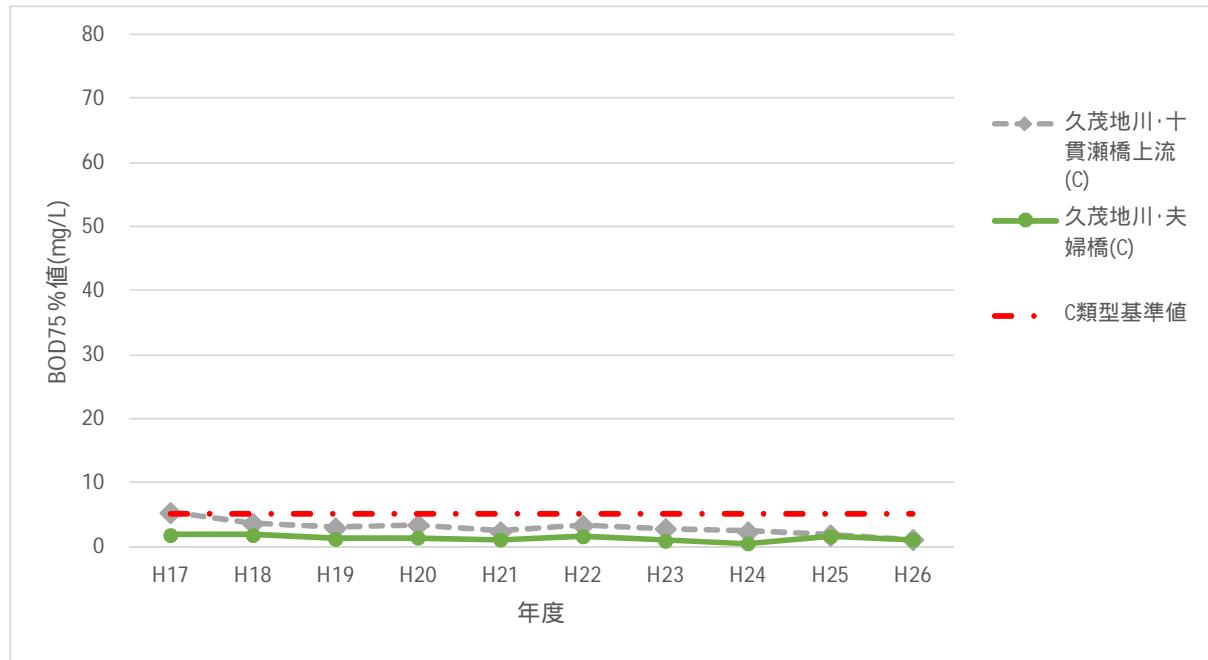


図 7-2-2-3 久茂地川の水質 (BOD75% 値) 経年変化

工 国場川

国場川は、昭和 48 年度に明治橋から真玉橋までを C 類型 (BOD5mg/L 以下)、真玉橋から上流の一日橋までと長堂川の翔南製糖取水せきまでを E 類型 (10mg/L 以下) に指定されています。

袋廻川地点 (C 類型) は、国場川下流の干潟に合流する都市河川です。平成 16 年度以降の水質の経年変化は、平成 18 年度に比較的に高い値 (BOD24.1mg/L) を示しましたが、その後水質浄化の傾向にあり、平成 20 年度以降は継続して環境基準を達成しています。

新国場橋地点 (E 類型) の水質の経年変化は、平成 17 年度及び 19 年度、20 年度に環境基準を超える値を示していますが、平成 21 年度以降は継続して環境基準を達成しています。

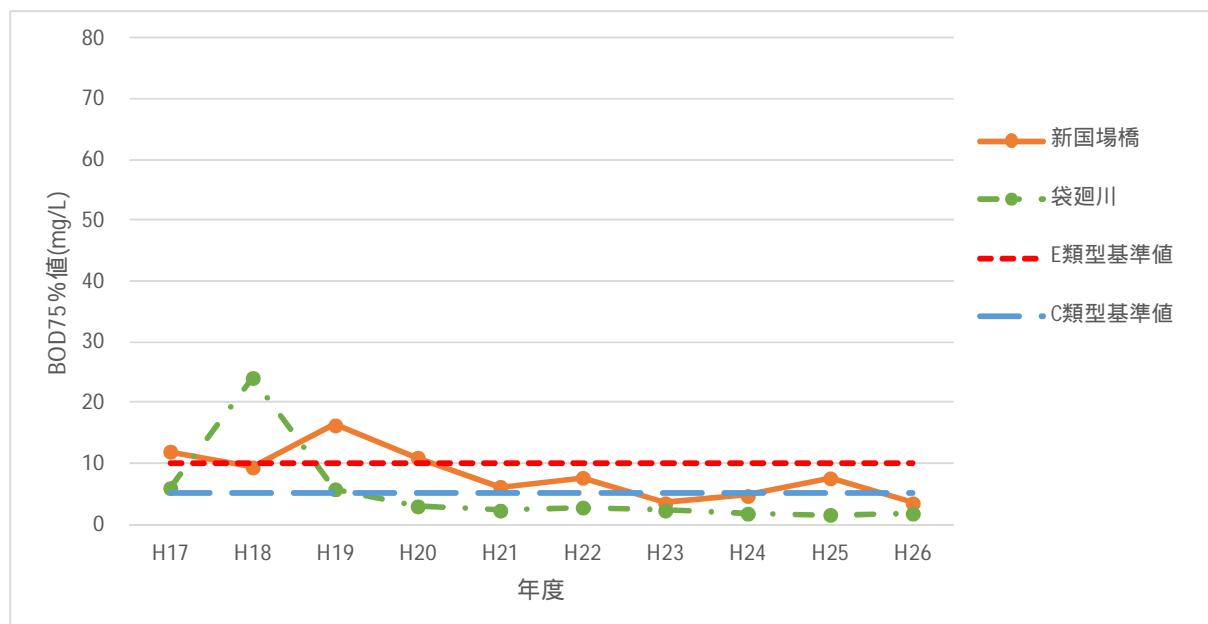


図 7-2-2-4 国場川の水質 (BOD75% 値) 経年変化

オ その他（具志川、ハーゲラ川）

具志川及び、ハーゲラ川も都市河川（排水路）です。過去10年間の水質の経年変化は、具志川は8.5～57.8の範囲で比較的大きな変動を示しています。ハーゲラ川は4.5～22.3mg/Lの範囲で推移しています。

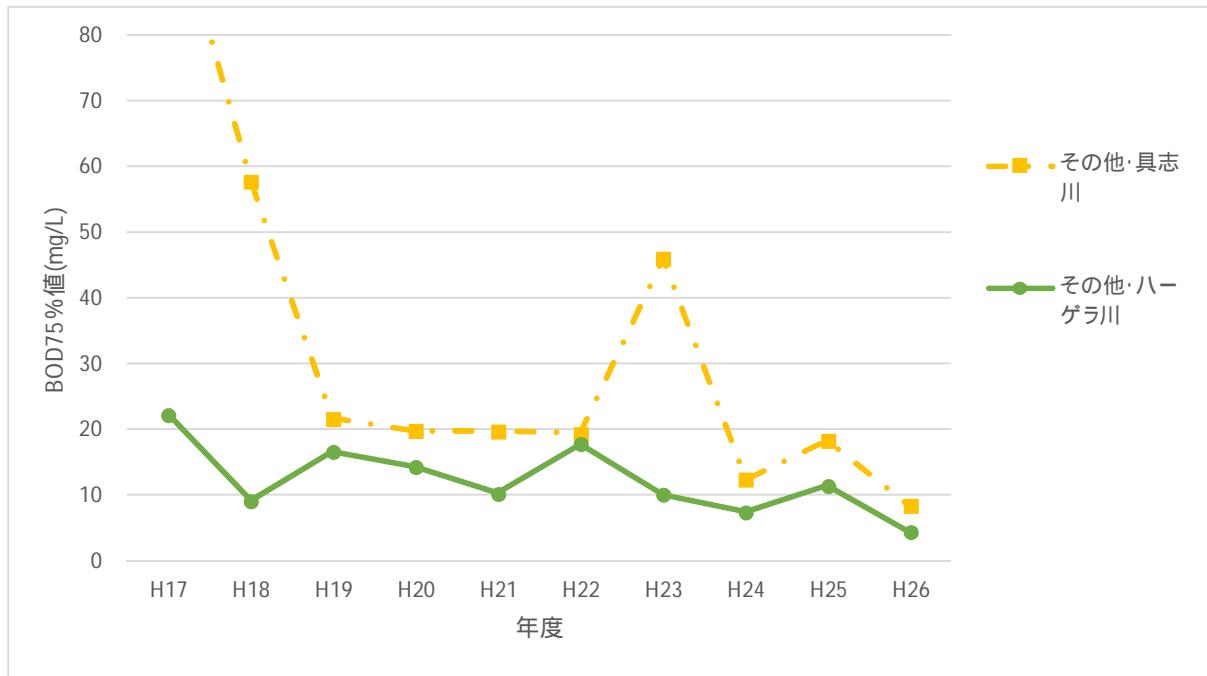


図 7-2-2-5 具志川、ハーゲラ川の水質（BOD75%値）経年変化

7 - 2 - 3 . 海域の経年変化

海域:水質の環境基準達成状況(数値の上段はCOD75%、下段は平均値:単位mg/L)

海域 No	環境基準 類型指定 水域名	地点 番号	類 型	基 準 値	地点名	年度									
						H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
1 那霸港海域	31	A	2	那霸港沖	1.3	1.5	1.8	0.6	0.6	1.2	0.6	1.2	1.8	1.9	
					1.3	1.2	1.2	0.7	0.6	0.8	0.7	1.0	1.6	1.8	
	32-1	(A)	2	那霸港入口	2.1	2.6	1.4	2.4	2.0	2.4	1.2	2.0	2.4	2.3	
					2.0	1.8	1.5	1.8	1.8	1.9	1.0	1.6	2.1	2.2	
	33	A	2	那霸港内	2.5	3.7	3.2	1.2	2.0	3.2	1.2	1.4	3.3	2.3	
					2.4	2.8	2.6	1.1	1.6	2.2	1.0	1.3	2.9	2.1	
	34	A	2	那霸新港入口	1.2	1.5	1.6	0.8	0.8	1.2	0.6	0.8	1.8	1.9	
					1.3	1.4	1.6	0.8	0.7	0.9	0.6	0.7	1.7	1.9	
2 泊港	35	A	2	泊港内	2.6	2.6	1.8	2.0	1.6	1.6	0.7	1.2	2.5	2.3	
					1.7	2.0	1.2	1.4	1.2	1.4	0.6	1.6	2.3	2.1	
3 自謝加瀬	36	A	2	自謝加瀬東	0.7	2.0	2.4	0.6	0.8	0.8	<0.5	0.8	1.9	1.9	
					0.8	1.2	1.3	0.6	0.7	0.7	0.6	0.7	1.9	1.9	

* 類型欄の()なしは環境基準点、()付きは補助点

* 網掛けは、環境基準不適合

ア 那霸港海域

那霸港海域は、那霸新港ふ頭の伊奈武瀬から沖合いの自謝加瀬、干の瀬のさんご礁を経て那霸空港北岸に囲まれる水域で、那霸港、泊港及び那霸新港が立地しており、背後には市街地が広がっています。

昭和 50 年度に環境基準の A 類型 (COD2mg/L 以下) に指定されています。那霸港内では平成 17 ~ 19 年度及び平成 22 年度、並びに平成 25, 26 年度において、泊港内では平成 17, 18 年度及び平成 25, 26 年度において、自謝加瀬東では平成 19 年度において、環境基準を達成しませんでした。那霸港沖及び那霸新港入口においては、継続して環境基準を達成しています。

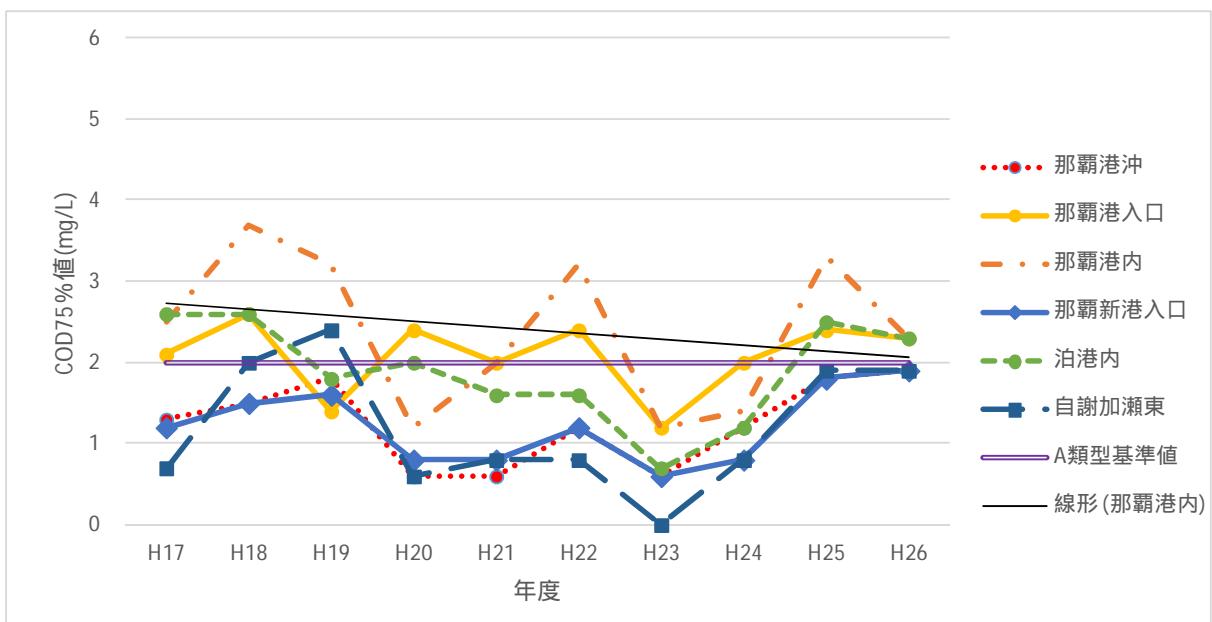


図 7-2-3 那霸港海域の水質 (COD75% 値) 経年変化

7-2-4. 市内河川水質のワースト5・ベスト5(BOD)

(1) 県測定計画測定地点の水質ワースト5・ベスト5

県測定計画測定地点の水質ワースト5

BOD平均値: 単位mg/L

H22年度					H23年度					H24年度					H25年度					H26年度									
ワースト順位	河川名	地点名	種別	環境基準値	BOD	ワースト順位	河川名	地点名	種別	環境基準値	BOD	ワースト順位	河川名	地点名	種別	環境基準値	BOD	ワースト順位	河川名	地点名	種別	環境基準値	BOD	ワースト順位	河川名	地点名	種別	環境基準値	BOD
1	安里川	宝口橋川下流10m(注2)	県	8	9.4	1	安里川	宝口橋川下流10m(注2)	県	8	6.5	1	国場川	一日橋	県	10	4.3	1	国場川	一日橋	県	10	5.4	1	国場川	一日橋	県	10	6.4
2	国場川	一日橋	県	10	5.8	2	国場川	一日橋	県	10	5.4	2	国場川	真玉橋	県	10	2.9	2	安里川	宝口橋川下流10m(注2)	県	8	5.2	2	安里川	宝口橋川下流10m(注2)	県	8	3.9
3	国場川	真玉橋	県	10	3.5	3	久茂地川	四条橋	県	5	2.8	3	久茂地川	四条橋	県	5	2.7	3	国場川	真玉橋	県	10	4.4	3	国場川	真玉橋	県	10	4.4
4	久茂地川	四条橋	県	5	2.7	4	安謝川	国場川	県	5	2.5	4	安里川	宝口橋川下流10m(注2)	県	8	2.2	4	久茂地川	四条橋	県	5	3.1	4	久茂地川	四条橋	県	5	2.4
5	安謝川	宇久増橋(注3)	県	5	2.4	5	-	-	-	-	-	5	安里川	安里新橋(注1)	県	8	1.8	5	安謝川	宇久増橋(注3)	県	5	2.1	5	国場川	那覇大橋	県	5	2.1

*種別 県: 県測定計画測定地点

* 地点名の注釈: (注1)旧称: 蔡温橋下流200mの橋、(注2)旧称: 儀保橋、(注3)旧称: 内間橋

県測定計画測定地点の水質ベスト5

BOD平均値: 単位mg/L

H22年度					H23年度					H24年度					H25年度					H26年度									
ベスト順位	河川名	地点名	種別	環境基準値	BOD	ベスト順位	河川名	地点名	種別	環境基準値	BOD	ベスト順位	河川名	地点名	種別	環境基準値	BOD	ベスト順位	河川名	地点名	種別	環境基準値	BOD	ベスト順位	河川名	地点名	種別	環境基準値	BOD
1	安謝川	末吉新橋	県	5	0.8	1	安里川	中之橋	県	8	0.9	1	安謝川	末吉新橋	県	5	0.9	1	安謝川	末吉新橋	県	5	0.5	1	安謝川	末吉新橋	県	5	0.5
2	久茂地川	泉崎橋	県	5	1.1	2	久茂地川	泉崎橋	県	5	1.0	2	安里川	寒川橋	県	8	1.1	2	安謝川	安謝橋	県	5	0.9	2	久茂地川	久茂地橋	県	5	0.8
3	安里川	中之橋	県	8	1.2	3	-	-	-	-	-	3	久茂地川	久茂地橋	県	5	1.2	3	安里川	中之橋	県	8	1.0	3	安里川	中之橋	県	8	0.9
4	国場川	那覇大橋	県	5	1.3	4	安里川	安謝川	県	8	1.1	4	-	-	-	-	-	4	-	-	-	-	4	安謝川	安謝橋	県	5	1.0	
5	久茂地川	久茂地橋	県	5	1.4	5	-	-	-	-	-	5	-	-	-	-	-	5	久茂地川	泉崎橋	県	5	1.2	5	久茂地川	泉崎橋	県	5	1.2

*種別 県: 県測定計画測定地点

* 地点名の注釈: (注1)旧称: 蔡温橋下流200mの橋、(注2)旧称: 儀保橋、(注3)旧称: 内間橋

(2)市測定計画測定地点の水質ワースト5・ベスト5

市測定計画測定地点の水質ワースト5

BOD平均値:単位mg/L

H22年度						H23年度						H24年度						H25年度						H26年度					
ワースト順位	河川名	地点名	種別	基準値	BOD	ワースト順位	河川名	地点名	種別	基準値	BOD	ワースト順位	河川名	地点名	種別	基準値	BOD	ワースト順位	河川名	地点名	種別	基準値	BOD	ワースト順位	河川名	地点名	種別	基準値	BOD
1	安里川	鳥堀橋	市	8	138	1	安里川	鳥堀橋	市	8	157	1	安里川	鳥堀橋	市	8	71.3	1	安里川	鳥堀橋	市	8	34.6	1	安里川	鳥堀橋	市	8	11.7
2	その他	具志川	市	-	17.9	2	その他	具志川	市	-	23.2	2	その他	具志川	市	-	13.2	2	その他	具志川	市	-	18.0	2	その他	具志川	市	-	8.5
3	その他	ハーゲラ川	市	-	14.8	3	その他	ハーゲラ川	市	-	7.5	3	その他	ハーゲラ川	市	-	6.4	3	その他	ハーゲラ川	市	-	9.5	3	その他	ハーゲラ川	市	-	4.5
4	安里川	開眼橋	市	8	5.1	4	安里川	茶湯崎橋	市	8	5.1	4	国場川	新国場橋	市	10	4.3	4	国場川	新国場橋	市	10	6.8	4	国場川	新国場橋	市	10	3.5
5	安里川 国場川	ナーゲラ橋 新国場橋	市	8 10	4.0	5	安里川	ナーゲラ橋	市	8	3.0	5	安里川	茶湯崎橋	市	8	2.9	5	安里川	茶湯崎橋	市	8	4.7	5	安里川	開眼橋	市	8	2.8

* 種別 市:市測定計画測定地点

市測定計画測定地点の水質ベスト5

BOD平均値:単位mg/L

H22年度						H23年度						H24年度						H25年度						H26年度					
ベスト順位	河川名	地点名	種別	基準値	BOD	ベスト順位	河川名	地点名	種別	基準値	BOD	ベスト順位	河川名	地点名	種別	基準値	BOD	ベスト順位	河川名	地点名	種別	基準値	BOD	ベスト順位	河川名	地点名	種別	基準値	BOD
1	安謝川	花見橋	市	5	0.6	1	久茂地川	夫婦橋	市	5	0.8	1	安謝川	花見橋	市	5	0.6	1	安謝川	花見橋	市	5	<0.5	1	安謝川	花見橋	市	5	<0.5
2	久茂地川	夫婦橋	市	5	1.4	2	安謝川	花見橋	市	5	0.9	2	安謝川	環状2号線上の橋	市	5	0.7	2	安謝川	環状2号線上の橋	市	5	1.4	2	安謝川 久茂地川 その他	環状2号線上の橋 夫婦橋 袋廻川	市	5	1.2
3	国場川	袋廻川	市	5	2.0	3	安謝川	環状2号線上の橋	市	5	1.3	3	久茂地川	夫婦橋	市	5	0.9	3	久茂地川 その他	夫婦橋 袋廻川	市	5	1.5	3	-	-	-	-	-
4	久茂地川	十貫瀬橋上流	市	5	3.0	4	国場川	袋廻川	市	5	1.7	4	安里川	ナーゲラ橋	市	8	1.1	4	-	-	-	-	4	-	-	-	-	-	
5	安謝川	環状2号線上の橋	市	5	3.4	5	久茂地川	十貫瀬橋上流	市	5	1.8	5	国場川	袋廻川	市	5	1.7	5	安里川	開眼橋	市	8	1.9	5	安里川	茶湯崎橋	市	8	1.4

* 種別 市:市測定計画測定地点

(3) 県測定計画測定地点・市測定計画測定地点を合わせた水質ワースト5・ベスト5

県測定計画測定地点・市測定計画測定地点を合わせた水質ワースト5

BOD平均値:単位mg/L

H22年度					H23年度					H24年度					H25年度					H26年度									
ワースト順位	河川名	地点名	種別	環境基準値	BOD	ワースト順位	河川名	地点名	種別	環境基準値	BOD	ワースト順位	河川名	地点名	種別	環境基準値	BOD	ワースト順位	河川名	地点名	種別	環境基準値	BOD	ワースト順位	河川名	地点名	種別	環境基準値	BOD
1	安里川	鳥堀橋	市	8	138	1	安里川	鳥堀橋	市	8	157	1	安里川	鳥堀橋	市	8	71.3	1	安里川	鳥堀橋	市	8	34.6	1	安里川	鳥堀橋	市	8	11.7
2	その他	具志川	市	-	17.9	2	その他	具志川	市	-	23.2	2	その他	具志川	市	-	13.2	2	その他	具志川	市	-	18.0	2	その他	具志川	市	-	8.5
3	その他	ハーゲラ川	市	-	14.8	3	その他	ハーゲラ川	市	-	7.5	3	その他	ハーゲラ川	市	-	6.4	3	その他	ハーゲラ川	市	-	9.5	3	国場川	一日橋	県	10	6.4
4	安里川	宝口橋川下流10m(注2)	県	8	9.4	4	安里川	宝口橋川下流10m(注2)	県	8	6.5	4	国場川	一日橋 新国場橋	県市	10	4.3	4	国場川	新国場橋	市	10	6.8	4	その他	ハーゲラ川	市	-	4.5
5	国場川	一日橋	県	10	5.8	5	国場川	一日橋	県	10	5.4	5	-	-	-	-	-	5	国場川	一日橋	県	10	5.4	5	国場川	真玉橋	県	10	4.4

*種別 県:県測定計画測定地点、市:市測定計画測定地点

*地点名の注釈:(注1)旧称:蔡温橋下流200mの橋、(注2)旧称:儀保橋、(注3)旧称:内間橋

県測定計画測定地点・市測定計画測定地点を合わせた水質ベスト5

BOD平均値:単位mg/L

H22年度					H23年度					H24年度					H25年度					H26年度										
ベスト順位	河川名	地点名	種別	環境基準値	BOD	ベスト順位	河川名	地点名	種別	環境基準値	BOD	ベスト順位	河川名	地点名	種別	環境基準値	BOD	ベスト順位	河川名	地点名	種別	環境基準値	BOD	ベスト順位	河川名	地点名	種別	環境基準値	BOD	
1	安謝川	花見橋	市	5	0.6	1	久茂地川	夫婦橋	市	5	0.8	1	安謝川	花見橋	市	5	0.6	1	安謝川	花見橋	市	5	<0.5	1	安謝川	花見橋	市	5	<0.5	
2	安謝川	未吉新橋	県	5	0.8	2	安謝川 安里川	花見橋 中之橋	市県	5 8	0.9	2	安謝川	環状2号線上の橋	市	5	0.7	2	安謝川	未吉新橋	県	5	0.5	2	安謝川	未吉新橋	県	5	0.5	
3	久茂地川	泉崎橋	県	5	1.1	3	-	-	-	-	-	3	久茂地川 安謝川	夫婦橋 未吉新橋	市県	5	0.9	3	安謝川	安謝橋	県	5	0.9	3	久茂地川	久茂地橋	県	5	0.8	
4	安里川	中之橋	県	8	1.2	4	久茂地川 安謝川	泉崎橋 未吉新橋	県	5	1.0	4	-	-	-	-	-	4	安里川	中之橋 塞川橋	県	8	1.0	4	安里川	中之橋	県	8	0.9	
5	国場川	那覇大橋	県	5	1.3	5	-	-	-	-	-	5	安里川	ナーゲラ橋 塞川橋	市県	8	1.1	5	-	-	-	-	-	-	5	安謝川	安謝橋	県	5	1.0

*種別 県:県測定計画測定地点、市:市測定計画測定地点

*地点名の注釈:(注1)旧称:蔡温橋下流200mの橋、(注2)旧称:儀保橋、(注3)旧称:内間橋

7-3. 国場川水系合同河川水質調査結果

(1) 調査目的

国場川水系(国場川、宮平川、手登根川、長堂川、饒波川)の環境保全対策を広域的に展開していくことを目的に、年2回5市町村(18地点)合同で実施する水質調査です。同日に全地点で採水を行い、分析の結果から河川の汚濁状況や経年変化の把握に努めています。

国場川水系

国場川・・・・運玉森に端を発し、長さ約11.2km、流域面積43.06km²の2級河川で那覇港に注いでいます。

* 明治橋～真玉橋 C類型 * 真玉橋～一日橋 E類型

宮平川・・・・南城市を源流域とする準用河川で国場川の支流

手登根川・・・・南城市を源流域とする準用河川で国場川の支流

長堂川・・・・南城市字仲間付近に端を発し、南風原町、豊見城市の境を流れる長さ約6.2km、流域面積7.39km²の2級河川です。

* 真玉橋～琉糖橋 E類型

上・中流の川沿いにある畜舎群からのたれ流しで最も汚れた川です。

饒波川・・・・大里村南風原を源として、南城市、八重瀬町、豊見城市を流下して、国場川(漫湖)に合流する長さ約11km、流域面積13.4km²の2級河川です。

* 全域 D類型

参加市町村

那覇市、南城市、南風原町、豊見城市、八重瀬町、
(一財)沖縄県環境科学センター(オブザーバー)

(2) 調査方法

調査方法は、環境庁水質保全局環水管第30号(昭和46年9月30日付)で告示されている「水質調査方法」に原則として準じる。

(3) 調査時期

夏季(8月期) 平成26年8月13日

冬季(2月期) 平成27年2月18日

(4) 調査地点

5市町村(18地点) 図7-3-1のとおり。

国場川水系合同水質調査

No.	番号	河川名	調査地点	市町村	実施	No.	番号	河川名	調査地点	市町村	実施
1	K-1	国場川	那覇大橋	那覇市		15	K-15	長堂川	武川良橋下流200m	南風原町	
2	K-2	国場川	真玉橋	那覇市		16	K-16	饒波川	石火矢橋	豊見城市	
3	K-3	国場川	人道橋	那覇市		17	K-16'	饒波川	高入端橋	豊見城市	
4	K-4	国場川	新国場橋	那覇市		18	K-17	饒波川	川崎橋	豊見城市	
5	K-5	国場川	下茂橋	那覇市		19	K-18	饒波川	饒波橋	豊見城市	
6	K-5'	国場川	一日橋	那覇市		20	K-19	饒波川	溝原橋		
7	K-6	国場川	大子橋	南風原町		21	K-20	饒波川	宜次橋	八重瀬町	
8	K-7	国場川	前田橋	南風原町		22	K-21	饒波川	友寄橋	八重瀬町	
9	K-8	国場川	池田ダム下流			23	K-22	饒波川	水川橋	南城市	
10	K-9	宮平川	池原橋	南風原町		24	K-23	饒波川	稻嶺橋	南城市	
11	K-10	宮平川	宮平川	南城市		25	K-24	饒波川	仲程橋下流50m	南城市	
12	K-11	手登根川	福原橋	南城市		26	K-25	饒波川	衛生環境研究所前	南城市	
13	K-12	長堂川	琉糖橋	那覇市		27	K-26	長堂川	新垣橋	南風原町	
14	K-13	長堂川	山垣橋	豊見城市		28	-	国場川	安里又川上流	南風原町	
15	K-14	長堂川	名幸橋	南風原町					調査実施地点数		18

山垣橋: 旧地点名: 南部農林高等学校裏の橋、高入端橋: 旧地点名: 高安橋、川崎橋: 旧地点名: 館波部落内の橋
調査地点名の : 感潮域を示す。

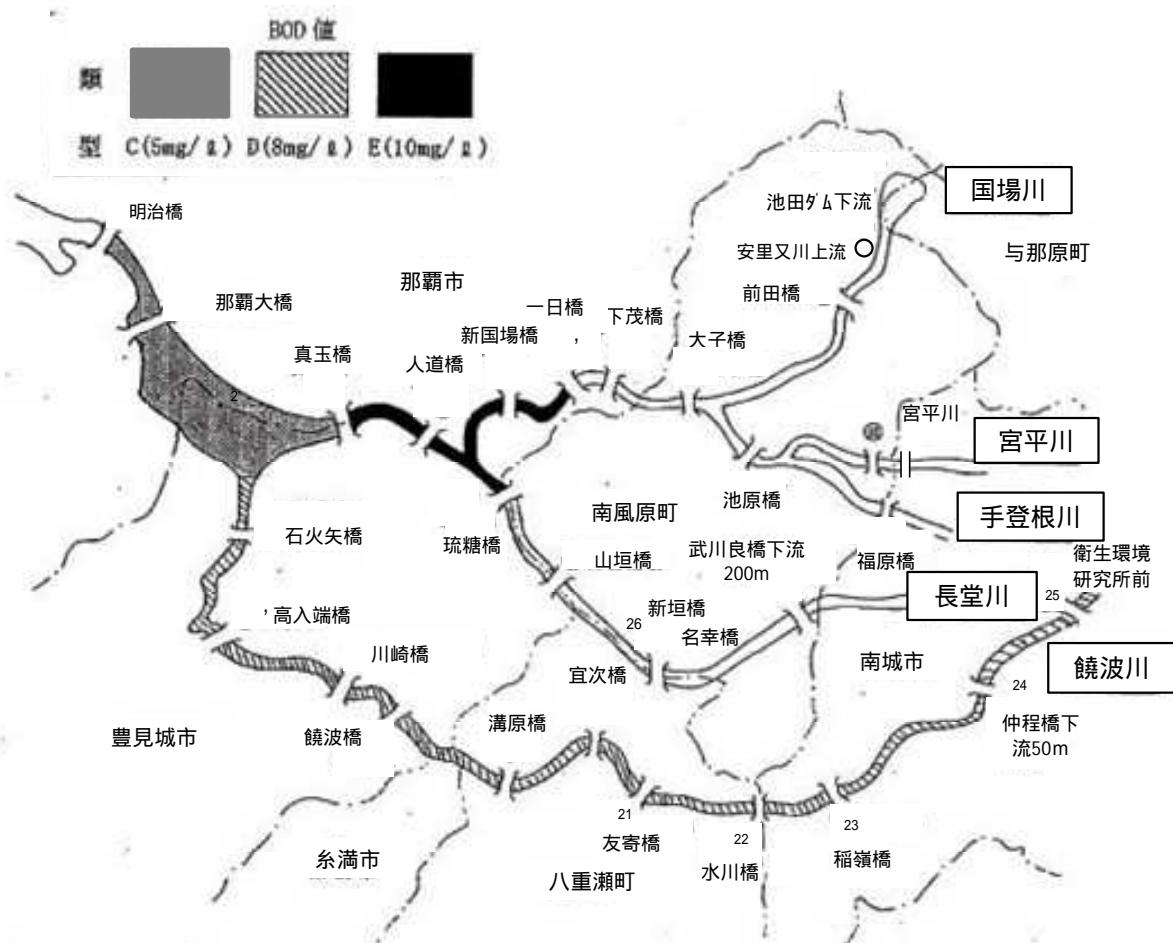


図 7-3-1 調査地点図

(5) 那覇市域の調査結果

表7-3-1 平成25年度国場川水系水質調査結果表

調査時期	夏季	冬季
調査地点	K-4	K-4
項目 河川名	国場川	国場川
採水年月日	H26.8.13	H27.2.18
採水時刻	12:15	13:20
天候 (前日 / 当日)	曇り/曇り	晴/晴
気温 ()	31.5	21.0
水温 ()	30.0	19.8
外観・水色	黄褐色(淡)	黄褐色(淡)
透視度 (度)	21	21
臭気	無臭	無臭
p H	8.0	7.8
B O D (mg/L)	1.6	6.7
C O D _{Mn} (mg/L)	-	-
S S (mg/L)	18	24
D O (mg/L)	8.1	10.0
大腸菌群数 (MPN/100mL)	3.3×10^4	2.3×10^4
T - N (mg/L)	-	-
T - P (mg/L)	-	-
M B A S (mg/L)	-	-
n-ヘキサン抽出物質 (mg/L)	-	-
C l ⁻ (mg/L)	-	-
流量 (m ³ /日)	-	-
BOD負荷量 (kg/日)	-	-
備考	新国場橋	新国場橋

表7-3-2 5力年水質経年変化(BOD)夏季・冬季平均値

調査番号・地点名		年度	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
国場川	K-4	新国場橋	5.0	2.5	4.6	7.7	4.2

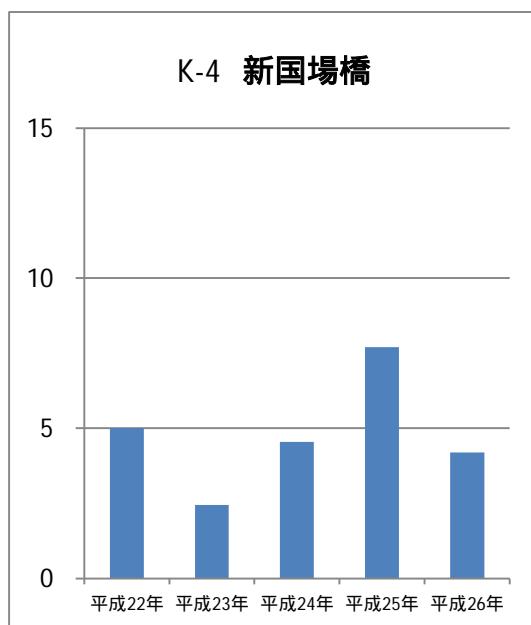


図7-3-2 水質経年変化図 (BOD (mg/L))

2 水質汚濁防止法に基づく規制

(1) 工場・事業場対策

水質汚濁に関する規制については、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）により、特定施設を設置する工場及び事業場（特定事業場）で公共用水域に汚水等を排出する場合、事前の届出が義務付けられています。

水質汚濁防止法にかかる特定事業場からの排出水について、全国一律の排水基準が設定されていますが、一部地域では同法第 3 条第 3 項の規定に基づき、一律排水基準より基準が強化された「上乗せ排水基準」が定められています。那覇市においては、国場川水域又は那覇港海域へ汚水等を排出する場合に、上乗せ排水基準が適用されます。

また、水質汚濁防止法の一部を改正する法律が平成 24 年 6 月 1 日に施行されました。同法により、有害物質による地下水の汚染を未然に防止するため、有害物質を使用・貯蔵等する施設の設置者に対し、地下浸透防止のための構造、設備及び使用の方法に関する基準の遵守、定期点検及びその結果の記録・保存を義務付ける規定等が新たに設けされました。

(2) 特定施設の届出件数（平成 26 年度）

	第 5 条				第 7 条 届出	第 6 条			第 10 条		第 11 条 届出		
	第 1 項	第 2 項	第 3 項			第 1 項	第 2 項	第 3 項	氏名等変更届	使用廃止届			
	届出	届出	有害物質使用特定施設の届出	有害物質貯蔵指定施設の届出		届出	届出	届出					
件数	1				1	2			4	2			

3 土壤汚染対策法に基づく届出及び区域指定の状況

土地の形質の変更は、表6-5-1に示す特定有害物質の指定基準に不適合な土壤の飛散や帶水層に接することによる地下水汚染の発生、掘削された基準不適合土壤の運搬等による汚染の拡散のリスクを伴うものです。

そのため、土壤汚染対策法第4条に基づき、3,000平方メートル以上の土地の形質の変更を行う者に対し、その旨を工事着手の30日前までに届出させるとともに、市は、当該土地において土壤汚染のおそれがある場合には、土地の所有者等に対し、土壤汚染状況調査の実施及びその結果の報告を命ずることができます。平成26年度の届出件数は20件でした。

また、同法第3条に基づき、有害物質使用特定施設を廃止した事業者は、廃止してから120日以内に当該土地の土壤汚染状況調査の結果を市に報告しなければなりません。調査の結果、汚染状況が表6-5-1の基準に適合しない場合は、市は同法第6条又は第11条に基づき当該土地を汚染されている区域として指定します。同法第3条及び第4条などに該当しない場合でも、事業者が自主的に行なった土壤汚染状況調査の結果を同法第14条に基づき市に報告することで、市は当該土地を汚染されている区域として指定することができます。同法に基づく汚染されている区域の種別としては、同法第6条に基づく要措置区域と第11条に基づく形質変更時要届出区域があり、後者については周囲への健康被害のおそれはありません。なお、本市の指定状況は、表6-5-2のとおりです。

表6-5-1 特定有害物質の指定基準

特定有害物質の種類		土壤溶出量基準 (mg/L)	土壤含有量基準 (mg/kg)
第一種	四塩化炭素	0.002以下	
	1, 2 - ジクロロエタン	0.004以下	
	1, 1 - ジクロロエチレン	0.02以下	
	シス - 1, 2 - ジクロロエチレン	0.04以下	
	1, 3 - ジクロロプロパン	0.002以下	
	ジクロロメタン	0.02以下	
	テトラクロロエチレン	0.01以下	
	1, 1, 1 - トリクロロエタン	1以下	
	1, 1, 2 - トリクロロエタン	0.006以下	
	トリクロロエチレン	0.03以下	
第二種	ベンゼン	0.01以下	
	カドミウム及びその化合物	0.01以下	150以下
	六価クロム化合物	0.05以下	250以下
	シアノ化合物	検出されないこと	50以下
	水銀及びその化合物	0.0005以下 アルキル水銀が検出されないこと	15以下
	セレン及びその化合物	0.01以下	150以下
	鉛及びその化合物	0.01以下	150以下
第三種	砒素及びその化合物	0.01以下	150以下
	ふつ素及びその化合物	0.8以下	4000以下
	ほう素及びその化合物	1以下	4000以下
	シマジン	0.003以下	
	チオベンカルブ	0.02以下	
第三種	チウラム	0.006以下	
	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	
	有機リン化合物	検出されないこと	

表 6-5-2 汚染されている区域の指定状況

	種 別	所在地	指定日	解除日	指定に係る物質
1	形質変更時要届出区域	港町3 - 2 - 1 の一部	平成26年6月16日	平成26年9月16日	ベンゼン 鉛及びその化合物
2	形質変更時要届出区域	古波蔵4 - 11 - 1 の一部	平成27年1月15日		砒素及びその化合物

4 淨化槽の設置及び維持管理

(1) 淨化槽とは

浄化槽とは、台所・トイレ・風呂場など家庭から出る生活排水を、それぞれの家で処理する施設です。浄化槽には、トイレの排水だけを処理する「単独処理浄化槽」というものがありますが、現在は新規での設置が禁止されており、生活排水全般を処理する「合併処理浄化槽」の設置のみが認められています。なお、市内において新たに浄化槽を設置できるのは、下水道がまだ整備されていない地域の方となります。

平成25年度の中核市移行に伴い、県から浄化槽法に基づく事務の権限移譲を受けたのを機に、市では同法を受けた「那覇市浄化槽取扱要綱」を定め、適切な浄化槽の設置及び維持管理の指導に努めています。一方、課題として浄化槽管理台帳の登録件数が実態と乖離しており、市ではこれを是正するため、実態調査等を行い台帳整理を進めています。

(2) 市内における設置基数（平成26年度末時点）

合併処理浄化槽	750基
単独処理浄化槽	8,770基

(3) 平成26年度の届出件数

設置届	25件
廃止届	20件

(4) 浄化槽法に基づく三大義務

浄化槽法に基づき、浄化槽管理者には保守点検、清掃、法定検査の3つの義務が課されています。

保守点検（メンテナンス）

浄化槽本体の点検、調整、修理、消毒剤の補充などを、年に法律で定められた回数以上実施しなければなりません。保守点検は、浄化槽管理者が県知事の登録を受けた業者に委託します。

清掃（汚泥の引き抜き）

浄化槽本体に溜まった汚泥の引き抜き清掃を、年に最低でも1回は実施しなければなりません。清掃は、浄化槽管理者が市長の許可を受けた業者に委託します。

法定検査

浄化槽を設置した3ヶ月後以降にはじめての検査（法第7条に基づく検査）を受検し、その後は定期検査（法第11条に基づく検査）を毎年1回受検します。法定検査は、沖縄県知事が指定する公益社団法人沖縄県環境整備協会が実施しており、法定検査依頼書により浄化槽管理者が依頼します。なお、平成26年度の定期検査の受検率は、1.3%でした。

(5) 浄化槽設置者講習会

新たに浄化槽を設置する方を対象に、浄化槽に関する設置の手続きや、施工及び維持管理等について理解して頂くために、浄化槽設置者講習会を月に1回実施しています。平成26年度は、合計4名の受講者がありました。受講済み証は、設置届出書への添付をお願いしています。

第7章 騒音・振動・悪臭

1 騒音規制法・振動規制法に基づく届出の状況	129
(1) 騒音規制法に基づく届出状況	
(2) 振動規制法に基づく届出状況	
2 騒音・振動苦情の状況	131
(1) 騒音に係る苦情	
(2) 振動に係る苦情	
3 自動車交通騒音	134
(1) 自動車による交通騒音	
4 航空機騒音	135
(1) 那覇空港の沿革	
(2) 那覇空港の施設の概要	
(3) 那覇空港騒音指定地域の範囲	
(4) 環境対策	
5 悪臭	142
(1) 悪臭とは	
(2) 悪臭防止法による規制	
(3) 臭気指数規制基準	
(4) 悪臭に関する苦情	

1 騒音規制法・振動規制法に基づく届出の状況

工場、建設作業現場及び交通機関などから発生する騒音は、睡眠や会話などの生活環境を損なう「好ましくない音」「無い方がいい音」として規制されています。他にも、飲食店などの営業に伴う深夜騒音、拡声機を使って行われる商業宣伝放送も身近な騒音とされています。しかし航空機などのような特別な場合を除くと、騒音の伝達距離は短く、音源から数百メートルを超えることはまれです。

公害として問題になる振動とは、工場の活動、建設作業、交通機関の運行などにより人為的に地盤の振動が発生し、建物を振動させ物的損害を与えること、あるいは市民の日常生活に影響を与えることにより問題とされる振動をいいます。公害振動の伝達距離は例外的なものを除くと振動源から数100m以内、多くの場合は10~20m程度でその大きさは地震でいうと地表において、おおよそ微震(震度Ⅰ)から弱震(震度Ⅲ)の範囲にあります。

(1) 騒音規制法に基づく届出状況

表7-1 特定施設の届出件数

特定施設の種類	平成26年度分	累計届出数
1. 金属加工機械	0	42
2. 空気圧縮機等	1	1,550
3. 土石用破碎機等	0	1
4. 機械	0	0
5. 建設用資材製造機械	0	6
6. 穀物用製粉機	0	28
7. 木材加工機械	0	136
8. 抄紙機	0	0
9. 印刷機械	0	34
10. 合成樹脂用射出形成機	0	0
11. 鋳型製造機	0	2
計	1	1,799

表7-2 特定建設作業実施届出件数(平成26年度)

作業の種類	届出件数
1. くい打機等を使用する作業	10
2. びょう打機を使用する作業	0
3. さく岩機を使用する作業	51
4. 空気圧縮機を使用する作業	3
5. コンクリートプラント等を設けて行う作業	0
6. バックホウを使用する作業	7
7. トラクターシャベルを使用する作業	0
8. ブルドーザーを使用する作業	0
合計	71

(2) 振動規制法に基づく届出状況

表7-3 特定施設の届出件数

特定施設の種類	平成26年度分	累計届出数
1. 金 属 加 工 機 械	0	4
2. 圧 縮 機	0	4 4 4
3. 破 碎 機 等	0	0
4. 織 物	0	0
5. コンクリートブロックマシン等	0	0
6. 木 材 加 工 機 械	0	0
7. 印 刷 機 械	0	0
8. ゴム練用又は合成樹脂練用ロール機	0	0
9. 合成樹脂用射出成形機	0	0
10. 鑄 型 造 形 機	0	0
計	0	4 4 8

表7-4 特定建設作業実施届出件数（平成26年度）

作 業 の 種 類	届 出 件 数
1. くい打機等を使用する作業	3 5
2. 鋼球を使用する作業	0
3. 舗装版破碎機を使用する作業	0
4. ブレーカーを使用する作業	4 0
合 計	7 5

2 騒音・振動苦情の状況

(1) 騒音に係る苦情

表7-5 騒音苦情受付件数(平成26年度)

発 生 源		件 数
工 場 ・ 事 業 場	特 定 工 場 等	0
	そ の 他	5
建 設 作 業	特 定 建 設 作 業	3
	そ の 他	15
自 動 車		0
航 空 機	民 間 機	0
営 業	深 夜 営 業	5
	そ の 他	0
拡 声 機		2
家 庭 生 活		1
アイドリング・空ぶかし		0
そ の 他		11
合 計		42

(2) 振動に係る苦情

表7-6 振動苦情受付件数(平成26年度)

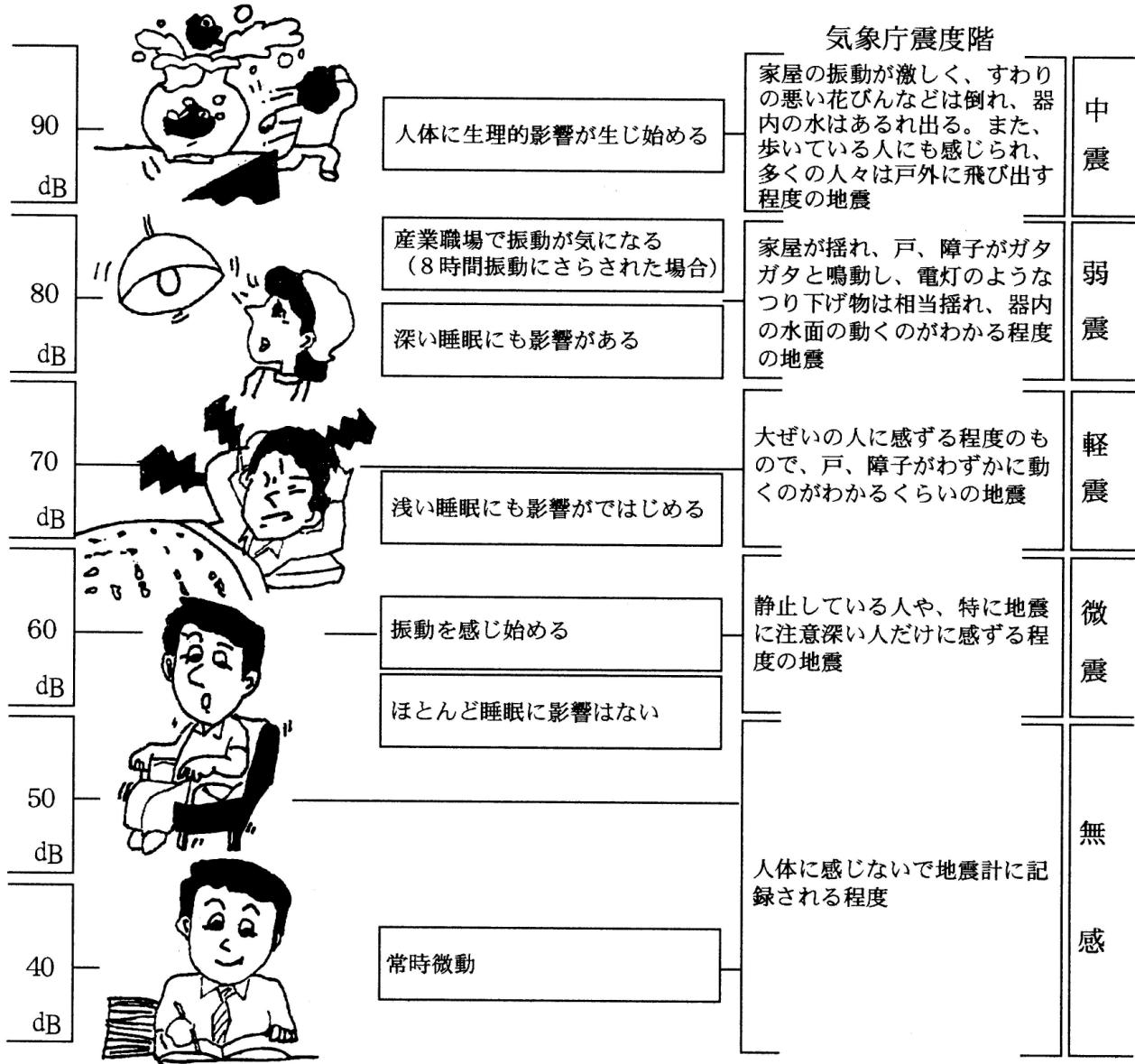
発 生 源		件 数
工 場 ・ 事 業 場	特 定 工 場 等	0
	そ の 他	0
建 設 作 業	特 定 建 設 作 業	0
	そ の 他	0
道 路 交 通		0
そ の 他		0
合 計		0

表7-7 騒音の大きさの例

音量 (デシベル)	
120	・飛行機のエンジンの近く
110	・自動車の警笛(前方2m) ・リベット打ち
100	・電車が通る時のガードの下
90	・大声による独唱 ・騒々しい工場の中
80	・地下鉄の車内 ・国電の車内
70	・電話のベル ・騒々しい事務所の中 ・騒々しい街頭
60	・静かな乗用車 ・普通の会話
50	・静かな事務所
40	・市内の深夜 ・図書館 ・静かな住宅地の昼
30	・郊外の深夜 ・ささやき声
20	・木の葉のふれ合う音 ・置き時計の秒針の音(前方1m)

※「新日本法規発行騒音規制法の解説（三訂）編集環境庁大気保全（騒音の基礎知識）」より

図7-8 振動による影響



[dB (デシベル) とは]

振動の大きさの感じ方は、振幅、周波数などによって異なります。

公害振動の大きさは、物理的に測定した振幅の大きさに、周波数による感覚補正を加味して、dBで表します。

3 自動車交通騒音

(1) 自動車による交通騒音

都市騒音の中でも大きな騒音源となっているのが自動車による交通騒音です。自動車が日常生活に欠かすことのできない交通手段となっている現在、多かれ少なかれその影響は市民生活にも及びます。

市では、騒音規制法に基づいて自動車交通騒音の常時監視を行っています。

平成 26 年度は、幹線道路 8 区間（延長 15.8 km）に面する地域について、6,104 戸の住居等を対象に騒音に係る環境基準（人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準）の達成状況の評価を行いました。6,104 戸のうち、昼間（6 時～22 時）及び夜間（22 時～6 時）とも環境基準を達成したのは 5,924 戸（97.05%）でした。

図 7-9 自動車交通騒音評価区間図



4 航空機騒音

(1) 那覇空港の沿革

那覇空港は那覇市の中心から西南西 6 kmの位置にあって、昭和8年旧日本軍により小禄飛行場として建設されましたが、昭和11年、当時の逓信省航空局が内地～台湾間に民間定期航空を就航させるため、約4万坪を買収拡張し、その後、那覇飛行場として使用していました。

1941年、太平洋戦争が勃発し、翌年には海軍が管轄し、海軍小禄飛行場と改称され、1944年頃からは軍専用飛行場の色が濃くなりました。

1945年6月、米軍の沖縄占領とともに飛行場もその管理下におかれ、その施設も大々的に拡張されて今日の姿となりました。

1948年に至り、米軍施政権のもとに、外国民間定期航空が乗り入れを始めましたが、我が国の民間航空は1954年から国際線定期として運行を始めました。そして、1972年5月15日、沖縄県の本土復帰に伴い飛行場は長い間の米軍管理の手を離れ運輸省所管の第二種航空空港に指定（運輸省告示236号）され、名称も那覇空港と改められました。更に米軍施設の一部が自衛隊に引き継がれ、自衛隊機の編隊飛行、離着陸訓練等と県内離島線、国内線、国際線がひしめく特異な空港です。

航空機騒音の測定については、沖縄県が固定局4局で航空機騒音常時監視オンラインシステムを取り入れ、航空機騒音の常時監視を実施しています。

(2) 那覇空港の施設の概要

※平成25年度末時点

- ① 所在地 沖縄県那覇市安次嶺531番地の3
- ② 敷地面積 3,278,325m²
- ③ 空港施設の概要
 - ア 着陸帯 長さ 3,120m 幅 300m
 - イ 滑走路 長さ 3,000m 幅 45m
 - ウ 誘導路 長さ 7,071m 幅 23m～34m

(3) 那覇空港騒音指定地域の範囲

①「公用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律」に基づく設定
那覇空港について、国が昭和50年6月17日に「公用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律」に基づく特定飛行場に指定、昭和52年9月28日には同法に基づく第1種区域の指定を行いました。

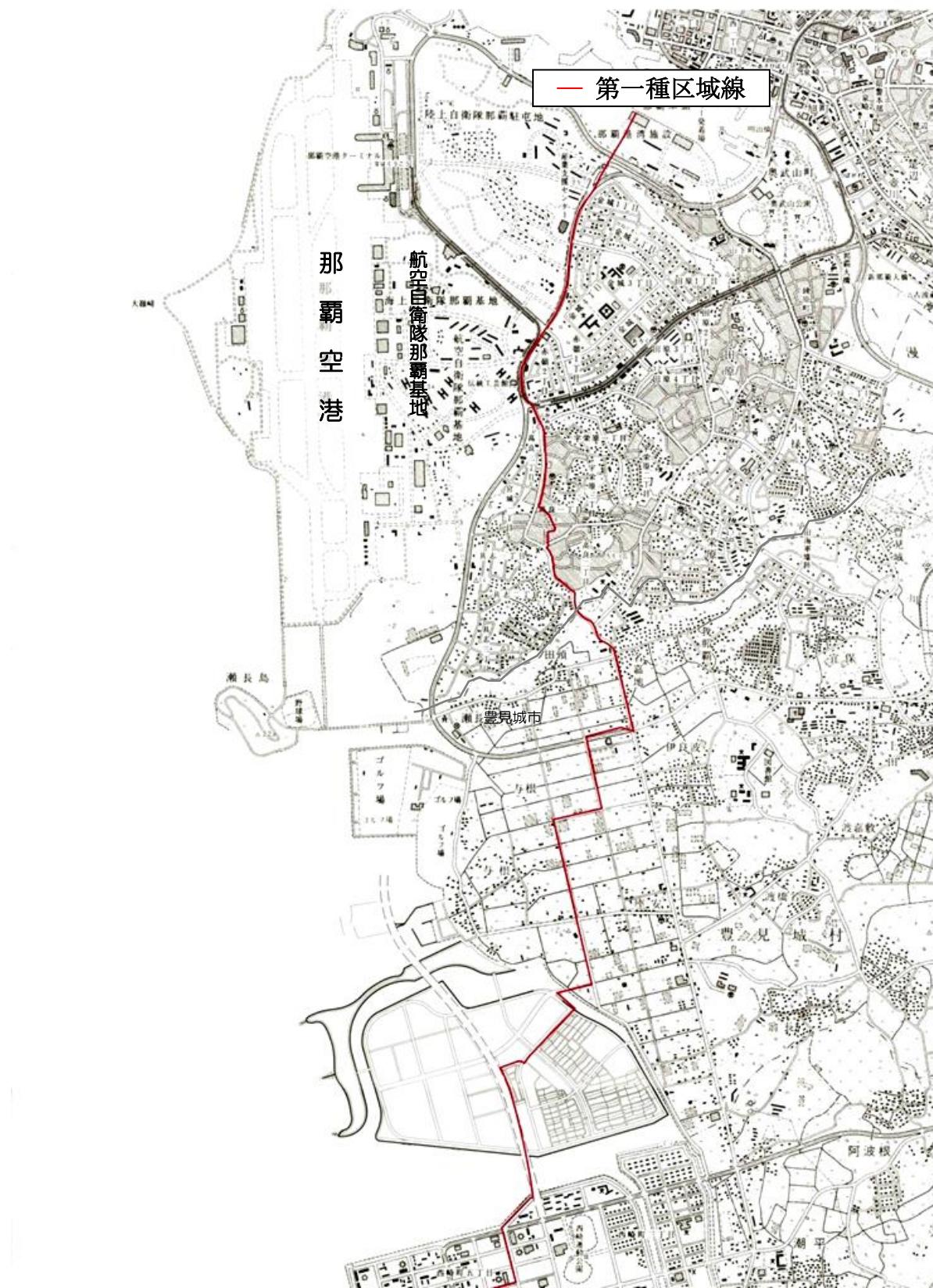
表7-10 飛行場周辺の騒音対策区域の区分
(別紙図6-5の太線より空港側の地域)

地域の類型	基準値		
第1種区域	Lden62dB以上 (WECPNL75以上)	(住宅の防音工事助成対象区域)	那覇空港
第2種区域	Lden73dB以上 (WECPNL90以上)	(移転補償等対象区域)	
第3種区域	Lden76dB以上 (WECPNL95以上)	(緑地帯その他の緩衝地帯として整備)	

(注) Lden (時間帶補正等価騒音レベル)

航空機騒音の評価指標となる騒音値及びその算定方法として、平成25年4月1日より、従来採用されていた評価単位「WECPNL (加重等価平均感覚騒音レベル)」から変更されました。従来より精緻に、より実態に即した航空機騒音の評価が可能です。

図7-11 「公用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律」
に基づく第1種区域の指定図（線より空港側の地域）



② 環境基準の設定

沖縄県が昭和58年3月28日に航空機騒音に係る環境基準の地域類型の指定を行い、同空港周辺の監視測定調査を実施しています。

表7-12 航空機騒音に係る環境基準の地域類型について

(下図7-13の太線と汀線に囲まれた地域)

地域の類型	環境基準値(注1)	あてはまる地域(注2)
I	57dB以下	・第1種及び第2種低層住居専用地域、第1種及び第2種中高層住居専用地域 ・都市計画地域で用途地域の定められていない地域
II	62dB以下	・第1種及び第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

(注1) 環境省改正告示第114号(平成25年4月1日施行)により、Ldenへ変更。

(注2) あてはまる地域は都市計画法に基づく地域です。

表7-13 平成26年度 月毎の航空機騒音測定結果(速報値)

測定地点名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	環境基準
那覇浄化センター	53	54	55	51	51	52	53	52	54	54	54	54	62
具志局	55	54	55	56	55	54	53	53	54	56	57	57	57

備考 沖縄県が設置している測定局について、速報値を掲載しています。

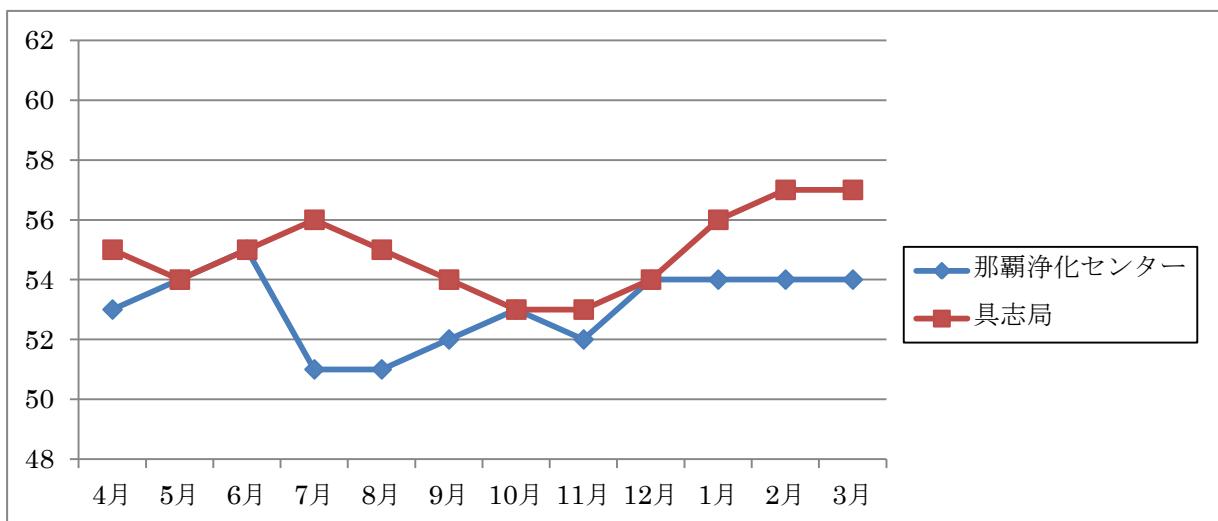


図 7-14 環境基準地域類型及び県の航空機騒音測定地点



備考 平成25年度の航空機騒音測定結果を示しています。

表7-14 航空機騒音測定結果の概要

測定地点		環境基準値		測定期間内 平均 Lden (dB)	測定期間内 平均 WECPNL	1日あたりの 騒音発生回数	最大ピーク レベル (dB)	平均ピーク レベル (dB)	測定期間内 平均 Lnight (dB)	1日あたりの騒音 継続累積時間	測定期間	測定日数
No.	測定局名	類型	Lden (dB)									
1	那覇浄化センター	II	62	54	69(69)	70.1(68.5)	99.5(101.2)	75.1(74.5)	40	23分24秒	H25/4/1～H26/3/31	365
2	具志	I	57	55	71(71)	105.9(110.2)	99.6(102.4)	74.9(74.6)	43	49分32秒		

※ 平成 25 年 4 月 1 日より、航空機騒音に係る環境基準の評価指標が WECPNL から Lden に変更となっている。

※ 測定期間内平均 WECPNL の下線付きの値(平成 24 年度値)は旧環境基準値超過を示す。

※ 測定期間内平均 WECPNL、1日あたりの騒音発生回数、最大ピークレベル及び平均ピークレベルの()内は平成 24 年度の値を示す。

那覇浄化センター 【表7-15 No. 1 グラフ】

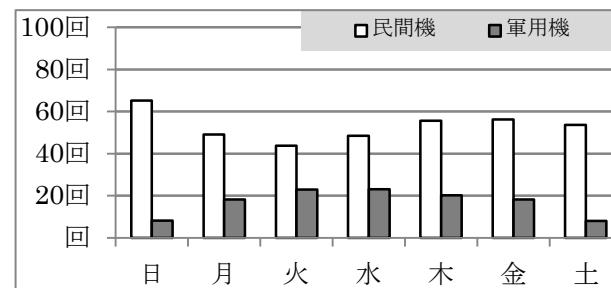


表7-15 民間機・軍用機の曜日別平均騒音発生回数

No.	測定局名	種別	日	月	火	水	木	金	土	平均
1	那覇浄化センター	民間機	65.2	49.1	43.7	48.5	55.7	56.3	53.6	53.1
		軍用機	8.2	18.3	22.9	23.1	20.2	18.2	8.1	16.9
2	具志	民間機	89.4	65.9	85.3	81.0	72.2	69.8	84.5	78.3
		軍用機	13.7	30.0	38.9	36.7	31.7	29.3	13.8	27.6

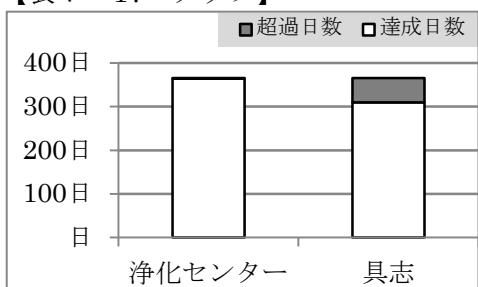
表7-16 時間帯別月平均騒音発生回数

測定地点／時間帯		N 1 (0時～7時)		N 2 (7時～19時)		N 3 (19時～22時)		N 4 (22時～24時)		終日
No.	測定局名	回数	比率	回数	比率	回数	比率	回数	比率	回数
1	那覇浄化センター	104.3	4.9%	1,662.1	78.0%	355.5	16.7%	9.2	0.4%	2,131.1
2	具志	169.2	5.3%	2,632.3	81.7%	394.3	12.2%	25.3	0.8%	3,221.1

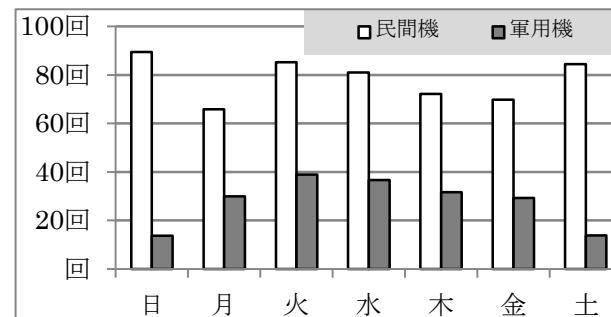
表7-17 環境基準超過日数の割合

	浄化センター	具志
測定日数	365	365
達成日数	364	310
超過日数	1	55
超過率(%)	0.3	15.1

【表7-17 グラフ】



具志 【表7-15 No. 2 グラフ】



(4) 環境対策

住宅の防音工事助成

那覇空港は昭和50年6月17日、「公用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律」に基づく特定飛行場に指定され、昭和52年9月28日には同法に基づく第1種区域（およそ県道231号線より空港側）に指定されました。

それに伴い国庫補助事業（運輸省）として住宅騒音防止対策事業（建築年が昭和52年9月28日以前）を52年度から実施し、60年度で一応完了したものの平成3年度から再開されました。

なお、昭和57年より昭和57年3月30日以前の建築家屋（告示日後住宅）も対象となり住宅防音工事を助成しています。

5 悪臭

(1) 悪臭とは

悪臭とは、不快で生活環境を損なうおそれのある臭いの総称です。悪臭について必要な規制を行い、悪臭防止対策を推進することにより、生活環境の保全や健康の保護につながります。

(2) 悪臭防止法による規制

昭和53年3月、沖縄県では悪臭防止法による規制地域の指定、及び規制基準の設定がなされました。那覇市における規制方法は、従来、アンモニアや硫化水素など特定の22悪臭物質ごとの濃度で規制する「特定悪臭物質規制」を採用していましたが、様々な物質の臭いが混ざり合った複合臭にも対応可能な「臭気指数規制」を平成18年4月から導入しています。

① 規制対象

悪臭防止法では、規制地域内のすべての事業場から発生する悪臭が対象となります。工場だけではなく、飲食店、事務所なども対象です。

事業者は、敷地境界線上・気体排出口・排出水における規制基準を守らなければなりません。

② 規制地域

表7-18 用途地域ごとの規制地域区域分け

A区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域 近隣商業地域、商業地域
B区域	準工業地域、工業地域

(3) 臭気指数規制基準

[臭気指数とは]

気体又は水の悪臭の程度を示す値であり、人の嗅覚に基づき、臭気が感知できなくなるまで希釈した場合における、希釈の倍数から求めた値です。

この方法は、においそのものを人の嗅覚で測定するため、周辺住民の悪臭に対する被害感（感覚）と一致しやすいというメリットがあります。

$$\text{臭気指数} = 10 \times \log (\text{臭気濃度})$$

悪臭防止法に基づく規制基準は表7-19 のとおりとなっています。

悪臭防止法第4条第2項各号に基づく基準

表7-19 各区域における臭気指数規制基準

	敷地境界線上	排出水
A区域	15	31
B区域	18	34

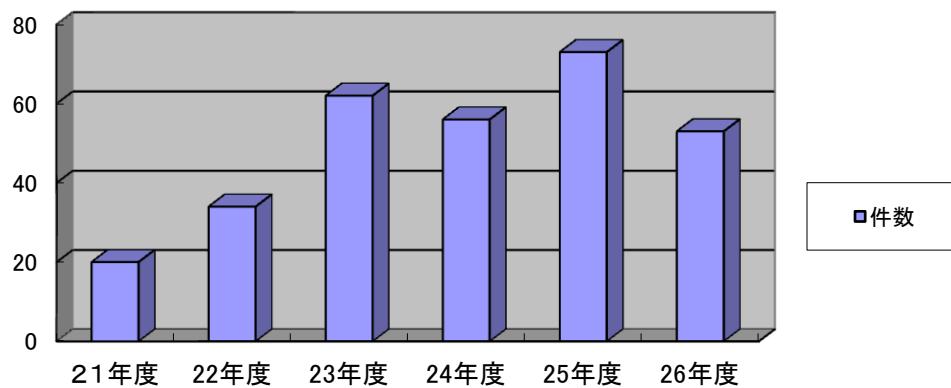
(4) 悪臭に関する苦情

最近の悪臭苦情の傾向をみると、従来大部分を占めていた畜産農業や製造工場からの苦情が減少している一方で、一般家庭の日常生活における排水や飲食店などサービス業からの、いわゆる都市・生活型と呼ばれる悪臭への苦情が急激に増加しています。悪臭苦情の対象が多様化し、幅広い業種で対応が求められているのです。

また、野外焼却による悪臭の苦情も毎年発生しています。野外焼却は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「那覇市公害防止条例」において禁止されている為、廃棄物対策課と協力して禁止の普及啓発を行っています。

表7-20 悪臭に関する苦情の件数

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
件数	20	34	62	56	73	53



第8章 大 気

1 概 要	144
2 測定結果	144
(1) 二酸化硫黄	
(2) 二酸化窒素	
(3) 浮遊粒子状物質	
(4) 一酸化炭素	
(5) 光化学オキシダント	
(6) 微小粒子状物質	
(7) 有害大気汚染物質	

1 概 要

那覇市保健所と琉銀松尾支店（国際通り）に大気汚染常時監視測定局を設置し、大気汚染に係る環境基準の定められている二酸化硫黄や二酸化窒素等の物質を測定しています。平成26年度は、光化学オキシダントのみ環境基準を達成できませんでした。（表8-10）

また、有害大気汚染物質21物質についても、那覇市中央保健所（4月のみ中央公園）と琉銀松尾支店（国際通り）で調査をしています。環境基準又は指針値が定められている13物質は、すべて基準値を達成しました。

（表8-12及び8-13）

表 8 - 1 大気測定局の測定項目

	一般環境大気測定局	自動車排出ガス測定局
測定局名称	那覇	松尾
所在地	那覇市保健所	琉銀松尾支店
二酸化硫黄		-
二酸化窒素		
一酸化炭素		
オキシダント		-
浮遊粒子状物質		-
微小粒子状物質		-

：環境基準達成 : 環境基準非達成 - : 未測定

両局とも平成9年度に県が開局。平成25年度に那覇市へ移管。

2 測定結果

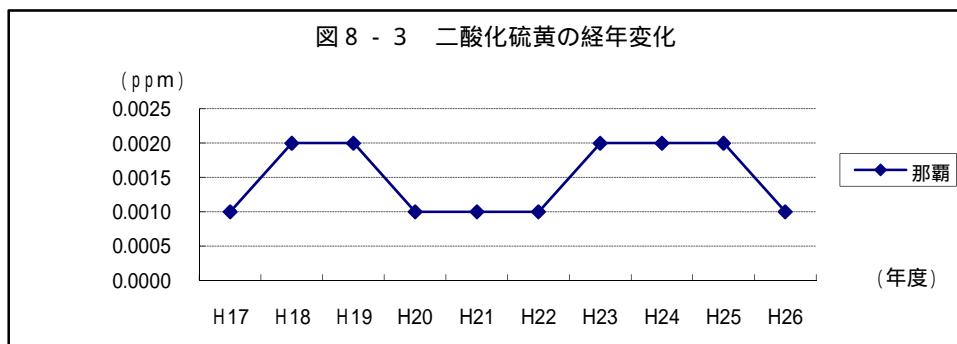
（1）二酸化硫黄

二酸化硫黄は、硫黄分を含有する燃料（主として重油）の燃焼に伴って発生する代表的な大気汚染物質です。

平成26年度の測定結果は、長期的評価による大気の汚染に係る環境基準（0.04ppm以下）を達成しています。

表 8 - 2 二酸化硫黄測定結果

測定局	測定時間	年平均値	日平均値の2%除外値	長期的評価の適否
	(時間)	(ppm)	(ppm)	(適否)
那覇	8,318	0.0010	0.002	適



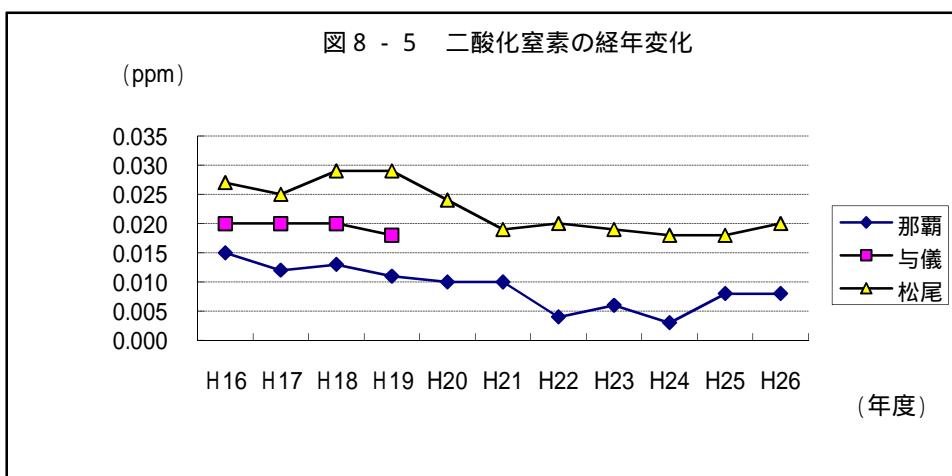
(2) 二酸化窒素

二酸化窒素は、物質の燃焼に伴って必然的に発生し、高濃度の場合、呼吸器に喘息性の症状を起こします。また炭化水素、特に不飽和炭化水素の共存下で紫外線により光化学反応を起こすため、光化学オキシダントの原因物質でもあります。

平成26年度の測定結果は、那覇、松尾の両局とも長期的評価による大気の汚染に係る環境基準（0.04～0.06ppm又はそれ以下）を達成しています。

表 8 - 4 二酸化窒素測定結果

測定局	測定時間	年平均値	日平均値の2%除外値	長期的評価の適否
	(時間)	(ppm)	(ppm)	(適否)
那覇	8,535	0.008	0.015	適
松尾	8,519	0.02	0.041	適



(注) 与儀局は、平成20年4月に廃止

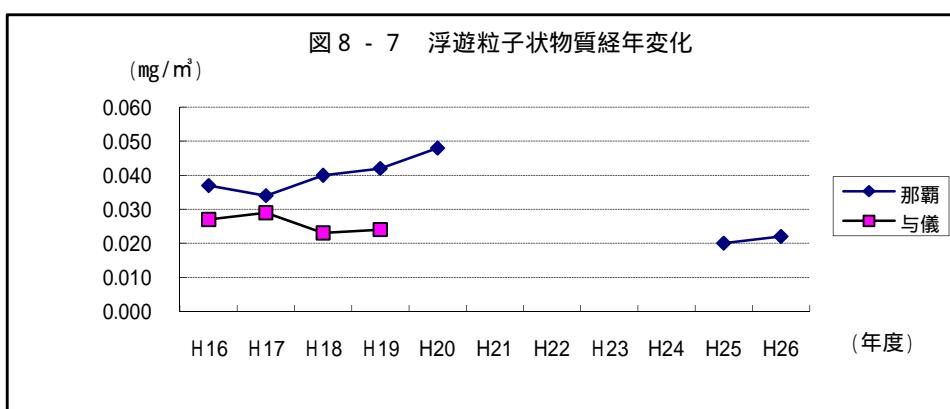
(3) 浮遊粒子状物質

浮遊粒子状物質は、浮遊する粒子状の物質うち、粒径10マイクロメートル以下の物質で、呼吸によって容易に肺胞や気道に入り込み、沈着して各種の呼吸器系疾患の原因となります。

平成26年度の測定結果は、長期的評価による大気の汚染に係る環境基準 ($0.1\text{mg}/\text{m}^3$ 以下) を達成しています。

表 8 - 6 浮遊粒子状物質測定結果

測定局	測定時間	年平均値	日平均値の2%除外値	長期的評価の適否
	(時間)	(mg/m^3)	(mg/m^3)	(適否)
那 霸	8,400	0.022	0.051	適



(注) 与儀局は、平成20年4月に廃止。那霸局は、平成21年度から平成24年度測定機器故障。

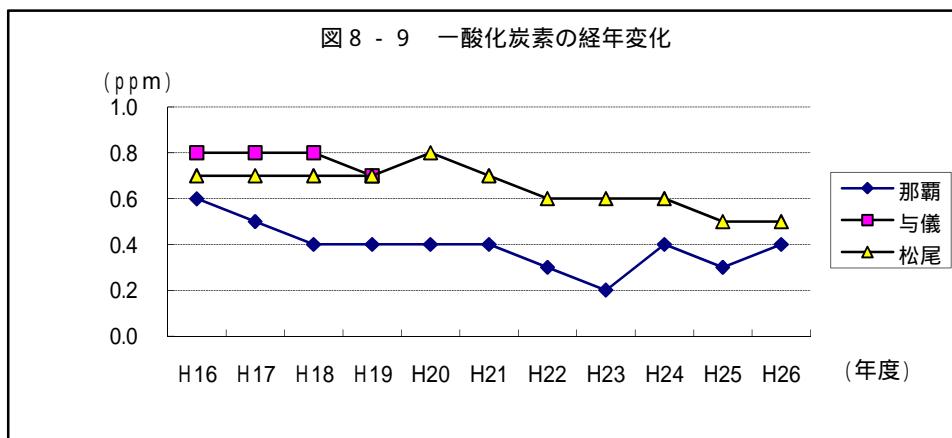
(4) 一酸化炭素

一酸化炭素は、不完全燃焼により発生し、血液中のヘモグロビンと結合して、酸素輸送を阻害します。

平成26年度の測定結果は、那霸、松尾の両局とも長期的評価による大気の汚染に係る環境基準 (10ppm 以下) を達成しています。

表 8 - 8 一酸化炭素測定結果

測定局	測定時間	年平均値	日平均値の2%除外値	長期的評価の適否
	(時間)	(ppm)	(ppm)	(適否)
那 霸	8,575	0.4	0.7	適
松 尾	8,149	0.5	0.9	適



(注) 与儀局は、平成20年4月に廃止

(5) 光化学オキシダント

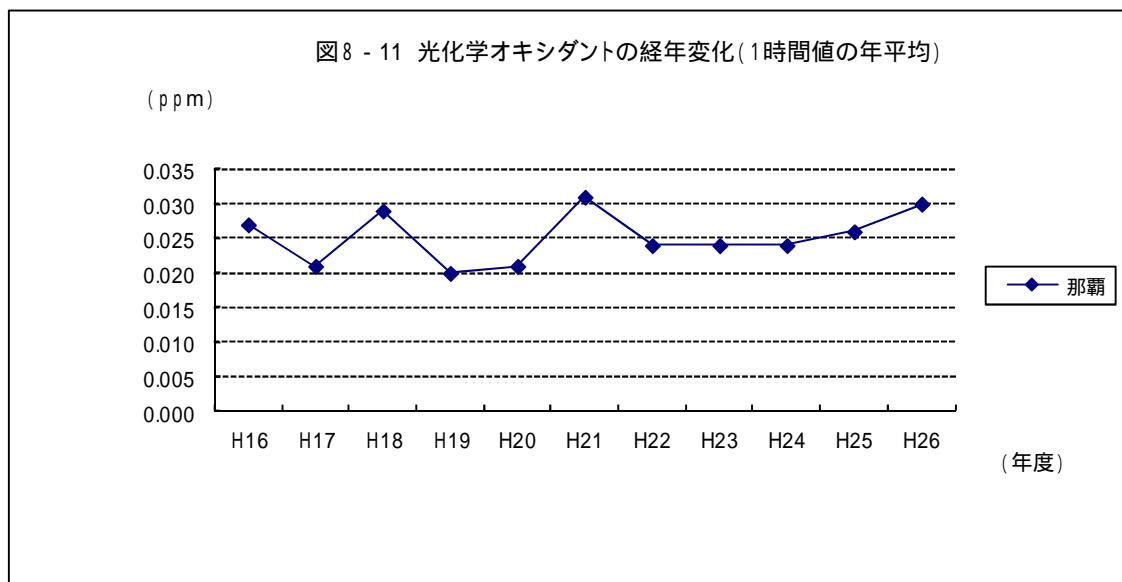
光化学オキシダントは、工場や自動車等から排出される窒素酸化物や揮発性有機化合物を主体とする一次汚染物質が太陽光線の照射を受けて光化学反応を起こすことにより二次的に生成されるオゾンなどの総称です。いわゆる光化学スモッグの原因となっている物質です。

平成26年度の測定結果は、環境基準（1時間値0.06ppm以下）を達成できませんでした。

なお、環境基準の超過は大陸からのオゾンの移流による影響が考えられています。

表8 10 光化学オキシダント測定結果

測定局	昼間の測定時間	昼間1時間値の年平均	昼間1時間値の最高値	環境基準の適否
	(時間)	(ppm)	(ppm)	(適否)
那覇	5,346	0.030	0.089	否



(6) 微小粒子状物質

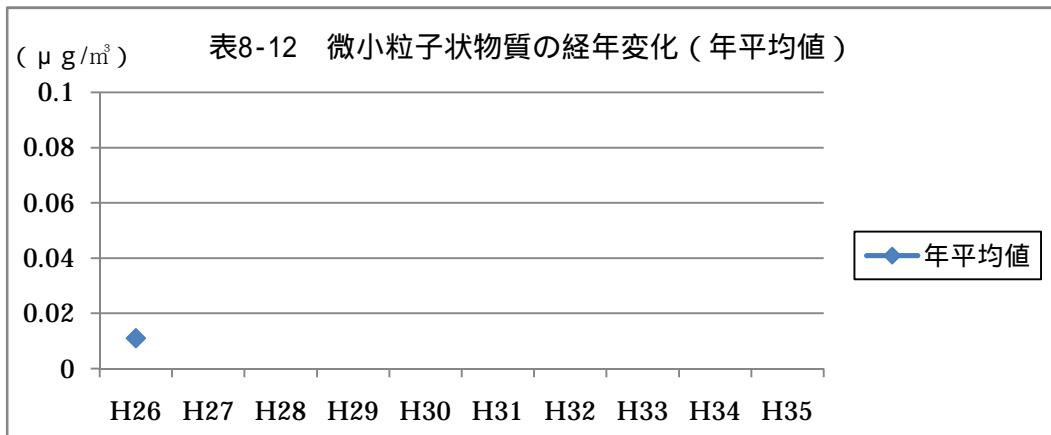
微小粒子状物質は、大気中に浮遊する粒子状の物質のうち、粒径が $2.5 \mu\text{m}$ 以下の非常に小さい物質です。肺の奥まで入りやすく、呼吸器系、循環器系への影響が心配されています。

平成26年2月に測定機を那覇局に設置しました。

平成26年度は、環境基準(1年平均値 $15 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下かつ1日平均 $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下)を達成しています。

表 8 11 微小粒子状物質測定結果

測定局	有効測定日数	年平均値	日平均値の2%除外値	長期的評価の適否
	(日)	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	(適否)
那覇	352	0.011	0.029	適



(7) 有害大気汚染物質

有害大気汚染物質は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質で大気の汚染の原因となるものです。環境基準が定められているベンゼン等4物質については、表8-12のとおり環境基準を達成していました。また、指針値が定められているアクリロニトリル等9物質も表8-13のとおり指針値に適合していました。平成26年度の5月分から測定地点を那覇市保健所へ変更しています。(4月分のみ中央公園)

表 8 - 12 環境基準が定められているベンゼン等4物質の測定結果(年平均値)

測定項目	測定地点	那覇市保健所	琉銀松尾支店 (国際通り)	環境基準値
ベンゼン		0.89	0.85	3
トリクロロエチレン		0.033	-	200
テトラクロロエチレン		0.058	-	200
ジクロロメタン		0.93	-	150

(単位 : $\mu\text{g}/\text{m}^3$)

- : 未測定

表 8 - 13 指針値が定められているアクリロニトリル等 9 物質の測定結果 (年平均値)

測定項目	測定地点	那覇市保健所	琉銀松尾支店 (国際通り)	指針値
アクリロニトリル	0.065	-	2	
塩化ビニルモノマー	0.015	-	10	
水銀及びその化合物	0.0012	-	0.04	
ニッケル化合物	0.0011	-	0.025	
クロロホルム	0.072	-	18	
1,2-ジクロロエタン	0.14	-	1.6	
1,3-ブタジエン	0.050	0.050	2.5	
ヒ素及びその化合物	0.00082	-	0.006	
マンガン及びその化合物	0.0078	-	0.14	

(単位: $\mu\text{g}/\text{m}^3$)

表 8 - 14 ホルムアルデヒド等 8 物質の測定結果 (年平均値)

測定項目	測定地点	単位	那覇市保健所 (国際通り)	琉銀松尾支店 (国際通り)	全国平均値 (H24)
ホルムアルデヒド	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	1.9	2.2	2.5	
アセトアルデヒド		1.2	1.4	2.1	
酸化工チレン		0.10	-	0.09	
塩化メチル		1.3	-	1.5	
トルエン		5.6	4.1	8.4	
ベリリウム及びその化合物	ng/m^3	0.012	-	0.024	
クロム及びその化合物		1.4	-	5.3	
ベンゾ [a] ピレン		0.058	0.051	0.21	

第9章 ダイオキシン類

1 概 要	150
2 測定結果	150

1 概 要

ダイオキシン類は、工業的に製造する物質ではなく、ものの焼却の過程などで自然に生成してしまう物質です。そのため、環境中には広く存在していますが、量は非常にわずかです。

現在の日本の通常の環境汚染レベルでは、ダイオキシン類によってガンになる可能性は低いものと考えられています。

平成26年度の測定結果は、全て環境基準を達成していました。（表9-1）

2 測定結果

大気および水質（河川、海域）の測定は、毎年同じ場所で継続的に実施しています。地下水及び土壤の測定は、市内を4区分（那覇、首里、真和志、小禄）し、ローリング方式で実施しています。平成26年度の対象地区は首里地区でした。

また、大気の調査地点について、前年度実施した中央公園（那覇市樋川1丁目）の施設故障により、那覇市保健所内に調査地点を移動しました。

表9-1 ダイオキシン類測定結果

測定項目		測定場所	測定回数	検出濃度範囲	環境基準値(単位)
大気		那覇市保健所	4	0.0065～0.012	0.6(pg-TEQ/m ³)
水質	河川	水質 底質	国場川	1	0.29
				1	3.2
	海域	水質 底質	那覇港海域	1	0.23
				1	13
地下水		マージーガー	1	0.029	1(pg-TEQ/L)
土壤	一般環境	末吉公園緑地	1	2.4	1,000(pg-TEQ/g)

第10章 公害苦情・公害防止

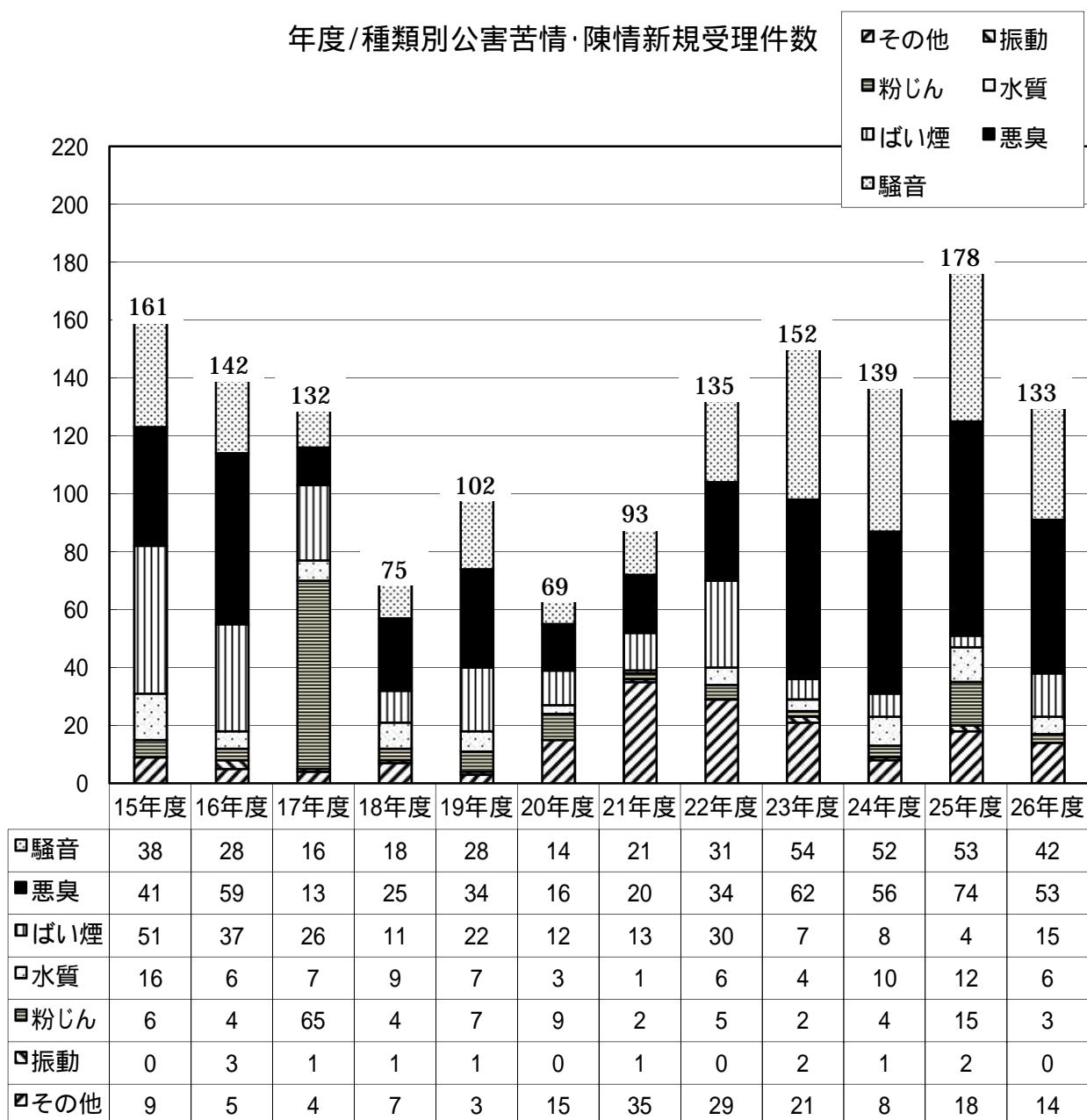
1 公害苦情・陳情	151
2 建築等に伴う公害防止指導状況	152

1 公害苦情・陳情

公害苦情・陳情の新規受理件数

平成 26 年度の公害苦情・陳情受理件数は 133 件で、昨年に比べて 39 件増加しています。内訳は下記のとおりです。

図 10 - 1



2 建築等に伴う公害防止指導状況

建築事前協議制度（建築等に伴う公害防止指導要綱）について

協議及び指導を行う趣旨

公害を防止するにあたり最も大切な事は、公害（紛争）が発生しないよう未然にどのように公害を防止するかということです。この制度では建築工事について、建築着工前つまり計画段階において、その建築物等の工事中又は完成後公害が発生する恐れがないかどうか、市と建築主（又は設計者等）が力を合わせて問題点を協議し、必要に応じて、市の助言、指導を受けることで公害防止に努めています。

協議及び指導内容

ア 工事の方法 イ 機械の設置の方法 ウ 公害防止及び低減方法
エ 公害規則や届出方法

事前協議の必要な建築物

ア 建築基準法第6条第1項に定める確認申請に該当する一般の建築物
(例) 工場、事業所、店舗、興業場、倉庫、遊技場、共同住宅、車庫、公衆浴場、百貨店、旅館など（専用住宅、車庫付専用住宅を除く。）
イ 建築基準法第18条第2項に定める計画通知に該当する公共工事に伴う建築物
(例) 学校、体育館、病院など。
当分の間、ア及びイの建築物の範囲とする。

提出書類 建築等に伴う公害防止指導申請書（第1号様式） 建築場所付近の見取図
(第2号様式) 公害防止対策指導書（第3号様式）正1部・副2部 指導事項遵守誓約書（第4号様式）

実施年月日 昭和61年8月1日

主 管 課 那覇市環境部環境保全課 TEL 098-951-3229

表 10 - 1
平成 26 年度建築に伴う公害防止指導受付状況

建築物等の用途 用途地域	住居専用地域	上記以外	合 計
長屋	28	4	32
住宅兼店舗	3	2	5
住宅兼事務所	2	5	7
共同住宅	132	36	168
共同住宅兼店舗	5	5	10
共同住宅兼事務所	4	1	5
店舗	9	7	16
事務所	3	16	19
事務所兼店舗	1	4	5
車庫	1	3	4
作業場・工場	0	3	3
倉庫	1	1	2
ホテル・旅館	1	2	3
病院	4	3	7
保育所	12	1	13
その他	37	28	65
合 計	243	121	364

第11章 墓地行政

1 那覇市識名霊園の維持管理業務	154
2 墓地、埋葬等に関する法律に基づく業務	155

墓地行政

本市では、人口増加や世帯分化の影響により個人墓地（主に家族墓）が急増し、至るところにお墓が造られてきました。また、「墓地、埋葬等に関する法律」が十分に周知されていないことから、無許可の墓地が多く、無秩序な墓地の立地が進み、墓地と住宅地が混在する市街地が増えています。

このような行政課題への対応として、快適な住環境の保全と計画的な墓地行政を行うため、平成21年度に学識経験者、市民、関係機関で構成された委員会を設置し、那覇市墓地等に関する基本方針の作成を行いました。

平成24年度に解体した北納骨堂跡地に那覇市民共同墓を建設し、平成26年度より供用開始しました。

また、平成24年4月1日より、「墓地等の経営許可、許可の取消その他監督権限」が県知事から市長へ権限移譲されたため、当該業務を開始しています。

1 那覇市識名霊園の維持管理業務

昭和31年に識名、繁多川、真地一帯の高台35.0haが墓苑として都市計画決定され、その内3.92haを識名霊園として整備しました。

識名霊園内墓地区画及び納骨堂については、表11-1のとおりです。

識名霊園内南納骨堂の使用許可及び維持管理を行うとともに、同霊園地内墓地使用についても使用許可並びに維持管理を行っています。なお、同霊園南納骨堂は老朽化に伴い、平成27年度より新規募集を停止しています。

表11-1 識名霊園調書

(平成27年4月1日現在)

種別	施設名称	面積(m ²)	墓地・部屋数	所在地	使用料	築造年度
墓地	A地区	10,100	478	識名2-448	49,600円/m ²	昭和44年
	B地区	1,490	65	真地446	〃	昭和54年
	C地区	2,626	135	繁多川5-240-1	〃	昭和57年
	D地区	2,097	22	繁多川5-240-1	〃	昭和60年
	E地区	765	30	繁多川5-240-1	〃	昭和43年
	計	17,078	730			
納骨堂	那覇市民共同墓 (参拝室)	915.64	4,424 (2)	繁多川5-21-24	25,000円~ (500円/時間)	平成26年
	南納骨堂	598	2,240	識名2-448	5年使用(税込み) 4段 16,800円 3段 17,850円 2段 18,900円 1段 18,900円	昭和47年
	計	1,513.64	6,664(2)			
事務所	識名霊園管理事務所	177.31	1	繁多川5-21-24		平成26年
合計				18,768.95m ²		

2 墓地、埋葬等に関する法律に基づく業務

表11-2 墓地、埋葬等に関する法律に基づく業務

年 度	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
墓地経営許可に伴う意見書の交付 平成24年度より墓地経営許可証の交付	32	26	43	23	62
法第9条に該当する死亡人葬祭業務	2	2	1	4	1
無縁遺骨等の改葬許可	2	0	1	1	291
無縁遺骨収容 (保護課等からの依頼による)	28	25	28	34	18
無縁遺骨返還	1	0	3	2	3
合 計	65	55	76	64	375

無縁遺骨仮安置所慰靈祭(年1回8月に実施)

平成26年度は平成26年8月28日に実施しました

表 11-3 いなんせ斎苑の火葬件数 () 内は那覇市の件数

年 度	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
死 体	3,992 (2,044)	4,007 (2,122)	4,165 (2,121)	4,259 (2,226)	4,015 (2,240)
改 葬	126 (87)	82 (63)	127 (70)	126 (68)	463 (416)
肢 体	42 (16)	57 (28)	52 (24)	42 (19)	44 (23)
戦没者遺骨	()	()	()	()	()
合 計	4,118 (2,104)	4,146 (2,213)	4,344 (2,215)	4,427 (2,313)	4,522 (2,679)

いなんせ斎苑は、那覇市と浦添市で建設した火葬場で、南部広域市町村圏事務組合が管理運営を行っています。

第12章 廃棄物

1 概要	156
2 ごみ処理の基本方針	157
3 平成26年度におけるごみ減量・資源化施策の概要	157
4 今後の展開及び課題等	157
5 ごみ処理状況	159
(1) 形態別ごみ収集状況	
(2) ごみ種別、処理状況	
(3) 年度別、月別ごみ搬入状況	
(4) 1日当たりごみ総処理量と1人当たりごみ量の比較	
(5) 全体ごみ、事業系ごみ量状況	
(6) ごみ質試験成績	
6 分析測定結果	165
(1) 一般廃棄物中間処理施設（ばい煙・ダイオキシン類分析測定結果）	
(2) 一般廃棄物最終処分場「那覇エコアイランド」余水処理施設（処理水水質測定結果）	
(3) 一般廃棄物（旧）最終処分場・浸出水処理施設（ダイオキシン類分析結果）	
(4) 一般廃棄物（旧）最終処分場・浸出水処理施設（処理水水質測定結果）	
7 し尿処理状況	169
(1) し尿及び浄化槽汚泥の年間収集量の推移	
(2) 下水道接続人口と浄化槽及びし尿汲取人口の割合	
8 産業廃棄物事業	170
(1) 概要	
(2) 中核市移行に伴い移管された事務	
(3) 産業廃棄物処理業者・自動車リサイクル業者等の状況	
(4) 許可等の実施状況	
(5) 立入調査の実施状況	

1 概 要

本市の年間ごみ処理量は平成26年度実績で99,758 tです。その内、家庭系ごみは63,462 t (63.6%)、事業系ごみは36,297 t (36.4%)です。形態別ごみ量では、可燃ごみ86,313 t (86.5%)、不燃・危険ごみ1,919 t (1.9%)、粗大ごみ1,411 t (1.4%)、資源ごみ10,116 t (10.1%)となっています。

ごみの減量化及び適正処理に向けた施策の経過としては、平成3年2月、ごみ減量・資源化実行計画を策定し、同年をごみ減量元年と位置づけ、集団回収団体の育成をはじめ、クリーン指導員制度導入、ごみ問題三者連絡協議会設置、平成4年度には資源ごみ拠点回収開始、平成5年度には「那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例」制定、平成7年度にはリサイクルプラザの完成とともに、ごみの5種類分別を開始しています。

5種類分別実施後、1割程度の減量・資源化に効果は見られましたが、その後は横這いの状態が続き、依然可燃ごみ全量の独自処理体制が確保できない状況にありました。

このため平成11年10月には、一層のごみ減量・資源化を図るため、「那覇市ごみ減量・資源化実行計画」を策定し、各種施策を展開してきました。

計画に基づく重点施策として、平成12年10月から門口収集を開始し、平成13年4月に事業系一般廃棄物処理手数料を10kg当たり21円から42円へ改定し、平成14年4月から家庭ごみの有料化を実施しました。

また、平成15年4月には、容器包装リサイクル法に基づくペットボトルの資源化を実施し、ごみの減量と資源化に取り組んできました。その後、事業系一般廃棄物処理手数料は定期的な見直しを実施し、平成16年4月より42円から63円、平成20年4月より63円から90円、平成26年4月より90円から110円へ改定しています。また、那覇・南風原クリーンセンターに市民がごみを直接持込む際の家庭系一般廃棄物処理手数料についても平成26年4月より10kg当たり21円から60円へ改定しました。

また、平成17年12月より那覇・南風原クリーンセンターの試運転開始に伴い、廃プラスチック、ゴム、皮革製品などを燃やすごみに移行するとともに、家庭などから排出される草木を資源化物として位置づけ、無料定期収集を開始し、これまで混合収集していた、かん・びん・ペットボトルを単品収集することにより、それぞれの資源化率の向上に努めています。

環境施設は、平成18年4月「那覇・南風原クリーンセンター」の本格稼動、平成19年4月新最終処分場「那覇エコアイランド」、平成19年7月「環境の杜ふれあい」及び平成23年4月の資源化施設「エコマール那覇リサイクル棟」の供用開始により整備体制が構築されました。

し尿及び浄化槽汚泥の処理については、許可業者による収集運搬体制をとり、し尿中継槽に一時貯留後、倉浜衛生施設組合へ処理委託を実施してきましたが、平成20年4月の那覇市し尿等下水道放流施設が供用開始され、本市のし尿等を搬入しています。平成26年度における年間し尿等収集量は、5,727k1 (し尿 2,160k1、浄化槽汚泥 3,568k1) となっており、年々減少する傾向にあります。

さらに、平成25年4月より、中核市移行に伴い新たに権限移譲された産業廃棄物、自動車リサイクル法、建設リサイクル法及びPCB特別措置法に関する業務を開始し、さらなる廃棄物適正処理の推進等により本市にふさわしい持続可能な社会形成を目指しています。

※個別のごみ量と合計の量は、端数処理の関係で一致しない場合もあります。

2 ごみ処理の基本方針

- (1) 三者協働で実現する資源循環型都市づくりの推進
- (2) 発生抑制の最優先と再利用の徹底を図るシステムの構築
- (3) 環境負荷の少ない廃棄物処理の推進

3 平成26度におけるごみ減量・資源化施策の概要

- (1) ごみを減らす行動理念である4R（リフューズ：不要なものは断る、リデュース：減量する、リユース：再利用する、リサイクル：再資源化する）を推進し、ごみの発生・排出抑制と資源循環の徹底を図る。
- (2) 市が収集する家庭系ごみのうち、燃やすごみ及び燃やさないごみは指定のごみ袋に入れて、粗大ごみは粗大ごみ処理券を貼って排出する方法により、ごみの発生抑制と分別の徹底を図る。
- (3) ごみステーションの門口及び分散化（数世帯グループ単位で排出場所指定）等を推進し、不法投棄の防止と分別の徹底を図る。
- (4) 紙、缶、びん、布、ペットボトル及び草木は、分別収集の徹底、拠点回収等により資源化を図る。ただし、台風等災害時に大量に発生した草木については、サーマルリサイクルする。
- (5) 家庭用生ごみ処理機器購入助成により、生ごみの減量・資源化を図る。
- (6) トレーなどは、店頭回収しているスーパー等の意向を確認しつつ、回収拠点をPRし、事業者による資源化を促進する。
- (7) 事業系ごみについては、事業者の自己処理責任に基づき、減量・資源化・適正処理の指導を徹底し、ごみの減量・資源化を図る。
- (8) 事業系古紙については、オフィス古紙（機密文書を含む）等の資源化を推進するとともに、資源化可能な古紙は、那覇・南風原クリーンセンターへの搬入を禁止する。
- (9) ごみ搬入時検査を定期的に実施し、ごみの分別状況の実態把握を行い、分別されていないごみの搬入防止及び分別指導の徹底を図る。
- (10) 大規模事業所等を対象に、ごみ減量化計画の作成の指導を強化する。また、事業所訪問により、ごみの分別状況の実態把握を行い、分別及び適正処理の指導を徹底し、事業所の自主的なごみ減量・資源化を推進する。

4 今後の展開及び課題等

- (1) ごみの発生抑制・排出の抑制

持続可能な循環型社会の構築を進める上で、ごみ減量・資源化施策を展開するためには、今までの大量生産・大量消費・大量廃棄のシステムによるライフスタイルや、「リサイクルするからごみを捨ててもかまわない」という考え方を改め、「いかにごみの発生を抑制するか」を第一に考え、4つの基本理念、4R運動（リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル）を基調とした取り組みを市民・事業者・行政が協働して今後とも継続して推進していく必要があります。

(2) 資源化物の分別の徹底

資源化物が確実にリサイクルされ有効に利用されるためには、分別排出の徹底が不可欠です。市民及び事業者のごみ出しモラル向上のため、広報・啓発活動を積極的に行う必要があります。

(3) 資源化物の持ち去り対策

本市では平成20年度に条例を一部改正し、資源化物の無断持去りを禁止し、職員でパトロールを行い、啓発、指導、警告等を行っています。また、家庭から排出された資源化物が行政回収前に持ち去られてしまうことを防止するため、平成26年度より「資源化持去り防止拠点回収事業」を開始します。

(4) 収集運搬の課題

収集運搬の課題としては、危険ごみの混入防止対策として排出段階での分別の徹底を図ることの他、さらなるごみの減量・資源化を推進するため、段階的に分別収集区分の見直しを実施していくことがあります。また、多様化する市民ニーズへ対応できるシステムの整備や、環境に配慮した収集運搬体制の整備も必要です。

(5) ごみ処理施設の課題

那覇市・南風原町は共同で一部事務組合を組織し、那覇・南風原クリーンセンターにおいて一般廃棄物の中間処理を行っています。本施設は一般廃棄物を適正に処理するとともに、施設の特徴として、①環境を考える学習の場、②万全の環境対策、③資源化物の再利用、④最終処分量の削減、⑤県内最大の廃棄物発電施設を備えています。今後は長期的に緻密な計画管理を行うことにより、施設の長寿命化・延命化を図る必要があります。

(6) 不法投棄ごみ対策

適正処理の妨げとなる不法投棄への防止対策として、巡回・監視活動、市民への啓発活動、投棄者への指導等を行っていますが、民有地へ投棄されるなど、対応が難しい場合があり改善策を講じる必要があります。

(7) 適正処理困難一般廃棄物等への対応

破碎・焼却処理及び最終処分に困難をきたすものや作業上の危険性や困難性をもつものなどを適正処理困難一般廃棄物に指定しており、今後は、拡大生産者責任の趣旨を踏まえ、事業者と行政が連携して回収ルートの整備に取り組む必要があります。

(8) 在宅医療廃棄物への対応

在宅医療の進展に伴い、家庭から排出される医療用廃棄物も増加することが予想され、在宅医療廃棄物の取扱いを明確にし、安全な適正処理が行える体制を整備する必要があります。

(9) 災害ごみへの対策

台風、水害、災害等大規模な災害発生時に排出される多量の一般廃棄物を速やかに、かつ円滑に処理する体制の確保が必要です。

(10) 産業廃棄物への対応

中核市移行に伴い県から移譲された産業廃棄物業務等については、一般廃棄物と同様資源循環型社会の実現に向けてごみ減量・再資源化を推進するため、その処理に関わる排出事業者、産業廃棄物処理業者及び自動車リサイクル関連業者等に対して、監視及び指導を強化していく必要があります。

5 ごみ処理状況

(1) 形態別ごみ収集状況

(単位: t)

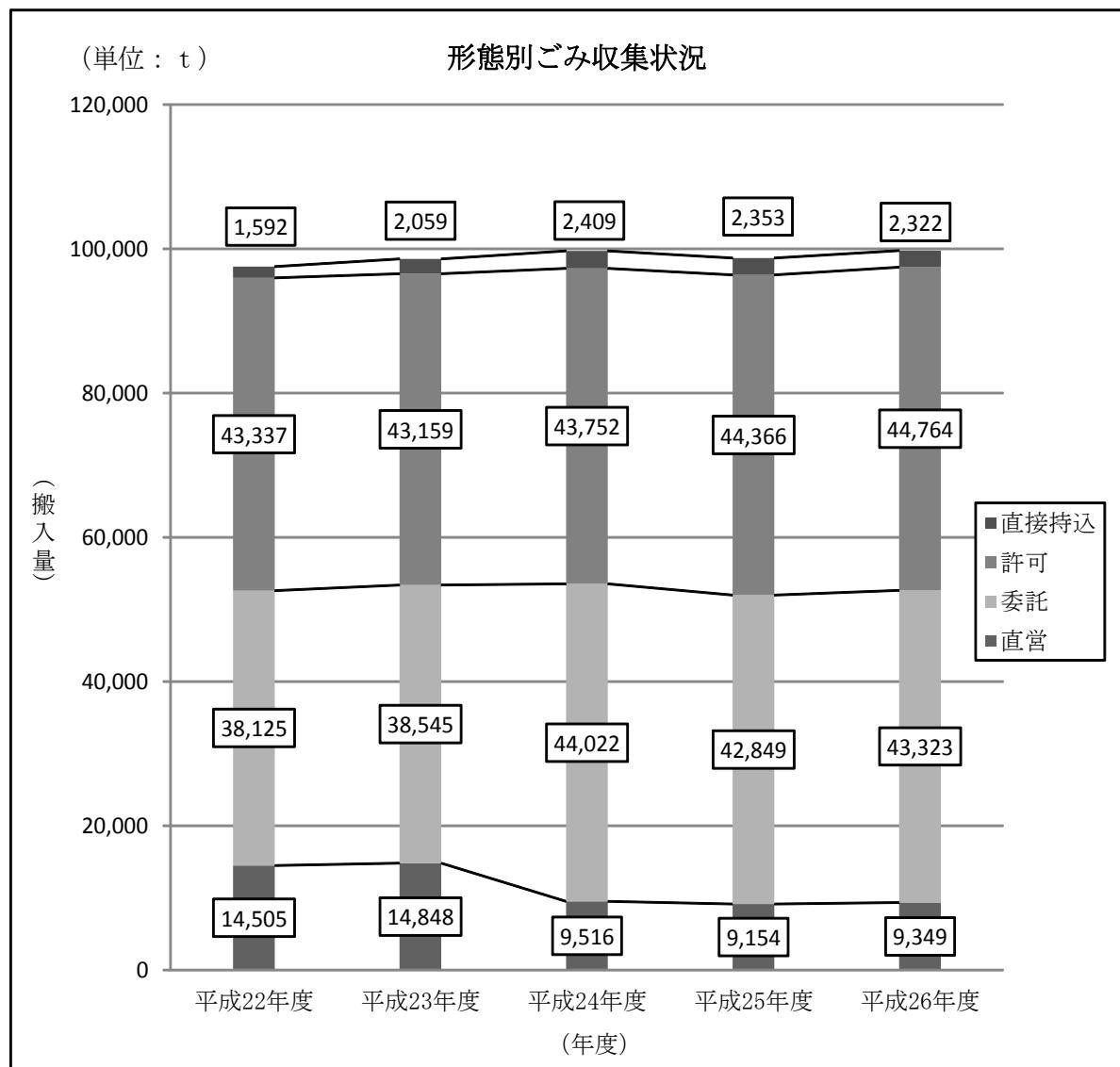
形態\年度	平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	搬入量	構成比	搬入量	構成比	搬入量	構成比	搬入量	構成比	搬入量	構成比
直営	14,505	14.9%	14,848	15.1%	9,516	9.5%	9,154	9.3%	9,349	9.4%
委託	38,125	39.1%	38,545	39.1%	44,022	44.2%	42,849	43.4%	43,323	43.4%
許可	43,337	44.4%	43,159	43.8%	43,752	43.9%	44,366	44.9%	44,764	44.9%
直接持込	1,592	1.6%	2,059	2.1%	2,409	2.4%	2,353	2.4%	2,322	2.3%
合 計	97,559	100.0%	98,611	100.1%	99,699	100.0%	98,723	99.0%	99,758	100.0%

※平成19年度より、事業系ごみは許可業者と直接持込に区分して表示している。

※端数四捨五入の為、種別と合計の数値が異なる場合あり。

※「許可」は、事業系ごみと家庭系ごみの混合値となっている。

※「直接持込」は、家庭系ごみと事業系ごみの合算値となっている。

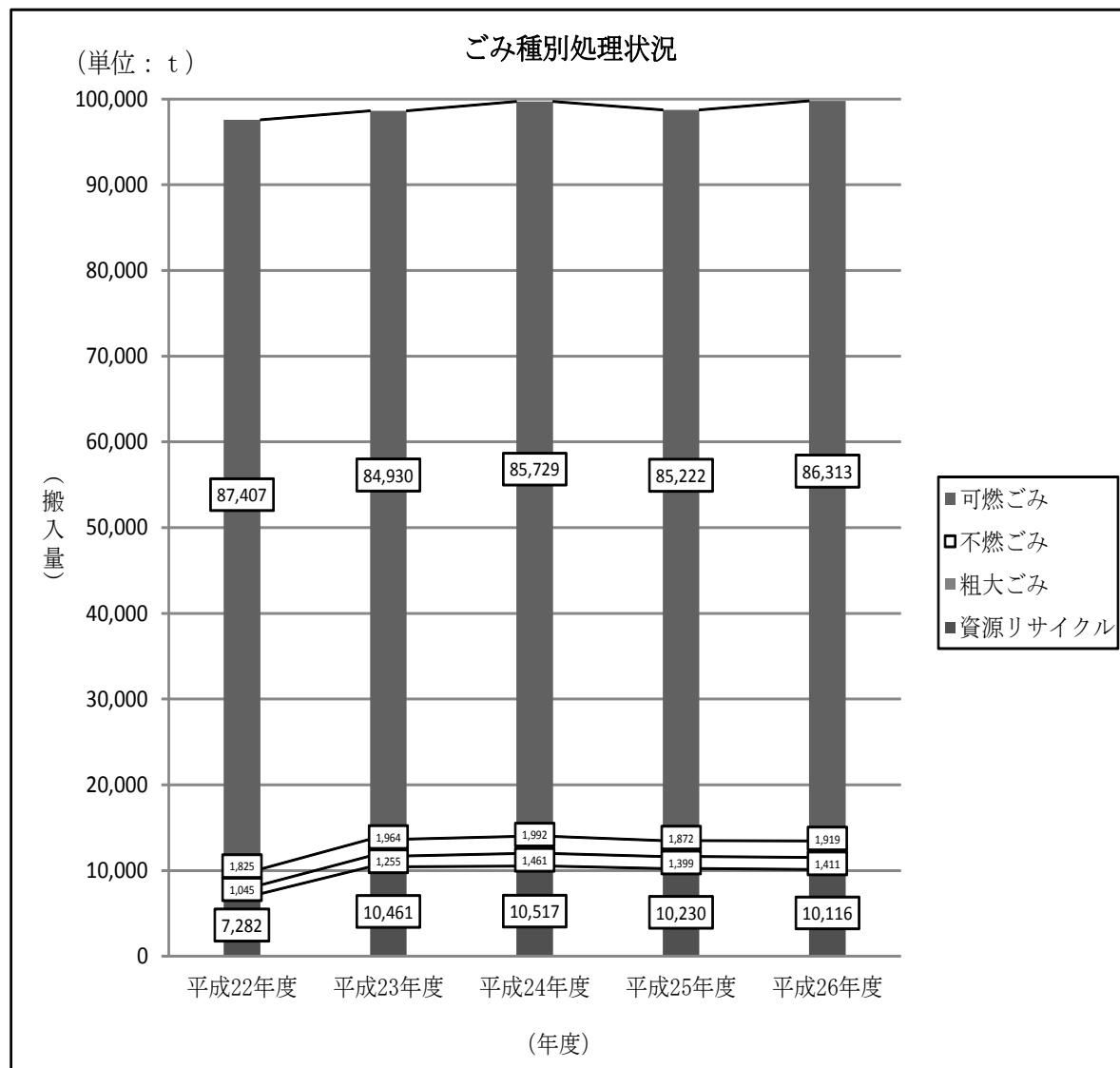


(2) ごみ種別、処理状況

(単位: t)

種別	平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	処理量	前年増減	処理量	前年増減	処理量	前年増減	処理量	前年増減	処理量	前年増減
可燃ごみ	87,407	4.6%	84,930	△ 2.8%	85,729	0.9%	85,222	△ 0.6%	86,313	1.3%
不燃ごみ	1,825	6.0%	1,964	7.6%	1,992	1.4%	1,872	△ 6.0%	1,919	2.5%
粗大ごみ	1,045	7.7%	1,255	20.1%	1,461	16.4%	1,399	△ 4.2%	1,411	0.9%
資源リサイクル	7,282	△ 31.0%	10,461	43.7%	10,517	0.5%	10,230	△ 2.7%	10,116	△ 1.1%
合計	97,559	0.8%	98,610	1.1%	99,699	1.1%	98,723	△ 1.0%	99,758	1.0%

※端数四捨五入の為、種別と合計の数値が異なる場合あり。



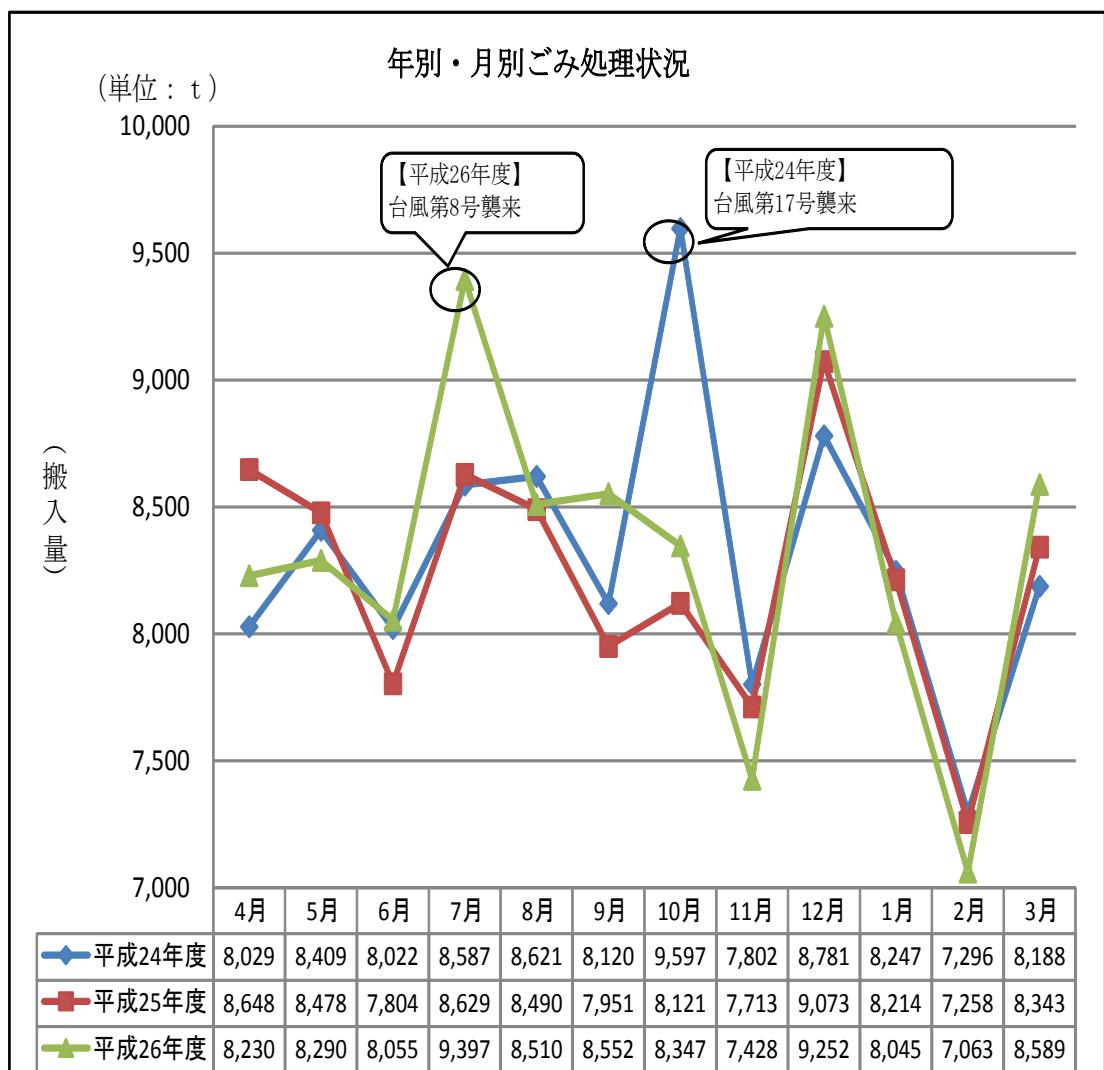
(3) 年度別、月別ごみ搬入状況

(単位: t)

年度 月	平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	処理量	前年増減	処理量	前年増減	処理量	前年増減	処理量	前年増減	処理量	前年増減
4月	8,108	1.2%	7,994	△ 1.4%	8,029	0.4%	8,648	7.7%	8,230	△ 4.8%
5月	8,039	2.4%	9,003	12.0%	8,409	△ 6.6%	8,478	0.8%	8,290	△ 2.2%
6月	8,036	△ 3.6%	8,461	5.3%	8,022	△ 5.2%	7,804	△ 2.7%	8,055	3.2%
7月	8,443	1.5%	7,871	△ 6.8%	8,587	9.1%	8,629	0.5%	9,397	8.9%
8月	8,911	8.0%	9,328	4.7%	8,621	△ 7.6%	8,490	△ 1.5%	8,510	0.2%
9月	8,232	1.9%	8,056	△ 2.1%	8,120	0.8%	7,951	△ 2.1%	8,552	7.6%
10月	7,703	△ 2.8%	7,790	1.1%	9,597	23.2%	8,121	△ 15.4%	8,347	2.8%
11月	8,285	8.5%	7,717	△ 6.9%	7,802	1.1%	7,713	△ 1.1%	7,428	△ 3.7%
12月	8,979	0.3%	8,960	△ 0.2%	8,781	△ 2.0%	9,073	3.3%	9,252	2.0%
1月	7,621	△ 1.5%	8,090	6.2%	8,247	1.9%	8,214	△ 0.4%	8,045	△ 2.1%
2月	7,029	△ 0.9%	7,014	△ 0.2%	7,296	4.0%	7,258	△ 0.5%	7,063	△ 2.7%
3月	8,172	△ 5.2%	8,326	1.9%	8,188	△ 1.7%	8,343	1.9%	8,589	3.0%
合計	97,559	0.8%	98,610	1.1%	99,699	1.1%	98,723	△ 1.0%	99,758	1.0%

※端数四捨五入の為、種別と合計の数値が異なる場合あり。

※平成24年度から平成26年度の処理状況を下記へ記す。

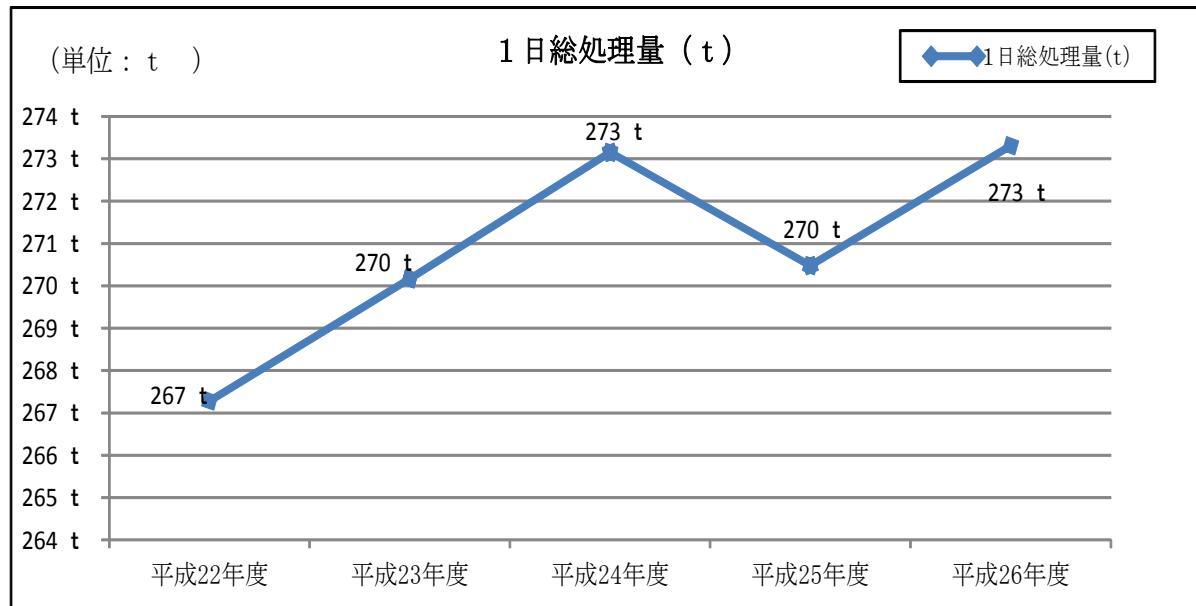


(4) 1日当たりごみ総処理量と1人1日当たりごみ量の比較

ア 1日当たりごみ総処理量

(単位: kg 1日当たり)

種別	平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	処理量	前年増減	処理量	前年増減	処理量	前年増減	処理量	前年増減	処理量	前年増減
ごみ総処理量	267	0.4%	270	1.1%	273	1.1%	270	△ 1.0%	273	1.0%



※平成24年度まで、1日あたりごみ総処理量と1人当たり家庭ごみ排出量の複合グラフであったが、平成25年度より単独グラフへ変更し、上記アへ1日当たりごみ総処理量を記載。下記イへ1人1日当たりごみ量を、種類別(*1)に記載している。

(*1) : ごみ総排出量、ごみ排出量(資源化物除く)、家庭ごみ排出量(直営+委託+許可+直接持込)

イ 1人1日当たりごみ量

(単位: g 1人1日当たり)

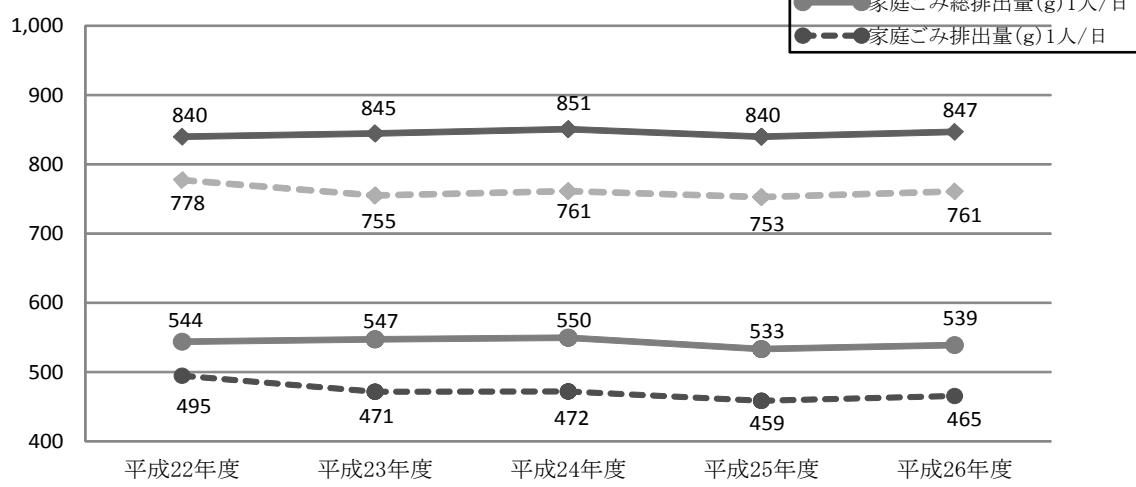
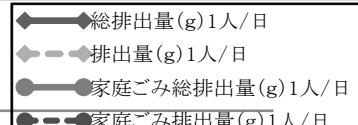
種別	平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	処理量	前年増減	処理量	前年増減	処理量	前年増減	処理量	前年増減	処理量	前年増減
総排出量	840	△ 0.2%	845	0.5%	851	0.7%	840	△ 1.3%	847	0.8%
排出量(資源除く)	778	3.1%	755	△ 2.9%	761	0.8%	753	△ 1.1%	761	1.1%
家庭ごみ総排出量	544	0.9%	547	0.6%	550	0.4%	533	△ 3.0%	539	1.0%
家庭ごみ排出量	495	7.8%	471	△ 4.8%	472	0.1%	459	△ 2.8%	465	1.5%

※数値の算定は9月末日時点の人口(外国人を含む)を使用する。

※端数四捨五入のため、種別と合計の数値が異なる場合あり。

(単位:g)

1人1日当たりのごみ量



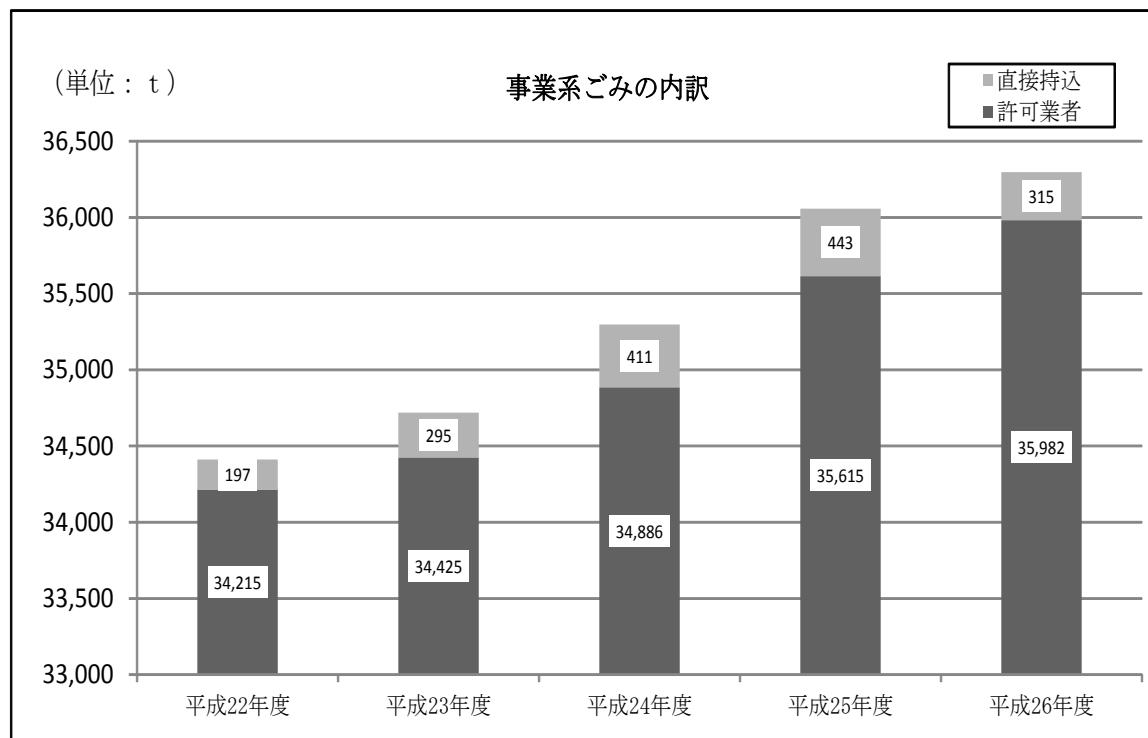
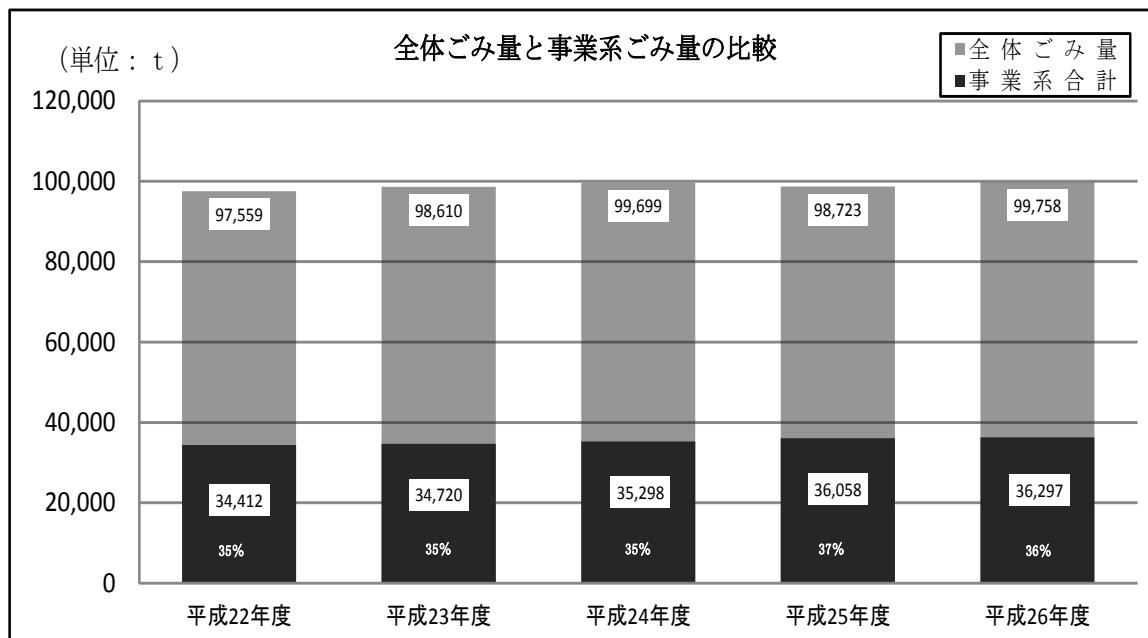
(5) 全体ごみ・事業系ごみ量状況

(単位: t)

種 年 度	事業系ごみ						全 体 ご み 量	
	許可業者		直接持込		事業系合計			
搬入量	前年増減	搬入量	前年増減	搬入量	前年増減	搬入量	前年増減	
平成22年度	34,215	△ 0.5%	197	△ 25.9%	34,412	△ 0.7%	97,559	0.8%
平成23年度	34,425	0.6%	295	49.7%	34,720	0.9%	98,610	1.1%
平成24年度	34,886	1.3%	411	39.3%	35,298	1.7%	99,699	1.1%
平成25年度	35,615	2.1%	443	7.8%	36,058	2.2%	98,723	△ 1.0%
平成26年度	35,982	1.0%	315	△ 28.9%	36,297	0.7%	99,758	1.0%

※許可業者の事業系ごみ量は、推計家庭系ごみ量を控除後の値であるため、推計量である。

※端数四捨五入の為、種別と合計の数値が異なる場合あり。



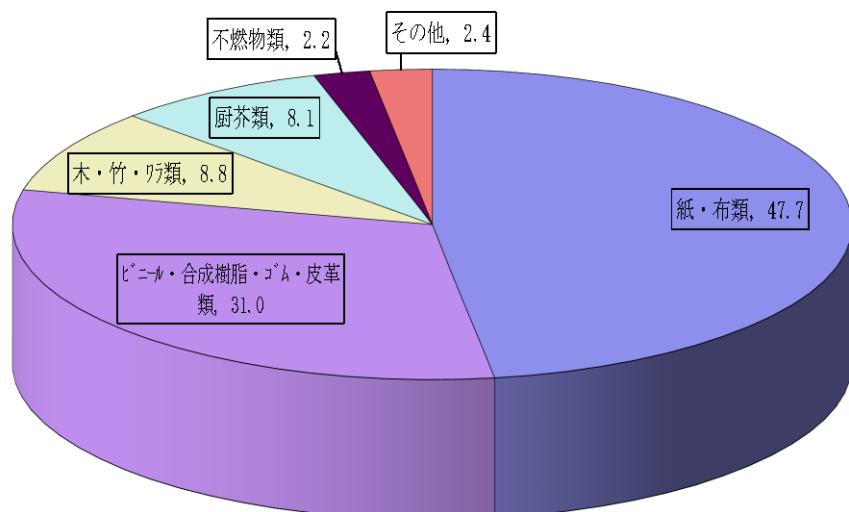
(6) ごみ質試験成績

可燃全体ごみ

(単位: %)

試験項目		H26.4.3	H26.5.8	H26.6.5	H26.7.3	H26.8.7	H26.9.4	H26.10.2	H26.11.6	H26.12.4	H27.1.8	H27.2.5	H27.3.5	平均	
種類	紙・布類	32.8	57.2	49.0	49.6	47.4	49.1	61.1	46.3	40.9	40.1	45.1	54.1	47.7	
	ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類	42.0	26.9	27.3	30.1	33.5	34.1	22.8	23.1	39.8	32.7	29.3	30.7	31.0	
組成	木・竹・竹類	13.9	3.8	10.7	8.5	9.5	6.3	5.0	16.0	6.6	9.1	11.6	4.0	8.8	
	厨芥類	8.6	7.9	4.8	5.4	4.9	8.0	6.5	12.0	8.0	14.6	7.5	9.5	8.1	
成分	不燃物類	0.4	2.3	5.5	4.9	0.5	1.5	2.0	1.4	1.2	1.5	4.5	0.2	2.2	
	その他	2.2	1.9	2.6	4.2	4.2	1.0	2.6	1.2	3.4	2.0	2.0	1.5	2.4	
合計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
単位容積重量		kg/m ³	138	144	106	135	159	147	163	133	151	156	118	138	140.7
成 分	水分	45.5	41.6	39.9	48.6	46.4	48.3	54.5	46.5	46.1	45.0	39.9	43.6	45.5	
	灰分	6.7	6.8	8.6	7.6	5.1	5.2	5.4	6.8	8.1	7.2	10.8	6.5	7.1	
低位発熱量 (実測値)	可燃分	Kcal/kg	2,090	2,240	2,270	1,780	2,090	1,960	1,650	2,100	2,040	2,100	2,310	2,230	2,072
		KJ/kg	8,750	9,390	9,520	7,450	8,730	8,200	6,900	8,790	8,550	8,800	9,670	9,330	8,673

平成26年度 可燃ごみ組成分析 (%)



*平成26年度組成分析（12回）の平均値を使用している。

6 分析測定結果

(1) 一般廃棄物中間処理施設 (ばい煙・ダイオキシン類分析測定結果)

ア ばい煙濃度

焼却炉1号

項目	H26.4.24	H26.6.19	H26.11.20	H26.12.25	H27.2.6	排出基準値	法令等規制値
硫黄酸化物 (volppm)	2	2	3	3	1	20ppm (K値 9.0)	430ppm (K値 13.0)
窒素酸化物 (volppm)	38	38	37	41	40	50ppm	250ppm
ばいじん (g/m ³ N)	0.0014	0.0016	0.0013	0.0015	0.0014	0.01 g/m ³ N	0.04 g/m ³ N
塩化水素 (mg/m ³ N)	34 (21ppm)	29 (18ppm)	22 (13ppm)	9 (6ppm)	12 (7ppm)	81mg/m ³ N (50ppm)	700mg/m ³ N (430ppm)

◇ K値…大気汚染防止法で定められた定数で、施設毎に煙突の高さに応じた硫黄酸化物許容排出量を求める際に使用する。

焼却炉2号

項目	H26.4.24	H26.8.15	H26.9.29	H26.11.20	H27.3.5	排出基準値	法令等規制値
硫黄酸化物 (volppm)	4	3	1	1	4	20ppm (K値 9.0)	430ppm (K値 13.0)
窒素酸化物 (volppm)	37	31	34	38	36	50ppm	250ppm
ばいじん (g/m ³ N)	0.0013	0.0011	0.0015	0.0015	0.0011	0.01 g/m ³ N	0.04 g/m ³ N
塩化水素 (mg/m ³ N)	23 (14ppm)	30 (18ppm)	24 (15ppm)	10 (6ppm)	11 (7ppm)	81mg/m ³ N (50ppm)	700mg/m ³ N (430ppm)

焼却炉3号

項目	H26.7.11	H26.9.6	H26.12.25	H27.2.6	排出基準値	法令等規制値
硫黄酸化物 (volppm)	3	2	7	1	20ppm (K値 9.0)	430ppm (K値 13.0)
窒素酸化物 (volppm)	37	37	36	38	50ppm	250ppm
ばいじん (g/m ³ N)	0.0014	0.0014	0.0019	0.0011	0.01 g/m ³ N	0.04 g/m ³ N
塩化水素 (mg/m ³ N)	20 (12ppm)	11 (7ppm)	37 (23ppm)	15 (9ppm)	81mg/m ³ N (50ppm)	700mg/m ³ N (430ppm)

灰溶融炉1号

項目	H26.5.9	H26.9.19	排出基準値	法令等規制値
硫黄酸化物 (volppm)	<3	<3	20ppm (K値 9.0)	430ppm (K値 13.0)
窒素酸化物 (volppm)	27	19	50ppm	250ppm
ばいじん (g/m ³ N)	0.0026	0.0037	0.01 g/m ³ N	0.04 g/m ³ N
塩化水素 (mg/m ³ N)	9 (5ppm)	33 (20ppm)	81mg/m ³ N (50ppm)	700mg/m ³ N (430ppm)

*定量下限値(3mg/m³N)を用いて算出

灰溶融炉2号

項目	H26.11.27	H27.3.4	排出基準値	法令等規制値
硫黄酸化物 (volppm)	<4	<3	20ppm (K値 9.0)	430ppm (K値 13.0)
窒素酸化物 (volppm)	19	30	50ppm	250ppm
ばいじん (g/m ³ N)	0.0037	0.0026	0.01 g/m ³ N	0.04 g/m ³ N
塩化水素 (mg/m ³ N)	68 (42ppm)	24 (15ppm)	81mg/m ³ N (50ppm)	700mg/m ³ N (430ppm)

*定量下限値(1ppm)を用いて算出

イ ダイオキシン類

排出ガス

項目	分析年月日	測定結果	基準値
焼却炉1号 (ng-TEQ/m ³ N)	H26.12.17～H27.1.7	0.00007	0.1
焼却炉2号 (ng-TEQ/m ³ N)	H26.5.28～6.10	0.0023	0.1
焼却炉3号 (ng-TEQ/m ³ N)	H26.7.11～7.30	0.000069	0.1
灰溶融炉1号 (ng-TEQ/m ³ N)	H26.5.19～5.29	0.00026	0.1
灰溶融炉2号 (ng-TEQ/m ³ N)	H26.12.9～12.22	0.0003	0.1

単位説明

◇ ppm (Parts per millionの略)…100万分の1を1ppmといい、濃度を表す単位

◇ Volppm… volume(体積)+ppm=大気中の体積濃度

◇ ng (ナノグラム)…10億分の1グラム

◇ TEQ…毒性等価量(Toxic Equivalentsの略)：ダイオキシン類は毒性の異なる数多くの化学物質からなっており、その合計量を評価する際には、最も毒性の強いダイオキシン類をもとにした係数を乗じ、毒性等価量(TEQ)として表す方法がとられています。

ばいじん等

項目	分析年月日	測定結果	基準値
焼却主灰 (ng-TEQ/g)	H26.7.14～7.30	0.00011	3
飛灰固化物 (ng-TEQ/g)	H26.7.15～7.30	0.17	3
飛灰固化物 (ng-TEQ/g)	H26.12.12～H27.1.7	0.25	3
スラグ (ng-TEQ/g)	H26.7.14～7.30	0.00000033	3

◇ m³N (ノルマル立法メートル)…標準状態(0°C、1気圧)に換算した、1立方メートルの気体の体積を表す単位

※飛灰固化物1回目は焼却炉1・3号、灰溶融炉1号稼働時、2回目は焼却炉1・2号、灰溶融炉2号稼働時

(2) 一般廃棄物最終処分場「那覇エコアイランド」余水処理施設の放流水（水質測定結果）

測定値 (mg/L)

項目	H26.4.10	H26.5.8	H26.6.12	H26.7.15	H26.8.11	H26.9.10	H26.10.9	H26.11.13	H26.12.11	H27.1.15	H27.2.4	H27.3.11	基準値	備考
水素イオン濃度 pH	7.4	6.9	6.9	7.1	6.9	7.1	7.0	7.0	7.0	7.0	6.6	7.4	6.5-8.5	※1
生物化学的酸素要求量 BOD	1.1	2.7	1.1	1.5	0.8	0.7	0.8	0.6	1.0	1.2	0.9	0.7	30	※1
化学的酸素要求量 COD	17.4	10	11.1	16.4	18.0	7.1	17.0	15.2	17.0	10.1	14.7	10.6	30	※1
浮遊物質 SS	1.2	0.9	0.8	0.6	1.4	1.9	5.2	1.2	4.2	0.9	5.3	1.6	10	※2
総窒素	8.1	7.87	9.49	9.41	10.6	8.96	9.91	8.94	7.23	5.75	6.66	7.68	120	
カルシウム	2170	2680	2510	2260	2330	2810	2650	2300	2240	2450	2360	2180	-	
n-ヘキサン抽出物質(鉱物油)					<0.5								5	
n-ヘキサン抽出物質(動植物油)					<0.5								30	
フェノール類					<0.5								5	
銅					<0.1								3	
亜鉛					0.1								2	
溶解性鉄					<0.1								10	
溶解性マンガン					<0.1								10	
総クロム					<0.2								2	
大腸菌群数					不検出								3000	
総燐 T-P					0.03								16	
アルキル水銀					不検出								検出されないこと	
総水銀					<0.0005								0.005	
カドミウム					<0.01								0.1	
鉛					<0.01								0.1	
有機りん					<0.1								1	
六価クロム					<0.05								0.5	
砒素					<0.01								0.1	
シアノ					<0.1								1	
PCB					<0.0005								0.003	
トリクロロエチレン					<0.03								0.3	
テトラクロロエチレン					<0.01								0.1	
ジクロロメタン					<0.02								0.2	
四塩化炭素					<0.002								0.02	
1, 2-ジクロロエタン					<0.004								0.04	
1, 1-ジクロロエチレン					<0.1								1	
シス-1, 2-ジクロロエチレン					<0.04								0.4	
1, 1, 1-トリクロロエタン					<0.3								3	
1, 1, 2-トリクロロエタン					<0.006								0.06	
1, 3-ジクロロプロパン					<0.002								0.02	
チラム					<0.006								0.06	
シマジン					<0.003								0.03	
オオベンカルブ					<0.02								0.2	
ベンゼン					<0.01								0.1	
セレン					<0.01								0.1	
ほう素					0.9								230	
フッ素					0.3								15	
アミゴイ、アミコカル化合物、亜硝酸化合物及び ジオキサン類					<0.1								100	
1, 4-ジオキサン					<0.05								0.5	
ダイオキシン類					0.00026								10	単位: pg-TEQ/L

根拠法令

・一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和52年総理府・厚生省令第1号)

・ " 第1条第2項第10号

・ " 第1条第2項第14号

※1:水質汚濁防止法に係る上乗せ排出基準(那覇港海域へ放流する場合)

※2:廃棄物最終処分場の性能に関する指針

第四 廃棄物最終処分場 (1)性能に関する事項 イ 处理水質の性状

(3) 一般廃棄物（旧）最終処分場・浸出水処理施設（ダイオキシン類分析結果）

ア 旧最終処分場周辺

検査試料	測定値	基準値	採取年月日	採取時間
地下水-1	0.063 pg-TEQ/L	1 pg-TEQ/L	H27.1.22	11時20分
地下水-2	0.063 pg-TEQ/L	1 pg-TEQ/L	H27.1.22	12時25分
土 壤	12 pg-TEQ/g	1000 pg-TEQ/g	H27.1.22	12時00分

イ 浸出水処理施設

検査試料	測定値	基準値	採取年月日	採取時間
処理水	0.000075 pg-TEQ/L	1 pg-TEQ/L	H27.1.22	10時08分

【根拠法令】

※ ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令

(平成12年総理府令・厚生省令第2号)

※ ダイオキシン類対策特別措置法第28条第1項・第3項

(4) 一般廃棄物（旧）最終処分場 浸出水処理施設の処理水（水質測定結果）

項目	測定値 (mg/L)											基準値 （県上乗せ基準）	
	H26.4.30	H26.5.22	H26.6.13	H26.7.17	H26.8.14	H26.9.16	H26.10.24	H26.11.21	H26.12.18	H27.1.22	H27.2.13	H27.3.12	
透視度	>30	>30	>30	>30	>30	>30	>30	>30	>30	>30	>30	>30	-
水素イオン濃度 pH	7.7	7.4	7.6	7.5	7.7	7.4	8	7.7	7.8	7.7	7.6	8	5.8~8.6 6.5~8.5
水素イオン濃度測定時温度	23.1	24.3	20.3	20.3	24.2	24.4	23.1	23.3	22.3	23.8	20.3	22.9	
生物化学的酸素要求量 BOD	<0.5	0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	1.2	0.7	1.4	0.7	1.3	160 日20 最30
化学的酸素消費量 COD	3.9	4.2	2.8	5.1	2.0	5.6	1.4	1.9	2.6	1.3	1.7	2.0	160 -
浮遊物質 SS	1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	2	<1	200 日70 最90
大腸菌群数 個/mg DESO	30	110	79	20	46	240	130	27	28	22	120	34	3000
鉱油類	<1						<1						5
動植物油脂類	<1						<1						30
フェノール類	<0.05						<0.05						5
銅 Cu	<0.005						<0.005						3
亜鉛 Zn	<0.005						<0.005						2
溶解性鉄 S-Fe	<0.05						<0.05						10
溶解性マンガン S-Mn	0.01						0.136						10
クロム T-Cr	<0.005						<0.005						2
アンモニウム性窒素 NH4-N	0.17	0.08	0.35	0.15	0.32	0.13	0.14	0.13	0.1	0.2	0.03	0.11	*1
全窒素 T-N	3.82	3.32	3.14	1.59	1.16	2.46	2.11	3.33	3.16	3.97	3.14	6.3	120
全燐 T-P	0.008						0.021						16
カルシウム Ca	57.1						85.8						0.1
塩素イオン Cl	557	371	369	299	423	408	397	836	615	589	636	686	1
カドミウム Cd	<0.001						<0.001						0.1
シアン CN	<0.1						<0.1						1
有機燐化合物 O-P	<0.1						<0.1						1
鉛 Pb	<0.005						<0.005						0.1
六価クロム Cr ⁶⁺	<0.005						<0.005						0.5
砒素 As	<0.005						<0.005						0.1
総水銀 T-Hg	<0.0005						<0.0005						0.005
アルキル水銀 R-Hg	検出せず						検出せず						検出されないこと
ポリ塩素化ビフェニル PCB	<0.0005						<0.0005						0.003
ジクロロメタン	<0.002						<0.002						0.2
四塩化炭素	<0.0002						<0.0002						0.02
1, 2-ジクロロエタン	<0.0004						<0.0004						0.04
1, 1-ジクロロエチレン	<0.002						<0.002						0.02
シス-1, 2-ジクロロエチレン	<0.004						<0.004						0.4
1, 1, 1-トリクロロエタン	<0.0005						<0.0005						3
1, 1, 2-トリクロロエタン	<0.0006						<0.0006						0.06
トリクロロエチレン	<0.002						<0.002						0.3
テトラクロロエチレン	<0.0005						<0.0005						0.1
1, 3-ジクロロプロベン	<0.0002						<0.0002						0.02
ベンゼン	<0.001						<0.001						0.1
チウラム	<0.0006						<0.0006						0.06
シマジン	<0.0003						<0.0003						0.03
チオベンカルブ	<0.002						<0.002						0.2
セレン Se	<0.002						<0.002						0.1
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	2.38						1.24						*1
フッ素 F ⁻	<0.15						<0.15						8
ホウ素 B	1.18						1.18						10
1, 4ジオキサン	<0.005						<0.005						0.5

【根拠法令】

・一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和52年総理府・厚生省令第1号)

・ " 第1条第2項第10号

・ " 第1条第2項第14号

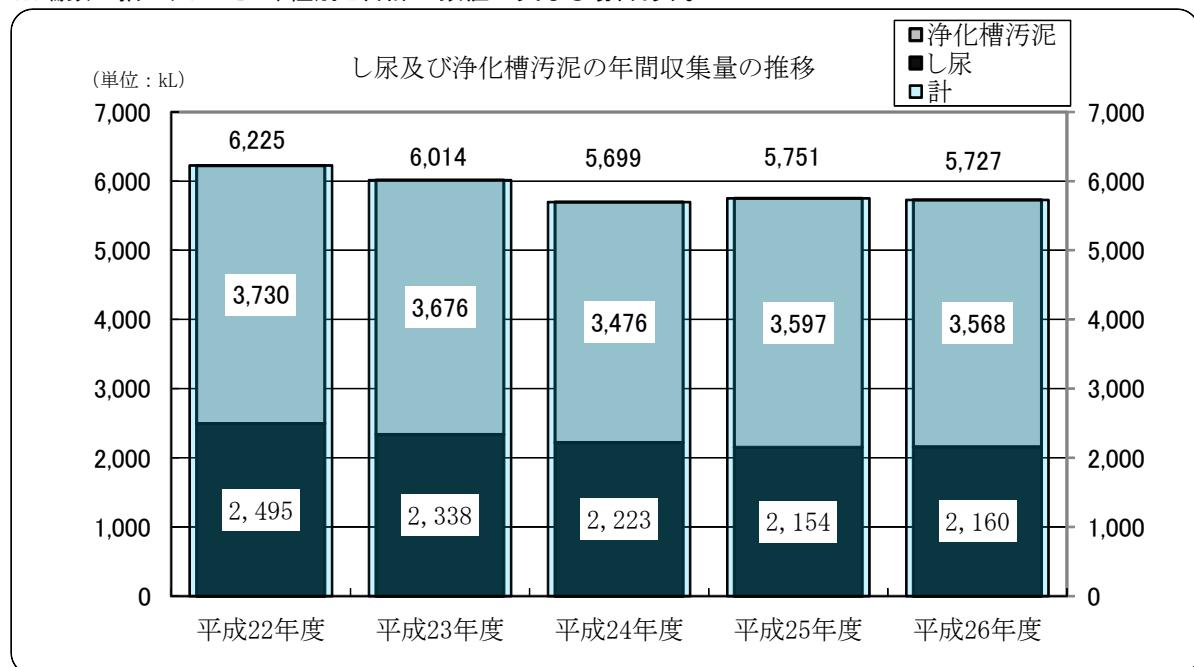
*1 1Lにつきアンモニア性窒素に0.4を乗じたもの。亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合量。

7 し尿処理状況

(1) し尿及び浄化槽汚泥の年間収集量の推移

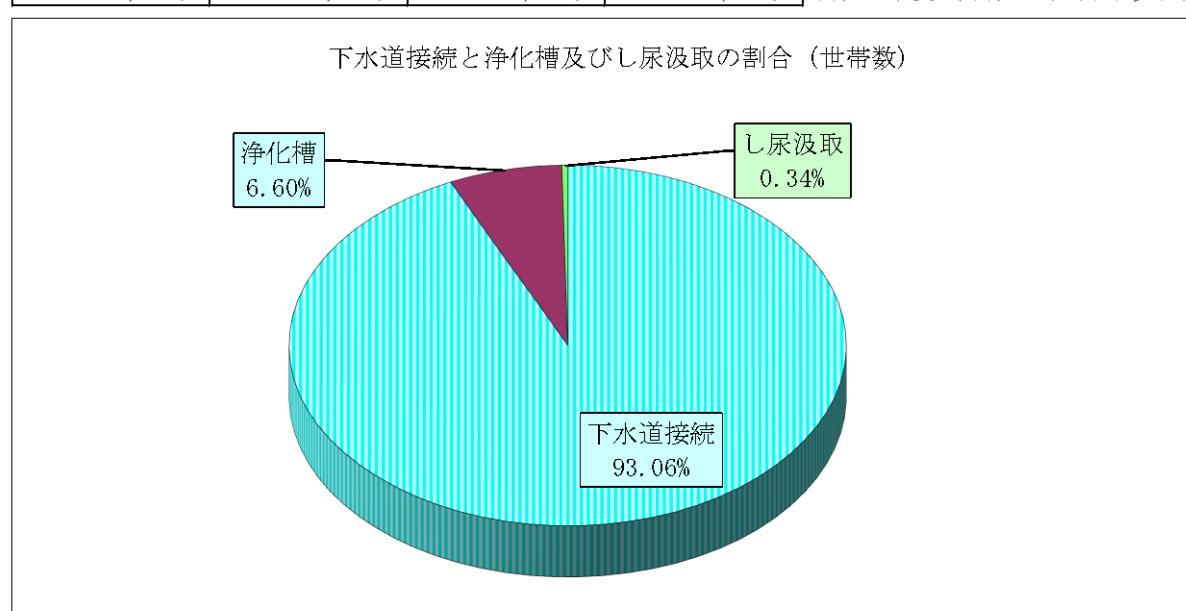
年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
し尿	2,495	2,338	2,223	2,154	2,160
浄化槽汚泥	3,730	3,676	3,476	3,597	3,568
計	6,225	6,014	5,699	5,751	5,727

※端数四捨五入のため、種別と合計の数値が異なる場合あり。



(2) 下水道接続人口と浄化槽及びし尿汲取人口の割合

行政人口	下水道接続	浄化槽	し尿汲取	平成26年度 (平成27年3月末現在)
322,581人	300,203人	21,286人	1,092人	平成26年度 (平成27年3月末現在)



8 産業廃棄物対策事業

(1) 概要

産業廃棄物とは、事業活動に伴って排出される廃棄物のうち廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）で定められた20種類の廃棄物と特別管理産業廃棄物のことをいい、これらの産業廃棄物の処理については、事業者処理責任の原則から、排出事業者が自ら処理するか、若しくは処理業者に委託して適正に処理になければならないこととされています。

廃棄物・リサイクル問題を取り巻く環境は年々大きく変化しており、国は廃棄物の適正処理を推進するため随時法改正を行い、さらに、資源循環型社会形成に向け「建設リサイクル法」、「自動車リサイクル法」など各種リサイクル法の制定なども行っています。

産業廃棄物については、収集運搬及び処分にかかる廃棄物ごとの許可の種類が多く、処理困難性、有害性のある廃棄物も多いことから、不適正処理や不法投棄が行われると、生活環境へ大きな影響を与えることになります。

本市においては、法の趣旨を厳守しながら、廃棄物の処理に関わる排出事業者、産業廃棄物処理業者及び自動車リサイクル関連業者等に対して、監視及び指導を強化し、さらなる廃棄物適正処理の推進により本市にふさわしい持続可能な社会形成を目指しています。

(2) 中核市移行に伴い移管された事務

ア 法に基づく事務

(ア) 産業廃棄物収集・運搬業の許可

那覇市内で積替え保管施設を有している場合及び那覇市内のみで業を行なう場合に審査の対象となる。

（※ただし、沖縄県内一円で産業廃棄物収集運搬業を行い、かつ那覇市内に積替え保管施設を設置している場合は、那覇市と県に申請書又は変更届出書等を提出する必要がある。）

(イ) 産業廃棄物処分業許可

那覇市内に施設を有する場合及び県内一円で移動式施設を用いて業を行う場合に審査の対象となる。

（※ただし、那覇市を含む沖縄県内一円で産業廃棄物処分業を行なっている場合は、那覇市と県に申請書又は変更届出書等を提出する必要がある。主に中間処分施設（破碎、圧縮切断、脱水固化）で、殆どが移動式施設所有者である。）

(ウ) 産業廃棄物処理施設の設置許可

那覇市内に施設を設置する場合に審査の対象となる。

（※ただし、那覇市を含む沖縄県内一円で移動式施設を設置している場合は、那覇市と県に申請書又は変更届出書等を提出する必要がある。主に汚泥の脱水施設、がれき類、木くず類破碎施設（車両搭載型、移動式）である。）

イ 自動車リサイクル法に基づく事務

引取業、フロン類回収業の業登録及び解体業、破碎業の許可等
(那覇市内に施設を有する場合)

ウ P C B特別措置法に基づく事務

保管状況届出書の受理等（那覇市内でP C B廃棄物を保管している場合）

エ 建設リサイクル法に基づく事務

建物解体における分別解体等の指導（解体工事届出は、那覇市建築指導課）

(3) 産業廃棄物処理業者・自動車リサイクル業者等の状況 (業者数)

業者種別	平成 26 年 4 月 1 日現在	平成 27 年 4 月 1 日現在
産業廃棄物収集運搬業者	10	9
特別管理産業廃棄物収集運搬業者	1	1
産業廃棄物処分業者	22	15
処理施設設置許可業者	11	11
自動車引取業者	51	50
フロン類回収業者	18	17
解体業者	6	6
P C B 保管事業者	39	44

(4) 許可等の実施状況 (平成 26 年度実績)

ア 産業廃棄物処理に係る許可の種類及び件数

許可の種類	実施件数
産業廃棄物収集運搬業許可 (更新)	0
特別管理産業廃棄物収集運搬業許可 (更新)	0
産業廃棄物処分業許可 (更新)	3
産業廃棄物処分業許可 (新規)	0

イ 自動車リサイクル法関連業に係る許可等の種類及び件数

許可の種類	実施件数
引取業登録 (更新)	17
引取業登録 (新規)	1
フロン類回収業登録 (更新)	7
解体業許可 (更新)	2

(5) 立入調査の実施状況 (平成 26 年度実績)

調査の種類	実施件数
①産業廃棄物関係	
(産業廃棄物・特別管理産業廃棄物) 収集運搬業者	1
(産業廃棄物・特別管理産業廃棄物) 処分業者	8
産業廃棄物排出事業者	252
②自動車リサイクル法関連業者	28
③建築解体事業場への監視パトロール	2,013
④P C B 保管事業者	44
合 計	2,346

第13章 環境衛生

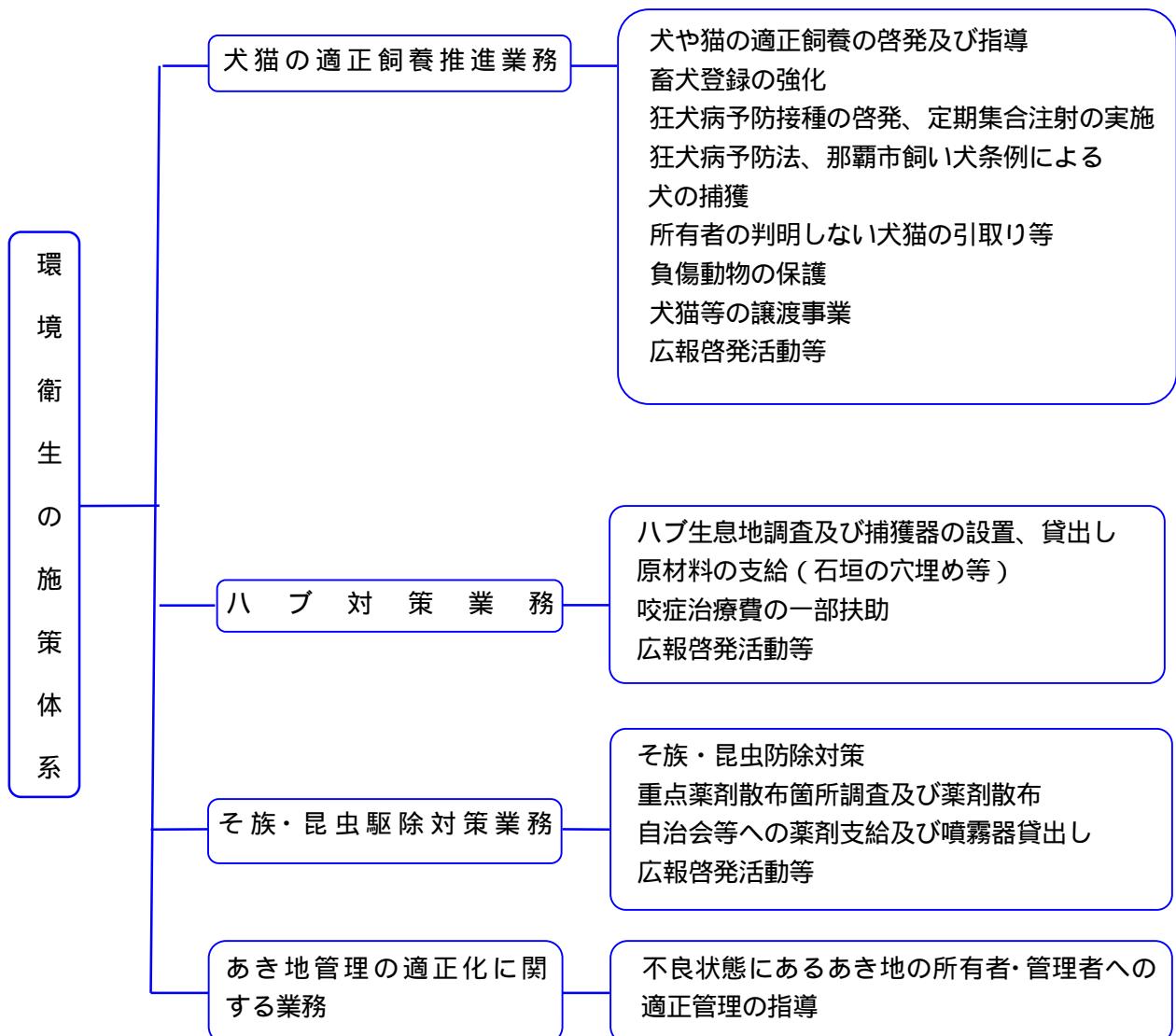
1	概要	172
2	動物愛護	173
	(1) 動物愛護の啓発	
	(2) 狂犬病予防の啓発	
	(3) 統計資料	
3	ハブ対策	175
	(1) ハブ対策の啓発	
	(2) ハブ生息調査及び捕獲器の設置、貸出しについて	
	(3) 原材料の支給について	
	(4) 咬症治療費の扶助について	
	(5) 統計資料	
4	そ族昆虫対策	176
	(1) そ族昆虫駆除対策の啓発	
	(2) そ族昆虫駆除対策	
	(3) 統計資料	
5	あき地管理対策	177
	(1) あき地管理対策	
	(2) 統計資料	
6	観光地周辺の環境衛生対策	178
	(1) 事業の概要	
	(2) 統計資料	

環境衛生

1 概要

環境衛生は、衛生的な生活環境づくりの推進に重要であり、市民の健康的な生活の基盤をなすものです。本市では、市民の快適な生活環境を確保するため、狂犬病予防接種の啓発、集合注射の実施、犬猫の飼い主に対する正しい飼い方の指導、徘徊犬の捕獲、ハブの捕獲等のハブ対策、ねずみ・衛生害虫の防除方法等の指導、並びにあき地の所有者に対しその適正管理に関する指導等を行っています。

また、本市は中核市へ移行したことにより、平成25年度から沖縄県より委譲を受けた所有者の判明しない犬猫の引取り、負傷動物の収容等の業務、さらに犬猫等の譲渡事業を開始しました。



2 動物愛護

市民、事業者に対し動物愛護思想を高めるために各種の普及啓発事業を行っています。

(1) 動物愛護の啓発

動物愛護講習

実施：平成26年5月～9月

参加者 36校 3,388名（小学生対象）

動物愛護への理解を深めるためには、幼少期から動物愛護思想を学ぶことが重要であることから、小学校4年生を対象に環境省が作成するパンフレット「ほんとうに飼えるかな？」を活用し、飼う楽しさと命を預かる責任について説明しました。



【動物愛護講習】

なは動物愛護フェスタ

実施：平成26年11月23日(日) 環境の杜

内容：「ドッグラン」「愛犬健康相談」「犬猫の飼い方相談」「小さな命のパネル展」

「お手入れ体験」「長寿犬の飼い方紹介」「適正飼養に関するパネル展」

動物愛護団体や専修学校、動物病院等との協働により、犬や猫の適正飼養、繁殖制限、終生飼養について考えてもらえるよう様々なコーナーを設け、犬や猫の飼い方で困っている飼い主に対する助言、また今後犬や猫を飼いたい方には終生飼養等の飼う前に検討すべきポイントについて考えてもらいました。コーナーの一つであるドッグランにおいては、犬の登録及び平成26年度の狂犬病予防注射を接種した犬を利用条件とすることにより、飼い犬の登録と狂犬病予防注射の接種率向上につなげました。このキャンペーンを通して、市民がより動物の愛護と適正な飼養について理解と関心を深めることを目的に実施しました。



【なは動物愛護フェスタ】

犬のしつけ教室

実施：平成27年2月21日～3月14日（各土曜日4日間） 参加者 10組

飼い犬へのしつけは、飼い主と飼い犬の良好な関係の構築だけでなく周辺との生活環境にも影響するためその重要性はさらに増しています。このことからプロの訓練士が講師となり、飼い主が犬の本能・習性・生理をよく理解し、周辺の生活環境を害することのないよう責任をもって飼養できることを目的とした「犬のしつけ教室」を実施しました。犬のしつけの大切さについて、参加された飼い主からさらに多くの飼い主へ普及することを期待しています。



【犬のしつけ教室】

譲渡事業

平成25年度より、保護されて引き取り手のない犬猫や飼い主の都合で飼えなくなった犬猫で、適正のある犬猫をその譲り渡しを希望する方へ譲渡を行っています。譲渡に際しては譲渡対象者の登録を行っていただくほか、譲渡前講習会を受講していただいています。

（2）狂犬病予防の啓発

飼い犬は毎年1回狂犬病予防注射を受けさせる必要があることから、獣医師会と協働により平成26年度は学校、支所等20会場を実施場所として集合注射を5月から6月にかけて実施しました。また、集合注射の実施期間中に接種させることができない飼い主へは、動物病院で接種するよう通知し、狂犬病予防対策に努めました。

（3）統計資料

犬の登録及び狂犬病予防注射接種状況

年 度	登録	接種	接種率(那覇市)	接種率(沖縄県)	接種率(全国)
平成24年度	10,717	6,317	58.94%	49.6%	72.4%
平成25年度	10,891	5,932	54.47%	50.2%	72.6%
平成26年度	10,784	5,709	52.94%		

犬の相談状況等

年 度	放飼犬取 締依頼	野犬捕 獲依頼	行方不明 犬問合せ	居住環境 の苦情	家畜等の 被害	引き取り 依頼	負傷收 容依頼	飼い方等	その他
平成 25 年度	46	79	160	137	0	2	42	6	93
平成 26 年度	40	72	67	89	0	9	33	4	202

平成25年度その他欄93件は道路上での犬の死骸回収（クリーン推進課への回収依頼19件）を含む

犬の抑留等

年 度	抑留・収容	返還	譲渡	殺処分
平成 25 年度	193	101	14	78
平成 26 年度	168	104	21	43

注 収容には、所有者不明または飼い主からの引取りを含む。

猫の相談状況等

年 度	行方不明問い合わせ	居住環境の苦情	家畜・作物等の被害	引取り依頼	負傷収容依頼	飼い方等	その他
平成 25 年度	70	273	4	41	96	0	767
平成 26 年度	29	254	0	66	93	1	99

平成25年度その他欄767件は道路上での猫の死骸回収（クリーン推進課への回収依頼720件）を含む

猫の収容等

年 度	収容	返還	譲渡	殺処分
平成 25 年度	282	2	8	272
平成 26 年度	271	1	18	252

3 ハブ対策

市民に対しハブに対する正しい知識を深めるため、各種の啓発事業を行っています。

(1) ハブ対策の啓発

ハブの習性や危険性を学習し、ハブ咬症の防止、危険回避を目的とした講座やパネル展示を学校、公共施設で実施し、生活環境からハブによる被害と脅威を取り除き、市民生活の安全と生活環境の向上に努めています。



【ハブのパネル展示（大名小学校）】

(2) ハブ生息地調査及び捕獲器の設置、貸出しについて

市民生活の安全と生活環境の向上を図ることを目的とする那覇市ハブ対策条例に基づき、ハブの目撲情報があるときは、現場を確認し、住民に対し防除に関する助言や捕獲器の貸出しを行うことによりハブの捕獲に努め、市民の安全で安心な生活環境の確保に努めています。

(3) 原材料の支給について

市民がハブの棲みかとなる石垣の穴埋め等の補修をするときは、セメント、砂等の補修材料の支給を行っています。

(4) 咬症治療費の扶助について

ハブ咬症により医療機関で治療を受けた場合、医療費の一部を扶助しています。
(自己負担分のうち1万円の範囲内)

(5) 統計資料

ハブの相談状況等

年 度	相談 件数	目撃	捕獲器 設 置	捕 獲(捕殺含む)			原材料 支 給	咬症	治療費 扶 助
				ハブ	アマタ	その他の ヘビ類			
平成24年度	131	64	138	64	26	12	2	3	2
平成25年度	225	84	168	78	35	48	3	0	0
平成26年度	232	73	186	63	44	12	3	2	1

「目撃」は、ハブに限らず、全てのヘビ類である。

「その他ヘビ類」は、リュウキュウアオヘビやガラスヒバアである。

4 そ族昆虫駆除対策

市民に対し、そ族昆虫の駆除について正しい知識を深めるため、各種の啓発事業を行っています。

(1) そ族昆虫駆除対策の啓発

広報啓発活動について

衛生動物、衛生害虫の駆除の重要性を環境月間に於いてパネル展示を行うほか、ゴキブリ退治用ホウ酸団子の作り方や蚊を減らす啓発チラシを作成し、自治会、通り会等に配布しています。

(2) そ族昆虫駆除対策

そ族・昆虫駆除対策について

ネズミ、蜂・毛虫等の衛生動物、衛生害虫が住宅やその周辺で生活に影響を及ぼしている場合、現場を確認し、発生防止策、駆除方法等の助言を行うほか、専門業者を紹介しています。

危険性の高いスズメバチについては緊急駆除にあたります。

重点薬剤散布箇所の調査及び薬剤散布の実施について

下水道が未整備地域の道路側溝、排水路等で害虫の発生しやすい箇所について、本市では、それらを重点薬剤散布箇所(31箇所)と設定し、定期的に調査及び薬剤散布を行っています。

自治会への薬剤支給及び噴霧器貸出について

自治会、通り会などが共同で実施するゴキブリ等の衛生害虫の駆除のための薬剤支給及び噴霧器貸出しの要望について、器材、薬品の取扱い及び駆除作業における注意事項を説明し、支給、貸出しを行っています。



【自治会による薬剤散布（新仲井真自治会）】

(3) 統計資料

そ族昆虫の相談状況

年 度	相談件数	ねずみ	ゴキブリ	やすで	ノミダニ	蜂	蚊	毛虫	その他
平成24年度	191	42	8	4	8	65	15	27	22
平成25年度	159	32	12	0	9	53	14	10	29
平成26年度	190	39	5	6	5	52	21	16	46

自治会・通り会などによるゴキブリ駆除

年度	平成24年	平成25年	平成26年
参加団体	32	33	33
実施回数	41	42	42

実施回数については、自治会・通り会で年間2回～3回実施する団体あり。

5 あき地管理対策

(1) あき地管理対策

那覇市あき地管理の適正化に関する条例に基づき、あき地に繁茂し、放置されている雑草を除去することにより、火災や犯罪の発生を未然に防止し、快適な生活環境の保全を目的に、不良状態にあるあき地の所有者又は管理者に対し適正に管理するよう指導を行っています。



【あき地に雑草が繁茂している状態】

(2) 統計資料

あき地管理の相談状況

年 度	平成24年	平成25年	平成26年度
件 数	201	226	227

6 観光地周辺の環境衛生対策

(1) 事業の概要

市内の観光地周辺に生息する飼い主のいない猫を対象に不妊去勢手術を実施し、繁殖の抑制を図ることにより糞尿被害、道路上の轢死等の環境衛生の問題を軽減し、もって観光客に快適な都市環境を創出することを目的に、オス・メス計300匹を手術目標数とし実施しました。（T N R）

飼い主のいない猫の捕獲、管理、手術後の猫を元に戻す業務等を民間業者に、不妊去勢手術は沖縄県獣医師会に委託し、平成26年8月から平成27年1月までの半年間実施しました。

T N RとはTrap（捕獲）Neuter（不妊去勢手術）Return（戻す）の略です。



【獣医師による手術の様子】



【手術後のリリース】

(2) 統計資料

不妊去勢手術実績

年度	オス	メス	合計
平成26年度	168	138	306

資 料

1	環境行政の沿革	179
2	環境部所管の事務分掌	181
3	那覇市環境基本条例	182
4	那覇市公害防止条例	186
5	那覇市公害防止条例施行規則（抜粋）	190
6	那覇市飼い犬条例	198
7	那覇市ハブ対策条例	201
8	那覇市あき地管理の適正化に関する条例	203
9	那覇市建築等に伴う公害防止指導要綱	204
10	那覇市雨水施設等設置費補助金交付要綱	205
11	那覇市合併処理浄化槽設置補助金交付要綱	207
12	那覇市屋上・壁面緑化助成金交付要綱	209
13	那覇市公共工事等環境配慮マニュアル推進要綱	212
14	那覇市住宅用省エネ設備補助金交付要綱	214

1 環境行政の沿革

- 1971年（昭和46年）9月 企画部企画課に「公害担当」設置
- 1972年（昭和47年）1月 「公害防止条例」制定
- 1972年（昭和47年）5月 「公害対策審議会」設置
- 1972年（昭和47年）5月 「公害防止条例」改正
- 1973年（昭和48年）7月 「公害交通課」新設
- 1974年（昭和49年）3月 騒音規制法に基づく地域指定
- 1975年（昭和50年）8月 「公害対策課」に組織機構変更
- 1978年（昭和53年）4月 悪臭防止法に基づく地域指定
- 1978年（昭和53年）4月 振動規制法に基づく地域指定
- 1979年（昭和54年）5月 保健衛生部に組織機構変更
- 1983年（昭和58年）12月 国場川水系環境保全推進協議会を結成（7市町村）
- 1986年（昭和61年）4月 「環境公害課」に組織機構変更（衛生係設置）
- 1986年（昭和61年）8月 建築事前協議制度（建築等に伴う公害防止指導要綱）実施
- 1987年（昭和62年）7月 「公害防止条例」改正
(1972年那覇市条例第1号の当該条例を全部改正)
- 1987年（昭和62年）9月 「公害防止条例施行規則」改正
(昭和47年那覇市規則第38号の当該規則を全部改正)
- 1991年（平成3年）4月 「環境係」設置
- 1992年（平成4年）9月 水質汚濁防止法に基づき生活排水対策重点地域に指定される
- 1995年（平成7年）2月 「水環境保全基本計画」策定
- 1995年（平成7年）6月 第1回「環境フェア」開催
- 1996年（平成8年）4月 「合併処理浄化槽設置補助金制度」開始
- 1997年（平成9年）6月 「'97水の祭典・国場川水あしひ」開催
- 1997年（平成9年）12月 「公害防止条例」改正
- 1998年（平成10年）4月 市民環境部「環境保全課」に組織機構変更
(公害係と環境係を統合、環境保全係設置)
- 1998年（平成10年）4月 民間防音工事業務を建築工事課に移管
- 1998年（平成10年）4月 「公害防止条例施行規則」改正
- 1999年（平成11年）5月 漫湖干潟がラムサール条約の登録湿地に認証される
- 1999年（平成11年）12月 「公害防止条例」改正
- 2000年（平成12年）3月 「那覇市環境基本計画」策定
- 2000年（平成12年）10月 「渡り性水鳥とその生息地保全に関する沖縄ワークショップ」開催
- 2001年（平成13年）2月 「那覇市水環境保全推進計画」策定（「水環境保全基本計画」改定）
- 2001年（平成13年）3月 「那覇市環境保全行動計画」策定
- 2001年（平成13年）4月 市民環境部から経済環境部へ組織機構変更
- 2003年（平成15年）4月 組織改正で「経済環境部」を廃し「環境部」設置
- 2003年（平成15年）6月 新都心総合庁舎へ移転
- 2003年（平成15年）9月 ISO14001認証取得
- 2004年（平成16年）3月 「那覇市環境基本条例」制定
- 2004年（平成16年）3月 「公害防止条例」改正
- 2004年（平成16年）3月 「公害防止条例施行規則」改正
- 2006年（平成18年）7月 「公害防止条例」改正

- 2007年（平成19年）3月 「那覇市環境基本計画」改定
- 2008年（平成20年）3月 「那覇市地球環境保全行動計画」策定
- 2008年（平成20年）4月 屋上・壁面緑化推進事業を建設管理部花とみどり課から環境保全課へ所管変更
- 2008年（平成20年）4月 「自然環境保全・再生事業」開始
- 2010年（平成22年）3月 「那覇市飼い犬条例」改正
- 2010年（平成22年）4月 屋上・壁面緑化推進事業を環境政策課へ所管変更し、
緑のカーテン・屋上・壁面緑化推進事業として事業統合
(環境政策課ゼロエミッショントラストは環境政策課地球温暖化対策推進
室へ室名変更)
- 2011年（平成23年）3月 「那覇市公害防止条例施行規則」改正
- 2011年（平成23年）4月 ラムサール条約登録湿地関係市町村会議（53市町村で構成）の会長市
を滋賀県高島市から引き継ぐ（任期：3年間）
- 2012年（平成24年）4月 地域主権推進第2次一括法により、自動車騒音常時監視事務及び墓地
等の経営許可等の事務が県から市へ権限移譲
- 2013年（平成25年）1月 那覇市役所本庁舎へ移転
- 2013年（平成25年）4月 中核市への移行に伴い、沖縄県が所管していた環境関連業務（大気・
水質・土壤の監視、産業廃棄物対策等）が移管
- 2013年（平成25年）4月 「廃棄物対策課」（環境政策課の廃棄物対策室を課に変更）、「環境
衛生課」の新設
※環境部は3課（環境政策課、クリーン推進課、環境保全課）から5
課（環境政策課、廃棄物対策課、クリーン推進課、環境保全課、環
境衛生課）体制
※環境政策課の地球温暖化対策推進室を地球温暖化対策推進グループ
に変更、クリーン推進課に環境美化推進室を設置
- 2014年（平成26年）6月 「第2次那覇市環境基本計画」について、那覇市議会6月定例会への
付議・議決
- 2014年（平成26年）7月 「第2次那覇市環境基本計画」策定
- 2015年（平成27年）3月 「那覇市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」策定

2 環境部所管の事務分掌（那覇市事務分掌規則・環境部所管部分抜粋）

（環境部における課の分掌事務）

第9条 環境政策課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 環境基本計画に関すること。
- (2) ゼロエミッション（資源循環型社会をいう。）の推進に関すること。
- (3) 地球温暖化対策に関すること。
- (4) 屋上及び壁面緑化に関すること。
- (5) ISO14001の総括及び推進に関すること。

2 廃棄物対策課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に係る総合計画の策定及び調整に関すること。
- (2) 那覇市・南風原町環境施設組合に関すること。
- (3) ごみ減量及び資源化に関すること。
- (4) 一般廃棄物処理施設等の整備計画に関すること。
- (5) 一般廃棄物処理業及び処理施設の許可等及び指導監督に関すること。
- (6) 一般廃棄物のし尿処理業及び浄化槽清掃業の許可及び指導監督に関すること。
- (7) 産業廃棄物処理業及び処理施設の許可等及び指導監督に関すること。
- (8) 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）に基づく許可等に関すること。
- (9) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）に基づく届出等に関すること。
- (10) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
- (11) 排出事業者等に係る廃棄物の適正処理に関すること。

3 クリーン推進課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 一般廃棄物に係る収集及び指導に関すること。
- (2) 一般廃棄物（焼却される廃棄物等を除く。）の処理等に関すること。
- (3) 一般廃棄物処理施設の維持管理に関すること。
- (4) ごみ搬入道路に関すること。
- (5) ポイ捨て防止による環境美化促進に関すること。
- (6) 不法投棄防止に関すること。
- (7) 公衆便所の維持管理に関すること。

4 環境保全課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 環境保全に関すること。
- (2) 公害防止に関する施設及び実施計画に関すること。
- (3) 公害の苦情処理相談及び紛争の処理に関すること。
- (4) 自然保護に関すること。
- (5) 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）に基づく業務に関すること。
- (6) 靈園及び公営墓地に関すること。

5 環境衛生課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 狂犬病の予防に関すること。
- (2) 動物の愛護及び管理に関すること。
- (3) ハブ対策に関すること。
- (4) 空き地管理に関すること。
- (5) そ族昆虫の駆除に関すること。

3 那覇市環境基本条例

(平成 16 年 3 月 29 日 条例第 4 号)

前文

私たちの住む那覇市は、さまざまな歴史の節目を経ながら、亜熱帯気候に独自の文化を形成した琉球諸島の中心地として、自然と人とが美しく調和したまちを築いていた。

そのまちは、最大の環境破壊行為である戦争(第 2 次世界大戦)によってそのほとんどが焼き尽くされてしまったが、市民のたゆまぬ努力により困難を乗り越えて新しいまちづくりを進め、ますます発展してきた。

しかし、それは、狭い土地に都市化を進め、人口が集中するまちを形成することであった。また、市民の生活水準の向上や事業活動の拡大は、資源やエネルギーを大量に消費し、ごみを大量に排出し、急激な開発行為を進めることになった。このため、まちから緑が少なくなり、ごみの処理や川、海等の水質を回復させるために大きな努力が求められている。

さらに、私たち一人一人の生活とそれに伴う活動が環境に影響を与え、地域にとどまらず、地球温暖化、オゾン層の破壊、森林資源の減少、酸性雨等の地球環境問題を引き起こし、生き物が生きるためになくてはならない地球そのものの存続までも脅かすに至っている。

そこで、私たちは、先人から受け継いだ美しく豊かな地球は、将来の市民に引き継いでいくべき預り物であることを認識し、市民、事業者、民間団体及び市が協働して、自然と調和のとれた住みよい那覇のまちの保全と創造に努め、市民の生活及び地球の環境が将来にわたって持続していくような循環型社会を築くために行動したいと思う。

ここに、これらを実現するために、本市の環境に関する条例や施策の基本となる那覇市環境基本条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全と創造について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民等(市民の組織する団体及び市に滞在する者等を含む。以下同じ。)の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、施策を総合的かつ計画的に進め、もって現在と将来の市民が健康で文化的な生活を営み、自然と調和できるようにすることを目的とする。

(基本理念)

第2条 市民は、安全で健康な生活を営み、良好な環境の中で生きる権利を有する。

2 人間以外の生き物も命あるものとして配慮され、多様な生態系が育まれなければならない。

3 環境の保全と創造に努め、将来の市民へ健全で恵み豊かな地球を引き継ぐことは、すべての者の義務である。

(基本原則)

第3条 環境の保全と創造のための施策は、市民等の参画により、予防的視点に立って、環境を優先する観点で行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念のもとに、基本原則にのっとり、環境の保全と創造に関する施策を定め、これを総合的かつ計画的に実施しなければならない。

2 市は、施策の実施に当たって、各部門がお互いに緊密に連携して調整を行い、環境基本計画との整合性を図らなければならない。

3 市は、自ら先頭に立って環境への負荷を少なくするように努め、環境の保全と創造に役立つ事業を実施して、その結果を公開しなければならない。

4 市は、事業者及び市民等から環境の保全と創造に関して提案、意見、要望、苦情等を受けた場合、速やかに事実関係を調査し、回答するものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、公害の発生を予防して市民の生活環境と自然環境に負荷を与えないように努め、公害が発生した場合は、自らの責任において必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、次に掲げる原則に従って物の製造、加工、販売その他の事業活動を行わなければならない。

(1) 事業者が生産した製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによって発生する環境への負荷を少なくするように努めるとともに、廃棄物となった場合に適正な処理が図られるように必要な措置を講じること。

(2) 環境への負荷を少なくすることに有効な原材料、サービス、再生資源等を利用するように努めること。

3 事業者は、開発行為等の環境に影響を与える事業を実施する場合は、事業者自ら環境への影響に配慮し、市の環境基本計画との整合性を図らなければならない。

4 事業者は、前3項に定めるもののほか、市が実施する環境の保全と創造に関する施策に協力するとともに、市民等が行う環境の保全と創造に関する活動の支援に努めなければならない。

(市民等の責務)

第6条 市民等は、廃棄物が発生しないようにすること、廃棄物の適正な処理、資源及びエネルギーの有効利用並びに環境への負荷を少なくすることに役立つ製品等の利用に努めなければならない。

2 市民等は、野生動植物の生態系に配慮するとともに、自主的に木や草花を植える等、人と自然とが豊かに触れ合う環境づくりに努めなければならない。

3 市民等は、前2項に定めるもののほか、日常生活において、環境に与える影響を認識し、環境の保全と創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全と創造に関する施策に協力しなければならない。

第2章 環境の保全と創造に関する基本的施策等

(基本的施策)

第7条 市は、次の環境の保全と創造に関し基本となる施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

(1) 公害を防止し、大気、水、土壤等の環境を良好な状態に保持すること。

(2) 有害化学物質による汚染の防止に努め、市民の健康と安全を守ること。

(3) ペット及び移入動植物等の適正な管理に関する事。

(4) 野生生物の生息又は生育に配慮し、生物の多様性を維持するとともに、緑地、川、海等の自然環境の保全と創造に努め、特に漫湖、末吉公園等自然環境が豊かな地域は、その区域を指定して保全すること。

(5) 自然と調和した安らぎのある都市空間を形成するため、屋上の緑化の推進やビオトープ(野生生物の生息空間をいう。)の設置及び公園の整備等、緑のある場所を広げるとともに、緑と水辺のネットワーク化に努めること。

(6) 雨水や地下水等の水資源の有効利用と節水に努めるとともに、水が地下に染み込みやすくなるような緑地の保全と施設整備に努めること。

(7) 地域の特性を生かした良好な景観の形成及び歴史的文化遺産の保全に努めること。

(8) 環境教育や学習に利用できる人と自然がふれあう施設の整備を図ること。

(9) 廃棄物の発生が少なくなるようにすることと適正な処理及び廃棄物処理施設等の環境への負荷を少なくすることに役立つ施設の整備を推進すること。

(10) 資源の循環、流通システム、企業の動向及び支援等を総合的に調査研究するとともに、市民生活との関係を検討して、ゼロエミッションの実現に向けて必要な措置を講じること。

(11) 資源の有効利用に努めるとともに、環境への負荷を少なくすることに役立つ製品等の利用を促進すること。

- (12) 地元産業の生産活動を推奨し、地元産品の利用の促進を図ること。
- (13) エネルギーの有効利用に努めるとともに、太陽光発電及び風力発電等の自然エネルギーの利用の促進について必要な措置を講じること。
- (14) 環境への負荷を少なくする観点から、交通システムの改善及び都市計画を進めること。
- (15) これまでの伝統を尊重しながらも、生活様式を見直し、環境への負荷を少なくすることに役立つ社会制度や文化の創造に努めること。
- (16) 前各号に掲げるもののほか、環境の保全と創造に関し必要な措置を講じること。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全と創造に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定める。

- (1) 環境の保全と創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全と創造に関する施策を推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、事業者及び市民等の意見が反映されるように努めるとともに、那覇市環境審議会の意見を聽かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境報告書)

第9条 市長は、市の環境の状況及び環境の保全と創造に関する施策の実施状況等を明らかにした報告書を定期的に作成し、これを公表しなければならない。

第3章 環境の保全と創造の手法

(規制等の措置)

第10条 市は、環境の保全に支障を及ぼすおそれのある行為を防止するために、必要な規制の措置を講じなければならない。

(誘導的措置)

第11条 市は、事業者及び市民等が良好な環境を保全し、又は創造するための行為を促進する必要があるときは、適正な補助金の支給その他の措置を講じるものとする。

2 市は、環境への負荷を少なくするために特に必要があるときは、事業者又は市民等に適正な費用等の負担を求める措置を講じることができる。

(財政上の措置)

第12条 市は、環境の保全と創造に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じよう努めるものとする。

(事業者及び市民等の活動の促進)

第13条 市は、事業者及び市民等が自発的に行う環境の保全と創造に関する活動を促進するとともに、三者間の良好な協力関係を築くことに努めるものとする。

2 市は、環境の保全と創造に係る活動において著しい功績があった団体及び個人を表彰するものとする。

(環境教育及び学習の推進)

第14条 市は、事業者及び市民等が環境の保全と創造について理解を深め適切な環境教育が受けられるように、学習の機会の提供、人材の育成、広報活動その他必要な措置を講じなければならない。

(環境推進員)

第15条 市は、環境の保全と創造に関する施策を推進するため、環境推進員を置くことができる。

(情報の収集及び提供)

第16条 市は、環境の保全と創造に関する情報の収集に努めるとともに、市民に情報を提供するものとする。

(検査体制の整備等)

第 17 条 市は、環境の保全と創造に関する施策を適正に実施するために、状況を把握するための検査や測定を行い、特に必要がある場合は監視する等の体制の整備等を図るとともに、必要な調査及び研究に努めるものとする。

(国、地方公共団体等との連携協力)

第 18 条 市は、環境の保全と創造に関する施策を推進するに当たり、国、他の地方公共団体その他の関係団体との連携及び協力に努めるものとする。

第 4 章 地球環境の保全と創造

(地球環境の保全と創造の推進)

第 19 条 市は、地球温暖化の防止、オゾン層の保護、酸性雨の防止、海洋汚染防止、森林の保護、野生生物の種の保護等の地球環境の保全と創造に関する施策の積極的な推進に努めるものとする。

(国際交流及び国際協力の推進)

第 20 条 市は、地球環境の保全と創造に関する情報交換及び調査研究等の推進を図るため、国際交流及び国際協力に努めるものとする。

第 5 章 環境審議会

(設置)

第 21 条 環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 44 条の規定により、那覇市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(担任事務)

第 22 条 審議会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 環境基本計画に関すること。
- (2) 廃棄物に関すること。
- (3) その他環境の保全と創造に関すること。

(委任)

第 23 条 前 2 条に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第 6 章 雜則

第 24 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

付 則

- 1 この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 那覇市公害防止条例(昭和 62 年那覇市条例第 21 号)の一部を次のように改正する。
(次のように略)
- 3 那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例(平成 5 年那覇市条例第 15 号)の一部を次のように改正する。
(次のように略)

付 則(平成 19 年 12 月 28 日条例第 49 号)

- 1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 那覇市ごみのポイ捨て防止による環境美化推進条例(平成 7 年那覇市条例第 31 号)の一部を次のように改正する。
(次のように略)

4 那覇市公害防止条例

(昭和62年7月11日 条例第21号)

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、公害の防止と環境保全の重要性にかんがみ、公害の防止のための基本的施策と規制に関する必要な事項を定めることにより、公害対策の総合的推進を図り、もって市民の健康を保護するとともに良好な生活環境を保全することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公害 事業活動その他の人の活動に伴って生ずる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。
- (2) 粉じん 物の破碎、選別その他の機械的処理又はたい積に伴い発生し、又は飛散する物質をいう。
- (3) 公共用水域 河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路（下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第3号及び第4号イに規定する公共下水道及び流域下水道であって、同条第6号に規定する終末処理場を設置しているもの（その流域下水道に接続する公共下水道を含む。）を除く。）をいう。
- (4) 排出水 指定工場等から公共用水域に排出される水をいう。
- (5) 指定施設 工場又は事業場に設置される施設のうち、騒音、振動、悪臭、粉じん又は排出水（以下「騒音等」という。）を発生する施設であって、規則で定めるものをいう。
- (6) 指定工場等 指定施設を設置する工場又は事業場をいう。
- (7) 規制基準 指定工場等から発生する騒音等の大きさ又は濃度についての許容限度及び指定施設に係る設備、構造、使用又は管理に関する基準で、規則で定めるものをいう。

2 この条例にいう「生活環境」には、人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含むものとする。

(事業者の責務)

第3条 事業者は、その事業活動による公害を防止するため、自己の責任と負担において必要な措置を講ずるとともに、市が実施する公害の防止に関する施策に協力しなければならない。

2 事業者は、この条例の規定に違反しない場合においても公害を防止するため最大限の努力をしなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、この条例に定める目的を達成するために公害の防止に関する施策を策定しこれを実施するものとする。

2 市は、公害の防止のため必要があると認めるときは、他の地方公共団体に協力を要請し、又は他の地方公共団体からの協力の要請に応ずるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、市が実施する公害の防止に関する施策に協力する等公害の防止に寄与するよう努めなければならない。

第2章 公害の防止に関する施策

(公害防止協定の締結)

第6条 市長は、公害の防止のため必要があると認めるときは、事業者と公害防止協定を締結するよう努めなければならない。

(地域開発等における公害の防止)

第7条 市長は、土地の利用、都市施設の整備、市街地の再開発その他地域の整備に関する施策の策定及び実施に当たっては、公害の防止について特に配慮しなければならない。

(公害の状況の公表)

第8条 市長は、公害の防止の立場から調査した結果明らかになった公害の状況を市民に公表しなければならない。

(知識の普及等)

第9条 市長は、公害に関する知識の普及を図るとともに、公害の防止の思想を高めるよう努めなければならない。

(苦情の処理体制の整備)

第10条 市長は、公害に関する苦情の処理体制を整備し、市民からの公害に関する苦情の適切な処理に努めるものとする。

第3章 指定工場等の公害に関する規制

(規制基準の遵守義務)

第11条 指定工場等を設置している者は、規制基準を遵守しなければならない。

(改善勧告)

第12条 市長は、指定工場等を設置している者が当該指定工場等において、前条の規定に違反して騒音等を発生させることにより、当該指定工場等の周辺の住民の健康又は生活環境が損なわれると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、騒音等の防止に必要な限度において、騒音等の防止の方法を改善し、又は指定施設の使用の方法若しくは配置を変更すべきことを勧告することができる。

(改善命令及び弁明)

第13条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が、その勧告に従わないときは、期限を定めて、騒音等の防止に必要な限度において、騒音等の防止の方法の改善、指定施設の使用の方法若しくは配置の変更又は指定施設の使用若しくは作業の停止を命ずることができる。

2 市長は、前項の規定による命令をしようとするときは、当該命令を受ける者又はその代理人に弁明の機会を与えなければならない。この場合においては、あらかじめ、書面で、弁明をすべき日時、場所及び当該命令をすべき理由を通知しなければならない。

(経過処置)

第14条 前2条の規定は、一の施設が指定施設となった際に工場又は事業場にその施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）については、その施設が指定施設となった日から1年間は、適用しない。ただし、当該工場又は事業場に既にその施設と公害の種類を同じくする指定施設が設置されていた場合は、この限りでない。

(承継)

第15条 指定工場等を譲り受け、若しくは借り受けた者又は指定工場等の相続若しくは合弁により相続した者若しくは合弁後存続する法人若しくは合弁により設立した法人は、当該指定工場等を設置している者の地位を承継する。

(事故時の措置)

第16条 工場又は事業場を設置している者は、故障、破損その他の事故の発生により当該工場又は事業場から騒音等が発生したときは、直ちに、その事故について応急の措置を講ずるとともに速やかに事故の復旧に努めなければならない。

2 市長は、前項に規定する事故が発生した場合において、当該事故に係る工場又は事業場の周辺の住民の健康若しくは生活環境が損なわれ、又は損なわれるおそれがあると認めるときは、当該工場又は事業場を設置している者に対し、その事故の拡大又は再発の防止のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(措置の届出)

第17条 第12条の規定による勧告又は第13条第1項若しくは前条第2項の規定による命令を受けた者がその勧告又は命令に基づく措置を講じたときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

第4章 指定工場等以外の公害に関する規制

(雑排水による汚染防止義務)

第18条 何人も、厨房、洗濯、入浴等から発生する雑排水を公共用水域に排出するときは、規則で定める措置を講じ、公共用水域を汚染しないよう努めなければならない。

(建設工事に係る遵守事項)

第19条 建設工事を行う者は、その建設工事による公害を防止するため、規則で定める作業の方法等を遵守しなければならない。

(露天焼却行為の制限)

第20条 何人も、みだりに、廃材、ゴムその他の燃焼の際ばい煙又は悪臭を発生する物を屋外で焼却する行為をし、又はさせてはならない。ただし、周囲の状況から支障がないと認められる場合は、この限りでない。

(拡声機の使用制限)

第21条 何人も、商業宣伝を目的に拡声機を使用するときは、その使用の時間及び方法並びに音量等について、規則で定める事項を遵守しなければならない。

2 前項の規定は、祭礼その他の地域の慣習となっている行事で規則で定める場合及び学校、病院その他の静穏の保持を必要とする区域で規則で定める区域については、適用しない。

(行為の停止等の勧告及び命令)

第22条 市長は、前3条の規定に違反している者があると認めるときは、その者に対し、その事態を除去するために必要な限度において当該行為の停止その他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 市長は、前項の勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その事態を除去するために必要な限度において当該行為の停止その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第5章 削除

第23条から第25条まで 削除

第6章 雜則

(規制の定めがない公害の措置)

第26条 市長は、この条例に規定するもののほか、公害が発生し、又は発生するおそれがあると認めるときは、その公害を発生させ、又は発生させるおそれのある者に対し、公害の防止のための措置をとるべきことを勧告することができる。

(報告の徴収)

第27条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、工場若しくは事業場を設置している者又は建設工事を行う者に対し、施設又は作業現場の状況その他必要な事項に関し、期限を定めて報告を求めることができる。

(立入検査)

第28条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に工場、事業場又は建設現場に立ち入り、指定施設、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
(委任)

第29条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第7章 罰則

(罰則)

第30条 第13条第1項の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

第31条 第16条第2項の規定による命令に違反した者は、6月以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

第32条 次の各号の一に該当する者は、3万円以下の罰金に処する。

- (1) 第27条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (2) 第28条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

(両罰規定)

第33条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

付 則

- 1 この条例は、昭和63年1月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に改正前の那覇市公害防止条例（以下「旧条例」という。）第2条第4号の指定施設であって第2条第1項第5号の指定施設に該当するものを設置している者（設置の工事をしている者を含む。）については、第14条の規定は適用しない。
- 3 この条例の施行前に旧条例によつてした処分、手続その他の行為は、この条例中に相当する規定があるときは、この条例によつしたものとみなす。
- 4 旧条例に基づき設置された那覇市公害対策審議会及びその委員は、この条例に規定する那覇市公害対策審議会及びその委員として、同一性をもつて存続するものとする。
- 5 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 6 第2項から前項までに定めるものほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

付 則（平成9年12月26日条例第38号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。

付 則（平成11年12月28日条例第38号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。（後略）
- 2 第2条、第4条及び第6条から第9条までの規定による改正後の那覇市個人情報保護条例等の規定は、平成11年9月3日から適用する。

付 則（平成16年3月29日条例第4号抄）

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

付 則（平成18年7月27日条例第39号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

5 那覇市公害防止条例施行規則（抜粋）

(昭和62年9月1日 規則第31号)

那覇市公害防止条例施行規則(昭和47年那覇市規則第38号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、那覇市公害防止条例（昭和62年那覇市条例第21号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(指定施設)

第3条 条例第2条第1項第5号の規則で定める指定施設は、別表第1に定めるとおりとする。

(規制基準)

第4条 条例第2条第1項第7号の規則で定める規制基準は、別表第2に定めるとおりとする。

(雑排水による汚染防止の措置)

第5条 条例第18条の規則で定める措置は、別表第3に定めるとおりとする。

(建設工事に係る遵守事項)

第6条 条例第19条の規則で定める作業の方法等は、別表第4に定めるとおりとする。

(拡声機の使用制限)

第7条 条例第21条第1項の規則で定める事項は、別表第5に定めるとおりとする。

2 条例第21条第2項の規則で定める場合は、祭礼、盆踊りその他の地域の慣習となっている行事に際し、拡声機を使用する場合であって、周辺の住民の生活環境を損なうおそれがないときとする。

3 条例第21条第2項の規則で定める静穏の保持を必要とする区域は、別表第2の1騒音に係る規制基準の備考2各号に掲げる施設の敷地境界線から50メートル以内の区域とする。

(公害苦情相談員)

第8条 公害紛争処理法（昭和45年法律第108号）第49条第2項の規定に基づき、環境保全課に公害苦情相談員を置く。

(様式)

第9条 次の表の左欄に掲げる規定に基づく中欄の文書は、同表の右欄に掲げる様式によるものとする。

根 拠 条 項	文 書 名	様 式
条例第12条	公害防止改善勧告書	第1号様式
条例第13条第1項	公害防止改善命令書	第2号様式
条例第16条第2項	事故時の措置命令書	第3号様式
条例第17条	公害防止措置届出書	第4号様式
条例第22条第1項	公害防止改善勧告書	第5号様式
条例第22条第2項	公害防止改善命令書	第6号様式
条例第26条	公害防止改善勧告書	第7号様式
条例第28号第2項	身分証明書	第8号様式

付 則

- 1 この規則は、昭和63年1月1日から施行する。
- 2 那覇市公害対策審議会規則（1972年那覇市規則第14号）は、廃止する。
- 3 この規則の施行の際現に騒音に係る指定工場等を設置している者のうち、改正前の那覇市公害防止条例施行規則別表第4の適用を受けていたもので、地域の区分の変更により適用される規制基準

が厳しくなったものについては、条例第12条及び第13条の規定は、この規則の施行の日から6月は、適用しない。

付 則 (平成10年4月1日規則第15号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成16年3月29日規則第13号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

付 則 (平成23年3月31日規則第17号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1(第3条関係)

1 騒音に係る指定施設

1	金属加工機械 (1) 圧延機械(原動機の定格出力の合計が22.5キロワット未満のもの) (2) 機械プレス(呼び加圧能力が294キロニュートン未満のもの) (3) ベンディングマシン(ロール式のものであって、原動機の定格出力が3.75キロワット未満のもの) (4) せん断機(原動機の定格出力が3.75キロワット未満のもの)
2	圧縮機(冷凍機を含み、原動機の定格出力が7.5キロワット未満のもの)
3	送風機(排風機を含み、原動機の定格出力が7.5キロワット未満のもの)
4	土石用又は鉱物用の破碎機、磨碎機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力が7.5キロワット未満のもの)
5	建設用資材製造機械 (1) コンクリートプラント(気泡コンクリートプラントを除く。)であって、混練機の混練容量が0.45立方メートル未満のもの (2) アスファルトプラント(混練機の混練容量が200キログラム未満のもの)
6	木材加工機械 (1) チッパー(原動機の定格出力が2.25キロワット未満のもの) (2) 帯のこ盤及び丸のこ盤(製材用のものにあっては原動機の定格出力が15キロワット未満のもの、木工用のものにあっては原動機の定格出力が2.25キロワット未満のもの) (3) かんな盤(原動機の定格出力が2.25キロワット未満のもの)
7	石材加工機械 (1) 切断機 (2) 研磨機
8	集じん機
9	クーリングタワー(送風機を有するものを除く。)
10	走行クレーン (1) 天井走行クレーン (2) 門型走行クレーン
11	ボイラー
12	バーナー
13	製鋼用電気炉
14	ディーゼルエンジン及びガソリンエンジン(原動機の定格出力が0.75キロワット以上の定置式のものに限る。)

2 悪臭に係る指定施設

1	畜産農業又はサービス業の用に供する施設(ふん尿を処理する施設を含む。)であって、次に掲げるもの <ul style="list-style-type: none"> (1) 豚房施設 (2) 牛房施設 (3) 馬房施設 (4) 鶏舎施設
2	塗装の用に供する施設であって、次に掲げるもの <ul style="list-style-type: none"> (1) 吹付施設 (2) 乾燥施設
3	飲食店営業又は旅館業の用に供する ^{ちゅう} 廚房施設
4	廃棄物の処理の用に供する施設又は設備であって、次に掲げるもの <ul style="list-style-type: none"> (1) 焼却施設又は焼却設備 (2) 乾燥施設又は乾燥設備
5	水産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの <ul style="list-style-type: none"> (1) 原料貯蔵施設 (2) 原料処理施設 (3) 湯煮施設(蒸煮施設を含む。) (4) 発酵施設 (5) 排水処理施設
6	調味料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの <ul style="list-style-type: none"> (1) 原料処理施設 (2) 湤煮施設(蒸煮施設を含む。) (3) 濃縮施設 (4) 精製施設 (5) 抽出施設 (6) ろ過施設 (7) 混合施設
7	パン・菓子製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの <ul style="list-style-type: none"> (1) 焼窯施設 (2) ^{ぱい} 焙焼施設
8	酒類製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの <ul style="list-style-type: none"> (1) 原料処理施設 (2) 湤煮施設(蒸煮施設を含む。) (3) 発酵施設 (4) 蒸留施設
9	コーヒー製造業の用に供する ^{ぱい} 焙煎施設
10	たばこ製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの <ul style="list-style-type: none"> (1) 原料貯蔵施設 (2) 乾燥施設 (3) 調和加香施設

	(4) 調湿施設
11	木材・木製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (1) 湯煮施設(煮蒸施設を含む。) (2) 乾燥施設 (3) はり合せ施設
12	鉄鋼・非鉄金属・金属製品・機械器具の製造の用に供する施設であって、次に掲げるもの (1) 金属溶解炉 (2) 金属加熱炉 (3) 鍛造施設 (4) 鋳型造型施設
13	洗濯業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (1) 洗浄施設 (2) 乾燥施設
14	複写業の用に供するガス現像式ジアゾー複写機
15	と畜場の用に供する施設であって、次に掲げるもの (1) 汚物だめ施設 (2) 汚水だめ施設
16	燃料の製造、供給又は販売の用に供する施設であって、次に掲げるもの (1) 貯蔵施設 (2) ガス発生施設 (3) 充填施設 (4) 給油施設
17	燃料その他の物の燃焼による水その他の熱媒体の加熱の用に供するボイラー
18	紙製品の製造の用に供する蒸解施設
19	動植物油の製造の用に供する施設であって、次に掲げるもの (1) 原料置場 (2) 煮沸施設
20	し尿処理施設(浄化槽を除く。)
21	下水道終末処理場
22	ガラス繊維強化プラスチック製品の製造又は加工の用に供する施設

3 粉じんに係る指定施設

1	鉱物(コークスを含む。以下同じ。)又は土石の堆積場(面積が300平方メートル未満のもの)
2	鉱物、土石又はセメントの用に供するベルトコンベア及びバケットコンベア(密閉式のものを除く。)であって、ベルトの幅が60センチメートル未満のもの又はバケットの内容積が0.01立方メートル未満のもの
3	おがくず又は木材チップの用に供するベルトコンベア及びバケットコンベア(密閉式のものを除く。)であって、ベルトの幅が60センチメートル未満のもの又はバケットの内容積が0.01立方メートル未満のもの
4	鉱物、岩石又はセメントの用に供する破碎機及び摩碎機(湿式のもの及び密閉式のものを除く。)であって、原動機の定格出力が7.5キロワット未満のもの
5	木材又はコンクリートの用に供する破碎機及び摩碎機(湿式のもの及び密閉式のものを除く。)であって、原動機の定格出力が7.5キロワット未満のもの
6	鉱物、岩石又はセメントの用に供するふるい(湿式のもの及び密閉式のものを除く。)であって、

	原動機の定格出力が7.5キロワット未満のもの
7	木材又はコンクリートの用に供するふるい(湿式のもの及び密閉式のものを除く。)であって、原動機の定格出力が7.5キロワット未満のもの
8	飼料又は有機質肥料の製造の用に供する粉碎施設及びふるい(原動機の定格出力が7.5キロワット未満のもの)
9	研磨施設(密閉式のものを除く。)
10	製材施設
11	切断施設
12	研削施設
13	貯蔵施設
14	乾燥施設
15	原動機を使用する吹付塗装施設

4 排出水に係る指定施設

1	手洗式車両洗浄施設(1日当たりの平均的な排出水の量が5立方メートル以上のもの)
2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (1) 豚房施設(豚房の総面積が50平方メートル未満の事業場に係るもの) (2) 牛房施設(牛房の総面積が200平方メートル未満の事業場に係るもの) (3) 馬房施設(馬房の総面積が500平方メートル未満の事業場に係るもの)

備考 沖縄県生活環境保全条例施行規則(平成21年沖縄県規則第49号)第6条に規定する汚水等排出施設を設置する工場又は事業場に設置されるものを除く。

別表第2(第4条関係)

1 騒音に係る規制基準

地域の区分	時間の区分	午前8時から 午後7時まで	午前6時から午前8時 まで及び午後7時から 午後9時まで	午後9時から 翌日の午前6時まで
第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域	45デシベル	40デシベル	40デシベル	
第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第2種住居地域、準住居地域及び臨港地区の分区を除く第1種住居地域	50デシベル	45デシベル	40デシベル	
近隣商業地域、臨港地区の分区を除く商業地域及び準工業地域	60デシベル	55デシベル	50デシベル	
工業地域	65デシベル	60デシベル	55デシベル	

備考

- この表において第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第2種住居地域、準住居地域、第1種住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号の規定により定められた地域をいい、臨港地区の分区とは、港湾法(昭和25年法律第218号)第39条第1項の規定により定められた地区をいう。
- この表に掲げる地域の区分のうち第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域を除く

地域で次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね50メートルの地域内における当該基準は、それぞれこの表に定める値から5デシベル減じた値とする。ただし、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第2種住居地域、準住居地域及び臨港地区の分区を除く第1種住居地域の午後9時から翌日の午前6時までについては、この限りでない。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校
 - (2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する乳児院及び保育所
 - (3) 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
 - (4) 図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館
 - (5) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホーム
- 3 地域の区分の変更により規制基準が厳しくなる区域に指定工場等を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)については、条例第12条及び第13条の規定は、地域の区分の変更の日から1年間は、適用しない。
- 4 デシベルとは、計量法(平成4年法律第51号)別表第2に定める音圧レベルの計量単位をいう。
- 5 騒音の測定地点は、原則として指定工場等の敷地境界線上に定めるものとする。
- 6 騒音の測定は、計量法第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は速い動特性(FAST)を用いることとする。
- 7 騒音の測定方法は、当分の間、日本工業規格Z8731に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。
- (1) 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
 - (2) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
 - (3) 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90パーセントレンジの上端の数値とする。
 - (4) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の90パーセントレンジの上端の数値とする。

2 悪臭に係る規制基準

悪臭の規制基準は、指定工場等において発生する悪臭を防止するため、次に掲げる措置を有効に講ずるものとする。

- (1) 建物は、悪臭の漏れにくい構造とすること。
- (2) 建物の内部及び周辺は、悪臭が発生しないよう清掃を徹底し、消臭剤の散布を行う等適正に管理すること。
- (3) 指定工場等において発生する汚水、汚物等は悪臭が発生しないよう貯留槽の設置等を行い適正に管理すること。
- (4) 悪臭を発生する原材料、製品等は、悪臭の漏れにくい容器に収納するとともに建物内に保管すること。
- (5) 悪臭を発生する作業は、屋外では行わないこと。
- (6) 悪臭を著しく発生する施設には、脱臭装置を設置すること。
- (7) (1)から(6)までに掲げる措置と同等以上の効果を有する措置を講ずること。

3 粉じんに係る規制基準

粉じんの規制基準は、指定工場等において発生し、又は飛散する粉じんを防止するため、次に掲げる措置を有効に講ずるものとする。

- (1) 指定施設は、粉じんが飛散しにくい構造の建物内に設置されていること。

- (2) 指定施設は、散水設備によって散水が行われていること。
- (3) 指定施設は、防じんカバーで覆われていること。
- (4) 指定施設は、フード及び集じん機が設置されていること。
- (5) (1)から(4)までに掲げる措置と同等以上の効果を有する措置を講ずること。

4 排出水に係る規制基準

畜産農業又はサービス業の用に供する施設を設置する指定工場等に係る排出水の水質の汚濁を防止するため、次に掲げる措置を有効に講ずるものとする。

- (1) 畜舎のふん尿及びこれを含んだ汚水を公共用水域に排出する場合は、畜舎内又は処理施設でふんの大部分を除去すること。
- (2) ふん尿及びその汚水を貯留する施設は、^{いつ}溢流、漏水等のないような適切な規模及び構造とすること。
- (3) (1)及び(2)に掲げる措置と同等以上の効果を有する措置を講ずること。

別表第3(第5条関係)

雑排水の排出に係る汚染防止措置

- 1 ^{ちゆう}厨房で生ずる調理くず、食べ残し等の不用物、油脂等を除去すること。
- 2 排出口における固形物を除去すること。
- 3 合成洗剤等の使用を自粛し、石けんを積極的に使用すること。
- 4 簡易処理槽を設置し、適正に維持管理すること。
- 5 その他市長が適当と認める措置を行うこと。

別表第4(第6条関係)

建設工事に係る遵守事項

- 1 建設工事の着工に際し、周辺住民に対し、作業内容を十分に説明すること。
- 2 作業の時間は、周辺の状況に応じて考慮すること。
- 3 建設工事によるばい煙及び粉じんの飛散防止並びに騒音及び振動の防止のため養生シート等を設置すること。
- 4 建設工事による騒音、振動及びばい煙を防止するため工法及び機種の選定、機械の設置場所の選定等を考慮すること。
- 5 建設工事による汚水は、直接公共用水域に排出しないよう沈殿池又はろ過装置の設置等適切な処置を講ずること。
- 6 その他市長が適当と認める措置を行うこと。

別表第5(第7条関係)

拡声機の使用方法に係る遵守事項

- 1 移動しながら拡声機を使用する場合
 - (1) 使用時間は、午前9時から午後8時までの間に限ること。
 - (2) 同一場所における使用時間は、10分を超えないこと。
 - (3) 拡声機から発生する音量は、周辺の生活環境を損なわない程度とすること。
- 2 店頭、街頭等に固定して拡声機を使用する場合
 - (1) 使用時間は、午前9時から午後8時までの間に限ること。
 - (2) 使用時間は、1回20分以内とし、次回の使用までに10分以上の間隔をおくこと。

- (3) 設置場所は、地上7メートル以下とすること。
- (4) 2以上の拡声機を同時に使用する場合の間隔は、50メートル以上とすること。
- (5) 拡声機から発生する音量は、次の表に掲げる地域ごとの音量を超えないこと。

地域の区分	時間の区分	
	午前9時から 午後7時まで	午後7時から 午後8時まで
第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域	55デシベル	50デシベル
第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第2種住居地域、準住居地域及び臨港地区の分区を除く第1種住居地域	60デシベル	55デシベル
近隣商業地域、臨港地区の分区を除く商業地域及び準工業地域	70デシベル	65デシベル
工業地域	75デシベル	70デシベル

備考 測定地点は、次に掲げる地点の高さ1.2メートルの地点とする。

- 1 音源直下の地点から5メートル以内に人の居住する建物がある場合は、当該建物の敷地境界線上
- 2 音源直下の地点からその音源の敷地境界線までの距離が5メートルを超える場合は、当該敷地境界線上
- 3 その他の場合は、音源直下の地点から5メートル離れた地点

6 那覇市飼い犬条例

(昭和49年1月11日 条例第1号)

(目的)

第1条 この条例は、飼い犬の管理を適正に行なわせることにより、犬による人の生命、身体及び財産(以下「人の生命等」という。)に対する危害を防止し、もって社会生活の安全を保持するとともに、公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 飼い主 犬の所有者又は管理者若しくは占有者をいう。
- (2) 飼い犬 前号の飼い主が所有し、管理し、又は占有する犬をいう。
- (3) 係留 犬を丈夫な綱、鎖等で固定したものにつなぎ、拘束若しくはその行動を制御しておくこと、又はおりに入れ、若しくはさくその他の障壁を設けて収容することをいう。

(飼い主の義務)

第3条 次に掲げる場合を除き、飼い主は、飼い犬を規則に定めるところにより、常に係留しておかなければならない。

- (1) 警察犬、狩猟犬、牧羊犬又は身体障害者補助犬(身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)第2条に規定する犬をいう。)等特定の業務に使用される飼い犬をその目的のために使用する場合
- (2) 飼い犬の訓練又は運動を目的とする施設で飼い犬を訓練又は運動させる場合
- (3) 飼い犬を制御することができる者が綱、鎖等を保持することによりその行動を制御し、移動、訓練又は運動させる場合
- (4) 人の生命等に対する危害を防止するために必要な安全な措置が講じられた適切な管理の上で、飼い犬を展覧会、競技会又はサーカスその他これらに類する催しのために使用する場合
- (5) 生後90日以内の幼犬であり、飼い主が飼い犬を係留してない状態で制御できる場合
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、市長が特段の理由があると認めた場合

2 飼い主は、飼い犬のふん尿その他の汚物を衛生的に処理し、悪臭、昆虫等の発生の防止又は駆除等を行い、飼い犬を飼養している場所の内外を常に清潔に保たなければならない。

3 飼い主は、飼い犬が、学校、公園、道路その他の公共の施設又は他人の物を汚損しないようにし、飼い犬が汚損したときは、汚物の処理、損傷の修復等を行い原状に回復しなければならない。

4 飼い主は、飼い犬を飼養又は管理している場所の出入口付近又は他人の見やすい場所に、規則で定める様式により、飼い犬を飼養している旨を他人に明らかに見えるように表示しなければならない。

5 飼い主は、飼い犬が無駄吠え等により近隣に迷惑をかける行為及び人が過度に恐怖を感じるような威嚇行為をしないように努めなければならない。

(飼い犬の遺棄の禁止)

第4条 飼い主は、飼い犬を遺棄してはならない。

(加害の届出)

第5条 飼い犬が人の生命等に被害を与えたときは、飼い主は、被害を与えた日から10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(措置命令)

第 6 条 市長は、社会生活の安全を確保するために必要と認めるときは、人の生命等に危害を加えた飼い犬の飼い主に対し、当該飼い犬の拘禁、性癖のきょう正又は殺処分その他の危害を防止するために必要な処置をとることを命ずることができる。

2 市長は、飼い主が第 3 条の規定に違反している場合において、危害を防止するために必要があると認めるときは、当該飼い主に対し、必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(立入調査)

第 7 条 市長は、この条例の目的を達成するため必要な限度において、職員をして、飼い犬を飼養している場所及びその他この条例の施行に関連して調査を行う必要があると認められる場所に立ち入って調査させ、又は飼い主及び利害の関係にある者その他調査のために必要と認められる者(次項において「関係人」という。)に対して質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(捕獲)

第 8 条 市長は、係留されていない犬による人の生命等に対する危害を未然に防止するため、必要があると認めるときは、これを捕獲しなければならない。

2 何人も、捕獲のために設置した器具を移動又は破損してはならない。

3 第 1 項の規定により犬を捕獲したときは、飼い主の判明しているものについてはその飼い主にこれを引き取るべき旨を通知し、飼い主の判明していないものについてはその旨を 2 日間公示しなければならない。

4 前項の通知を受けた飼い主が犬を引き取らないとき、又は同項に定める公示期間満了の後 1 日以内に飼い主が犬を引き取らないときは、市長は、適宜にこれを処分することができる。

5 市長は、第 1 項の規定により捕獲した犬を飼い主に引き渡すときは、引渡しの日時及び場所を指定して行うものとする。

(罰則)

第 9 条 次の各号のいずれかに該当する者は、2 万円以下の罰金又は科料に処する。

- (1) 第 3 条第 1 項の規定に違反し、人の生命等に被害を与えた飼い犬の飼い主
- (2) 第 5 条の規定による届出を行わなかった、又は虚偽の届出をした者
- (3) 第 7 条第 1 項の規定による立入調査を正当な理由なく拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して虚偽の陳述をした者

2 第 6 条に規定する措置命令に従わない者は、3 万円以下の罰金又は科料に処する。

(委任)

第 10 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、昭和 49 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 8 条の規定は、昭和 49 年 10 月 1 日から施行する。

付 則(平成 14 年 3 月 29 日条例第 15 号)

この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 22 年 3 月 19 日条例第 8 号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

7 那覇市ハブ対策条例

(昭和55年4月1日 条例第9号)

(目的)

第1条 この条例は、市民の生活環境からハブによる被害と脅威を取り除き、もって市民生活の安全と生活環境の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) ハブ 琉球列島に生息する有毒蛇類ハブをいう。
- (2) ハブ咬症 ハブの咬牙により射出された毒成分によって起きる肉体的病変をいう。
- (3) 不適当構造物 直径2センチメートル以上の裂孔とその内部に広い空間を有する自然岩石又は土砂、コンクリート等による人工の構造物でハブの越冬、産卵を可能ならしめるものをいう。
- (4) ハブ飼育者等 一定の施設又は装置によりハブを飼育する者又はハブの捕獲、展示等ハブを取り扱うことによって生計を営む者をいう。

(生活環境の整備義務)

第3条 市民は、ハブが繁殖、徘徊しないように生活環境を整備しなければならない。

2 市内にある土地、建築等の所有者又は占有者は、それらが不適当構造物とならないように良好な状態に管理しなければならない。

(捕獲等の届出)

第4条 ハブを発見、捕獲若しくは捕殺した者又はハブ咬症を受けた者は、速やかに市長に届け出なければならない。

(ハブ飼育者等の義務)

第5条 ハブ飼育者等は、ハブ飼育者等となった日から30日以内に必要な事項を市長に届け出なければならない。

第6条 ハブ飼育者等は、ハブの管理及び取扱いについては、人畜に害を及ぼさないように施設を整備し、安全に管理しなければならない。

2 飼育ハブが逃げた場合は、ハブ飼育者等は、直ちに近隣の市民に通報すると同時に被害防止のための必要な措置をとらなければならない。

3 ハブ飼育者等は、前項の事故が発生したとき、又はハブ咬症が発生したときは、遅滞なく市長に報告しなければならない。

(ハブ生息地域の指定)

第7条 市長は、ハブ生息地域を指定し、ハブによる被害を防止するための適当な措置をとらなければならない。

(治療費の市負担)

第8条 ハブ咬症のため医師の治療を受けた場合は、その者の医療費のうち自己負担分は、規則で定める額の範囲内で本市が負担する。

(補修材料の補助)

第9条 ハブ生息地域において、市長が認める不適当構造物を補修するときは、予算の定める範囲内でセメント、砂、碎石等の補修材料を補助することができる。

(ハブ駆除)

第10条 市長は、ハブによる被害を防止するため必要があると認める場合においては、一定の区域及び期間を定めて、捕獲装置等の使用によりハブ駆除を行うことができる。

2 市長は、前項のハブ駆除を行う場合には、あらかじめその区域内の市民に当該期間中飼い犬、飼い猫、家畜等の係留又は移動を命ずることができる。

3 市長は、捕獲装置等を使用するときは、あらかじめ当該区域の市民に周知させ、事故防止に努めなければならない。

(勧告)

第11条 市長は、不適当構造物の所有者又は占有者に対して必要があると認めるときは、ハブの生息に適しない状態に補修又は整備するように勧告することができる。

2 市長は、ハブ飼育者等が第6条第1項の規定に違反していると認めるときは、ハブ飼育者等に対して必要な措置を勧告することができる。

(措置命令)

第12条 市長は、ハブ飼育者等が前条第2項の規定による勧告に従わないときは、期限を定めて必要な措置を命ずることができる。

(立入調査)

第13条 市長は、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、市職員にハブの出没する地域その他関連する場所に立入調査を行わせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(罰則)

第14条 次の各号の一に該当する者に対しては、2万円以下の罰金又は科料に処する。

(1) 第5条の規定による届出を怠った者

(2) 第6条第2項の規定に違反した者

(3) 正当な理由なく前条の規定による調査を拒み、又は質問に対して虚偽の陳述をした者

2 次の各号の一に該当する者に対しては、3万円以下の罰金又は科料に処する。

(1) 第6条第3項の規定による報告を怠り、又は虚偽の報告をした者

(2) 第12条の規定による措置命令に従わなかった者

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

1 この条例は、交布の日から施行する。ただし、第5条、第6条、第11条、第12条及び第14条の規定は、昭和55年7月1日から施行する。

2 第5条の規定の施行の際現にハブ飼育者等である者に対する同条の規定の適用については、同条中「ハブ飼育者等となった日から30日以内」は「第5条の規定の施行の日から30日以内」とする。

付 則 (平成4年4月1日条例第17号)

この条例は、交布の日から施行する。

8 那覇市あき地管理の適正化に関する条例

(昭和51年4月12日 条例第20号)

(目的)

第1条 この条例は、あき地に繁茂し、放置されている雑草を除去することにより、火災又は犯罪の発生を予防し、かつ、清潔な生活環境を保持することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) あき地 住宅地域に所在する土地で、現にあき地の管理者が使用していないものをいう。
- (2) あき地の管理者 あき地の管理についての権原を有する者をいう。
- (3) 不良の状態 雜草が繁茂し、放置され、周囲に迷惑を及ぼすような状態をいう。

(あき地の管理者の義務)

第3条 あき地の管理者は、当該あき地が不良の状態にならないよう常に適正に管理しなければならない。

(指導または勧告)

第4条 市長は、あき地が不良の状態にあると認めるときは、あき地の管理者に対し、雑草の除去について必要な指導または勧告をすることができる。

(措置命令)

第5条 市長は、前条に定める勧告を受け、なお履行しないときは、期限を定めて、必要な措置を命ずることができる。

2 市長は、あき地の管理者が前項の命令に従わないときは、当該あき地の雑草を除去することについて、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところによりこれを行うものとする。

(立入調査)

第6条 市長は、条例実施のために必要があると認めるときは、市職員をして、当該あき地に立入つて調査させ、また関係者に質問させることができる。

2 前項の職員は、その身分を証する証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

9 那覇市建築等に伴う公害防止指導要綱

(昭和 61 年 5 月 21 日 告示第 78 号)

(目的)

第 1 条 この要綱は、本市において建築物等について公害防止に関する必要な指導を行うことにより公害の発生を未然に防止し、市民の快適な生活環境の保全を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 公害

那覇市公害防止条例(1972 年那覇市条例第 1 号)に定める公害をいう。

(2) 建築物等

建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。)第 2 条第 1 号に定める建築物、法第 42 条第 1 項第 5 号に定める道路及び都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 4 条第 11 項に定める特定工作物をいう。

(申請及び指導)

第 3 条 本市において次に掲げる申請又は通知(以下「申請等」という。)をする者(以下「申請者」という。)は、当該申請等を行う前に建築等に伴う公害防止指導申請書(第 1 号様式)及び建築場所附近の見取図(第 2 号様式)を市長に提出し、公害防止に関する指導を受けなければならない。

(1) 法第 6 条第 1 項に定める確認申請

(2) 法第 18 条第 2 項に定める計画通知

(3) 法第 42 条第 1 項第 5 号に定める道路(道路位置指定)の申請

(4) 都市計画法第 29 条で定める開発行為の許可申請

2 市長は、前項の規定により申請された建築物等について審査し、工事中又は完成後公害が発生するおそれがあると認める場合は、申請者に対し、設計又は工法の変更等必要な指導を行うことができる。

(指導の遵守義務等)

第 4 条 市長は、前条に定める指導が終了した時点において、申請者に対し公害防止対策指導書(第 3 号様式)を交付するものとし、申請者は当該指導書に係る事項を遵守しなければならない。

2 前項の場合において、申請者は、指導事項遵守誓約書(第 4 号様式)を作成し、市長に提出するものとする。

3 市長は、その他必要と認める書類を提出させる事ができる。

(周辺住民への説明)

第 5 条 申請者は、工事着工の前日までに、周辺住民に対し、文書でもって作業内容の周知を図るため、十分な説明を行わなければならない。

付 則

この要綱は、昭和 61 年 8 月 1 日から施行する。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成 26 年 5 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行から平成 26 年 11 月 1 日までの間、改正前の様式での申請についても認めることとする。

10 那覇市雨水施設等設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、水資源の有効利用及び地下水かん養等に資するため、住宅に雨水施設又は井戸水を利用するための施設を設置又は修繕した者に対し、予算の範囲内でその経費の一部を補助することについて、那覇市補助金等交付規則（昭和52年那覇市規則第34号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 雨水施設 雨水貯留施設又は雨水浸透施設をいう。
- (2) 雨水貯留施設 建築物から雨水を集め、当該建築物等の敷地内で一時的に一定量を貯留する機能を有する施設をいう。
- (3) 雨水浸透施設 建築物から雨水を集め、当該建築物等の敷地内で地下に浸透させる機能を有する施設をいう。
- (4) 井戸水を利用するための施設 散水等に利用するために井戸水を汲み上げる施設をいう。
- (5) 雨水施設等 雨水施設及び井戸水を利用するための施設をいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、本市内に住居を有する者で当該住居に雨水施設等を設置又は修繕するものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、雨水施設等の設置又は修繕に要する費用のうち市長が認める額の2分の1に相当する額とし、40,000円を上限とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、雨水施設等設置費補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 案内図
- (2) 平面図
- (3) 見積書
- (4) 住所が確認できる書類等
- (5) その他、市長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 市長は、補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金交付の可否を決定し、雨水施設等設置費補助金交付（不交付）決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

(変更の承認等)

第7条 申請者は、補助の内容を変更し、又は中止しようとするときは、雨水施設等設置費補助金変更等承認申請書（第3号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第8条 申請者は、補助に係る事業が完了したときは、速やかに雨水施設等設置費補助金実績報告書（第4号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 領収書の写し等
- (2) 雨水施設等の写真

(交付額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による実績報告書を受けた場合はその内容を審査し、適當と認めたときは補助金の額を確定し、雨水施設等設置費補助金交付額確定通知書（第5号様式）により、申請者に通知するものとする。

(請求)

第10条 前条の規定による通知を受けた者は、市長に対し速やかに雨水施設等設置費補助金交付請求書（第6号様式）により補助金を請求するものとし、市長は、この請求に対し補助金を交付するものとする。

(取消し及び返還)

第11条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

2 市長は、補助金の交付決定を取り消したときは、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(雨水施設の管理義務)

第12条 補助金の交付を受けた者は、当該雨水施設等を良好な状態で管理しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成14年4月3日から施行する。

付 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成17年11月1日から施行する。

11 那覇市合併処理浄化槽設置補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するための合併処理浄化槽設置補助金（以下「補助金」という。）の交付について、那覇市補助金等交付規則（昭和52年那覇市規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽　浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽をいう。
- (2) 合併処理浄化槽　し尿と雑排水を併せて処理する浄化槽であって、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率90パーセント以上、放流水のBOD20mg/L（日間平均値）以下の機能を有するもので浄化槽法第4条第1項に規定する構造基準に適合するものをいう。

(補助金の対象)

第3条 補助金は、下水道の整備が見込まれない区域及び下水道整備に相当の期間を要する区域において、浄化槽法及び建築基準法（昭和25年法律第201号）に規定する手続を経て単独処理浄化槽等からの付け替えにより合併処理浄化槽を設置する者に対して、予算の範囲内で交付する。ただし、土地、住宅等を賃借等している者で、賃貸人等の承諾が得られないものについては、この限りでない。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、合併処理浄化槽の設置に要する費用に相当する額のうち、別表人槽区分欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表限度額欄に定める額を限度とする。

(補助金交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、那覇市合併処理浄化槽設置補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

- (1) 浄化槽設置届出書の写し又は建築確認通知書の写し
- (2) 設置場所の案内図
- (3) 地籍図（建築確認通知書の写しを添付する場合は、除く。）
- (4) 土地、住宅等を賃借等している者は、賃貸人等の承諾書
- (5) その他、市長が必要と認める書類

(交付の決定及び通知)

第6条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により、補助金を、交付すると決定した者に対しては那覇市合併処理浄化槽設置補助金交付決定通知書（第2号様式）により、交付しないと決定した者に対しては那覇市合併処理浄化槽設置補助金不交付決定通知書（第3号様式）により、それぞれ通知する。

(変更承認の申請等)

第7条 前条第2項の規定により補助金交付決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、補助金申請内容を変更するとき又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、補助金に係る事業変更等承認申請書（第4号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、その理由その他必要な事項を速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第8条 補助対象者は、補助金に係る事業完了後1月を経過した日又は当該年度の末日のいずれか早い日までに、那覇市合併処理浄化槽設置補助金実績報告書（第5号様式）に次の書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

- (1) 淨化槽保守点検業者との業務委託契約書の写し（補助対象者が自ら当該浄化槽の保守点検を行う場合にあっては、自ら行うことができるることを証明する書類）
- (2) 浄化槽法定検査依頼書の写し
- (3) 補助事業に係る領収書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付額の確定)

第9条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、速やかに補助金の交付額を確定し、那覇市合併処理浄化槽設置補助金交付額確定通知書（第6号様式）により通知するものとする。

(補助金の交付)

第10条 前条の規定による通知を受けた者は、那覇市合併処理浄化槽設置補助金交付請求書（第7号様式）を市長に提出するものとし、市長は、この請求に対し補助金を交付するものとする。

(補助金交付の取消し)

第11条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により補助金を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金交付の条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第12条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に關し既に補助金が交付されているときは、当該補助金の返還を命ずるものとする。

(施工の確認)

第13条 市長は、補助事業を適正に執行するため、合併処理浄化槽の設置工事の状況及びその完了について施工の現場において確認するものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項については、別に定める。

付 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する

付 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成23年4月26日から施行する。

別表（平成19年4月1日から適用）

人 槽 区 分	限 度 額
5 人 槽	332,000 円
6 ～ 7 人 槽	414,000 円
8 ～ 10 人 槽	548,000 円

12 那覇市屋上・壁面緑化助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、那覇市内のみどりを確保することにより、ヒートアイランド現象の緩和と潤いのある空間を創出するため、建築物の屋上及び壁面の緑化を行おうとする市民等に対し、予算の範囲内において助成金を交付するものとし、その交付に関し、那覇市補助金等交付規則(昭和52年那覇市規則第34号)に定めるものほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における各用語の定義は次のとおりとする。

- (1) **屋上緑化** 建築物の屋上の全部又は一部に緑化区画の造成やプランターを設置して、樹木等で緑化することをいう。
- (2) **壁面緑化** 建築物の壁面の全部又は一部にフェンス等の補助資材を設置するなどして、つる性植物等で緑化することをいう。

(助成対象建築物)

第3条 この要綱において助成の対象となる建築物は、次の各号に定める要件を備えているものとする。ただし、公共施設は対象外とする。

- (1) 那覇市内に所在する建築物であること。
- (2) 建築基準法(昭和25年法律第201号)及びその他の法令等に適合し、屋上・壁面緑化工事等に耐えられるものでなければならない。

(助成対象工事等)

第4条 助成対象は、次の各号に定める経費で、いずれかに該当するものとする。

- (1) 屋上緑化工事については、緑化面積が3平方メートル以上とし、緑化に係る防根、灌水、排水施設等基盤整備に要した経費及び土壌、樹木等の購入に要した経費並びに植栽経費
また、プランター等設置により屋上緑化を行う場合は、プランターの深さは40センチメートル以上、かつ、合算面積が1平方メートル以上であることとし、プランター等の設置に要した経費及び土壌、樹木等の購入に要した経費並びに植栽経費
- (2) 壁面緑化工事については、緑化面積が3平方メートル以上とし、フェンス等補助資材の設置に要した経費及び土壌、樹木等の購入に要した経費並びに植栽経費

(助成対象者)

第5条 対象者は、助成対象工事等を行う建築物を所有し、又は借りている者で、本市の市税を完納しているものとする。ただし、次の各号に掲げる者を除く。

- (1) 建築物の販売を目的として屋上・壁面緑化等を行う者
- (2) 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
- (3) 国・地方公共団体その他これに準ずる団体

(助成回数)

第6条 屋上緑化及び壁面緑化の助成については、同一の建築物について各一回受けることができるものとする。ただし、市長が認める場合は、この限りではない。

(助成金の額)

第7条 助成金は、予算の範囲内で、屋上緑化工事等及び壁面緑化工事について、次の各号に定める額を交付するものとする。ただし、助成額の総額は、70万円を上限とする。

- (1) 屋上緑化工事にかかる工事費の50%、又は、緑化面積1平方メートル当たり1万円のいずれか小さい金額を助成するものとし、50万円を上限とする。
また、プランター等設置により屋上緑化を行う場合は、プランター等設置にかかる工事費の50%、又は、緑化面積1平方メートル当たり5千円のいずれか小さい金額を助成するものとし、20万円を上限とする。
- (2) 壁面緑化工事にかかる工事費の50%、又は、緑化面積1平方メートル当たり5千円のいずれか小さい金額を助成するものとし、50万円を上限とする。

額を助成するものとし、20万円を上限とする。

(交付申請)

第8条 助成金の交付申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、当該工事の着手前に屋上・壁面緑化

助成金交付申請書に、次に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

- (1) 工事場所位置図
- (2) 屋上・壁面緑化計画平面図及び断面図
- (3) 使用部材及び植栽一覧
- (4) 助成対象工事費等の見積書
- (5) 市税完納証明書
- (6) 国民健康保険税の完納証明書(申請者が国民健康保険に加入している場合)
- (7) 建築物の所有者が判る書類
- (8) 所有者の承諾書(申請者が建築物の所有者でない場合)

(交付決定)

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該書類を審査し、助成金を交付することが適當と認めたときは、屋上・壁面緑化助成金交付決定通知書により、申請者に通知するものとする。

- 2 当該書類審査の結果、助成金を交付することが適當でないと認めたときは、屋上・壁面緑化助成金不交付決定通知書により、申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、第1項の助成金の交付決定に当たって、申請者に対し事業効果の保全上必要な条件を付することができる。

(着手届)

第10条 前条第1項の規定により交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、緑化工事に着手したときは、速やかに屋上・壁面緑化工事着手届を市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要がないと認めたものは、この限りではない。

(事業内容の変更等)

第11条 申請者が助成事業を中止しようとするとき、又は、交付決定者が次の各号に掲げる事項について事業内容の変更等があったときは、屋上・壁面緑化助成金交付事業内容変更等申請書により、市長に申請し、その承認を受けなければならない。ただし、助成金交付額を増額申請することはできない。

- (1) 助成事業の内容、経費の配分又は執行計画の変更(市長が認める軽微な変更を除く。)を行う場合
 - (2) 助成事業を廃止する場合
 - (3) 助成事業が予定の期間内に完了しない場合又は助成事業の遂行が困難となった場合
- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、承認すべきと認めたときは、屋上・壁面緑化助成金交付事業内容変更等承認決定通知書により、申請者及び交付決定者に通知するものとする。
- 3 市長は、前項の審査の結果、承認することが不適當であると認めたときは、屋上・壁面緑化助成金交付事業内容変更不承認決定通知書により、申請者及び交付決定者に通知するものとする。

(工事完了届)

第12条 交付決定者は、当該助成工事等が完了したときは、屋上・壁面緑化工事完了届に、次に掲げる書類を添えて市長に届け出なければならない。

- (1) 屋上・壁面緑化竣工図(平面図及び断面図)
- (2) 工事写真
- (3) 使用部材及び植栽一覧
- (4) 助成対象工事費の請求書及び領収書の写し

(助成金の額の確定)

第13条 市長は前条の規定による届けがあったときは、その内容を審査し、現地調査を行い、助成金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、助成金の額を確定し、屋上・壁面緑化助成金額確定通知書により、交付決定者に通知するものとする。

(助成金の請求及び交付)

第14条 助成金額の確定通知を受けた者は、屋上・壁面緑化助成金交付請求書(兼口座振込依頼書)に、振込口座の通帳の写しを添えて市長に助成金を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第15条 市長は、助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しない場合、交付決定の取消しを行ふことができるものとする。

2 市長は、那覇市補助金等交付規則第16条又は前項の規定により交付決定を取り消す旨の決定をしたときは、屋上・壁面緑化助成金交付取消決定通知書により、交付決定者に通知するものとする。

(助成金を受けた者の義務)

第16条 この助成を受けて、助成対象工事等を行った者は、責任を持って当該屋上・壁面緑化等を適正に維持管理しなければならない。

(助成金の返還)

第17条 市長は、交付決定者が、次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付の取消し又は返還を命ずることができる。

(1) 虚偽により、助成金の交付の決定を受けたとき。

(2) 助成金交付後3年以内に屋上・壁面緑化等機能が失われたとき。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に係る申請書等の様式は環境部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成16年8月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年11月12日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年5月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年8月10日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年9月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

13 那覇市公共工事等環境配慮マニュアル推進要綱

(趣意)

第1条 この要綱は、那覇市環境基本条例（平成16年那覇市条例第4号）で示されている市の責務を実現するための具体的な行動の一つとして、市の全ての公共工事等において環境への配慮を組織的に取組み、自ら先頭に立って環境への負荷を低減して循環型社会の構築に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 公共工事等

市（市長部局、教育委員会、上下水道局、消防本部、市立病院を含む公共工事等を行うすべての市の機関）が行う施設の建設、整備又は用地の造成等の工事等をいう。

(2) 事業課

公共工事等の計画、設計又は施工を所管する課、室、センター等の課相当の機関をいう。

(3) 環境配慮マニュアル

公共工事等を環境に配慮して行うために、計画、設計、施工等の段階において環境への配慮を確認するための環境配慮事項を例示し、環境配慮仕様書（以下「仕様書」という。）及び環境配慮チェック表（以下「チェック表」という。）等の作成を容易にするとともに、その運用について定められた公共工事等環境配慮運用手順書（以下「運用手順書」という。）の規定等が編集されたものをいう。

(4) 計画段階

公共工事等における場所又は路線、規模、基本構造及び施設配置等を決定する段階で、工事の概略設計等を行う段階をいう。

(5) 設計段階

公共工事等における詳細設計等を行う段階をいう。

(6) 施工段階

公共工事等における工事発注等を行う段階をいう。

(7) 大規模工事

公共工事等のうち予定請負工事額1億円以上の工事又は一千平方メートル以上の一団の土地に行う工事

(8) 中規模工事

予定請負工事額が130万円以上の工事で大規模工事に該当しない工事

(9) 小規模工事

予定請負工事額が130万円未満の全ての公共工事等

(環境配慮マニュアルの策定)

第3条 市は、公共工事等を環境に配慮して推進するために、那覇市公共工事等環境配慮マニュアル（以下、「マニュアル」という。）を策定するものとする。

2 事業課は、マニュアルの策定及び見直しに協力するとともに、公共工事等の実施に当たってはマニュアルで示された事項を遵守しなければならないものとする。

(環境配慮マニュアルの内容)

第4条 マニュアルには次の各号に掲げる内容を含むものとする。

(1) 公共工事等の計画段階、設計段階、施工段階において、環境に配慮すべき事項をまとめた仕様書及びその環境配慮事項の実施を確認するためのチェック表

(2) 大規模工事、中規模工事、小規模工事を想定した仕様書及びチェック表の運用を示した運用

手順書

- (3) 環境配慮運用手順のフロー図
 - (4) その他、公共工事等における環境への配慮に関する事項
- (環境配慮マニュアルの推進)

第5条 事業課は、公共工事等を開始するにあたり、計画、設計、施工の段階において工事の種類や内容に則した仕様書及びチェック表を作成するものとし、業務を委託する場合は、作成した仕様書を、業務を遂行するに当たっての努力すべき事項として契約書に添付するものとする。

2 マニュアルで示されている環境配慮事項は、環境に配慮するための参考事例を示すものであり、仕様書及びチェック表の作成において、工事の種類や内容により環境配慮事項に修正、追加及び削除が必要な場合は、事業課において適宜見直すことができるものとする。

ただし、第1条で示した目的を逸脱できるものと解してはならない。

3 災害復旧工事等の緊急工事または機械設備等の修理、修繕の工事で環境への影響が少ない工事については、仕様書及びチェック表の作成は省略できるものとする。

また、通常の工事においても規模により、仕様書及びチェック表の作成を省略することができる場合があるものとし、その取り扱いは運用手順書で定めるものとする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は運用手順書で定めるものとする。

付 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

14 那覇市住宅用省エネ設備補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地球温暖化の原因となる温室効果ガスを削減するとともに、環境保護についての意識啓発を図る目的で、住宅用省エネ設備の設置者に対し、予算の範囲内において那覇市住宅用省エネ設備補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関し、那覇市補助金等交付規則（昭和 52 年那覇市規則第 34 号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(補助対象設備)

第2条 この要綱に定める補助の対象となる住宅用省エネ設備（以下「対象設備」という。）とは、別表 1 に掲げるもので、次の要件に適合したものをいう。

- (1) 未使用品であること。
- (2) リース契約によるシステムではないこと。

(補助の対象)

第3条 この要綱に定める補助の対象となる者は、次に掲げる各号の要件全てを満たす者とする。

- (1) 補助金の交付を申請した年度中に対象設備の設置工事を完了し、当該年度 の 3 月 31 日までに第 9 条第 1 項の実績報告書を提出できる個人であること。（その日が本市の休日に当たる場合は、その日前において最も近い本市の休日でない日とする。）
- (2) 本市内において自らが居住する住宅（住宅に事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものを含む。）に対象設備を設置する者。ただし、実績報告の日までに現に居住していること。
- (3) 本市の市税（市民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税をいう。）を完納していること。
- (4) 対象設備を設置する建物が、補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）の所有名義でない場合、又は共有名義の場合は、書面により所有名義者、又は共有名義者の設置承諾を受けていること。
- (5) 同一世帯で過去に同一設備の補助金の交付を受けていないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費の範囲は、対象設備の設置及び購入に要する費用とする。

(補助金額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の 10 分の 1 又は別表 1 に掲げる補助限度額のいずれか少ない額とする。

2 前項の規定する額に 100 円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

(申請)

第6条 申請者は、次に掲げる書類を添付して、補助金交付申請書（第 1 号様式。以下「交付申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

- (1) 対象設備の設置に係る契約書及び補助対象経費の内訳書の写し（申請時に対象設備設置に係る契約を締結していない場合に限り見積書の写しでも可とする。）
- (2) 設置工事着手前の現況写真及び建物の全体写真（カラー写真に限る。）
- (3) 対象設備を設置する建物が申請者の所有名義でない、又は共有名義の場合、建物の所有名義者、又は共有名義者の承諾書。（第 2 号様式）

- (4) 設置する対象設備の仕様が分かる書類
 - (5) 対象設備を設置する建物付近の見取り図
 - (6) 対象設備を設置する建物の所有を証明する書類。(資産証明書、登記簿謄本、権利証、建築確認済証等の写し)
 - (7) その他市長が必要と認める書類
- 2 受付方法及び受付期間（以下「受付期間等」という。）は、別に定める。
- 3 交付申請書及び添付書類の提出は、持参によるものとする。

（交付の決定及び通知等）

- 第7条** 市長は、前条の交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、必要があるときは現地調査を行い、補助金交付の決定（以下「交付決定」という。）を行うものとする。
- 2 市長は、交付決定したときは、補助金交付決定通知書（第3号様式）により、申請者に通知するものとし、補助金を交付しない旨の決定（以下「不交付決定」という。）をしたときは、補助金不交付決定通知書（第4号様式）により、申請者に通知するものとする。

（補助金交付変更等）

- 第8条** 申請者が補助事業を中止しようとするとき、又は、前条の規定により交付決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）が、交付申請の内容を変更（市長が定める軽微な変更を除く。）しようとするとき、若しくは補助事業を廃止しようとするときは、補助金交付変更・中止・廃止申請書（第5号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助金交付申請額を増額することはできない。
- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、当該変更等を承認すべきと認めたときは、補助金交付変更・中止・廃止決定通知書（第6号様式）により通知するものとする。

（実績報告）

- 第9条** 補助対象者は、対象設備の設置等が完了したときは、速やかに実績報告書（第7号様式）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。この場合において、これらの書類の提出期限は、交付申請をした年度の3月31日（その日が本市の休日に当たる場合は、その日前において最も近い本市の休日でない日とする。）までとする。

- (1) 対象設備の設置に要した費用に係る領収書（内訳書を含む）の写し
 - (2) 対象設備の設置状況を示す写真（カラー写真）
 - (3) 対象設備の保証書の写し（設置年月日が確認できる書類）
 - (4) 補助対象者の住民票
 - (5) 補助対象者の市税完納証明書
 - (6) 補助対象者の国民健康保険税の完納証明書（国民健康保険以外は保険証の写し）
 - (7) 対象設備の設置に係る契約書及び補助対象経費の内訳書（申請時に提出されていない場合）
 - (8) 対象設備を設置する建物の所有を証明する書類（申請時に提出されていない場合）
 - (9) その他市長が必要と認める書類
- 2 実績報告書及び添付書類の提出は、持参による。

（交付額の確定）

- 第10条** 市長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、必要があるときは現地調査を行い、適當と認めたときは、補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書（第8号様式）により通知するものとする。

(交付手続)

- 第 11 条** 前条の規定による通知を受けた補助対象者は、速やかに補助金交付請求書（第 9 号様式）により補助金の請求をしなければならない。
- 2 市長は、前項の規定により提出された補助金交付請求書（第 9 号様式）を審査し、適正と認めたときは、補助金を交付する。

(交付決定の取消し)

- 第 12 条** 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、第 7 条の規定による交付決定を取り消すことができる。
- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 第 9 条第 1 項に定める日までに実績報告書及び添付書類等を提出しないとき。
- 2 市長は、那覇市補助金等交付規則第 9 条又は前項の規定により交付決定を取消しする旨の決定をしたときは、補助金交付決定取消通知書（第 10 号様式）により通知するものとする。

(報告事務)

- 第 13 条** 補助対象者は、対象設備の運転等に係る次の各号について市長に報告しなければならない。
- (1) 対象設備の使用状況に関するアンケート
- (2) その他市長が必要と認めるもの

(手続代行者)

- 第 14 条** 補助金交付申請を行う者は、第 6 条、第 8 条、第 9 条及び第 11 条の手続きについて、対象設備を販売する者等（以下「手続代行者」という。）に対しこれらの手続きの代行を依頼することができる。
- 2 手続代行者は、依頼された手続きを誠意をもって実施するものとし、当該手続きの代行を通じ知り得た情報は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に従って取り扱うものとする。
- 3 市長は、手続代行者が第 1 項に規定する手続きを偽りその他不正の手段により行った疑いがある場合は、必要に応じて調査を実施し、不正行為が認められたときは、当該手続代行者の名称及び不正の内容を公表し、当分の間、手続きの代行を認めないものとする。

(補助金の返還)

- 第 15 条** 市長は、第 12 条の規定により、補助金の交付決定を取消した場合において、既に補助金を交付しているときは、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

- 第 16 条** この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

付 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

別表1 (第2条、第5条関係)

対象設備	設備概要	補助限度額
住宅用太陽熱利用システム	<p>ア 自然循環型太陽熱温水器（太陽熱エネルギーを集熱器に集めて給湯に利用するもで、貯湯部分と集熱器部分が一体型のもの。）</p> <p>イ 強制循環型ソーラーシステム（住宅の屋根等への設置に適し、不凍液等の熱媒を強制循環する太陽熱集熱器と蓄熱槽から構成され、給湯又は給湯及び空調に利用されるもの。）</p>	50,000 円
エコキュート（家庭用ヒートポンプ給湯機）	ア 日本工業規格 JIS C 9220 の評価に基づく性能表示が行われているもので、CO ₂ を冷媒として用いるもの。	100,000 円

※ 表紙の絵は、「漫湖みんなでミュージアム 2015（写真部門）」
タイトル「飛びかけっこ」で「金賞」を受賞した、大庭一朗さん
(城北小学校 5年) の作品です。

平成27年度版 那覇市の環境

発行年月 平成28年3月

編集・発行 那覇市環境部環境政策課

〒900-8585 那覇市泉崎1-1-1

TEL 098-951-3392

FAX 098-951-3230

地球にやさしい再生紙